



(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法律〕

- 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法の一部を改正する法律 (五八) 二
- 特定商取引に関する法律の一部を改正する法律 (五九) 二
- 消費者基本法の一部を改正する法律 (六〇) 四
- 消費者教育の推進に関する法律 (六一) 四
- 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律 (六一) 七
- 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律 (六三) 七
- 社会保障制度改革推進法 (六四) 三
- 子ども・子育て支援法 (六五) 三
- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律 (六六) 三
- 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 (六七) 三

○社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律 (六八)

○社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律 (六九)

一六

一五

本号で公布された
法令のあらまし

◇特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法の一部を改正する法律 (法律第五八号) (環境省)

1 法律の有効期限
この法律の有効期限を平成三十五年三月三十一日まで延長することとした。(附則第二項関係)

2 基本方針
環境大臣は、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等を平成三十四年度までの間に計画的かつ着実に推進するための基本方針を定めなければならないこととした。(第三条第一項関係)

3 実施計画の協議
都道府県等は特定産業廃棄物に起因する支障の除去等の実施に関する計画を定めようとするときは、平成三十五年三月三十一日までに環境大臣に協議しなければならないこととした。(第四条第五項関係)

4 この法律は、公布の日から施行することとした。

◇特定商取引に関する法律の一部を改正する法律 (法律第五九号) (消費者庁)

1 目的の変更
この法律の対象に訪問購入を追加することとした。(第一条関係)

2 訪問購入
(一) 「訪問購入」とは、物品の購入を業として営む者(以下「購入業者」という)が営業所等以外の場所において、売買契約の申込みを受け、又は売買契約を締結して行う方法(ただし、訪問購入に係る売買契約の相手方の利益を損なうおそれがないと認められる物品等であつて、政令で定めるものを除く。)の購入をいうこととした。(第五八条の四関係)

(二) 購入業者は、訪問購入をしようとするときは、その勧誘に先立って、その相手方に対し、購入業者の氏名等を明らかにしなければならないものとする(第五八条の五関係)

(三) 購入業者は、訪問購入に係る売買契約の締結について勧誘の要請をしていない者に対し、営業所等以外の場所において、当該売買契約の締結について勧誘をし、又は勧誘を受ける意思の有無を確認すること等を禁止することとした。(第五八条の六関係)

(四) 購入業者は、営業所等以外の場所において物品につき売買契約の申込みを受けたとき又は契約を締結したとき等は、その申込みの内容を記載した書面又はその売買契約の内容を明らかにする書面を交付しなければならないものとする(第五八条の七及び第五八条の八関係)

(五) 購入業者は、訪問購入に係る売買契約の相手方から直接物品の引渡しを受ける時は、その売買契約の相手方に対し、(四)の書面を受領した日から起算して八日を経過した場合を除き、当該物品の引渡しを拒むことができる旨を告げなければならないものとする(第五八条の九関係)

(六) 購入業者は、訪問購入に係る売買契約の締結について勧誘をするに際し、又は訪問購入に係る売買契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、物品の種類及びその性能等につき、不実のことを告げる行為等をしてはならないものとする(第五八条の一〇関係)

(七) 購入業者は、訪問購入に係る売買契約の相手方から物品の引渡しを受けた後に、第三者に当該物品を引き渡したときは、(四)の書面を受領した日から起算して八日を経過した場合を除き、その旨及びその引渡しに関する事項を、遅滞なく、その売買契約の相手方に通知しなければならないこととした。(第五八条の一〇関係)

(八) 購入業者は、訪問購入に係る売買契約の相手方から物品の引渡しを受けた後に、(四)の書面を受領した日から起算して八日を経過した場合以外の場合において第三者に当該物品を引き渡すときは、(五)の規定により当該物品の売買契約が解除された旨又は解除されることがある旨を、その第三者に通知しなければならないこととした。(第五八条の一〇の二関係)

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成二十四年八月二十二日

内閣総理大臣 野田 佳彦

法律第六十二号

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律

第一条 国民年金法の一部改正

第五十五条第四項中「第八十九条」を「第八十九条第一項」に改める。

第十九条第四項中「又は兄弟姉妹」を「兄弟姉妹又はこれらの者以外の三親等内の親族」に改め、同条第四項中「第一項に規定する順序による」を「政令で定める」に改める。

第二十八条第一項ただし書中「ときに」の下に「他の年金たる給付」を加え、以下この条において同じ。若しくは「を」又は「に改め、するものを除く。」の下に「を」を加え、他の年金給付若しくは被用者年金各法による年金たる給付を「他の年金たる給付」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 六十六歳に達した日後に次の各号に掲げる者が前項の申出をしたときは、当該各号に定める日において、同項の申出があつたものとみなす。

一 七十歳に達する日前に他の年金たる給付の受給権者となつた者 他の年金たる給付を支給すべき事由が生じた日

二 七十歳に達した日後にある者(前号に該当する者を除く) 七十歳に達した日

第三十四条第三項中「障害基礎年金」を「障害基礎年金の受給権者の障害の程度が増進したことが明らかである場合として厚生労働省令で定める場合を除き、当該障害基礎年金」に改める。

第三十七条、第三十七条の二第一項及び第二項並びに第三十九条中「妻」を「配偶者」に改める。

第四十条第二項中「妻」を「配偶者」に「すべて」を「全て」に改める。

第四十一条第二項中「妻」を「配偶者」に改める。

第四十一条の二第二項中「妻」を「配偶者」に「さかのぼつて」を「遡つて」に改め、同条第二項中「妻」を「配偶者」に改める。

第五十二条の二第二項第二号及び第三項中「妻」を「配偶者」に改める。

第八十七条の二第一項中「第八十九条」を「第八十九条第一項」に改め、同条第四項中「同項の規定による保険料を納期限までに納付しなかつたときは、その納期限の日」を削る。

第八十九条中「及び第九十三条第一項の規定により前納されたもの」を削り、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定により納付することを要しないものとされた保険料について、被保険者又は被保険者であつた者(次条から第九十条の三までにおいて「被保険者等」という)から当該保険料に係る期間の各月につき、保険料を納付する旨の申出があつたときは、当該申出のあつた期間に係る保険料に限り、同項の規定は適用しない。

第九十条第一項中「被保険者又は被保険者であつた者(次条及び第九十条の三において「被保険者等」という)」を「被保険者等」に改め、及び第九十三条第一項の規定により前納されたものを削り、同項第一号、第三号及び第四号中「前年の所得」を「当該保険料を納付することを要しないものとすべき月の属する年の前年の所得」に改める。

第九十条の二第二項中「及び第九十三条第一項の規定により前納されたもの」を削り、同項第一号中「前年の所得」を「当該保険料を納付することを要しないものとすべき月の属する年の前年の所得」に改め、同条第二項中「及び第九十三条第一項の規定により前納されたもの」を削り、同項第一号中「前年の所得」を「当該保険料を納付することを要しないものとすべき月の属する年の前年の所得」に改め、同条第三項中「及び第九十三条第一項の規定により前納されたもの」を削り、同項第一号中「前年の所得」を「当該保険料を納付することを要しないものとすべき月の属する年の前年の所得」に改める。

第九十条の三第一項中「及び第九十三条第一項の規定により前納されたもの」を削り、同項第一号中「前年の所得」を「当該保険料を納付することを要しないものとすべき月の属する年の前年の所得」に改める。

第九十四条第一項中「第八十九条」を「第八十九条第一項」に改め、同項ただし書中「第九十条の二第二項」を「同条第一項」に改め、同条第二項中「第八十九条」を「第八十九条第一項」に改める。

第九十五条第三項中「受給権者」の下に「又は受給権者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者」を加える。

第九十八条第二項中「第八十九条第一号」を「第八十九条第一項第一号」に、「同条第二号」を「同項第二号」に、「同条第三号」を「同項第三号」に改める。

第九十九条の四第一項第十五号の次に次の一号を加える。

十五の二 第八十九条第二項の規定による申出の受理

第九十六条第一項及び第九十七条第三項第三号中「第八十九条」を「第八十九条第一項」に改める。

附則第三条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「被保険者の資格の特例」を付する。

附則第四条を削り、附則第四条の二を附則第四条とする。

附則第五条第一項第一号中「又は附則第四条第一項に規定する政令で定める者であるもの」を削り、同条第七項第二号中「できる者及び附則第四条第一項に規定する政令で定める者のいずれにも」を「できる者に」に改める。

附則第六条中「又は附則第四条第一項に規定する政令で定める者のいずれか」を削る。

附則第七条第一項中「第一号被保険者でなかつた期間のうち」を削り、「及び」を「、保険料納付済期間及び」に改める。

附則第九条の三の二第一項第四号を削る。

第二条 国民年金法の一部を次のように改正する。

第十條 国民年金法の一部を次のように改正する。

第十條 国民年金法の一部を次のように改正する。

第十條 国民年金法の一部を次のように改正する。

第十條 国民年金法の一部を次のように改正する。

附則第九条第一項中「有し、かつ」を「有する者(以下この項において「保険料納付済期間等を有する者」という。)のうち」に、「であつて」を「であつて」に改め、「合算対象期間」の下に「(附則第五条第一項第一号又は第三号に該当した期間(第二号被保険者又は第三号被保険者であつた期間、保険料納付済期間及び六十歳以上であつた期間を除く。)をいう。以下同じ。)」を加え、「二十五年以上であるものは、同条、第三十七条(第四号に限る。)」を「十年以上であるものは、第二十六条」に、「みなす」を「みなし、保険料納付済期間等を有する者のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上である者であつて、保険料納付済期間、保険料免除期間及び合算対象期間を合算した期間が二十五年以上であるものは、第三十七条(第三号及び第四号に限る。)」の規定の適用については、保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上であるものとみなす」に改め、同条第二項中「附則第七条第二項の規定は、前項に規定する」を削り、「準用する」を「は、第十一条の規定の例による」に改める。

附則第九条の第三項中「二十五年」を「十年」に改める。

(厚生年金保険法の一部改正)

第三条 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)の一部を次のように改正する。
第十二条に次の一号を加える。

六 事業所に使用される者であつて、その一週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成五年法律第七十六号)第二条に規定する通常の労働者(以下この号において「通常の労働者」という。)の一週間の所定労働時間の四分の三未満である同条に規定する短時間労働者(以下この号において「短時間労働者」という。)又はその一月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の一月間の所定労働日数の四分の三未満である短時間労働者に該当し、かつ、イからニまでのいずれかの要件に該当するもの。

イ 一週間の所定労働時間が二十時間未満であること。

ロ 当該事業所に継続して一年以上使用されることが見込まれないこと。

ハ 報酬(最低賃金法(昭和三十四年法律第三十七号)第四条第三項各号に掲げる賃金に相当するものとして厚生労働省令で定めるものを除く。)について、厚生労働省令で定めるところにより、第二十二条第一項の規定の例により算定した額が、八万八千円未満であること。

ニ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十条に規定する高等学校の生徒、同法第八十三条に規定する大学の学生その他の厚生労働省令で定める者であること。

第二十条第一項の表を次のように改める。

標準報酬月額等級	標準報酬月額	報酬月額
第一級	八八、〇〇〇円	九三、〇〇〇円未満
第二級	九八、〇〇〇円	九三、〇〇〇円以上 一〇一、〇〇〇円未満
第三級	一〇四、〇〇〇円	一〇一、〇〇〇円以上 一〇七、〇〇〇円未満
第四級	一一〇、〇〇〇円	一〇七、〇〇〇円以上 一一四、〇〇〇円未満
第五級	一一八、〇〇〇円	一一四、〇〇〇円以上 一二二、〇〇〇円未満
第六級	一二六、〇〇〇円	一二二、〇〇〇円以上 一三〇、〇〇〇円未満

第七級	一三四、〇〇〇円	一三〇、〇〇〇円以上 一三八、〇〇〇円未満
第八級	一四二、〇〇〇円	一三八、〇〇〇円以上 一四六、〇〇〇円未満
第九級	一五〇、〇〇〇円	一四六、〇〇〇円以上 一五五、〇〇〇円未満
第一〇級	一六〇、〇〇〇円	一五五、〇〇〇円以上 一六五、〇〇〇円未満
第一一級	一七〇、〇〇〇円	一六五、〇〇〇円以上 一七五、〇〇〇円未満
第一二級	一八〇、〇〇〇円	一七五、〇〇〇円以上 一八五、〇〇〇円未満
第一三級	一九〇、〇〇〇円	一八五、〇〇〇円以上 一九五、〇〇〇円未満
第一四級	二〇〇、〇〇〇円	一九五、〇〇〇円以上 二二〇、〇〇〇円未満
第一五級	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円以上 二三〇、〇〇〇円未満
第一六級	二四〇、〇〇〇円	二三〇、〇〇〇円以上 二五〇、〇〇〇円未満
第一七級	二六〇、〇〇〇円	二五〇、〇〇〇円以上 二七〇、〇〇〇円未満
第一八級	二八〇、〇〇〇円	二七〇、〇〇〇円以上 二九〇、〇〇〇円未満
第一九級	三〇〇、〇〇〇円	二九〇、〇〇〇円以上 三二〇、〇〇〇円未満
第二〇級	三二〇、〇〇〇円	三二〇、〇〇〇円以上 三三〇、〇〇〇円未満
第二一級	三四〇、〇〇〇円	三三〇、〇〇〇円以上 三五〇、〇〇〇円未満
第二二級	三六〇、〇〇〇円	三五〇、〇〇〇円以上 三七〇、〇〇〇円未満
第二三級	三八〇、〇〇〇円	三七〇、〇〇〇円以上 三九五、〇〇〇円未満
第二四級	四一〇、〇〇〇円	三九五、〇〇〇円以上 四二五、〇〇〇円未満
第二五級	四四〇、〇〇〇円	四二五、〇〇〇円以上 四五五、〇〇〇円未満
第二六級	四七〇、〇〇〇円	四五五、〇〇〇円以上 四八五、〇〇〇円未満
第二七級	五〇〇、〇〇〇円	四八五、〇〇〇円以上 五一五、〇〇〇円未満
第二八級	五三〇、〇〇〇円	五一五、〇〇〇円以上 五四五、〇〇〇円未満
第二九級	五六〇、〇〇〇円	五四五、〇〇〇円以上 五七五、〇〇〇円未満
第三〇級	五九〇、〇〇〇円	五七五、〇〇〇円以上 六〇五、〇〇〇円未満
第三一級	六二〇、〇〇〇円	六〇五、〇〇〇円以上

第二十一条第一項中「十七日」の下に「(厚生労働省令で定める者にあつては、十一日。第二十三条第一項、第二十三条の第二項及び第二十三条の第三項において同じ。)」を加え、同条第三項中「又は第二十三条の二」を「第二十三条の二又は第二十三条の三」に改める。

第二十三条の第二項に次のただし書を加える。
ただし、育児休業等終了日の翌日に次条第一項に規定する産前産後休業を開始している被保険者は、この限りでない。

第二十三條の二の次に次の一条を加える。

第二十三條の三 厚生労働大臣は、産前産後休業(出産の日(出産の日が産産の予定日後であるときは、出産の予定日)以前四十二日(多胎妊娠の場合においては、九十八日)から出産の日後五十六日までの間において勤務に従事しないこと(妊娠又は出産に関する事由を理由として勤務に従事しない場合に限る)をいい、船員たる被保険者にあつては、船員法第八十七條第一項又は第二項の規定により職務に服さないこと)をいう。以下同じ。を終了した被保険者が、当該産前産後休業を終了した日(以下この条において「産前産後休業終了日」という)において当該産前産後休業を終了する子を養育する場合において、その使用される事業所の事業主を経由して厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣に申出をしたときは、第二十一條の規定にかかわらず、産前産後休業終了日の翌日が属する月以後三月間(産前産後休業終了日の翌日において使用される事業所で継続して使用された期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となつた日数が十七日未満である月があるときは、その月を除く)に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬月額を改定する。ただし、産前産後休業終了日の翌日に育児休業等を開始している被保険者は、この限りでない。

2 前項の規定によつて改定された標準報酬額は、産前産後休業終了日の翌日から起算して二月を経過した日の属する月の翌月からその年の八月(当該翌月が七月から十二月までのいずれかの月である場合は、翌年の八月)までの各月の標準報酬月額とする。

第二十四條第一項中「第二十二條第一項若しくは、を」第二十二條第一項、第二十三條の二第一項若しくは」に改め、「第二十三條第一項」の下に、「第二十三條の二第一項」を加え、同条第二項中「第二十三條第一項」の下に、「第二十三條の二第一項」を加える。

第二十六條第一項中「月、以下この項」を「月、以下この条」に改め、同項に次の一号を加える。

六 当該被保険者に係る第八十一條の二の二の規定の適用を受ける産前産後休業を開始したとき。

第二十六條に次の一項を加える。

3 第一項第六号の規定に該当した者(同項の規定により当該子以外の子に係る基準月の標準報酬月額が基準月の標準報酬月額とみなされている場合を除く)に対する同項の規定の適用については、同項中「この項の規定により当該子以外の子に係る基準月の標準報酬月額が標準報酬月額とみなされている場合にあつては、当該みなされた基準月の標準報酬月額」とあるのは、「第六号の規定の適用がなかつたとしたならば、この項の規定により当該子以外の子に係る基準月の標準報酬月額が標準報酬月額とみなされる場合にあつては、当該みなされることとなる基準月の標準報酬月額」とする。

第三十七條第一項中「又は兄弟姉妹」を「兄弟姉妹又はこれらの者以外の三親等内の親族」に改め、同条第四項中「第一項に規定する順序による」を「政令で定める」に改める。

第四十二條第二号中「二十五年」を「十年」に改める。

第四十四條の三第一項ただし書中「と」の下に「他の年金たる給付(一)を加え、以下この条において同じ。若しくは」又は「と」に改め、「給付若しくは他の被用者年金各法による年金たる給付」を「他の年金たる給付」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 一年を経過した日後に次の各号に掲げる者が前項の申出をしたときは、当該各号に定める日において、同項の申出があつたものとみなす。

一 老齢厚生年金の受給権を取得した日から起算して五年を経過した日(次号において「五年を経過した日」という)前に他の年金たる給付の受給権者となつた者 他の年金たる給付を支給すべき事由が生じた日

二 五年を経過した日後にある者(前号に該当する者を除く) 五年を経過した日

第五十二條第三項中「障害厚生年金」を「障害厚生年金の受給権者の障害の程度が増進したことが明らかである場合として厚生労働省令で定める場合を除き、当該障害厚生年金」に改める。

第五十八條第一項第一号中「失踪」を「失踪」に改め、同項第四号中「又は第四十二條第二号に該当する者」を「(保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上である者に限る)又は保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上である者」に改める。

第六十五條の二に次のただし書を加える。

ただし、夫に対する遺族厚生年金については、当該被保険者又は被保険者であつた者の死亡に ついて、夫が国民年金法による遺族基礎年金の受給権を有するときは、この限りでない。

第六十六條第一項中「妻」を「配偶者」に改め、「第二項」の下に「前条本文」を加え、同条第二項中「妻」を「配偶者」に改め、同条第三項を削る。

第八十一條の二中「している被保険者」の下に「(次条の規定の適用を受けている被保険者を除く)」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第八十一條の二の二 産前産後休業期間中の保険料の徴収の特例

第八十一條の二の二 産前産後休業をしていない被保険者が使用される事業所の事業主が、厚生労働省令の定めるところにより厚生労働大臣に申出をしたときは、第八十一條第二項の規定にかかわらず、当該被保険者に係る保険料であつてその産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係るもの徴収は行わない。

第八十一條の三第二項中「第三十九條第七項又は第八項」の下に「これらの規定を同条第九項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。」を加え、「すべて」を「全」に改める。

第九十八條第三項中「受給権者」の下に「又は受給権者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者」を加える。

第一百條の四第一項第四号中「及び第二十三條の二第一項」を「第二十三條の二第一項及び第二十三條の三第一項」に改め、「第二十三條の二第一項」の下に「第二十三條の三第一項」を加え、同項第二十七号中「第八十一條の二」の下に「及び第八十一條の二の二」を加える。

第一百條の十第一項第二十九号中「第八十一條の二」の下に「第二十二條の二」を加える。

第一百二十九條第七項中「加入員」(一)の下に「第九項において準用するこの項の規定の適用を受けている産前産後休業をしていない加入員及び」を加え、同条第八項中「している加入員」の下に「(次項において準用するこの項の規定の適用を受けている産前産後休業をしていない加入員を除く)」を加え、同条に次の一項を加える。

9 加入員が産前産後休業をしている場合においては、前二項の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。

第一百四十條第九項中「している当該加入員」の下に「(次項において準用するこの項の規定の適用を受けている産前産後休業をしていない当該加入員を除く)」を加え、同条に次の一項を加える。

10 当該加入員が産前産後休業をしていない場合においては、前二項の規定を準用する。この場合において、第八項中「前条第八項」とあるのは「前条第九項において準用する同条第八項」と、「前条第八項」とあるのは「前条第九項において準用する同条第八項」と読み替へるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

第四條の二を次のように改める。

第四條の二 削除

附則第四條の三第三項中「又は前条第一項」を削る。

附則第四條の五第一項中「(附則第四條の二第一項に該当する者を除く)」を削る。

附則第九條の二第二項中「受給権者」の下に「(第五項において「老齢厚生年金の受給権者」という)を「第四項」に改め、「第五項」を加え、「附則第十三條の五第一項」を「第五項及び附則第十三條の五第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

5 老齢厚生年金の受給権者又は老齢厚生年金の受給権者であつた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定にかかわらず、同項の規定による請求をすることができる。この場合において、当該各号に規定する日に同項の規定による請求があつたものとみなす。

一 老齢厚生年金の受給権者となつた日において、被保険者でなく、かつ、障害状態にあるとき(障害厚生年金その他の障害を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるもの(次号及び第三号において「障害厚生年金等」という)を受けることができる)に限る。

二 障害厚生年金等を受けることができることとなつた日において、老齢厚生年金の受給権者であつて、かつ、被保険者でないとき。
 三 被保険者の資格を喪失した日（引き続き被保険者であつた場合には、引き続き被保険者の資格を喪失した日）において、老齢厚生年金の受給権者であつて、かつ、障害状態にあるとき（障害厚生年金等を受けることができることに限る。）。

附則第十四条第一項中「であつて」を「のうち」に、「附則第七条第一項」を「附則第九条第一項」に改め、「合算対象期間」の下に「（以下この条において「合算対象期間」という。）」を加え、「二十五年以上であるものは」を「十年以上である者は」に改め、「及び第五十八条第一項（第四号に限る。）及び」を「第二十八條の四第一項」を削り、「みなす」を「みなし」に改め、被保険者期間を有する者のうち、その者の保険料納付済期間、保険料免除期間及び合算対象期間を合算した期間が二十五年以上である者は、第五十八条第一項（第四号に限る。）及び附則第二十八條の四第一項の規定の適用については、保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上であるものとみなす」に改め、同条第二項中「附則第七条第二項」を「附則第九条第二項」に改め、「前項に規定する」を削る。

附則第二十八條の四第一項中「第四十二條第二号に該当しない者」を「保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年に満たない者」に改める。

附則第二十九條第一項第四号を削る。

附則第三十二條第二項第三号中「及び第八項」の下に「これらの規定を同条第九項において準用する場合を含む。」を「第九項」の下に「これらの規定を同条第十項において準用する場合を含む。」を加える。

（国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正）

第四条 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

附則第五條第九号中「附則第七条第一項」を「附則第九条第一項」に改める。

附則第七条を次のように改める。

第七條 削除

附則第八條第一項中「以下この条において」を「以下この条及び附則第二十七條において」に、「同条第四項」を「旧国民年金法第五條第四項」に、「同法」を「旧国民年金法」に改め、同条第二項中「国民年金法第十條第一項の規定の適用については、国民年金の被保険者期間とみなす」を削り、「同法第二十六條（同法第三十七條第四号において適用する場合を含む。）を「国民年金法第二十六條、第三十七條第三号及び第四号」に改め、同条第五項中「国民年金法第十條第一項の規定の適用については、国民年金の被保険者期間」を削り、「同法」を「国民年金法」に改め、「それぞれ」を削り、同条第七項中「国民年金の被保険者期間又は」を削り、同条第八項中「第十條第一項及び」及び「第三十七條第四号」を削り、「場合を含む。」の下に「第三十七條第三号及び第四号」を加える。

附則第十二條第一項中「有し、かつ」を「有する者（以下この項において「保険料納付済期間等を有する者」という。）のうち」に、「次の各号」を「第二号から第七号まで及び第十八号から第二十号まで」に、「同法第二十六條及び第三十七條（第四号に限る。）を「同条」に、「みなす」を「みなし、保険料納付済期間等を有する者のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間（附則第八條第一項の規定により保険料免除期間とみなすこととされたものを含む。）とを合算した期間が二十五年に満たない者であつて第一号から第十九号までのいずれかに該当するものは、同法第三十七條（第三号及び第四号に限る。）の規定の適用については、保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上であるものとみなす」に改め、同項第九号中「国家公務員共済組合法」を「その者の遺族（国家公務員共済組合法第二條第一項第三号に規定する遺族をいう。第十一号において同じ。）が同法」に、「読み替えられた同法による退職共済年金」を「読み替えられた同法による遺族共済年金（当該者の死亡に係るものに限る。以下この号において同じ。）」に、「受けることにより同法による退職共済年金」を「受けることにより同法による遺族共済年金」に改め、同項第十一号中「国の施行法」を「その者の遺族が国の施行法」に、「同法」を「旧の施行法」に、「退職共済年金」を「遺族共済年金（当該者の死亡に係るものに限る。）」に改め、同項第十二号中「新地方公務員等共済組合法」を「地方公務員等共済組合法」に、「地方公務員等共済組合法」に改め、昭和六十年地方公務員共済改正法第二條の規定による改正後の「を削り、以下「新地方の施行法」を「第十四号及び第十五号において「地方の施行法」に、「同法附則第二十八條の四第一項第二号イ」を「同項第二号イ」に、「又は同法」を「又は地方公務員等共済組合法」に改め、同項第十三号中「新地方公務員等共済組合法」を「地方公務員等共済組合法」に改め、「受けることにより」の下に「その者の遺族（同法第二條第一項第三号に規定する遺族をいう。第十五号及び第十六号において同じ。）が」を加え、「退職共済年金」を「遺族共済年金（当該者の死亡に係るものに限る。）」に改め、同項第十四号中「新地方の施行法及び」を「地方の施行法」に、「地方の施行法」に改め、同項第十五号中「新地方の施行法」及び「同法」を「地方の施行法」に、「新地方公務員等共済組合法による退職共済年金」を「その者の遺族が地方公務員等共済組合法による退職共済年金（当該者の死亡に係るものに限る。）」に改め、同項第十六号中「同法」を「昭和六十年地方公務員共済改正法」に、「新地方公務員等共済組合法による退職共済年金」を「その者の遺族が地方公務員等共済組合法による退職共済年金（当該者の死亡に係るものに限る。）」に改め、同項第十七号中「昭和六十年私立学校教職員共済改正法第二條の規定による改正後の」を「その者の遺族（私立学校教職員共済法第二十五條において準用する国家公務員共済組合法第二條第一項第三号に規定する遺族をいう。）が」に、「退職共済年金」を「遺族共済年金（当該者の死亡に係るものに限る。）」に改め、同項に次の一号を加える。

二十 共済組合又は私立学校教職員共済法の規定により私立学校教職員共済制度を管掌することとされた日本私立学校振興・共済事業団が支給する退職共済年金を受けることができること（その受給権者が大正十五年四月二日以後に生まれた者である場合に限り、第二号から第七号まで、第十八号及び前号のいずれかに該当する場合を除く。）。

附則第十二條第二項中「新国民年金法附則第七條第二項」を「国民年金法附則第九條第二項」に改める。

附則第十五條第一項第一号中「二十五年」を「十年」に改め、同項第二号中「附則第十二條第一項各号」を「附則第十二條第一項第二号から第七号まで及び第十八号から第二十号まで」に改め、同条第五項中「新国民年金法附則第七條第二項」を「国民年金法附則第九條第二項」に改める。

附則第十八條第一項第一号中「二十五年」を「十年」に改め、同項第二号中「附則第十二條第一項各号」を「附則第十二條第一項第二号から第七号まで及び第十八号から第二十号まで」に改め、同条第五項中「とする」を「と、七十歳に達する日」とあるのは「老齢基礎年金の受給権を取得した日から起算して五年を経過した日（次号において「五年を経過した日」という。）と、七十歳に達した日」とあるのは「五年を経過した日」とする」に改め、同条第六項中「新国民年金法附則第七條第二項」を「国民年金法附則第九條第二項」に改める。

附則第二十二條中「私立学校教職員共済法の規定により私立学校教職員共済制度を管掌することとされた」を削る。

附則第二十七條中「通算老齢年金」及び「通算退職年金」の下に「であつて旧保険料納付済期間旧保険料免除期間及び通算対象期間を合算した期間が二十五年以上であるものその他政令で定めるもの」を加える。

附則第二十九條中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項を第二項とする。

附則第三十條 削除

附則第三十一條第二項中「規定により」の下に「なおその効力を有するものとされた旧国民年金法第二十九條の三の規定を適用する場合においては、同条第一号中「二十五年」とあるのは、「十年」とするほか、同項の規定により」を加える。

附則第四十三條第十二項中「第八十一條の二」の下に「及び第八十一條の二の二」を加える。
附則第四十八條第二項中「第五十八條第一項第四号」及び「第二十八條の四」を削り、「同じ」と及び「」の下に「第五十八條第一項第四号並びに」を、「附則第十四條第一項」の下に「及び第二十八條の四」を加え、同條第三項中「同法附則第十四條第一項」を「第五十八條第一項第四号並びに同法附則第十四條第一項及び第二十八條の四」に改める。
附則第五十七條中「ものを含む」の下に「以下この条において同じ」を加え、「有し、かつ」を「有する者のうち」に、「附則第十二條第一項各号」を「附則第十二條第一項第二号から第七号まで及び第十八号から第二十号まで」に改め、「及び第五十八條第一項（第四号に限る。）及び第二十八條の四第一項」を削り、「同法第四十二條第二号」を、「厚生年金保険法第四十二條第二号」に「みなす」を「みなし、厚生年金保険の被保険者期間を有する者のうち、保険料納付済期間（附則第八條第一項又は第二項の規定により保険料納付済期間とみなすこととされたものを含む。）と保険料免除期間（附則第八條第一項の規定により保険料免除期間とみなすこととされたものを含む。）とを合算した期間が二十五年に満たない者（同法附則第十四條第一項の規定により保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上であるものとみなされる者を除く。）であつて附則第十二條第一項第一号から第十九号までのいずれかに該当するものは、同法第五十八條第一項（第四号に限る。）及び同法附則第二十八條の四第一項の規定の適用については、保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上であるものとみなす」に改める。
附則第六十三條第二項中「規定により」の下に「なおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法第四十六條の三の規定を適用する場合には、同條第一号イ中「二十五年」とあるのは、「十年」とするほか、同項の規定により」を加える。
附則第七十四條第一項中「妻」を「配偶者」に改め、同條第五項中「新厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に「妻」を「配偶者」に改める。
附則第八十六條第二項中「規定により」の下に「なおその効力を有するものとされた旧船員保険法第三十九條ノ二の規定を適用する場合には、同條第一号イ中「二十五年」とあるのは、「十年」とするほか、同項の規定により」を加える。
第五條 削除

（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部改正）
第六條 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）の一部を次のように改正する。
附則第四十四條第一項ただし書中「附則第七條第一項」を「附則第九條第一項」に改める。
第七條 削除

（国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正）
第八條 国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）の一部を次のように改正する。
附則第三條第三項を削る。
附則第十條第一項中「別に法律で定める月」を「平成二十六年四月」に改める。
附則第十三條第七項中「別に法律で定める年度」を「平成二十六年度」に改める。
附則第十五條の前の見出しを削り、同條及び附則第十六條を次のように改める。
第十五條 削除

（基礎年金の国庫負担に要する費用の財源）
第十六條 特定年度以後の各年度において、附則第十四條第一項並びに昭和六十年改正法附則第三十四條第二項及び第三項の規定により読み替えられた第四條の規定による改正後の国民年金法第八十五條第一項（附則第十四條第二項において適用する場合を含む。）の規定により国庫が負担する費用のうち附則第十四條の二前段の規定の例により算定した額に相当する費用の財源については、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第百十八号）の施行により増加する消費税の収入を活用して、確保するものとする。

附則第十六條の二を削る。
附則第十九條第二項中「及び同法第九十三條第一項の規定により前納されたもの」を削る。
附則第三十二條の五を次のように改める。
（厚生年金保険の基礎年金拠出金の国庫負担に要する費用の財源）
第三十二條の五 特定年度以後の各年度において、第七條の規定による改正後の厚生年金保険法第八十條第一項の規定により国庫が負担する費用のうち附則第三十二條の二前段の規定の例により算定した額に相当する費用の財源については、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行により増加する消費税の収入を活用して、確保するものとする。
第九條 削除

（国家公務員共済組合法の一部改正）
第十條 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。
第二條第一項第二号イ中「弟妹」を「兄弟姉妹」に改め、同項第三号中「失踪」を「失踪」に改める。
第四十二條第四項中「第十項」の下に「若しくは第十一項及び第十二項」を加え、同條第九項中「月は」を「一月を」に改め、同項に次のただし書を加える。
ただし、育児休業等終了日の翌日に第十一項に規定する産前産後休業を開始している組合員は、この限りでない。
第四十二條第十一項中「若しくは第九項」を「第九項若しくは第十一項」に改め、同項を同條第十三項とし、同條第十項の次に次の二項を加える。
11 組合は、産前産後休業（出産の日（出産の日が産産の予定日後であるときは、出産の予定日）以前四十二日（多胎妊娠の場合にあつては、九十八日）から出産の日後五十六日までの間において勤務に服さないこと（妊娠又は出産に関する事由として勤務に服さない場合に限る。）をいう。以下同じ。）を終了した組合員が、当該産前産後休業を終了した日（以下この条において「産前産後休業終了日」という。）において当該産前産後休業に係る子を養育する場合において、組合に申出をしたときは、産前産後休業終了日の翌日から起算して二月を超えて継続して組合員であつた期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となつた日数が十七日未満である月があるときは、その月を除く。）を受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬を改定するものとする。ただし、産前産後休業終了日の翌日に育児休業等を開始している組合員は、この限りでない。
12 前項の規定によつて改定された標準報酬は、産前産後休業終了日の翌日から起算して二月を経過した日の属する月の翌月からその年の八月三十一日（七月から十二月までのいずれかの月から改定されたものについては、翌年の八月三十一日）までの標準報酬とする。
第四十二條の二第二項中「前条第十一項」を「前条第十三項」に改める。
第七十三條の二第一項中「月、以下この項」を「月、以下この条」に改め、同項に次の一号を加える。
六 当該組合員が第百條の二の二の規定の適用を受ける産前産後休業を開始したとき。
第七十三條の二に次の一項を加える。

3 第一項第六号の規定に該当した組合員（同項の規定により当該子以外の子に係る基準月の標準報酬の月額が基準月の標準報酬の月額とみなされている場合を除く。）に対する同項の規定の適用については、同項中「この項の規定により当該子以外の子に係る基準月の標準報酬の月額が標準報酬の月額とみなされている場合にあつては、当該みなされた基準月の標準報酬の月額」とあるのは、「第六号の規定の適用がなかつたとしたならば、この項の規定により当該子以外の子に係る基準月の標準報酬の月額が標準報酬の月額とみなされる場合にあつては、当該みなされることとなる基準月の標準報酬の月額」とする。

附則第十六條の二を削る。
附則第十九條第二項中「及び同法第九十三條第一項の規定により前納されたもの」を削る。
附則第三十二條の五を次のように改める。
（厚生年金保険の基礎年金拠出金の国庫負担に要する費用の財源）
第三十二條の五 特定年度以後の各年度において、第七條の規定による改正後の厚生年金保険法第八十條第一項の規定により国庫が負担する費用のうち附則第三十二條の二前段の規定の例により算定した額に相当する費用の財源については、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行により増加する消費税の収入を活用して、確保するものとする。
第九條 削除

第七十六條第一項第一号中「附則第七條第一項」を「附則第九條第一項」に、「二十五年」を「十年」に改め、同項第二号及び同條第二項第三号中「二十五年」を「十年」に改める。

第七十八條の二第一項ただし書中「取得したときに」の下に「他の年金である給付（を）を加え、以下この条において同じ。」を、「（）に、以下この条において同じ。若しくは（を）」又は「（）に、以下この条において同じ。（を）」を、「（）を」と改め、同項第二号中「（）に、障害共済年金若しくは遺族共済年金、地方公務員等共済組合法による年金である給付、私立学校教職員共済法による年金である給付、厚生年金保険法による年金である保険給付若しくは国民年金法による年金である給付」を「他の年金である給付」に改め、同條第二項を次のように改める。

2 一年を経過した日後に次の各号に掲げる者が前項の申出をしたときは、それぞれ当該各号に定める日において、同項の申出があつたものとみなす。
一 退職共済年金の受給権を取得した日から起算して五年を経過した日（次号において「五年を経過した日」という。）前に他の年金である給付の受給権者となつた者 彼の年金である給付を支給すべき事由が生じた日
二 五年を経過した日後にある者（前号に該当する者を除く。） 五年を経過した日

第八十八條第一項第一号中「失踪」を「失踪」に改め、同項第四号中「受給権者」の下に「（組合員期間等が二十五年以上である者に限る。）」を加える。

第九十一條第一項中「（配偶者）の下に」を「（障害等級の二級又は三級に該当する障害の状態にある夫、父母又は祖父母を除く。以下この項において同じ。）」を加え、同項ただし書中「その者が障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある場合には、その状態にある間」を「夫に対する遺族共済年金については、当該組合員又は組合員であつた者の死亡について、夫が国民年金法による遺族基礎年金を受ける権利を有するときに、同條第二項中「妻」を「配偶者」に改め、「遺族共済年金」の下に「第七十四條の二第二項若しくは第二項、前項本文、を」を加え、同條第三項中「妻」を「配偶者」に改め、同條第四項を削り、同條第五項中「妻」を「配偶者」に改め、同條第六項中「又は第四項前段」を削り、同項を同條第五項とする。

第九十二條の二中「（組合員）」の下に「（次条の規定の適用を受けている組合員及び）」を加え、同條の次に次の一条を加える。
（産前産後休業期間中の掛金の特例）
第九十二條の二の二 産前産後休業をしている組合員（第九十六條の五第二項に規定する任意継続組合員を除く。）が組合に申出をしたときは、第九十二條の規定にかかわらず、その産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日の属する月の前月までの期間に係る掛金は、徴収しない。

第九十二條第一項及び附則第十二條第九項中「第九十二條の二」の下に「及び第九十二條の二の二」を加える。

附則第十二條の二の二第一項及び第十二條の三第三号中「二十五年」を「十年」に改める。

附則第十二條の四の二第一項中「受給権者」の下に「（第六項において退職共済年金の受給権者という。）」を、「第五項」の下に、「第六項」を加え、「附則第十二條の六の三第三項において」を「第六項及び附則第十二條の六の三第三項において」に改め、同條に次の一項を加える。

6 退職共済年金の受給権者又は退職共済年金の受給権者であつた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定にかかわらず、同項の規定による請求をすることができる。この場合において、当該各号に規定する日に同項の規定による請求があつたものとみなす。
一 退職共済年金の受給権者となつた日において、組合員でなく、かつ、障害状態にあるとき（障害共済年金その他の障害を支給事由とする年金である給付であつて法令で定めるもの（次号及び第三号において「障害共済年金等」という。）を受けることができるときに限る。）。

二 障害共済年金等を受けることができることとなつた日において、退職共済年金の受給権者であつて、かつ、組合員でないとき。

三 組合員の資格を喪失した日（引き続き組合員であつた場合には、引き続き組合員の資格を喪失した日）において、退職共済年金の受給権者であつて、かつ、障害状態にあるとき（障害共済年金等を受けることができることに限る。）。

附則第十三條第一項の表第七十六條第一項第一号の項、第七十六條第二項第三号の項及び附則第十二條の三第三号の項を削る。
附則第十三條の五の見出し中「退職共済年金」を「遺族共済年金」に改め、同條中「が、退職共済年金を受ける権利を有しない者であつて、その者の」を「（組合員期間等が二十五年未満であつて、かつ）に改め、ものである」を削り、「第七十六條及び附則第十二條の三」を「第八十八條第一項第四号」に改める。

附則第十三條の六の見出し中「退職共済年金」を「遺族共済年金」に改め、同條第二号中「が退職共済年金の受給権者でない」を「（組合員期間等が二十五年未満である）」に改める。
附則第十三條の十第一項中「二十五年」を「十年」に改め、同項第四号を削る。

（国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正）
第十一條 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

別表新法第七十六條第一項第一号の項及び新法第七十六條第二項第三号の項を削り、同表新法第七十七條第二項の項中「特定更新組合員等又は特定監視等」を「国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百二十九号。以下「施行法」という。）第八條に規定する者若しくは施行法第九條に規定する者（以下「特定更新組合員等」という。）又は施行法第二十五條各号のいずれかに該当する者（以下「特定監視等」という。）」に改め、同表新法附則第十二條の三第三号の項を削る。
（国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正）
第十二條 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第五百号）の一部を次のように改正する。

附則第十四條第一項中「第七十六條」を削り、「附則第十二條の三、第十二條の六の二第一項、第十二條の八第二項中「（組合員期間等が二十五年未満）」に改め、並びに第十三條の十第一項、第十五條四月二日以後に生まれたものが国民年金等改正法附則第十二條第一項第二号から第七号まで、第十八号及び第十九号のいずれかに該当するときは、共済法第七十六條、附則第二号から第七号まで、第十二條の六の二第一項及び第十三條の十第一項の規定の適用については、その者は、組合員期間等が十年以上である者であるものとみなし、組合員期間等が二十五年未満」に、「大正十五年四月二日」を「同日」に改め、「第十一号まで」の下に「及び第二十号」を加え、「第七十六條」及び「附則第十二條の三、第十二條の六の二第一項及び第十三條の十第一項」を削り、同條第三項中「第七十六條」及び「附則第十二條の三及び第十三條の十第一項」を削り、同條第四項中「二十五年」を「十年」に改める。

附則第二十九條第一項及び第四項中「妻」を「配偶者」に改める。

第十三條 削除
（国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正）
第十四條 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

附則第八條第六項中「含む」の下に「。附則第八條の六において同じ」を加える。
（基礎年金拠出金の負担に要する費用の財源）
第八條の六 特定年度以後の各年度において、法第九十九條第三項第二号の規定により負担する費用のうち附則第八條の二前段の規定の例により算定した額に相当する費用（国の負担に係るものに限り）の財源については、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）の施行により増加する消費税の収入を活用して、確保するものとする。

附則第八條第六項中「含む」の下に「。附則第八條の六において同じ」を加える。

第十五条 地方公務員等共済組合法(昭和三十一年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号イ中「弟妹」を「兄弟姉妹」に改め、同項第三号中「失踪」を「失踪」に改める。

第七十八条第一項第一号中「附則第七條第一項」を「附則第九條第一項」に、「二十五年」を「十年」に改め、同項第二号及び同条第三号中「二十五年」を「十年」に改める。

第八十条の二第二項ただし書中「とき」の下に「他の年金である給付」を加え、「以下この条において同じ。」を「」に、「以下この条において同じ。」若しくは「」又は「」に、「以下この条において同じ。」を「」をいう。以下この条において同じ。」の「」に、「障害共済年金若しくは遺族共済年金、国家公務員共済組合法による年金である給付、私立学校教職員共済法による年金である給付、厚生年金保険法による年金である給付若しくは国民年金法による年金である給付」を「他の年金である給付」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 一年を経過した日後に次の各号に掲げる者が前項の申出をしたときは、当該各号に定める日において、同項の申出があつたものとみなす。

一 退職共済年金の受給権を取得した日から起算して五年を経過した日(次号において「五年を経過した日」という)前に他の年金である給付の受給権者となつた者 他の年金である給付を支給すべき事由が生じた日

二 五年を経過した日後にある者(前号に該当する者を除く) 五年を経過した日

第九十九条第一項第一号中「失踪」を「失踪」に改め、同項第四号中「受給権者」の下に「組合員期間等が二十五年以上である者に限る。」を加える。

第九十九条の四第一項中「祖父母」の下に「障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある夫、父母又は祖父母を除く。以下この項において同じ。」を加え、同項ただし書中「その者が障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある場合には、その状態にある間」を「夫に対する遺族共済年金については、当該組合員又は組合員であつた者の死亡について、夫が国民年金法による遺族基礎年金を受ける権利を有するときに改め、同条第二項中「妻」を「配偶者」に改め、「遺族共済年金が」の下に「第七十六条の二第二項若しくは第二項、前項本文」を加え、同条第三項中「妻」を「配偶者」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「妻」を「配偶者」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「又は第四項前段」を削り、同項を同条第五項とする。

第九十九条の二第二項中「組合員」の下に「次条の規定の適用を受けている組合員及び」を加え、同条第二項に次の一号を加える。

五 当該組合員が次条の規定の適用を受ける産前産後休業(出産の日(出産の日が産産の予定日後であるときは、産産の予定日)以前四十二日(多胎妊娠の場合にあつては、九十八日)から出産の日後五十六日までの間において勤務に服さないこと(妊娠又は出産に関する事由を理由として勤務に服さない場合に限る)をいう。以下同じ)を開始したとき。

第九十九条の二の次に次の一条を加える。

第九十九条の二の二(産前産後休業期間中の掛金の特例)

第九十九条の二の二(産前産後休業をしていない組合員(第九十四条の二第二項に規定する任意継続組合員を除く)が組合員に申出をしたときは、第九十四条の規定にかかわらず、その産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日の属する月の前月までの期間に係る掛金は、徴収しない。

第九十四条の二の二(第九十四条の二第二項)の下に「及び第九十四条の二の二」を加え、「及び同条第二項」を「並びに第九十四条の二第二項」に改める。

附則第十八条第八項中「第九十四条の二第二項」の下に「及び第九十四条の二の二」を加える。

附則第十九条第三号中「二十五年」を「十年」に改める。

附則第二十条の二第二項中「受給権者」の下に「第六項において「退職共済年金の受給権者」という。」を、「第五項」の下に、「第六項」を加え、「附則第二十四条の三第三項において」を「第六項及び附則第二十四条の三第一項において」に改め、同条に次の一項を加える。

6 退職共済年金の受給権者又は退職共済年金の受給権者であつた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定にかかわらず、同項の規定による請求をすることができる。この場合において、当該各号に規定する日に同項の規定による請求があつたものとみなす。

一 退職共済年金の受給権者となつた日において、組合員でなく、かつ、障害状態にあるとき(障害共済年金その他の障害を支給事由とする年金である給付であつて政令で定めるもの(次号及び第三号において「障害共済年金等」という)を受けることができることに限る)。

二 障害共済年金等を受けることができることとなつた日において、退職共済年金の受給権者であつて、かつ、組合員でないとき。

三 組合員の資格を喪失した日(引き続き組合員であつた場合には、引き続き組合員の資格を喪失した日)において、退職共済年金の受給権者であつて、かつ、障害状態にあるとき(障害共済年金等を受けることができることに限る)。

附則第二十八条の四第一項中「第七十八条」及び「及び附則第十九条」を削り、同条第二項中「前項の規定の適用を受ける者」を「前項に規定する警察職員」に改める。

附則第二十八条の九の見出し中「退職共済年金」を「遺族共済年金」に改め、同条中「が、退職共済年金を受ける権利を有しない者であつて、その者の」を「の組合員期間等が二十五年未満であつて、かつ」に改め、「ものである」、「第七十八条」及び「及び附則第十九条」を削る。

附則第二十八条の十の見出し中「退職共済年金」を「遺族共済年金」に改め、同条第二号中「が退職共済年金の受給権者でない」を「の組合員期間等が二十五年未満である」に改める。

附則第二十八条の十三第一項中「二十五年」を「十年」に改め、同項第四号を削る。

附則第二十八条の十三第一項中「二十五年」を「十年」に改め、同項第四号を削る。

第十六条 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十一年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項及び第二項中「新法第七十八条」及び「及び新法附則第十九条」を削り、同条第四項中「前三項の規定の適用を受ける者」を「第一項に規定する場合における同項に規定する更新組合員、第二項に規定する場合における同項に規定する更新組合員又は前項に規定する更新組合員」に改める。

第九條第一項中「新法第七十八条」及び「及び新法附則第十九条」を削り、同条第三項中「前二項の規定の適用を受ける者」を「第一項に規定する場合における同項に規定する更新組合員又は前項に規定する更新組合員」に改める。

第十条第一項から第三項までの規定中「新法第七十八条」及び「及び新法附則第十九条」を削り、同条第四項中「前三項の規定の適用を受ける者」を「第一項に規定する更新組合員、第二項に規定する場合における同項に規定する更新組合員若しくは同項に規定する更新組合員以外の者又は前項に規定する場合における同項に規定する更新組合員若しくは同項に規定する更新組合員以外の者」に改め、同条第五項中「更新組合員以外の者」を「第二項又は第三項の規定の適用を受けるもの」を「第二項に規定する場合における同項に規定する更新組合員以外の者又は第三項に規定する場合における同項に規定する更新組合員以外の者」に改める。

第十一条の前の見出し中「退職共済年金」を「遺族共済年金」に改め、同条中「新法第七十八条」及び「及び新法附則第十九条」を削る。

第四十八条第一項中「新法第七十八条」及び「及び新法附則第十九条」を削り、同条第三項中「前二項の規定の適用を受ける者」を「第一項に規定する場合における同項に規定する更新組合員又は前項に規定する更新組合員」に改める。

第五十五条第一項中、「新法第七十八条」及び「及び新法附則第十九条」を削り、同条第三項中「前二項の規定の適用を受ける者」を「第一項に規定する場合における同項に規定する更新組合員又は前項に規定する更新組合員」に改める。

第六十二条第一項中、「新法第七十八条」及び「及び新法附則第十九条」を削り、同条第三項中「前二項の規定の適用を受ける者」を「第一項に規定する場合における同項に規定する更新組合員又は前項に規定する更新組合員」に改める。

第十七条 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

附則第十三条第一項中「新共済法附則の規定及び新施行法」を「地方公務員等共済組合法附則の規定及び地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法」に、「新共済法第七十八条」を「地方公務員等共済組合法」に、「附則第十九条、附則第二十四条の二第一項」を「並びに」に改め、「並びに附則第二十八条の十三第一項」を削り、同条第二項中「新共済法第七十八条」を「地方公務員等共済組合法」に、「附則第十九条、附則第二十四条の二第一項」を「並びに」に改め、「並びに附則第二十八条の十三第一項」を削り、同条第三項中「組合員期間等が二十五年未満である者」を「組合員期間等が十年未満である者で大正十五年四月二日以後に生まれたものが、国民年金等改正法附則第十二条第一項第二号から第七号まで、第十八号及び第十九号のいずれかに該当するときは、地方公務員等共済組合法第七十八条、附則第十九条、附則第二十四条の二第一項及び附則第二十八条の十三第一項の規定の適用については、その者は、組合員期間等が十年以上である者であるものとみなし、組合員期間等が二十五年未満である者」に、「大正十五年四月二日」を「同日」に、「第一号及び第十二号から第十六号まで」を「第一号、第十二号から第十六号まで及び第二十号」に、「新共済法第七十八条」を「地方公務員等共済組合法」に改め、「附則第十九条、附則第二十四条の二第一項及び附則第二十八条の十三第一項」を削り、同条第四項中「新施行法」を「地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法」に、「新共済法第七十八条」を「地方公務員等共済組合法」に改め、「附則第十九条及び附則第二十八条の十三第一項」を削り、同条第五項中「二十五年」を「十年」に、「新共済法」を「地方公務員等共済組合法」に改める。

附則第十四条中「前条第二項の規定の適用を受ける者（組合員期間等が二十五年未満であるとしたならば同項の規定の適用を受けることとなる者を含む）」を「施行日前に地方公共団体の長であつた期間を十二年以上有する者又は附則別表第二の上欄に掲げる者で地方公共団体の長であつた期間の年数が同表の下欄に掲げる年数以上であるもの」に改める。

附則第三十条第一項中「妻」を「配偶者」に、「新国民年金法第三十七条ただし書」を「国民年金法第三十七条ただし書」に、「新国民年金法第三十八条」を「国民年金法第三十八条」に改め、同条第四項中「新共済法」を「地方公務員等共済組合法」に、「妻」を「配偶者」に改める。

第十八条 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

附則第八条第六項中「。附則第八条の三において同じ」を削る。

第十九条 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第二号中「専任でない者」の下に「又は臨時に使用される者であつて、政令で定めるもの」を加え、同項第三号を削り、同項第四号中「前三号」を「前二号」に、「常時勤務に服しない者」を「一週間の所定労働時間その他の事情を勘案して政令で定める者」に改め、同号を同項第三号とする。

第二十二條第一項の表を次のように改める。

標準給与の等級	標準給与の月額	給与月額
第一級	八八、〇〇〇円	九三、〇〇〇円未満
第二級	九八、〇〇〇円	一〇一、〇〇〇円未満
第三級	一〇四、〇〇〇円	一〇七、〇〇〇円未満
第四級	一一〇、〇〇〇円	一一四、〇〇〇円未満
第五級	一一八、〇〇〇円	一二一、〇〇〇円未満
第六級	一二六、〇〇〇円	一二八、〇〇〇円未満
第七級	一三四、〇〇〇円	一三五、〇〇〇円未満
第八級	一四二、〇〇〇円	一四二、〇〇〇円未満
第九級	一五〇、〇〇〇円	一四九、〇〇〇円未満
第十級	一六〇、〇〇〇円	一五九、〇〇〇円未満
第十一級	一七〇、〇〇〇円	一六九、〇〇〇円未満
第十二級	一八〇、〇〇〇円	一七九、〇〇〇円未満
第十三級	一九〇、〇〇〇円	一八九、〇〇〇円未満
第十四級	二〇〇、〇〇〇円	一九九、〇〇〇円未満
第十五級	二二〇、〇〇〇円	二一九、〇〇〇円未満
第十六級	二四〇、〇〇〇円	二三九、〇〇〇円未満
第十七級	二六〇、〇〇〇円	二五九、〇〇〇円未満
第十八級	二八〇、〇〇〇円	二七九、〇〇〇円未満
第十九級	三〇〇、〇〇〇円	二九九、〇〇〇円未満
第二十級	三二〇、〇〇〇円	三一九、〇〇〇円未満
第二十一級	三四〇、〇〇〇円	三三九、〇〇〇円未満
第二十二級	三六〇、〇〇〇円	三五九、〇〇〇円未満
第二十三級	三八〇、〇〇〇円	三九九、〇〇〇円未満
第二十四級	四〇〇、〇〇〇円	四一九、〇〇〇円未満
第二十五級	四四〇、〇〇〇円	四五九、〇〇〇円未満
第二十六級	四七〇、〇〇〇円	四八九、〇〇〇円未満
第二十七級	五〇〇、〇〇〇円	五一九、〇〇〇円未満
第二十八級	五三〇、〇〇〇円	五五九、〇〇〇円未満
第二十九級	五六〇、〇〇〇円	六一九、〇〇〇円未満
第三十級	五九〇、〇〇〇円	七一九、〇〇〇円未満
第三十一級	六二〇、〇〇〇円	八一九、〇〇〇円以上

第二十二條第二項中「十七日」の下に「(文部科学省令で定める者にあつては、十一日。以下この条において同じ。)」を加え、同條第四項中「第十項」の下に「若しくは第十一項及び第十二項」を加え、同條第九項に次のただし書を加える。

ただし、育児休業等終了日の翌日に第十一項に規定する産前産後休業を開始している加入者は、この限りでない。

第二十二條第十一項中「若しくは第九項」を「第九項若しくは第十一項」に改め、同項を同條第十三項とし、同條第十項の次に次の二項を加える。

11 事業団は、産前産後休業(出産の日(出産の日が産産の予定日後であるときは、産産の予定日)以前四十二日(多胎妊娠の場合にあつては、九十八日)から産産の日後五十六日までの間において勤務に服さないこと(妊娠又は出産に関する事由として勤務に服さない場合に限り。))をいう。以下同じ。を終了した加入者が、当該産前産後休業を終了した日(以下この項及び次項において「産前産後休業終了日」という。)において当該産前産後休業に係る子を養育する場合において、事業団に申出をしたときは、産前産後休業終了日の翌日から起算して三月間(産前産後休業終了日の翌日において使用される学校法人等で継続して使用された期間に限るものとし、かつ、給与の支払の基礎となつた日数が十七日未満である月があるときは、その月を除く。)に受け付けた給与の総額をその期間の月数で除して得た額を給与月額として、標準給与を改定する。ただし、産前産後休業終了日の翌日に育児休業等を開始している加入者は、この限りでない。

12 前項の規定によつて改定された標準給与は、産前産後休業終了日の翌日から起算して二月を経過した日の属する月の翌月からその年の八月(当該翌月が七月から十二月までのいずれかの月である場合は、翌年の八月)までの各月の標準給与とする。

第二十三條第二項中「前條第十一項」を「前條第十三項」に改める。

第二十五條の表第七十三條の二第一項の項を次のように改める。

第七十三條の二第一項	第百條の二	私立学校教職員共済法第二十八條第二項及び第三項
第百條の二の二	五項	私立学校教職員共済法第二十八條第四項及び第五項

第二十五條の表第七十八條の二第一項の項を次のように改める。

第七十八條の二第一項	他の法律に基づく共済組合が支給する
------------	-------------------

第二十五條の表第七十八條の二第二項の項を削り、同表附則第十二條第九項の項中「第百條の二」の下に「及び第百條の二の二」を、第二十八條第二項の下に「及び第四項」を加える。

第二十八條第二項中「加入者」の下に「第四項の規定の適用を受けている加入者及び」を加え、同條第三項中「している加入者」の下に「(次項の規定の適用を受けている加入者を除く。)」を加え、同條に次の二項を加える。

4 産前産後休業をしている加入者(第二十五條において読み替へて準用する国家公務員共済組合法第百二十六條の五第二項に規定する任意継続加入者を除く。)が事業団に申出をしたときは、第一項の規定にかかわらず、その産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日の属する月の前月までの各月分の同項の規定により加入者が負担すべき掛金を免除する。

5 産前産後休業をしている加入者を使用する学校法人等が事業団に申出をしたときは、第一項の規定にかかわらず、その産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日の属する月の前月までの各月分の当該加入者に係る掛金であつて同項の規定により当該学校法人等が負担すべきものを免除する。

第二十九條第三号中「二十五年」を「十年」に改める。

(私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

第二十二條 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第四百十号)の一部を次のように改正する。

附則第十項の表第七十六條第一項第一号の項及び第七十六條第二項第三号の項を削り、同表第七十七條第一項第一号の項中「特定更新加入者」を「私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第四百十号。以下「昭和三十六年改正法」という。)附則第十項に規定する更新加入者(以下「特定更新加入者」という。))」に改め、同表附則第十二條の三第三号の項を削る。

第二十一條 削除

第二十二條 削除

(私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律の一部改正)

第二十三條 私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

附則第二條の五を次のように改める。

(基礎年金拠出金に対する国の補助に要する費用の財源)

第二條の五 特定年度以後の各年度において、新共済法第三十五條第一項の規定により国が補助する費用のうち附則第二條の二前段の規定の例により算定した金額に相当する費用の財源については、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成二十四年法律第六十八号)の施行により増加する消費税の収入を活用して、確保するものとする。

(社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部改正)

第二十四條 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成十九年法律第四百四号)の一部を次のように改正する。

第八條第三項中「国民年金法第七條第一項第一号に規定する第一号被保険者でなかつた期間のうち」を削り、「規定により同法」を「規定により国民年金法」に、「附則第七條第一項」を「附則第九條第一項」に改める。

第十條を次のように改める。

第十條 削除

第十八條第一項中「経過した」とするを「経過した」と、「七十歳に達する日」とあるのは「老齢基礎年金の受給権を取得した日から起算して五年を経過した日(次号において「五年を経過した日」という。))と、「七十歳に達した日」とあるのは「五年を経過した日」とする」に改める。

第二十條第一項中「その者の妻」を「その者の配偶者(当該死亡した日が公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十二号)附則第一條第三号に掲げる規定の施行の日前における場合に於ては、妻に限る。以下この項において同じ。))」に改め、同項ただし書中「妻」を「配偶者」に改め、同項第四号中「第二十六條ただし書及び」を「第三十七條第三号及び第四号並びに」に改める。

第三十七條第一項第四号中「第四十二條第二号」を「第五十八條第一項第四号」に改める。

第二十五條 健康保険法の一部改正

第三條第一項に次の一号を加える。

九 事業所に使用される者であつて、その一週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成五年法律第七十六号)第二条に規定する通常の労働者(以下この号において「通常の労働者」という。)の一週間の所定労働時間の四分の三未満である同条に規定する短時間労働者(以下この号において「短時間労働者」という。)

イ 一週間の所定労働時間が二十時間未満であること。

ハ 報酬(最低賃金法(昭和三十四年法律第三十七号)第四条第三項各号に掲げる賃金に相当するものとして厚生労働省令で定めるものを除く。)について、厚生労働省令で定めるところにより、第四十二条第一項の規定の例により算定した額が、八万八千円未満であること。

ニ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十条に規定する高等学校の生徒、同法第三條第七項第一号中「弟妹」を「兄弟姉妹」に改める。

第四十一條第一項中「十七日」の下に「(厚生労働省令で定める者にあつては、十一日。第四十三條第一項、第四十三條の二第一項及び第四十三條の三第一項において同じ。)」を加え、同條第三項中「又は第四十三條の二」を「第四十三條の二又は第四十三條の三」に改める。

第四十三條の二第一項に次のただし書を加える。

ただし、育児休業等終了日の翌日に次條第一項に規定する産前産後休業を開始している被保険者は、この限りでない。

第四十三條の二の次に次の一条を加える。

第四十三條の三 保険者等は、産前産後休業(出産の日(出産の日が産産の予定日後であるときは、出産の予定日)以前四十二日(多胎妊娠の場合においては、九十八日)から出産の日後五十六日までの間において労務に服さないこと(妊娠又は出産に関する事由を理由として労務に服さない場合に限る。))をいう。以下同じ。を終了した被保険者が、当該産前産後休業を終了した日(以下この条において「産前産後休業終了日」という。)において当該産前産後休業に係る子を養育する場合において、その使用される事業所の事業主を経由して厚生労働省令で定めるところにより保険者等に申出をしたときは、第四十一條の規定にかかわらず、産前産後休業終了日の翌日が属する月以後三月間(産前産後休業終了日の翌日において使用される事業所で継続して使用された期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となつた日数が十七日未満である月があるときは、その月を除く。)を受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬月額を改定する。ただし、産前産後休業終了日の翌日に育児休業等を開始している被保険者は、この限りでない。

二 前項の規定によつて改定された標準報酬月額は、産前産後休業終了日の翌日から起算して二月を経過した日の属する月の翌月からその年の八月(当該翌月が七月から十二月までのいずれかの月である場合は、翌年の八月)までの各月の標準報酬月額とする。

第四十四條第一項中「第四十二條第一項若しくは」を「第四十二條第一項、第四十三條の二第一項若しくは」に改め、「第四十三條第一項」の下に「第四十三條の二第一項」を加え、同條第三項中「第四十三條第一項」の下に「第四十三條の二第一項」を加える。

第百五十八條中「及び次条」を「次条及び第百五十九條の三」に改める。

第百五十九條中「している被保険者」の下に「(第百五十九條の三の規定の適用を受けている被保険者を除く。)」を加える。

第百五十九條の三 産前産後休業をしている被保険者が使用される事業所の事業主が、厚生労働省令で定めるところにより保険者等に申出をしたときは、その産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間、当該被保険者に関する保険料を徴収しない。

第二百四條第一項第五号中「及び第四十三條の二第一項」を「第四十三條の二第一項及び第四十三條の三第一項」に、「同項」を「第四十三條の二第一項及び第四十三條の三第一項」に改め、同項第十二号中「第百五十九條」の下に「及び第百五十九條の三」を加える。

第二百五條の二第二項第五号中「第百五十九條」の下に「第百五十九條の三」を加える。

附則第五條の二の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(国庫補助の特例)」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第五條の三 平成二十八年度以後、当分の間、第百五十三條第一項中「第三十四條第一項第一号及び第二号に掲げる額の合計額に対する同項第一号に掲げる額の割合をいう。以下この条及び次条において同じ。」とあるのは「附則第十三條の六第一項第一号及び第二号に掲げる額の合計額に対する同法第三十四條第一項第一号に掲げる額の割合をいう。以下この条において同じ。」と、第百五十四條第一項中「費用の額に給付費割合」とあるのは「費用の額に給付費割合(高齢者の医療の確保に関する法律第三十四條第一項第一号及び第二号に掲げる額の合計額に対する同項第一号に掲げる額の割合をいう。以下この条において同じ。)」とする。

(船員保険法の一部改正)

第二十六條 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第二條第九項第一号中「弟妹」を「兄弟姉妹」に改める。

第十九條第一項中「次条」を「第二十条」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、育児休業等終了日の翌日に次條第一項に規定する産前産後休業を開始している被保険者は、この限りでない。

第十九條の次に次の一条を加える。

第十九條の二 厚生労働大臣は、産前産後休業(船員法第八十七條第一項又は第二項の規定により職務に服さないこと)をいう。以下同じ。を終了した被保険者が、当該産前産後休業を終了した日(以下この条及び次条において「産前産後休業終了日」という。)において当該産前産後休業に係る子を養育する場合において、その使用される船舶所有者を経由して厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣に申出をしたときは、第十八條の規定によるほか、産前産後休業終了日の翌日において報酬月額を算定し、従前の報酬月額に基づき定められた標準報酬月額に該当しない場合においては、産前産後休業終了日の翌日の属する月の翌月(産前産後休業終了日の翌日が月の初日の場合には、その月)からその標準報酬月額を改定する。ただし、産前産後休業終了日の翌日に育児休業等を開始している被保険者は、この限りでない。

二 厚生労働大臣は、前項の規定により標準報酬月額が改定された被保険者については、第十八條の規定によるほか、被保険者の勤務時間その他の勤務条件に変更があつたことにより当該被保険者に支払われるべき報酬が従前の報酬月額に基づき定められた標準報酬月額に該当しなくなった場合においては、変更があつた月の翌月(変更があつた日が月の初日の場合には、その月)からその標準報酬月額を改定する。

第二十條第一項第一号から第三号までの規定中「翌日」の下に「産前産後休業終了日の翌日」を加える。

第百十八条中「している被保険者」の下に「(次条の規定の適用を受けている被保険者を除く。)」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第百十八条の二 産前産後休業をしている被保険者を使用する船舶所有者が、厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣に申出をしたときは、その産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日の属する月の前月までの期間、当該被保険者に関する保険料を徴収しない。

第百五十三条第一項第二号中「第十九条」を「第十九条の二」に、「同条第一項」を「第十九条第一項及び第十九条の二第一項」に改め、同項第七号中「第百十八条」の下に「及び第百十八条の二」を加える。

第百五十三条の八第一項第四号中「第百十八条」の下に「第百十八条の二」を加える。

(高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正)

第二十七条 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

附則第十三条の二第一号中「第三号及び附則第十三条の四第一項第一号において」を「以下」に改め、同条第三号中「附則第十三条の四第一項第一号において」を「以下」に改める。

附則第十三条の三第一号中「第三号及び附則第十三条の五第一項第一号において」を「以下」に改め、同条第三号中「附則第十三条の五第一項第一号において」を「以下」に改める。

附則第十三条の七を附則第十三条の十一とし、附則第十三条の六を附則第十三条の十とし、附則第十三条の五の次に次の四条を加える。

(平成二十八年年度以後の各年度の被用者保険等保険者に係る前期高齢者交付金の額の算定の特別)

第十三条の六 平成二十八年年度以後の各年度の被用者保険等保険者に係る第三十三条第一項の概算前期高齢者交付金の額は、当分の間、第三十四条第一項の規定にかかわらず、第一号に掲げる額から第三号に掲げる額を控除した額と第二号に掲げる額から第四号に掲げる額を控除した額との合計額(当該合計額が零を下回る場合には、零とする。)とする。

一 調整対象給付費見込額等
二 当該各年度における当該被用者保険等保険者に係る附則第十四条の五第一項の規定により算定した概算後期高齢者支援金の額に、当該各年度における当該被用者保険等保険者に係るイに掲げる数とロに掲げる数との合計(同項において「補正後加入者見込数」という。)に対するハに掲げる数とニに掲げる数との合計の割合を基礎として被用者保険等保険者ごとに算定される率(第三項において「補正後前期高齢者加入見込率」という。)を乗じて得た額(第四号及び附則第十三条の八において「前期高齢者に係る補正後後期高齢者支援金の概算額」という。)

イ 加入者(特定加入者(次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める者をいう。以下同じ。)である者を除く。)の見込数
一 健康保険法の規定による被保険者 その同法に規定する標準報酬月額と、同法に規定する標準賞与額の当該各年度の合計額を当該各年度の加入月数で除して得た額との合計額が、十万千円に満たない者及びその被扶養者
(2) 船員保険法の規定による被保険者 その同法に規定する標準報酬月額と、同法に規定する標準賞与額の当該各年度の合計額を当該各年度の加入月数で除して得た額との合計額が、十万千円に満たない者及びその被扶養者
(3) 国家公務員共済組合法に基づく共済組合の組合員 その同法に規定する標準報酬の月額と、同法に規定する標準期末手当等の額の当該各年度の加入月数で除して得た額との合計額が、十万千円に満たない者及びその被扶養者
(4) 地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員 その同法に規定する給料の月額と、同法に規定する期末手当等の額の当該各年度の合計額を当該各年度の加入月数で除して得た額との合計額が、十万千円に満たない者及びその被扶養者

(5) 私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者 その同法に規定する標準給与の月額と、同法に規定する標準賞与の額の当該各年度の合計額を当該各年度の加入月数で除して得た額との合計額が、十万千円に満たない者及びその被扶養者

(6) 国民健康保険法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める国民健康保険組合の組合員 その健康保険法に規定する標準報酬月額に相当するものとして厚生労働省令で定めるものと、同法に規定する標準賞与額に相当するものとして厚生労働省令で定めるものの当該各年度の合計額を当該各年度の加入月数で除して得た額との合計額が、十万千円に満たない者及びその被扶養者

ロ 特定加入者である者の見込数に、各年度ごとに特定加入者である者の数及び後期高齢者支援金の額の状況を勘案して政令で定める割合を乗じて得た数

ハ 前期高齢者である加入者(特定加入者である者を除く。)の見込数

ニ 前期高齢者である加入者のうち特定加入者である者の見込数に各年度ごとに特定加入者である者の数及び後期高齢者支援金の額の状況を勘案して政令で定める割合を乗じて得た数

三 調整対象給付費見込額等に係る概算調整対象基準額

四 前期高齢者に係る補正後後期高齢者支援金の概算額に係る概算調整対象基準額(当該被用者保険等保険者に係る前期高齢者に係る補正後後期高齢者支援金の概算額に補正後概算加入者調整率を乗じて得た額をいう。附則第十三条の八において同じ。)

二 前項第二号イの加入月数は、健康保険法の規定による被保険者、船員保険法の規定による被保険者、国家公務員共済組合法に基づく共済組合の組合員、地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員、私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者又は国民健康保険法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める国民健康保険組合の組合員であった期間として、それぞれ厚生労働省令で定めるところにより算定した月数とする。

3 第一項第四号の補正後概算加入者調整率は、厚生労働省令で定めるところにより、当該各年度における全ての保険者に係る加入者の見込総数に対する前期高齢者である加入者の見込総数の割合を補正後前期高齢者加入見込率(その率が第三十四条第四項に規定する下限割合に満たないときは、当該下限割合とする。)で除して得た率を基礎として被用者保険等保険者ごとに算定される率とする。

第十三条の七 平成二十八年年度以後の各年度の被用者保険等保険者に係る第三十三条第一項の確定前期高齢者交付金の額は、当分の間、第三十五条第一項の規定にかかわらず、第一号に掲げる額から第三号に掲げる額を控除した額と第二号に掲げる額から第四号に掲げる額を控除した額との合計額(当該合計額が零を下回る場合には、零とする。)とする。

一 調整対象給付費見込額等
二 当該各年度における当該被用者保険等保険者に係る附則第十四条の六第一項の規定により算定した確定後期高齢者支援金の額に、当該各年度における当該被用者保険等保険者に係るイに掲げる数とロに掲げる数との合計(同項において「補正後加入者数」という。)に対するハに掲げる数とニに掲げる数との合計の割合を基礎として被用者保険等保険者ごとに算定される率(次項において「補正後前期高齢者加入率」という。)を乗じて得た額(第四号及び附則第十三条の九において「前期高齢者に係る補正後後期高齢者支援金の確定額」という。)

イ 加入者(特定加入者である者を除く。)の数
ロ 特定加入者である者の数に、各年度ごとに特定加入者である者の数及び後期高齢者支援金の額の状況を勘案して政令で定める割合を乗じて得た数
ハ 前期高齢者である加入者(特定加入者である者を除く。)の数
ニ 前期高齢者である加入者のうち特定加入者である者の数に各年度ごとに特定加入者である者の数及び後期高齢者支援金の額の状況を勘案して政令で定める割合を乗じて得た数

三 調整対象給付費額等に係る確定調整対象基準額
 四 前期高齢者に係る補正後後期高齢者支援金の確定額に係る確定調整対象基準額(当該被用者保険等保険者に係る前期高齢者に係る補正後後期高齢者支援金の確定額に補正後加入者調整率を乗じて得た額をいう。附則第十三条の九において同じ。)

2 前項第四号の補正後加入者調整率は、厚生労働省令で定めるところにより、当該各年度における全ての保険者に係る加入者の総数に対する前期高齢者である加入者の総数の割合を補正後前期高齢者加入率(その率が第三十四条第四項に規定する下限割合に満たないときは、当該下限割合とする。)で除して得た率を基礎として被用者保険等保険者ごとに算定される率とする。
 (平成二十八年以後の各年度の被用者保険等保険者に係る前期高齢者納付金の額の算定の特別)

第十三条の八 平成二十八年以後の各年度の被用者保険等保険者に係る第三十八条第一項第一号の負担調整前概算前期高齢者納付金相当額は、当分の間、同条第二項の規定にかかわらず、調整対象給付費見込額等に係る概算調整対象基準額から調整対象給付費見込額等を控除して得た額と、前期高齢者に係る補正後後期高齢者支援金の概算額に係る概算調整対象基準額から前期高齢者に係る補正後後期高齢者支援金の概算額を控除して得た額との合計額(当該合計額が零を下回る場合には、零とする。)とする。

第十三条の九 平成二十八年以後の各年度の被用者保険等保険者に係る第三十九条第一項第一号の負担調整前確定前期高齢者納付金相当額は、当分の間、同条第二項の規定にかかわらず、調整対象給付費額等に係る確定調整対象基準額から調整対象給付費額等を控除して得た額と、前期高齢者に係る補正後後期高齢者支援金の確定額に係る確定調整対象基準額から前期高齢者に係る補正後後期高齢者支援金の確定額を控除して得た額との合計額(当該合計額が零を下回る場合には、零とする。)とする。
 附則第十四条の四の次に次の二条を加える。
 (平成二十八年以後の各年度の被用者保険等保険者に係る後期高齢者支援金の額の算定の特別)

第十四条の五 平成二十八年以後の各年度の被用者保険等保険者に係る第百十九条第一項の概算後期高齢者支援金の額は、当分の間、第百二十条第一項の規定にかかわらず、被用者保険等保険者に係る補正前概算後期高齢者支援金総額を全ての被用者保険等保険者に係る補正後加入者見込数の総数で除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における当該被用者保険等保険者に係る補正後加入者見込数及び同条第二項に規定する概算後期高齢者支援金調整率を乗じて得た額とする。

2 前項の被用者保険等保険者に係る補正前概算後期高齢者支援金総額は、当該各年度における全ての後期高齢者医療広域連合の保険納付対象額(第百条第一項に規定する保険納付対象額をいう。次条第二項において同じ。)の見込額の総額を厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における全ての保険者に係る加入者の見込総数で除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における全ての被用者保険等保険者に係る加入者の見込総数を乗じて得た額とする。

第十四条の六 平成二十八年以後の各年度の被用者保険等保険者に係る第百十九条第一項の確定後期高齢者支援金の額は、当分の間、第百二十一条第一項の規定にかかわらず、被用者保険等保険者に係る補正前確定後期高齢者支援金総額を全ての被用者保険等保険者に係る補正後加入者数の総数で除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における当該被用者保険等保険者に係る補正後加入者数及び同条第二項に規定する確定後期高齢者支援金調整率を乗じて得た額とする。

2 前項の被用者保険等保険者に係る補正前確定後期高齢者支援金総額は、当該各年度における全ての後期高齢者医療広域連合の保険納付対象額の総額を厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における全ての保険者に係る加入者の総数で除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における全ての被用者保険等保険者に係る加入者の総数を乗じて得た額とする。

(介護保険法の一部改正)
 第二十八条 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)の一部を次のように改正する。
 第百二十五条第一項及び第百二十六条第一項中「この章において」を削る。
 附則に次の二条を加える。

(被用者保険等保険者に係る納付金の額の算定の特別)
 第十一条 平成二十八年以後の各年度の被用者保険等保険者(国民健康保険法附則第十条第一項に規定する被用者保険等保険者をいう。以下この条及び次条において同じ。)に係る第百五十一条第一項の概算納付金の額は、当分の間、第百五十二条の規定にかかわらず、被用者保険等保険者に係る補正前概算納付金総額を全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二期被保険者見込数の総数で除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における当該被用者保険等保険者に係る補正後第二期被保険者見込数を乗じて得た額とする。

2 前項の被用者保険等保険者に係る補正後第二期被保険者見込数は、当該各年度における全ての市町村の医療保険納付対象額及び介護予防等事業医療保険納付対象額の見込額の総額を厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における全ての医療保険者に係る第二期被保険者の見込数の総数で除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における全ての被用者保険等保険者に係る第二期被保険者の見込数の総数を乗じて得た額とする。

3 第一項の補正後第二期被保険者見込数は、第二期被保険者(第二期被保険者のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者であるもの(以下この条及び次条において「特定第二期被保険者」という。)を除く。)の見込数と特定第二期被保険者である者の見込数に各年度ごとに特定第二期被保険者である者の数及び納付金の額の状況を勘案して政令で定める割合を乗じて得た数との合計とする。

一 健康保険法の規定による被保険者 その同法に規定する標準報酬月額と、同法に規定する標準賞与額の当該各年度の合計額を当該各年度の加入月数で除して得た額と、同法に規定する標準報酬月額に満たない者及びその被扶養者
 二 船員保険法の規定による被保険者 その同法に規定する標準報酬月額と、同法に規定する標準賞与額の当該各年度の合計額を当該各年度の加入月数で除して得た額と、同法に規定する標準報酬月額に満たない者及びその被扶養者
 三 国家公務員共済組合法に基づく共済組合の組合員 その同法に規定する標準報酬の月額と、同法に規定する標準賞与額の当該各年度の合計額を当該各年度の加入月数で除して得た額と、同法に規定する標準報酬月額に満たない者及びその被扶養者
 四 地方公務員共済組合法に基づく共済組合の組合員 その同法に規定する給料の月額と、同法に規定する期末手当等の額の当該各年度の合計額を当該各年度の加入月数で除して得た額と、同法に規定する標準賞与額の当該各年度の合計額を当該各年度の加入月数で除して得た額と、同法に規定する標準賞与額の当該各年度の合計額を当該各年度の加入月数で除して得た額と、同法に規定する標準賞与額の当該各年度の合計額を当該各年度の加入月数で除して得た額とする。

五 私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者 その同法に規定する標準給与の月額と、同法に規定する標準賞与額の当該各年度の合計額を当該各年度の加入月数で除して得た額と、同法に規定する標準賞与額の当該各年度の合計額を当該各年度の加入月数で除して得た額とする。

六 国民健康保険法附則第十條第三項の規定により厚生労働大臣が定める国民健康保険組合の組合員 その健康保険法に規定する標準報酬月額に相当するものとして厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度の加入月数で除して得た額と、同法に規定する標準賞与額の当該各年度の合計額を当該各年度の加入月数で除して得た額とする。

4 前項の加入月数は、健康保険法の規定による被保険者、船員保険法の規定による被保険者、国家公務員共済組合員に基づく共済組合の組合員、地方公務員共済組合法に基づく共済組合の組合員、私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者又は国民健康保険法附則第十條第三項の規定により厚生労働大臣が定める国民健康保険組合の組合員であった期間として、それぞれ厚生労働省令で定めるところにより算定した月数とする。

その被扶養者

第十二条 平成二十八年年度以後の各年度の被用者保険等保険者に係る第百五十一条第一項ただし書の確定納付金の額は、当分の間、第百五十三条の規定にかかわらず、被用者保険等保険者に係る補正前確定納付金総額を全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者数の総数で除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における当該被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者数を乗じて得た額とする。

2 前項の被用者保険等保険者に係る補正前確定納付金総額は、当該各年度における全ての市町村の医療保険納付対象額及び介護予防等事業医療保険納付対象額の総額を厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における全ての医療保険者に係る第二号被保険者数の総数で除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における全ての被用者保険等保険者に係る第二号被保険者数を乗じて得た額とする。

3 第一項の補正後第二号被保険者数は、第二号被保険者(特定第二号被保険者を除く。)の数と特定第二号被保険者である者の数に各年度ごとに特定第二号被保険者である者の数及び納付金の額の状態を勘案して政令で定める割合を乗じて得た数との合計とする。
(健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法の一部改正)

第二十九条 健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法の一部を次のように改正する。
第百二十五条第一項中「この章において」を削る。
附則に次の二条を加える。

第九條 平成二十八年年度以後の各年度の被用者保険等保険者(国民健康保険法附則第十条第一項に規定する被用者保険等保険者をいう。以下この条及び次条において同じ。)に係る第百五十一条第一項の概算納付金の額は、当分の間、第百五十二条の規定にかかわらず、被用者保険等保険者に係る補正前概算納付金総額を全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者見込数の総数で除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における当該被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者見込数を乗じて得た額とする。

2 前項の被用者保険等保険者に係る補正前概算納付金総額は、当該各年度における全ての市町村の医療保険納付対象額の見込額の総額を厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における全ての医療保険者に係る第二号被保険者見込数の総数で除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における全ての被用者保険等保険者に係る第二号被保険者見込数の総数を乗じて得た額とする。

3 第一項の補正後第二号被保険者見込数は、第二号被保険者(第二号被保険者のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者であるもの(以下この条及び次条において「特定第二号被保険者」という。)を除く。)の見込数と特定第二号被保険者である者の見込数に各年度ごとに特定第二号被保険者である者の数及び納付金の額の状態を勘案して政令で定める割合を乗じて得た数との合計とする。

一 健康保険法の規定による被保険者 その同法に規定する標準報酬月額と、同法に規定する標準賞与額の当該各年度の合計額を当該各年度の加入月数で除して得た額との合計額が、十万千円に満たない者及びその被扶養者
二 船員保険法の規定による被保険者 その同法に規定する標準報酬月額と、同法に規定する標準賞与額の当該各年度の合計額を当該各年度の加入月数で除して得た額との合計額が、十万千円に満たない者及びその被扶養者
三 国家公務員共済組合法に基づく共済組合の組合員 その同法に規定する標準報酬の月額と、同法に規定する標準期末手当等の額の当該各年度の合計額を当該各年度の加入月数で除して得た額との合計額が、十万千円に満たない者及びその被扶養者

四 地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員 その同法に規定する給料の月額と、同法に規定する期末手当等の額の当該各年度の合計額を当該各年度の加入月数で除して得た額との合計額が、十万千円に満たない者及びその被扶養者
五 私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者 その同法に規定する標準給与の月額と、同法に規定する標準賞与の額の当該各年度の合計額を当該各年度の加入月数で除して得た額との合計額が、十万千円に満たない者及びその被扶養者
六 国民健康保険法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める国民健康保険組合の組合員 その健康保険法に規定する標準報酬月額に相当するものとして厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における標準賞与額に相当するものとして厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度の加入月数で除して得た額との合計額が、十万千円に満たない者及びその被扶養者

4 前項の加入月数は、健康保険法の規定による被保険者、船員保険法の規定による被保険者、国家公務員共済組合法に基づく共済組合の組合員、地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員、私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者又は国民健康保険法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める国民健康保険組合の組合員であった期間として、それぞれ厚生労働省令で定めるところにより算定した月数とする。

第十條 平成二十八年年度以後の各年度の被用者保険等保険者に係る第百五十一条第一項ただし書の確定納付金の額は、当分の間、第百五十三条の規定にかかわらず、被用者保険等保険者に係る補正前確定納付金総額を全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者数の総数で除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における当該被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者数を乗じて得た額とする。

2 前項の被用者保険等保険者に係る補正前確定納付金総額は、当該各年度における全ての市町村の医療保険納付対象額の総額を厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における全ての医療保険者に係る第二号被保険者数の総数で除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における全ての被用者保険等保険者に係る第二号被保険者見込数の総数を乗じて得た額とする。

3 第一項の補正後第二号被保険者数は、第二号被保険者(特定第二号被保険者を除く。)の数と特定第二号被保険者である者の数に各年度ごとに特定第二号被保険者である者の数及び納付金の額の状態を勘案して政令で定める割合を乗じて得た数との合計とする。

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成二十四年法律第六十八号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 附則第二条の二から第四条の四まで、第五十七条及び第七十一条の規定 公布の日
二 削除

三 第一条中国国民年金法第三十七条、第三十七条の二、第三十九条、第四十条第二項、第四十一条第二項、第四十一条の二及び第五十二条の二の改正規定、第三条中国国民年金法第六十五条の二にただし書を加える改正規定及び同法第六十六条の改正規定、第四条中国国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第三十四号)以下「昭和六十一年国民年金等改正法」という。附則第七十四条の改正規定、第八条中国国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第四号)以下「平成十六年国民年金等改正法」という。附則第十條第一項及び第十三条第七項の改正規定、平成十六年国民年金等改正法附則第十五条の前の見出しを削る改正規定、同条及び平成十六年国民年金等改正法附則第十六条の改正規定、平成十六年国民年金等改正法附則第十六条の二を削る改正規定並びに平成十六年国民年金等改正法附則第三十二条の五の改正規定、第十條中国公務員共済組合法第九十一条の改正規定、第十二條中国公務員等共済組合法等の一部を改正する法

令で定めるところにより算定した当該各年度における全ての被用者保険等保険者に係る第二号被保険者見込数の総数を乗じて得た額とする。

律(昭和六十年法律第百五号。以下「昭和三十九年国民年金法改正法」という。)附則第二十九條の改正規定、第十四條の規定、第十五條中地方公務員等共済組合法第九十九條の四の改正規定、第十七條中地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百八号。以下「昭和三十九年地共済改正法」という。)附則第三十條の改正規定、第十八條の規定、第二十三條の規定並びに第二十四條中社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(以下「協定実施特例法」という。)第二十條第一項(同項第四号に係る部分を除く。)の改正規定並びに附則第三條(同條第二号に係る部分に限る。)及び第八條の規定、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行の日

四 第一條の規定(前号に掲げる改正規定を除く。)、第三條中厚生年金保険法第二十一條第三項の改正規定、同法第二十三條の第二項にたし書を加える改正規定、同條の次に一條を加える改正規定、同法第二十四條、第二十六條、第三十七條、第四十四條の三、第五十二條第三項及び第九十一條の二の改正規定、同條の次に一條を加える改正規定、同法第八十一條の三第二項、第九十八條第三項、第百條の四第一項、第百條の十第一項第二十九号、第百三十九條及び第百四十條の改正規定、同法附則第四條の二、第四條の三第一項、第四條の五第一項及び第九條の二の改正規定、同法附則第二十九條第一項第四号を削る改正規定並びに同法附則第三十二條第二項第三号の改正規定、第四條中昭和六十年国民年金等改正法附則第十八條第五項及び第四十三條第十二項の改正規定、第八條中平成十六年国民年金等改正法附則第十九條第二項の改正規定、第十條中「家公務員共済組合法第四十二條、第四十二條の二第二項、第七十三條の二、第七十八條の二及び第百條の二の改正規定、同條の次に一條を加える改正規定、同法第七十二條第一項の改正規定、同法附則第十二條第九項及び第十二條の四の二の改正規定並びに同法附則第十三條の十第一項第四号を削る改正規定、第十五條中地方公務員等共済組合法第八十條の二及び第百四十四條の二の改正規定、同條の次に一條を加える改正規定、同法第百十六條第一項及び第百四十四條の二第一項の改正規定、同法附則第十八條第八項及び第二十條の二の改正規定並びに同法附則第二十八條の十三第一項第四号を削る改正規定、第十九條の規定(私立学校教職員共済法第十四條第一項、第二十二條第一項及び第二項並びに第三十九條第三号の改正規定を除く。)、第二十四條中協定実施特例法第八條第三項の改正規定(附則第七條第一項)を「附則第九條第一項」に改める部分を除く。)及び協定実施特例法第十八條第一項の改正規定、第二十五條の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)並びに第二十六條の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)並びに次条第一項並びに附則第四條から第七條まで、第九條から第十二條まで、第十八條から第二十條まで、第二十二條から第三十四條まで、第三十七條から第三十九條まで、第四十二條から第四十四條まで、第四十七條から第五十條まで、第六十一條、第六十四條から第六十六條まで及び第七十條の規定、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

五 第三條中厚生年金保険法第十二條に一号を加える改正規定並びに同法第二十條第一項及び第二十一條第一項の改正規定、第八條中平成十六年国民年金等改正法附則第三條第三項を削る改正規定、第十條中国家公務員共済組合法第二十二條第一項の改正規定、第十五條中地方公務員等共済組合法第二十二條第一項の改正規定、第十九條中私立学校教職員共済法第十四條第一項並びに第二十二條第一項及び第二項の改正規定、第二十五條中健康保険法第三條及び第四十一條第一項の改正規定、同法附則第五條の二の見出しを削り、同條の前に見出しを付する改正規定並びに同條の次に一條を加える改正規定、第二十六條中船員保険法第二條第九項第一号の改正規定並びに第二十七條から第二十九條までの規定並びに次条第二項並びに附則第十六條、第十七條、第四十五條、第四十六條、第四十八條の二、第四十八條の三、第五十一條から第五十六條まで、第五十九條及び第六十條の規定、平成二十八年十月一日

(検討等)
 第二条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案し、基礎年金の最低保障機能の強化その他の事項について総合的に検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、短時間労働者に対する厚生年金保険及び健康保険の適用範囲について、平成三十一年九月三十日までに検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずる。

第二条の二 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の趣旨にのっとり、同法附則第一條第二号に掲げる規定の施行の日から、公的年金制度の年金受給者のうち、低所得である高齢者又は所得が一定額以下である障害者等に対する福祉的措置としての給付に係る制度を実施するため、同法の公布の日から六月以内に必要な法制上の措置が講ぜられるものとする。この場合において、その財源は、同法の施行により増加する消費税の収入を活用して確保するものとする。

第二条の三 高額所得による老齢基礎年金の支給停止については、引き続き検討が加えられるものとする。

第二条の四 国民年金の第一号被保険者に対する出産前六週間及び出産後八週間に係る国民年金の保険料の納付義務を免除する措置については、検討が行われるものとする。

第三条 次に掲げる費用の財源は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行により増加する消費税の収入を活用して、確保するものとする。

一 この法律による改正により受給権が発生する老齢基礎年金(昭和六十年国民年金等改正法附則第三十五條第一項及び第四項に規定する給付を含む。)に要する費用のうち国の負担又は補助に係るもの
 二 この法律による改正により受給権が発生する遺族基礎年金に要する費用のうち国の負担又は補助に係るもの
 (未支給年金に関する経過措置)

第四条 第一條の規定による改正後の国民年金法第十九條の規定は、附則第一條第四号に掲げる規定の施行の日(以下「第四号施行日」という。)以後に第一條の規定による改正後の国民年金法第十九條第一項に規定する年金給付の受給権者が死亡した場合について適用する。

第五条 第四号施行日以後に昭和六十年国民年金等改正法附則第三十二條第一項に規定する年金たる給付の受給権者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき年金たる給付でまだその者に支給しなかつたものがあるときは、その未支給の年金たる給付の支給の請求については、同項の規定にかかわらず、同項の規定によりなお従前の例によるものとされた昭和六十年国民年金等改正法第一條の規定による改正前の国民年金法第十九條の規定は適用せず、第一條の規定による改正後の国民年金法第十九條の規定を準用する。

(支給の繰下げに関する経過措置)
 第六条 第一條の規定による改正後の国民年金法第二十八條の規定は、第四号施行日の前日において、同條第二項各号のいずれにも該当しない者について適用する。ただし、第四号施行日前に第一條の規定による改正後の国民年金法第二十八條第二項各号のいずれかに該当する者に対する同條の規定の適用については、同項中「ときは」とあるのは「ときは、次項の規定を適用する場合を除き」と、「同項」とあるのは「前項」と、同條第三項中「当該申出のあつた日」とあるのは「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十二号)附則第一條第四号に掲げる規定の施行の日」とする。

(障害年金の額の改定請求に関する経過措置)
 第七条 昭和六十年国民年金等改正法附則第三十二條第一項に規定する年金たる給付のうち障害年金については、同項の規定にかかわらず、同項の規定によりなお従前の例によるものとされた昭和六十年国民年金等改正法第一條の規定による改正前の国民年金法第三十四條第三項の規定は適用せず、第一條の規定による改正後の国民年金法第三十四條第三項の規定を準用する。

（遺族基礎年金に関する経過措置）
 第八条 第一条の規定による改正後の国民年金法中遺族基礎年金に関する規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日以後に死亡した第一条の規定による改正後の国民年金法第三十七条第一項に規定する被保険者又は被保険者であった者について適用し、同日前に死亡した同項に規定する被保険者又は被保険者であった者に係る支給要件に関する事項については、なお従前の例による。
 （国民年金保険料の免除に関する経過措置）

第九条 第一条の規定による改正後の国民年金法第八十九条第二項の規定は、第一条の規定による改正前の国民年金法第八十九条の規定により納付することを要しないものとされた保険料（以下この条において「改正前法定免除保険料」という。）のうち、第四号施行日の属する月以後の期間に係る保険料についても適用し、改正前法定免除保険料のうち、第四号施行日の属する月の期間に係る保険料については、なお従前の例による。
 （国民年金任意加入期間の合算対象期間算入に関する経過措置）

第十条 第一条の規定による改正後の国民年金法附則第七条第一項（第二条の規定による改正後において、同条の規定による改正後の国民年金法附則第九条第一項）の規定は、第四号施行日の前日において国民年金法附則第五条第一項の規定による被保険者であった期間（国民年金法第五条第二項に規定する保険料納付済期間及び六十歳以上であった期間を除く。以下この項において同じ。）を有する者に係る当該被保険者であった期間については、適用しない。
 2 前項に規定する被保険者であった期間は、国民年金法附則第七条第一項及び第九条第一項の規定を適用する場合（第二条の規定による改正後においては、同条の規定による改正後の国民年金法附則第九条第一項の規定を適用する場合）にあつては、第四号施行日において、第一条の規定による改正後の国民年金法附則第七条第一項（第二条の規定による改正後においては、同条の規定による改正後の国民年金法附則第九条第一項）に規定する合算対象期間（以下「合算対象期間」という。）に算入する。

3 前項の規定により合算対象期間に算入される期間の計算については、国民年金法第十一条の規定の例による。
 4 第二項の規定により合算対象期間に算入された期間を有する者に対する昭和六十年国民年金等改正法附則第十八条の規定の適用については、同条第一項中「同日以後の国民年金の被保険者期間」とあるのは「同日以後に公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十二号）附則第十条第二項の規定により合算対象期間に算入された期間」と同法とあるのは「国民年金法」とする。

第十一条 昭和六十年国民年金等改正法第一条の規定による改正前の国民年金法附則第六条第一項の規定による被保険者であった期間（昭和六十年国民年金等改正法第一条の規定による改正前の国民年金法第五条第三項に規定する保険料納付済期間及び六十歳以上であった期間を除く。以下この項において同じ。）を有する者に係る当該被保険者であった期間は、国民年金法附則第九条第一項の規定を適用する場合にあつては、第四号施行日において、合算対象期間に算入する。
 2 前条第三項及び第四項の規定は、前項の規定により合算対象期間に算入される期間について準用する。この場合において、同条第四項中「附則第十条第二項」とあるのは、「附則第十一条第一項」と読み替えるものとする。

第十二条 国民年金法等の一部を改正する法律（平成元年法律第八十六号）第一条の規定による改正前の国民年金法附則第五条第一項の規定による被保険者であった期間（国民年金法等の一部を改正する法律（平成元年法律第八十六号）第一条の規定による改正前の国民年金法第七条第一項第一号イに該当するもの）に限り、国民年金法第五条第二項に規定する保険料納付済期間及び六十歳以上であった期間を除く。以下この項において同じ。）を有する者に係る当該被保険者であった期間は、国民年金法附則第九条第一項の規定を適用する場合にあつては、第四号施行日において、合算対象期間に算入する。

第十三条 第二項の規定による改正前の国民年金法第十條第一項の規定による厚生労働大臣の承認を受けて国民年金の被保険者の資格を喪失した者が、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）において国民年金法第七條第一項第一号に該当するときは、その者は、施行日に、国民年金の被保険者の資格を取得する。ただし、その者が、施行日に、国民年金法第八條の規定により国民年金の被保険者の資格を取得するときは、この限りでない。
 2 第二条の規定による改正前の国民年金法第十條第一項の規定による厚生労働大臣の承認に基づき国民年金の被保険者とされなかった期間は、第二条の規定による改正後の国民年金法附則第九条第一項の規定を適用する場合にあつては、合算対象期間に算入する。
 3 前項の規定により合算対象期間に算入される期間の計算については、国民年金法第十一条の規定の例による。

第十四条 施行日の前日において現に国民年金法による老齢基礎年金その他老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付又は年金たる保険給付であつて政令で定めるものの受給権を有しない者であつて、第二条の規定による改正後の国民年金法第二十六条その他政令で定める規定による老齢基礎年金その他老齢を支給事由とする年金たる給付（以下この条において「老齢基礎年金等」という。）の支給要件に該当するものについては、施行日においてこれらの規定による老齢基礎年金等の支給要件に該当するに至つたものとみなして、施行日以後、その者に對し、これらの規定による老齢基礎年金等を支給する。この場合において、これらの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。
 第十五条 削除
 （厚生年金保険の短時間労働者への適用に関する経過措置）

第十六条 附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（以下「第五号施行日」という。）前に厚生年金保険の被保険者の資格を取得して、第五号施行日まで引き続き被保険者の資格を有する者については、第三条の規定による改正後の厚生年金保険法第十二條（同条第六号に係る部分に限る。）の規定は、第五号施行日以降引き続き第五号施行日において使用されていた事業所に使用されている間は、適用しない。
 第十七条 当分の間、特定適用事業所（事業主が同一である又は二以上の適用事業所（厚生年金保険法第六條第一項又は第三項に規定する適用事業所をいう。以下この条において同じ。）であつて、当該一又は二以上の適用事業所に使用される通常の労働者（短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）第二条に規定する通常の労働者をいう。以下この条及び附則第四十六條において同じ。）をいう。）の総数が常時五百人を超えるものの各適用事業所をいう。次項において同じ。）以外の適用事業所に使用される七十歳未満の者であつて、その一週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者の一週間の所定労働時間の四分の三未満である短時間労働者又はその一月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の一月間の所定労働日数の四分の三未満である短時間労働者に該当するものについては、厚生年金保険法第九條及び第十條第一項の規定にかかわらず、厚生年金保険の被保険者としなない。
 2 特定適用事業所に該当しなくなつた適用事業所の厚生年金保険の被保険者に対する前項の規定の適用については、当該適用事業所が引き続き特定適用事業所であるものとみなす。ただし、当該適用事業所の事業主が、その使用者のうち厚生年金保険の被保険者であるものの四分の三以上の同意を得て、厚生労働大臣に同項の規定の適用を受ける旨の申出をした場合は、この限りでない。

第十八条 第二項の規定による改正前の国民年金法第十條第一項の規定による厚生労働大臣の承認を受けて国民年金の被保険者の資格を喪失した者が、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）において国民年金法第七條第一項第一号に該当するときは、その者は、施行日に、国民年金の被保険者の資格を取得する。ただし、その者が、施行日に、国民年金法第八條の規定により国民年金の被保険者の資格を取得するときは、この限りでない。
 2 第二条の規定による改正前の国民年金法第十條第一項の規定による厚生労働大臣の承認に基づき国民年金の被保険者とされなかった期間は、第二条の規定による改正後の国民年金法附則第九条第一項の規定を適用する場合にあつては、合算対象期間に算入する。
 3 前項の規定により合算対象期間に算入される期間の計算については、国民年金法第十一条の規定の例による。

第十九条 施行日の前日において現に国民年金法による老齢基礎年金その他老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付又は年金たる保険給付であつて政令で定めるものの受給権を有しない者であつて、第二条の規定による改正後の国民年金法第二十六条その他政令で定める規定による老齢基礎年金その他老齢を支給事由とする年金たる給付（以下この条において「老齢基礎年金等」という。）の支給要件に該当するものについては、施行日においてこれらの規定による老齢基礎年金等の支給要件に該当するに至つたものとみなして、施行日以後、その者に對し、これらの規定による老齢基礎年金等を支給する。この場合において、これらの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。
 第十五条 削除
 （厚生年金保険の短時間労働者への適用に関する経過措置）

第十六条 附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（以下「第五号施行日」という。）前に厚生年金保険の被保険者の資格を取得して、第五号施行日まで引き続き被保険者の資格を有する者については、第三条の規定による改正後の厚生年金保険法第十二條（同条第六号に係る部分に限る。）の規定は、第五号施行日以降引き続き第五号施行日において使用されていた事業所に使用されている間は、適用しない。
 第十七条 当分の間、特定適用事業所（事業主が同一である又は二以上の適用事業所（厚生年金保険法第六條第一項又は第三項に規定する適用事業所をいう。以下この条において同じ。）であつて、当該一又は二以上の適用事業所に使用される通常の労働者（短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）第二条に規定する通常の労働者をいう。以下この条及び附則第四十六條において同じ。）をいう。）の総数が常時五百人を超えるものの各適用事業所をいう。次項において同じ。）以外の適用事業所に使用される七十歳未満の者であつて、その一週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者の一週間の所定労働時間の四分の三未満である短時間労働者又はその一月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の一月間の所定労働日数の四分の三未満である短時間労働者に該当するものについては、厚生年金保険法第九條及び第十條第一項の規定にかかわらず、厚生年金保険の被保険者としなない。
 2 特定適用事業所に該当しなくなつた適用事業所の厚生年金保険の被保険者に対する前項の規定の適用については、当該適用事業所が引き続き特定適用事業所であるものとみなす。ただし、当該適用事業所の事業主が、その使用者のうち厚生年金保険の被保険者であるものの四分の三以上の同意を得て、厚生労働大臣に同項の規定の適用を受ける旨の申出をした場合は、この限りでない。

3 前項の規定による厚生労働大臣の申出の受理の権限に係る事務は、日本年金機構に行わせるものとする。この場合において、日本年金機構法(平成十九年法律第九号)第二十三条第三項中「厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法若しくは公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十二号)」と、同法第二十六條第二項中「厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法若しくは公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」と、同法第二十七條第一項第一号中「に規定する権限に係る事務、同法」とあるのは「及び公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律附則第十七條第二項に規定する権限に係る事務、厚生年金保険法」と、「及び」とあるのは「並びに」と、同法第四十八條第一項中「厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法若しくは公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」とする。

(厚生年金保険の産前産後休業を終了した際の改定に関する経過措置)
第十八條 第三條の規定による改正後の厚生年金保険法第二十三條の三の規定は、第四號施行日以後に終了した同條第一項に規定する産前産後休業(次條及び附則第二十條において「産前産後休業」という。)について適用する。
(厚生年金保険の三歳に満たない子を養育する被保険者等の標準報酬月額の特例に関する経過措置)

第十九條 第四號施行日において、厚生年金保険法第二十八條の規定の適用を受けている者であつて第三條の規定による改正後の厚生年金保険法第八十一條の二の二の規定の適用を受ける産前産後休業をしていゝものについては、第四號施行日に産前産後休業を開始したものとみなして、第三條の規定による改正後の厚生年金保険法第二十六條第一項第六號の規定を適用する。
(厚生年金保険の産前産後休業期間中の被保険者及び加入員の特例に関する経過措置)
第二十條 第四號施行日前に産前産後休業に相当する休業を開始した者については、第四號施行日とその産前産後休業を開始した日とみなして、第三條の規定による改正後の厚生年金保険法第八十一條の二、第二、第三十九條第九項又は第四十條第十項の規定を適用する。

(老齢厚生年金等の支給に関する経過措置)
第二十一條 施行日の前日において現に厚生年金保険法による老齢厚生年金その他老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付又は年金たる保険給付であつて政令で定めるものの支給権を有しない者であつて、第三條の規定による改正後の厚生年金保険法第四十二條その他政令で定める規定による老齢厚生年金その他老齢を支給事由とする年金たる保険給付(以下この条において「老齢厚生年金等」という。)の支給要件に該当するものについては、施行日においてこれらの規定による老齢厚生年金等の支給要件に該当するに至つたものとみなして、施行日以後、その者に對し、これらの規定による老齢厚生年金等を支給する。この場合において、これらの規定の適用に關し必要な事項は政令で定める。

(未支給の保険給付に関する経過措置)
第二十二條 第三條の規定による改正後の厚生年金保険法第三十七條の規定は、第四號施行日以後に同條第一項に規定する保険給付の受給権者が死亡した場合について適用する。
第二十三條 第四號施行日以後に昭和六十一年国民年金等改正法附則第七十八條第一項に規定する年金たる保険給付の受給権者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき年金たる保険給付でまだその者に支給しなかつたものがあるときは、その未支給の年金たる保険給付の支給の請求については、同項の規定にかかわらず、同項の規定によりなお従前の例によるものとされた昭和六十一年国民年金等改正法第三條の規定による改正前の厚生年金保険法第三十七條の規定は適用せず、第三條の規定による改正後の厚生年金保険法第三十七條の規定を準用する。
第二十四條 第四號施行日以後に昭和六十一年国民年金等改正法附則第八十七條第一項に規定する年金たる保険給付の受給権者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき年金たる保険給付でまだその者に支給しなかつたものがあるときは、その未支給の年金たる保険給付の支給の請求については、同項の規定にかかわらず、同項の規定によりなお従前の例によるものとされた昭和六十一年国民年金等改正法第五條の規定による改正前の船員保険法第二十七條の二の規定は適用せず、第三條の規定による改正後の厚生年金保険法第三十七條の規定を準用する。

(支給の繰下げに関する経過措置)
第二十五條 第三條の規定による改正後の厚生年金保険法第四十四條の三の規定は、第四號施行日の前日において、同條第二項各号のいずれにも該当しない者について適用する。ただし、第四號施行日以前に第三條の規定による改正後の厚生年金保険法第四十四條の三とあるのは「二項各号のいずれかに該当する者に対する同條の規定の適用については、同項」と、同條第三項中「当該申出があつた」とあるのは「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十二号) 附則第一條第四号に掲げる規定の施行の日に属する」とする。

(障害年金の額の改定請求に関する経過措置)
第二十六條 昭和六十一年国民年金等改正法附則第七十八條第一項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金については、同項の規定にかかわらず、同項の規定によりなお従前の例によるものとされた昭和六十一年国民年金等改正法第三條の規定による改正前の厚生年金保険法第五十二條第三項の規定は適用せず、第三條の規定による改正後の厚生年金保険法第五十二條第三項の規定を準用する。
第二十七條 昭和六十一年国民年金等改正法附則第八十七條第一項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金については、同項の規定にかかわらず、同項の規定によりなお従前の例によるものとされた昭和六十一年国民年金等改正法第五條の規定による改正前の船員保険法第四十五條ノ三第三項の規定は適用せず、第三條の規定による改正後の厚生年金保険法第五十二條第三項の規定を準用する。
(特例による老齢厚生年金の額の計算等の特例の経過措置)

第二十八條 第三條の規定による改正後の厚生年金保険法附則第九條の二第五項の規定は、同條第一項に規定する老齢厚生年金の受給権者(以下この条において「老齢厚生年金の受給権者」という。)又は老齢厚生年金の受給権者であつた者が、第四號施行日以後に第三條の規定による改正後の厚生年金保険法附則第九條の二第五項各号のいずれかに該当する場合について適用する。ただし、第四號施行日において老齢厚生年金の受給権者であつた者であつて、被保険者でなく、かつ、同項第一号に規定する障害厚生年金等を受けることができるものについては、第四號施行日に同項各号のいずれかに該当したものとみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「当該各号に規定する日」とあるのは「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十二号) 附則第一條第四号に掲げる規定の施行の日」とする。

(支給の繰下げに関する経過措置)
第二十九條 第四條の規定による改正後の昭和六十一年国民年金等改正法附則第十八條第五項の規定は、第四號施行日の前日において、同項の規定により読み替えられた国民年金法第二十八條第二項各号のいずれにも該当しない者について適用する。ただし、第四號施行日以前に第四條の規定による改正後の昭和六十一年国民年金等改正法附則第十八條第五項の規定により読み替えられた国民年金法第二十八條第二項各号のいずれかに該当する者に対する第四條の規定による改正後の昭和六十一年国民年金等改正法附則第十八條の規定の適用については、同條第五項中「経過した」と、「七十歳」とあるのは「経過した」と、「ときは」とあるのは「ときは、次項の規定を適用する場合を除き」と、同項とあるのは「前項」と、「七十歳」と、「日」とする。とあるのは「日」と、同條第三項中「当該申出があつた日」とあるのは「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十二号) 附則第一條第四号に掲げる規定の施行の日」とする。

(国家公務員共済組合法による産前産後休業を終了した際の改定に関する経過措置)
第三十條 第十條の規定による改正後の国家公務員共済組合法第四十二條第十一項及び第十二項の規定は、第四號施行日以後に終了した同條第十一項に規定する産前産後休業(次條及び附則第三十二條において「産前産後休業」という。)について適用する。

第三十一条 第四号施行日において、国家公務員共済組合法第七十三条の二の規定の適用を受けている者であつて、第十条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第百条の二の規定の適用を受ける産前産後休業をしているものについては、第四号施行日に産前産後休業を開始したものとみなして、第十条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第七十三条の二の第一項第六号の規定を適用する。

(国家公務員共済組合法による産前産後休業期間中の組合員の特例に関する経過措置)

第三十二条 第四号施行日前に産前産後休業に相当する休業を開始した者については、第四号施行日その産前産後休業を開始した日とみなして、第十条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第百条の二の二の規定を適用する。

(支給の繰下げに関する経過措置)

第三十三条 第十条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第七十八条の二の規定は、第四号施行日の前日において、同条第二項各号のいずれにも該当しない者について適用する。ただし、第四号施行日前に第十条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第七十八条の二第二項各号のいずれかに該当する者に対する同条の規定の適用については、同項中「ときは」とあるのは「ときは、次項の規定を適用する場合を除き」と、同項中「前項」とあるのは「前項」と、同条第三項中「当該申出のあった」とあるのは「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十二号)附則第一条第四号に掲げる規定の施行日の属する」とする。

(特別による退職共済年金の額の算定等の特例の経過措置)

第三十四条 第十条の規定による改正後の国家公務員共済組合法附則第十二条の四の二第六項の規定は、同条第一項に規定する退職共済年金の受給権者(以下この条において「退職共済年金の受給権者」という)又は退職共済年金の受給権者であつた者が、第四号施行日以後に第十条の規定による改正後の国家公務員共済組合法附則第十二条の四の二第六項各号のいずれかに該当する場合について適用する。ただし、第四号施行日において退職共済年金の受給権者であつた者であつて、組合員でなく、かつ、同項第一号に規定する障害共済年金等を受けることができるものについては、第四号施行日に同項各号のいずれかに該当したものとみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「当該各号に規定する日」とあるのは「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十二号)附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日」とする。

(退職共済年金等の支給に関する経過措置)

第三十五条 施行日の前日において現に国家公務員共済組合法による退職共済年金その他退職を支給事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの受給権を有しない者であつて、第十条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第七十六条その他政令で定める規定による退職共済年金その他退職を支給事由とする年金である給付(以下この条において「退職共済年金等」という)の支給要件に該当するものについては、施行日においてこれらの規定による退職共済年金等の支給要件に該当するに至つたものとみなして、施行日以後、その者に対し、これらの規定による退職共済年金等を支給する。この場合において、これらの規定の適用に必要事項は、政令で定める。

第三十六条 削除

(支給の繰下げに関する経過措置)

第三十七条 第十五条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法第八十条の二の規定は、第四号施行日の前日において、同条第二項各号のいずれにも該当しない者について適用する。ただし、第四号施行日前に第十五条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法第八十条の二第二項各号のいずれかに該当する者に対する同条の規定の適用については、同項中「ときは」とあるのは「ときは、次項の規定を適用する場合を除き」と、同項中「前項」とあるのは「前項」と、同条第三項中「当該申出のあった」とあるのは「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十二号)附則第一条第四号に掲げる規定の施行日の属する」とする。

(地方公務員等共済組合法による産前産後休業期間中の組合員の特例に関する経過措置)

第三十二条 第四号施行日前に第十五条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法第百四条の二第二項第五号に規定する産前産後休業に相当する休業を開始した者については、第四号施行日その産前産後休業を開始した日とみなして、第十五条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法第百四条の二の二の規定を適用する。

(特別による退職共済年金の額の算定等の特例の経過措置)

第三十九条 第十五条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法附則第二十条の二第六項の規定は、同条第一項に規定する退職共済年金の受給権者(以下この条において「退職共済年金の受給権者」という)又は退職共済年金の受給権者であつた者が、第四号施行日以後に第十五条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法附則第二十条の二第六項各号のいずれかに該当する場合について適用する。ただし、第四号施行日において退職共済年金の受給権者であつた者であつて、組合員でなく、かつ、同項第一号に規定する障害共済年金等を受けることができるものについては、第四号施行日に同項各号のいずれかに該当したものとみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「当該各号に規定する日」とあるのは「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十二号)附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日」とする。

(退職共済年金等の支給に関する経過措置)

第四十条 施行日の前日において現に地方公務員等共済組合法による退職共済年金その他退職を支給事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの受給権を有しない者であつて、第十五条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法第七十八条その他政令で定める規定による退職共済年金その他退職を支給事由とする年金である給付(以下この条において「退職共済年金等」という)の支給要件に該当するものについては、施行日においてこれらの規定による退職共済年金等の支給要件に該当するに至つたものとみなして、施行日以後、その者に対し、これらの規定による退職共済年金等を支給する。この場合において、これらの規定の適用に必要事項は、政令で定める。

第四十一条 削除

(私立学校教職員共済法による産前産後休業を終了した際の改定に関する経過措置)

第四十二条 第十九条の規定による改正後の私立学校教職員共済法第二十一条第一項及び第十二項の規定は、第四号施行日以後に終了した同条第十一項に規定する産前産後休業について適用する。

(私立学校教職員共済法による産前産後休業期間中の加入者の特例に関する経過措置)

第四十三条 第四号施行日前に第十九条の規定による改正後の私立学校教職員共済法第二十一条第一項に規定する産前産後休業に相当する休業を開始した者については、第四号施行日その産前産後休業を開始した日とみなして、第十九条の規定による改正後の私立学校教職員共済法第二十一条第四項及び第五項の規定を適用する。

(支給の繰下げに関する経過措置)

第四十四条 第二十四条の規定による改正後の協定実施特例法第十八条第一項の規定は、第四号施行日の前日において、同項の規定により読み替えられた国民年金法第二十八条第二項各号のいずれにも該当しない者について適用する。ただし、第四号施行日前に第二十四条の規定による改正後の協定実施特例法第十八条第一項の規定により読み替えられた国民年金法第二十八条第二項各号のいずれかに該当する者に対する第二十四条の規定による改正後の協定実施特例法第十八条の規定の適用については、同条第一項中「経過した」と、「七十歳」とあるのは「経過した」と、「ときは」とあるのは「ときは、次項の規定を適用する場合を除き」と、同項中「前項」とあるのは「前項」と、「七十歳」と「日」とする」とあるのは「日」と、同条第三項中「当該申出のあった日」とあるのは「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十二号)附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日」とする」とする。

(健康保険の短時間労働者への適用に関する経過措置)
第四十五条 第五号施行日前に健康保険の被保険者の資格を取得して、第五号施行日まで引き続き被保険者の資格を有する者については、第二十五条の規定による改正後の健康保険法第三十一条(同項第九号に係る部分に限る。)の規定は、第五号施行日以降引き続き第五号施行日において使用されていた事業所に使用されている間は、適用しない。

第四十六条 当分の間、特定適用事業所(事業主が同一である一又は二以上の適用事業所(健康保険法第三十二条第二項に規定する適用事業所をいう。以下この条において同じ。)であつて、当該一又は二以上の適用事業所に使用される通常の労働者及びこれに準ずる者(三週間以上労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者の一週間の所定労働時間の四分の三以上であり、かつ、その一月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の一月間の所定労働日数の四分の三以上である短時間労働者をいう。)の総数が常時五百人を超えるもの各適用事業所をいう。次項において同じ。)以外の適用事業所に使用される者であつて、その一週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者の一週間の所定労働時間の四分の三未満である短時間労働者又はその一月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の一月間の所定労働日数の四分の三未満である短時間労働者に該当するものについては、第二十五条の規定による改正後の健康保険法第三十一条の規定にかかわらず、健康保険の被保険者としてしない。

2 特定適用事業所に該当しなくなった適用事業所の健康保険の被保険者に対する前項の規定の適用については、当該適用事業所が引き続き特定適用事業所であるものとみなす。ただし、当該適用事業所の事業主が、その使用する者のうち健康保険の被保険者であるものの四分の三以上の同意を得て、厚生労働大臣に同項の規定の適用を受ける旨の申出をした場合は、この限りでない。

3 前項の規定による厚生労働大臣の申出の受理の権限に係る事務は、日本年金機構に行わせるものとする。この場合において、日本年金機構法第二十三条第三項中「若しくは船員保険法」とあるのは「若しくは公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十二号)若しくは船員保険法」と、同法第二十六条第二項中「健康保険法」とあるのは「健康保険法若しくは公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」と、同法第二十七条第二号中「規定する権限に係る事務、同法」とあるのは「及び公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律附則第四十六条第二項に規定する権限に係る事務、健康保険法」と、規定する事務及び」とあるのは「規定する事務並びに」と、同法第四十八条第一項中「健康保険法」とあるのは「健康保険法若しくは公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」とする。

(健康保険の産前産後休業を終了した際の改定に関する経過措置)
第四十七条 第二十五条の規定による改正後の健康保険法第四十三条の三の規定は、第四号施行日以後に終了した同条第一項に規定する産前産後休業について適用する。
(健康保険の産前産後休業期間中の被保険者の特例に関する経過措置)
第四十八条 第四号施行日前に第二十五条の規定による改正後の健康保険法第四十三条の三第一項に規定する産前産後休業に相当する休業を開始した者については、第四号施行日とその産前産後休業を開始した日とみなして、第二十五条の規定による改正後の健康保険法第五十九条の三の規定を適用する。

(被用者保険等保険者に係る前期高齢者交付金及び後期高齢者支援金の額の算定の特例に伴う経過措置)
第四十八条の二 平成二十八年度における第二十五条の規定による改正後の健康保険法附則第五条の三の規定により読み替えられた第二十五条の規定による改正後の健康保険法第五十三条第一項の規定により補助する額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される額の十二分の六に相当する額と同年度において第二十五条の規定による改正後の健康保険法附則第五条の三の規定の適用がないものとして第二十五条の規定による改正後の健康保険法第五十三条第一項の規定を適用するとし、同項の規定により算定されることとなる額の十二分の六に相当する額との合計額とする。

第四十八条の三 平成二十八年度における第二十五条の規定による改正後の健康保険法第五十三条第二項の規定により補助する額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される額の十二分の六に相当する額と同年度において第二十五条の規定による改正後の健康保険法附則第五条の三の規定の適用がないものとして第二十五条の規定による改正後の健康保険法第五十三条第二項の規定を適用するとし、同項の規定により算定されることとなる額の十二分の六に相当する額との合計額とする。

第四十八条の三 平成二十八年度における第二十五条の規定による改正後の健康保険法第五十三条第二項の規定により補助する額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される額の十二分の六に相当する額と同年度において第二十五条の規定による改正後の健康保険法附則第五条の三の規定の適用がないものとして第二十五条の規定による改正後の健康保険法第五十三条第二項の規定を適用するとし、同項の規定により算定されることとなる額の十二分の六に相当する額との合計額とする。

(船員保険の産前産後休業を終了した際の改定に関する経過措置)
第四十九条 第二十六条の規定による改正後の船員保険法第十九条の二の規定は、第四号施行日以後に終了した同条第一項に規定する産前産後休業について適用する。

(船員保険の産前産後休業期間中の被保険者の特例に関する経過措置)
第五十条 第四号施行日前に第二十六条の規定による改正後の船員保険法第十九条の二第一項に規定する産前産後休業に相当する休業を開始した者については、第四号施行日とその産前産後休業を開始した日とみなして、第二十六条の規定による改正後の船員保険法第十八条の二の規定を適用する。

(高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴う経過措置)
第五十一条 平成二十七年以前年度の被用者保険等保険者(国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)附則第十八条第一項に規定する被用者保険等保険者をいう。以下同じ。)に係る高齢者の医療の確保に関する法律(以下「高齢者医療確保法」という。)の規定による概算前期高齢者交付金及び確定前期高齢者交付金、概算前期高齢者納付金及び確定前期高齢者納付金並びに概算後期高齢者支援金及び確定後期高齢者支援金については、なお従前の例による。

第五十一条の二 平成二十八年度の被用者保険等保険者に係る高齢者医療確保法の規定による概算前期高齢者交付金の額は、第二十七条の規定による改正後の高齢者医療確保法(以下「改正後高齢者医療確保法」という。)附則第十三条の六第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される額の十二分の六に相当する額と同年度において同条の規定の適用がないものとして改正後高齢者医療確保法第三十四条の規定を当該被用者保険等保険者に適用するとし、同項の規定により算定されることとなる額の十二分の六に相当する額との合計額とする。

第五十一条の三 平成二十八年度の被用者保険等保険者に係る高齢者医療確保法の規定による確定前期高齢者交付金の額は、改正後高齢者医療確保法附則第十三条の七第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される額の十二分の六に相当する額と同年度において同条の規定の適用がないものとして改正後高齢者医療確保法第三十五条の規定を当該被用者保険等保険者に適用するとし、同項の規定により算定されることとなる額の十二分の六に相当する額との合計額とする。

第五十一条の四 平成二十八年度の被用者保険等保険者に係る高齢者医療確保法の規定による概算前期高齢者納付金の額は、改正後高齢者医療確保法第三十八条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される額の十二分の六に相当する額と同年度において改正後高齢者医療確保法附則第十三条の八の規定の適用がないものとして改正後高齢者医療確保法第三十八条の規定を当該被用者保険等保険者に適用するとし、同項の規定により算定されることとなる額の十二分の六に相当する額との合計額とする。

第五十一条の五 平成二十八年度の被用者保険等保険者に係る高齢者医療確保法の規定による確定前期高齢者納付金の額は、改正後高齢者医療確保法第三十九条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される額の十二分の六に相当する額と同年度において改正後高齢者医療確保法附則第十三条の九の規定の適用がないものとして改正後高齢者医療確保法第三十九条の規定を当該被用者保険等保険者に適用するとし、同項の規定により算定されることとなる額の十二分の六に相当する額との合計額とする。

第五十一条の六 平成二十八年年度の被用者保険等保険者に係る高齢者医療確保法の規定による概算納付金の額は、改正後高齢者医療確保法附則第十四条の五第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される額の十二分の六に相当する額と同年度において同条の規定の適用がないものとして改正後高齢者医療確保法第二百二十条の規定を当該被用者保険等保険者に適用するものとしたならば同条第一項の規定により算定されることとなる額の十二分の六に相当する額との合計額とする。

第五十一条の七 平成二十八年年度の被用者保険等保険者に係る高齢者医療確保法の規定による確定後高齢者支援金の額は、改正後高齢者医療確保法附則第十四条の六第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される額の十二分の六に相当する額と同年度において同条の規定の適用がないものとして改正後高齢者医療確保法第二百二十一条の規定を当該被用者保険等保険者に適用するものとしたならば同条第一項の規定により算定されることとなる額の十二分の六に相当する額との合計額とする。

第五十一条の八 社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二百二十九号)による社会保険診療報酬支払基金は、附則第一条第五号に規定する規定の施行後遅滞なく、平成二十八年年度における各保険者に係る高齢者医療確保法の規定による前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金並びに後期高齢者支援金(次項において「前期高齢者交付金等」という。)の額を変更し、当該変更後の額をそれぞれ通知しなければならない。

2 改正後高齢者医療確保法第四十二条第三項及び第四十三条第三項並びに第二百二十四条において準用する同項の規定は、前項の規定により前期高齢者交付金等の額の変更がされた場合について、それぞれ準用する。

(介護保険法の一部改正に伴う経過措置)
第五十二条 平成二十七年年度以前の年度の被用者保険等保険者に係る介護保険法の規定による概算納付金の額及び確定納付金については、なお従前の例による。

第五十二条の二 平成二十八年年度の被用者保険等保険者に係る介護保険法の規定による概算納付金の額は、第二十八条の規定による改正後の介護保険法(以下「改正後介護保険法」という。)附則第一条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される額の十二分の六に相当する額と同年度において同条の規定の適用がないものとして改正後介護保険法第五十二条の規定を当該被用者保険等保険者に適用するものとしたならば同条第一項の規定により算定されることとなる額の十二分の六に相当する額との合計額とする。

第五十二条の三 平成二十八年年度の被用者保険等保険者に係る介護保険法の規定による確定納付金の額は、改正後介護保険法附則第十二条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される額の十二分の六に相当する額と同年度において同条の規定の適用がないものとして改正後介護保険法第五十二条の規定を当該被用者保険等保険者に適用するものとしたならば同条第一項の規定により算定されることとなる額の十二分の六に相当する額との合計額とする。

第五十二条の四 社会保険診療報酬支払基金法による社会保険診療報酬支払基金は、附則第一条第五号に規定する規定の施行後遅滞なく、平成二十八年年度における各医療保険者に係る介護保険法の規定による納付金(次項において「納付金」という。)の額を変更し、当該変更後の額を通知しなければならない。

2 改正後介護保険法第五十五条第三項の規定は、前項の規定により納付金の額の変更がされた場合について準用する。

(健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法の一部改正に伴う経過措置)
第五十三条 平成二十七年年度以前の年度の被用者保険等保険者に係る健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法(以下「平成十八年介護保険法」という。)の規定による概算納付金及び確定納付金については、なお従前の例による。

第五十四条 平成二十八年年度の被用者保険等保険者に係る平成十八年介護保険法の規定による概算納付金の額は、第二十九条の規定による改正後の平成十八年介護保険法(以下「改正後平成十八年介護保険法」という。)附則第九条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される額の十二分の六に相当する額と同年度において同条の規定の適用がないものとして改正後平成十八年介護保険法第二百五十二条の規定を当該被用者保険等保険者に適用するものとしたならば同条第一項の規定により算定されることとなる額の十二分の六に相当する額との合計額とする。

第五十五条 平成二十八年年度の被用者保険等保険者に係る平成十八年介護保険法の規定による確定納付金の額は、改正後平成十八年介護保険法附則第十条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される額の十二分の六に相当する額と同年度において同条の規定の適用がないものとして改正後平成十八年介護保険法第二百五十三条の規定を当該被用者保険等保険者に適用するものとしたならば同条第一項の規定により算定されることとなる額の十二分の六に相当する額との合計額とする。

第五十六条 社会保険診療報酬支払基金法による社会保険診療報酬支払基金は、附則第一条第五号に規定する規定の施行後遅滞なく、平成二十八年年度における各医療保険者に係る平成十八年介護保険法の規定による納付金(次項において「納付金」という。)の額を変更し、当該変更後の額を通知しなければならない。

2 改正後平成十八年介護保険法第二百五十五条第三項の規定は、前項の規定により納付金の額の変更がされた場合について準用する。

(旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の一部改正)
第五十七条 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(昭和二十五年法律第二百五十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「財団法人日本製鉄八幡共済組合(」の下に「昭和十八年十月一日に財団法人日本製鉄八幡共済組合」という名称で設立された法人をい、」を加える。

第五十八条 削除
(国民健康保険法の一部改正)
第五十九条 国民健康保険法の一部を次のように改正する。

附則第二十一条の次に次の一条を加える。
第二十一条の三 平成二十八年年度及び平成二十九年年度の各年度における附則第二十一条第五項の規定の適用については、同項中「第三十四条第三項に規定する概算調整対象基準額をいう。以下この項において同じ」とあるのは「附則第十三条の六第一項第三号及び第四号に掲げる額の合計額をいう。以下この項において同じ」と、前々年度の概算調整対象基準額」とあるのは「前々年度の概算調整対象基準額(同法第三十四条第三項に規定する概算調整対象基準額をいう。）」と、当該年度の概算調整対象基準額」とあるのは「ときは、当該年度の概算調整対象基準額(同法附則第十三条の六第一項第三号及び第四号に掲げる額の合計額をいう。）」と、「概算調整対象基準額」とあるのは「概算調整対象基準額(同法第三十四条第三項に規定する概算調整対象基準額をいう。）」とする。

2 平成三十年度以後の各年度における附則第二十一条第五項の規定の適用については、当分の間、同項中「第三十四条第三項に規定する概算調整対象基準額」とあるのは「附則第十三条の六第一項第三号及び第四号に掲げる額の合計額」と、「第三十五条第三項に規定する確定調整対象基準額」とあるのは「附則第十三条の七第一項第三号及び第四号に掲げる額の合計額」とする。

(国民健康保険法の一部改正に伴う経過措置)
第六十条 平成二十八年年度における附則第五十九条の規定による改正後の国民健康保険法(以下この条において「改正後国保法」という。)附則第二十一条の三の規定により読み替えられた改正後国保法附則第二十一条第五項に規定する調整対象基準額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される額の十二分の六に相当する額を同年度において改正後国保法附則第二十一条の三の規定の適用がないものとして改正後国保法第二十一条第五項の規定を適用するものとしたならば同項の規定により算定されることとなる額の十二分の六に相当する額との合計額とする。

(児童手当法の一部改正)
第六十一条 児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中「又は地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第二十一条第一項に規定する育児休業」を「若しくは地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第二十一条第一項に規定する育児休業又は厚生年金保険法第二十三条の三第一項に規定する産前産後休業、国家公務員共済組合法第四十二条第十一項に規定する産前産後休業、地方公務員等共済組合法第百十四条の二第二項第五号に規定する産前産後休業若しくは私立学校教職員共済法第二十二條第十一項に規定する産前産後休業」に、「又は休業」を「若しくは休業又は当該産前産後休業」に改める。

(国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正)
第六十二条 国民年金法等の一部を改正する法律(平成元年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

附則第四条第一項中「改正後の国民年金法第十条第一項の規定を適用する場合にあつては、国民年金の被保険者期間に、改正後の」及び「それぞれ」を削り、同条第二項中「国民年金の被保険者期間又は」及び「改正後の」を削る。

第六十三条 削除

(確定拠出年金法の一部改正)

第六十四条 確定拠出年金法(平成十三年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第六十二条第一項第一号及び第三項第六号並びに第六十八条第二項中「第八十九条」を「第八十九条第一項」に改める。

(独立行政法人農業者年金基金法の一部改正)

第六十五条 独立行政法人農業者年金基金法(平成十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第十一条及び第十三条第四号中「第八十九条」を「第八十九条第一項」に改める。

第二十二條第一項中「子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹」を「又は三親等内の親族」に改め、同条第三項中「第一項に規定する順序による」を「政令で定める」に改める。

第四十五条第三項第七号中「第八十九条」を「第八十九条第一項」に改める。

(独立行政法人農業者年金基金法の一部改正に伴う経過措置)

第六十六条 前条の規定による改正後の独立行政法人農業者年金基金法第二十二條の規定は、第四号施行日以後に同条第一項に規定する年金給付に係る受給権者が死亡した場合について適用する。

2 第四号施行日以後に独立行政法人農業者年金基金法附則第六條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成十三年法律第三十九号)附則第八條第二項に規定する年金給付の受給権を有する者又は農業者年金基金法の一部を改正する法律附則第十一條第一項に規定する旧経営移讓年金受給権者若しくは旧農業者老齡年金受給権者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき年金たる給付でまだその者に支給しなかったものがあるときは、その未支給の年金たる給付の支給の請求については、独立行政法人農業者年金基金法附則第六條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律附則第八條第二項又は第十一條第一項の規定にかかわらず、これらの規定によりなお従前の例によるものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律による改正前の農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七十八号)第三十七條の規定は適用せず、前条の規定による改正後の独立行政法人農業者年金基金法第七十二條の規定を準用する。

3 第四号施行日以後に独立行政法人農業者年金基金法附則第六條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成二年法律第二十一号)附則第十四條第一項の旧経営移讓年金受給権者又は旧農業者老齡年金受給権者が死亡した場合において、

その死亡した者に支給すべき年金たる給付でまだその者に支給しなかったものがあるときは、その未支給の年金たる給付の支給の請求については、同項の規定にかかわらず、同項の規定によりなお従前の例によるものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律による改正前の農業者年金基金法第三十七條の規定は適用せず、前条の規定による改正後の独立行政法人農業者年金基金法第二十二條の規定を準用する。

第六十七条から第六十九条まで 削除

(子ども・子育て支援法の一部改正)

第七十条 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。
第七十条第一項中「又は地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第二十一条第一項に規定する育児休業」を「若しくは地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第二十一条第一項に規定する育児休業又は厚生年金保険法第二十三条の三第一項に規定する産前産後休業、国家公務員共済組合法第四十二条第十一項に規定する産前産後休業、地方公務員等共済組合法第百十四条の二第二項第五号に規定する産前産後休業若しくは私立学校教職員共済法第二十二條第十一項に規定する産前産後休業」に、「又は休業」を「若しくは休業又は当該産前産後休業」に改める。

(その他の経過措置の政令への委任)

第七十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

内閣総理大臣 野田 佳彦
総務大臣 川端 達夫
財務大臣 安住 淳
文部科学大臣 平野 博文
厚生労働大臣 小宮山 洋子
農林水産大臣 郡司 彰

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成二十四年八月二十二日

内閣総理大臣 野田 佳彦

法律第六十三号

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律

(厚生年金保険法の一部改正)

第一条 厚生年金保険法(昭和二十九法律第百十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十八条」を「第十八条の二」に、「第三十一条の三」に、「第三章

の三 被扶養配偶者である期間についての特例(第七十八条の十三―第七十八条の二十一)を「第

三章の三 被扶養配偶者である期間についての特例(第七十八条の十三―第七十八条の二十一)を「第

三章の四 二以上の種別の被保険者であった期間を有する者の特例(第七十八条の二十二―第七十

八条の三十七)」に、「第七十九条の七」を「第七十九条の十四」に、「第八十九条」を「第八十九条の

二」に改める。

第二条の四第二項中「第三十四条第一項」の下に「及び第八十四条の六第三項第二号」を加え、

同条の次に次の一条を加える。

(実施機関)

第二条の五 この法律における実施機関は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一 次号から第四号までに規定する被保険者以外の厚生年金保険の被保険者（以下「第一号厚生年金被保険者」という。）の資格、第一号厚生年金被保険者に係る標準報酬（第二十八条に規定する標準報酬をいう。以下この項において同じ。）、事業所及び被保険者期間、第一号厚生年金被保険者であった期間（以下「第一号厚生年金被保険者期間」という。）に基づくこの法律による保険給付、当該保険給付の受給権者、第一号厚生年金被保険者に係る国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第九十四条の二第二項の規定による基礎年金拠出金の負担、第一号厚生年金被保険者期間に係る保険料その他この法律の規定による徴収金並びに第一号厚生年金被保険者の保険料に係る運用に関する事務 厚生労働大臣

二 国家公務員共済組合の組合員たる厚生年金保険の被保険者（以下「第二号厚生年金被保険者」という。）の資格、第二号厚生年金被保険者に係る標準報酬、事業所及び被保険者期間、第二号厚生年金被保険者であった期間（以下「第二号厚生年金被保険者期間」という。）に基づくこの法律による保険給付、当該保険給付の受給権者、第二号厚生年金被保険者に係る国民年金法第九十四条の二第二項の規定による基礎年金拠出金の納付及び第八十四条の五第一項の規定による拠出金の納付、第二号厚生年金被保険者期間に係る保険料その他この法律の規定による徴収金並びに第二号厚生年金被保険者の保険料に係る運用に関する事務 国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会

三 地方公務員共済組合の組合員たる厚生年金保険の被保険者（以下「第三号厚生年金被保険者」という。）の資格、第三号厚生年金被保険者に係る標準報酬、事業所及び被保険者期間、第三号厚生年金被保険者であった期間（以下「第三号厚生年金被保険者期間」という。）に基づくこの法律による保険給付、当該保険給付の受給権者、第三号厚生年金被保険者に係る国民年金法第九十四条の二第二項の規定による基礎年金拠出金の納付及び第八十四条の五第一項の規定による拠出金の納付、第三号厚生年金被保険者期間に係る保険料その他この法律の規定による徴収金並びに第三号厚生年金被保険者の保険料に係る運用に関する事務 地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会

四 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者たる厚生年金保険の被保険者（以下「第四号厚生年金被保険者」という。）の資格、第四号厚生年金被保険者に係る標準報酬、事業所及び被保険者期間、第四号厚生年金被保険者であった期間（以下「第四号厚生年金被保険者期間」という。）に基づくこの法律による保険給付、当該保険給付の受給権者、第四号厚生年金被保険者に係る国民年金法第九十四条の二第二項の規定による基礎年金拠出金の納付及び第八十四条の五第一項の規定による拠出金の納付、第四号厚生年金被保険者期間に係る保険料その他この法律の規定による徴収金並びに第四号厚生年金被保険者の保険料に係る運用に関する事務 日本私立学校振興・共済事業団

2 前項第二号又は第三号に掲げる事務のうち、第八十四条の三、第八十四条の五、第八十四条の六、第八十四条の八及び第八十四条の九の規定に係るものについては、国家公務員共済組合連合会又は地方公務員共済組合連合会が行い、その他の規定に係るものについては、政令で定めるところにより、同項第二号又は第三号に定める者のうち政令で定めるものが行う。

第三条第一項第一号中「昭和三十四年法律第百四十一号」第五條第二項を「第五條第一項」に改め、同項第二号中「第五條第三項」を「第五條第二項」に改め、同項第三号及び第四号中「すべて」を「全て」に改める。

第十二条第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り上げる。

第十三条第二項中「同条同項」を「同項」に改める。

第十四条中「若しくは共済組合の組合員若しくは私学教職員共済制度の加入者となつたとき」を削る。

第十五条から第十七条までを次のように改める。

(被保険者の種別の変更に係る資格の得喪)

第十五条 同一の適用事業所において使用される被保険者について、被保険者の種別（第一号厚生年金被保険者、第二号厚生年金被保険者、第三号厚生年金被保険者又は第四号厚生年金被保険者のいずれであるかの区別をいう。以下同じ。）に変更があつた場合には、前二条の規定は、被保険者の種別ごとに適用する。

第十六条及び第十七条 削除

第十八条に次の一項を加える。

4 第二号厚生年金被保険者、第三号厚生年金被保険者及び第四号厚生年金被保険者の資格の取得及び喪失については、前三項の規定は、適用しない。

第二章第一節第十八条の次に次の一条を加える。

(異なる被保険者の種別に係る資格の得喪)

第十八条の二 第二号厚生年金被保険者、第三号厚生年金被保険者又は第四号厚生年金被保険者は、第十三条の規定にかかわらず、同時に、第一号厚生年金被保険者の資格を取得しない。

2 第一号厚生年金被保険者が同時に第二号厚生年金被保険者、第三号厚生年金被保険者又は第四号厚生年金被保険者の資格を有するに至つたときは、その日に、当該第一号厚生年金被保険者の資格を喪失する。

第十九条第二項ただし書中「但し」を「ただし」に、「さらに被保険者」を「更に被保険者又は国民年金の被保険者（国民年金法第七條第一項第二号に規定する第二号被保険者を除く。）」に改め、同条に次の二項を加える。

4 前三項の規定は、被保険者の種別ごとに適用する。

5 同一の月において被保険者の種別に変更があつたときは、前項の規定により適用するものとされた第二項の規定にかかわらず、その月に変更後の被保険者の種別の被保険者であつた月（二回以上にわたり被保険者の種別に変更があつたときは、最後の被保険者の種別の被保険者であつた月）とみなす。

第二十一条第一項、第二十二条第一項及び第二十三条第一項中「厚生労働大臣」を「実施機関」に改める。

第二十三条の二第一項中「厚生労働大臣」を「実施機関」に、「又は地方公務員の育児休業等に関する法律」を「地方公務員の育児休業等に関する法律」に改め、「第二條第一項の規定による育児休業」の下に「又は裁判官の育児休業に関する法律（平成三年法律第百一十一号）第二條第一項の規定による育児休業」を加え、「厚生労働省令」を「主務省令」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第二号厚生年金被保険者及び第三号厚生年金被保険者について、第一項の規定を適用する場合においては、同項中「その使用される事業所の事業主を経由して主務省令」とあるのは、「主務省令」とする。

第二十三條の三第一項中「厚生労働大臣」を「実施機関」に、「船員たる」を「船員（国家公務員共済組合の組合員たる船員及び地方公務員共済組合の組合員たる船員を除く。以下同じ。）たる」に、「厚生労働省令」を「主務省令」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第二号厚生年金被保険者及び第三号厚生年金被保険者について、第一項の規定を適用する場合においては、同項中「その使用される事業所の事業主を経由して主務省令」とあるのは、「主務省令」とする。

第二十四條第一項中「厚生労働大臣」を「実施機関」に改める。

第二十四條の三第一項中「厚生労働大臣」を「実施機関」に改め、同条を第二十四條の四とし、第二十四條の二の次に次の一条を加える。

(政令への委任)

第二十四條の三 第二十一条から第二十四条までに定めるもののほか、報酬月額算定の算定に關し必要な事項は、政令で定める。

第二十六條第一項中、「厚生労働省令」を、「主務省令」に、「厚生労働大臣」を、「実施機関」に改め、同項第五号中「第八十一条の二」を「第八十一条の二第一項」に改め、同項第六号中「第八十一条の二」を「第八十一条の二第二項」に改め、同条に次の一項を加える。

4 第二号厚生年金被保険者であり、若しくはあつた者又は第三号厚生年金被保険者であり、若しくはあつた者について、第一項の規定を適用する場合においては、同項中「申出（被保険者にあつては、その使用される事業所の事業主を経由して行うものとする）」とあるのは、「申出」とする。

第二十八條及び第三十一条の二中「厚生労働大臣」を「実施機関」に、「厚生労働省令」を「主務省令」に改め、第二章第四節中同条の次に次の一条を加える。

(適用除外)
第三十一条の三 第二号厚生年金被保険者であり、若しくはあつた者、第三号厚生年金被保険者であり、若しくはあつた者又は第四号厚生年金被保険者であり、若しくはあつた者及びこれらの者に係る事業主については、この節の規定（第二十八條及び前条を除く。）は、適用しない。

第三十二条中「とする」を「とし」、政府及び実施機関（厚生労働大臣を除く。）第三十四条第一項、第四十條、第七十九條第一項及び第二項、第八十一条第一項、第八十四條の五第二項並びに第八十四條の六第二項並びに附則第二十三條の三において「政府等」という。が行う」に改める。

第三十三條中「基づいて、厚生労働大臣」を「基づいて、実施機関」に改める。

第三十四條第一項中「の積立金」の下に「及び第七十九條の二に規定する実施機関積立金」を、「という。」の下に「政府等が」を加える。

第三十五條第一項中「五十円」を「五十銭」に、「百円」を「一元」に改める。

第三十六條の次に次の一条を加える。
(二期支払の年金の加算)
第三十六條の二 前条第三項の規定による支払額に一円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 毎年三月から翌年二月までの間において前項の規定により切り捨てた金額の合計額（一月未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）については、これを当該二月の支払期の年金額に加算するものとする。

第三十八條第一項中「保険給付」を「保険給付又は」に改め、「又は他の被用者年金各法（国民年金法第五條第一項第二号から第四号までに掲げられる法律をいう。以下同じ。）による年金たる給付（当該障害厚生年金と同一の支給事由に基づいて支給される障害共済年金を除く。）」を削り、「遺族厚生年金を除く。）、国民年金法」を「遺族厚生年金を除く。）」に改め、「又は他の被用者年金各法による年金たる給付（退職共済年金及び遺族共済年金を除く。）」を削り、「老齢厚生年金を除く。）、国民年金法」を「老齢厚生年金を除く。）」に改め、「又は他の被用者年金各法による年金たる給付（退職共済年金及び遺族共済年金を除く。）」を削り、「老齢厚生年金を除く。）」を削り、同条第二項ただし書中、「国民年金法による年金たる給付又は他の被用者年金各法による年金たる給付」を「又は国民年金法による年金たる給付又は他の被用者年金各法による年金たる給付」に改める。

第三十九條第三項中「停止して年金たる保険給付」の下に（厚生労働大臣が支給するものに限る。以下この項において同じ。）」を加える。

第四十條中「政府」を「政府等」に改める。

第四十條の二中「厚生労働大臣」を「実施機関」に改める。

第四十三條第三項中、「資格を喪失した日」の下に（第十四條第二号から第四号までのいずれかに該当するに至つた日にあつては、その日）を加える。

第四十三條の二第二号イ中、「この法律又は他の被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者（以下この号において「被用者年金被保険者等」という。）を「被保険者」に、「標準報酬額等平均額」を「標準報酬平均額」に、「標準報酬月額等（この法律及び他の被用者年金各法に規定する標準報酬月額、標準報酬の月額、給料の額及び標準給与の月額並びに標準賞与額、標準期末手当等の額、期末手当等の額及び標準賞与の額をいう。以下この号において同じ。）」を「標準報酬」に、「被用者年金被保険者等」を「被保険者」に改め、同条第二項第一号中「標準報酬月額と標準賞与額（以

下「前年度の標準報酬月額等」を「標準報酬（以下「前年度の標準報酬」に改め、同項第二号中「標準報酬月額と標準賞与額（以下「前々年度等の標準報酬月額等」を「標準報酬（以下「前々年度等の標準報酬」に改め、同条第四項中「標準報酬月額と標準賞与額」を「標準報酬」に改める。第四十三條の三第二項中「前年度の標準報酬月額等」を「前年度の標準報酬」に改める。第四十三條の四第一項第一号中「公的年金各法の被保険者等（この法律若しくは他の被用者年金各法又は国民年金法の被保険者、組合員又は加入者）」を「公的年金の被保険者（この法律又は国民年金法の被保険者）」に、「公的年金被保険者等総数」を「この号において「公的年金被保険者総数」に、「公的年金被保険者等総数の」を「公的年金被保険者総数の」に改め、同条第二号中「前々年度等の標準報酬月額等」を「前々年度等の標準報酬」に改め、同条第三項中「標準報酬月額と標準賞与額」を「標準報酬」に改める。

第四十三條の五第二項第一号中「前年度の標準報酬月額等」を「前年度の標準報酬」に改め、同項第二号中「前々年度等の標準報酬月額等」を「前々年度等の標準報酬」に改め、同条第三項中「標準報酬月額と標準賞与額」を「標準報酬」に改める。

第四十四條の二第一項中「老齢厚生年金」の下に（第一号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。以下この条において同じ。）」を加える。

第四十四條の三第一項中「厚生労働大臣」を「実施機関」に改め、同項ただし書中、「国民年金法」を「又は国民年金法」に改め、「又は他の被用者年金各法による年金たる給付（退職を支給事由とするものを除く。）」を削る。

第四十六條第一項中「若しくはこれに相当するものとして政令で定める日」を「（厚生労働省令で定める日を除く。）、国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員（前月以前の月に属する日から引き続き当該国会議員又は地方公共団体の議会の議員である者に限る。）」に改め、「若しくはこれに相当するものとして厚生労働省令で定める日」を削り、「以下「総報酬月額相当額」といひ、七十歳以上の使用される者」を「国会議員又は地方公共団体の議会の議員については、その者の標準報酬月額に相当する額として政令で定める額とその月以前の一年間の標準賞与額及び標準賞与額に相当する額として政令で定める額の総額を十二で除して得た額とを合算して得た額とし、七十歳以上の使用される者（国会議員又は地方公共団体の議会の議員を除く。次項において同じ。）」に「する」を削り、同条第四項「を「する。以下「総報酬月額相当額」という」に改め、同項ただし書中「同一項」を「同条第四項」に改め、同条第二項中「前項の」の下に「七十歳以上の使用される者」を加え、同条第七項中、「共済組合が支給する年金たる給付、私立学校教職員共済法による年金たる給付」を削る。

第四十八條第一項中、「第五十四條第二項ただし書及び第五十四條の二第一項」を「及び第五十四條第二項ただし書」に改める。

第五十二條第一項から第三項までの規定中「厚生労働大臣」を「実施機関」に改め、同条第四項中「すべて」を「全て」に、「厚生労働大臣」を「実施機関」に改める。

第五十四條の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（支給停止）」を付する。

第五十四條の二を削る。

第五十六條第二号中、「共済組合が支給する年金たる給付又は私立学校教職員共済法による年金たる給付」を削る。

第六十條第一項中「次項の規定が適用される場合を除く。」を削り、同項第二号中「その他の老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるもの（以下この条、次条及び第六十四條の三において「老齢厚生年金等」という。）」のいずれかを削り、同号中「老齢厚生年金等」を「老齢厚生年金」に改め、「合計額」及び「又は他の法令の規定で同項の規定に相当するものとして政令で定めるもの」を削り、「これら」を「同項」に、「以下同じ」を「次条第三項及び第六十四條の二において同じ」に改め、「から政令で定める額を控除した額」を削り、同条第二項及び第六十四條の二において同じ」に改め、「前項第二号ロ」に「老齢厚生年金等の額の合計額」を「老齢厚生年金の額」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「前各項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とする。

第六十一条第二項中「老齢厚生年金等のいづれか」を「老齢厚生年金」に改め、又は同条第二項第一号に掲げる額が同号イに掲げる額を上回るときを削り、それぞれ同条第二項第二号イ及びロに掲げる額を合算した額又は同条第二項第二号に定める額を「当該合算した額」に、当該老齢厚生年金等を「当該老齢厚生年金」に改め、同条第三項中「又は同条第二項の規定」を「この規定」に、「老齢厚生年金等」を「老齢厚生年金」に、又は他の法令の規定でこれに相当するものとして政令で定めるものを「この規定」に改め、「又は同条第二項第一号イ」及び「それぞれ」を削り、「同条第一項第二号イ」を「同項第二号イ」に改め、「又は同条第二項第一号ロの額」を削る。

第六十四条の二を削る。
第六十四条の三第一項中「老齢厚生年金等のいづれか」を「老齢厚生年金」に、当該老齢厚生年金等の額の合計額から政令で定める額を控除した額を「当該老齢厚生年金の額」に改め、同条第二項を削り、同条を第六十四条の二とする。

第六十六条第一項ただし書中「第三十八条の二第二項若しくは第二項」を削る。
第六十九条から第七十二条までを次のように改める。
第六十九条から第七十二条まで 削除

2 第二号厚生年金被保険者期間、第三号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間に基づく保険給付については、前項の規定は、適用しない。
第七十八條の八中「厚生労働大臣」を「実施機関」に改める。
第七十八條の九中「厚生労働省令」を「主務省令」に改める。
第七十八條の十四第一項から第三項までの規定中「厚生労働大臣」を「実施機関」に改める。
第七十八條の十五中「厚生労働大臣」を「実施機関」に、「厚生労働省令」を「主務省令」に改める。

第七十八條の五並びに第七十八條の六第一項及び第二項中「厚生労働大臣」を「実施機関」に改める。
第七十八條の七中「厚生労働大臣」を「実施機関」に、「厚生労働省令」を「主務省令」に改める。
第七十八條の八中「厚生労働大臣」を「実施機関」に改める。
第七十八條の九中「厚生労働省令」を「主務省令」に改める。

第七十八條の十四第一項から第三項までの規定中「厚生労働大臣」を「実施機関」に改める。
第七十八條の十五中「厚生労働大臣」を「実施機関」に、「厚生労働省令」を「主務省令」に改める。

第七十八條の十六中「厚生労働大臣」を「実施機関」に改める。
第七十八條の十七中「厚生労働省令」を「主務省令」に改める。
第三章の三の次に次の一章を加える。

第三章の四 二以上の種別の被保険者であった期間を有する者の特例
(年金たる保険給付の併給の調整の特例)

第七十八條の二十二 第一号厚生年金被保険者期間、第二号厚生年金被保険者期間、第三号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間(以下「各号の厚生年金被保険者期間」という。)のうち二以上の被保険者の種別に係る被保険者であった期間を有する者(以下「二以上の種別の被保険者であった期間を有する者」という。)であつて、一の被保険者の種別に係る被保険者であつた期間(以下「一の期間」という。)に基づく年金たる保険給付と同一の支給事由に基づく当該一の被保険者の種別と異なる他の被保険者の種別に係る被保険者であつた期間(以下「他の期間」という。)に基づく年金たる保険給付を受けることができるものについて、第三十八條の規定を適用する場合においては、同条第一項中「遺族厚生年金を除く」とあるのは、「当該老齢厚生年金と同一の支給事由に基づいて支給される老齢厚生年金及び遺族厚生年金を除く」と、老齢厚生年金を除く」とあるのは、「老齢厚生年金及び当該遺族厚生年金と同一の支給事由に基づいて支給される遺族厚生年金を除く」とする。

(年金たる保険給付の申出による支給停止の特例)
第七十八條の二十三 二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る年金たる保険給付の受給権者について、一の期間に基づく第三十八條の二第一項に規定する年金たる保険給付についての同項の規定による申出又は同条第三項の規定による撤回は、当該一の期間に基づく年金たる保険給付と同一の支給事由に基づく他の期間に基づく年金たる保険給付についての当該申出又は当該撤回と同時に進行しなければならない。

(年金の支払の調整の特例)
第七十八條の二十四 二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る保険給付の受給権者について、第三十九條第一項及び第二項の規定を適用する場合には、同条第一項中「乙年金の受給権者」とあるのは「第七十八條の二十二に規定する各号の厚生年金被保険者期間(以下この条において「各号の厚生年金被保険者期間」という。)のうち第七十八條の二十二に規定する一の期間(以下この条において「一の期間」という。)に基づく乙年金(以下この項において「乙年金」という。)の受給権者」と、「甲年金の受給権」とあるのは「当該一の期間に基づく甲年金(以下この項において「甲年金」という。)の受給権」と、同条第二項中「年金の支給」とあるのは「各号の厚生年金被保険者期間のうち一の期間に基づく年金の支給」と、「年金が支払われたとき」とあるのは「当該一の期間に基づく年金の内払」と、「年金を減額して」とあるのは「各号の厚生年金被保険者期間のうち一の期間に基づく年金を減額して」と、「年金が支払われた場合」とあるのは「当該一の期間に基づく年金が支払われた場合」とする。

(損害賠償請求権の特例)
第七十八條の二十五 二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る保険給付について、第四十條第二項の規定を適用する場合には、同項中「その価額」とあるのは、「その価額をそれぞれの保険給付の価額に応じて按分した価額」とする。
(老齢厚生年金の受給権者及び年金額の特例)
第七十八條の二十六 二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る老齢厚生年金について、第四十二條(この法律及び他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。)の規定を適用する場合には、各号の厚生年金被保険者期間に係る被保険者期間ごとに適用し、同条第三項に規定する被保険者の資格は、被保険者の種別ごとに適用する。
(老齢厚生年金に係る加給年金額の特例)
第七十八條の二十七 二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る老齢厚生年金の額については、その者の二以上の被保険者の種別に係る被保険者であつた期間に係る被保険者期間を合算し、一の期間に係る被保険者期間のみを有するものとみなして第四十四條(この法律及び他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。)の規定を適用する。この場合において、同条第一項に規定する加給年金額は、政令で定めるところにより、各号の厚生年金被保険者期間のうち一の期間に係る被保険者期間を計算の基礎とする老齢厚生年金の額に加算するものとする。

(老齢厚生年金の支給の繰下げの特例)

第七十八條の二十八 二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る老齢厚生年金については、第四十四條の三の規定を適用する場合には、一の期間に基づく老齢厚生年金についての同条第一項の規定による申出は、他の期間に基づく老齢厚生年金についての当該申出と同時に
行わなければならない。この場合において、同項ただし書中「他の年金たる保険給付」とあるのは「他の年金たる保険給付(当該老齢厚生年金と同一の支給事由に基づいて支給される老齢厚生年金を除く。)」と、同条第四項中「第四十六條第一項及び第五項」とあるのは「第七十八條の二十九の規定により読み替えて適用する第四十六條第一項及び同条第五項」とするほか、同条の規定の適用に關し必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

(老齢厚生年金の支給停止の特例)

第七十八條の二十九 二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者について、第四十六條の規定を適用する場合には、同条第一項中「老齢厚生年金の受給権者」とあるのは「第七十八條の二十二に規定する各号の厚生年金被保険者期間(以下この項において「各号の厚生年金被保険者期間」という。)のうち同条に規定する一の期間(第七項において「一の期間」という。)に係る被保険者期間を計算の基礎とする老齢厚生年金の受給権者」と、及び老齢厚生年金の額」とあるのは「及び各号の厚生年金被保険者期間に係る被保険者期間を計算の基礎とする老齢厚生年金の額を合算して得た額」と、第四十四條の三第四項に規定する加算額を除く。以下この項において同じ」とあるのは「各号の厚生年金被保険者期間に係る被保険者期間を計算の基礎とする第四十四條の三第四項に規定する加算額を合算して得た額を除く」と、当該老齢厚生年金」とあるのは「当該一の期間に係る被保険者期間を計算の基礎とする老齢厚生年金」と、控除して得た額」とあるのは「控除して得た額に当該一の期間に係る被保険者期間を計算の基礎とする老齢厚生年金の額(以下この項において同じ)を十二で除して得た額を基本月額で除して得た数を乗じて得た額」と、老齢厚生年金の額以上」とあるのは「当該一の期間に係る被保険者期間を計算の基礎とする老齢厚生年金の額以上」と、老齢厚生年金の全部」とあるのは「当該一の期間に係る被保険者期間を計算の基礎とする老齢厚生年金の全部」と、同条第七項中「被保険者期間の月数」とあるのは「被保険者期間の月数(その者の二以上の被保険者の種別に係る被保険者であつた期間に係る被保険者期間を合算し、一の期間に係る被保険者期間のみを有するものとみなした場合における当該被保険者期間の月数とする。)」とするほか、同条の規定の適用に關し必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

(障害厚生年金の特例)

第七十八條の三十 障害厚生年金の受給権者であつて、当該障害に係る障害認定日において二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る当該障害厚生年金の額については、その者の二以上の被保険者の種別に係る被保険者であつた期間を合算し、一の期間に係る被保険者期間のみを有するものとみなして、障害厚生年金の額の計算及びその支給停止に關する規定その他政令で定める規定を適用する。この場合において、必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

(障害手当金のの特例)

第七十八條の三十一 障害手当金の受給権者であつて、当該障害に係る障害認定日において二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る当該障害手当金の額については、前条の規定を準用する。この場合において、必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

(遺族厚生年金の特例)

第七十八條の三十二 二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者の遺族に係る遺族厚生年金(第五十八條第一項第一号から第三号までのいづれかに該当することにより支給されるものに限る。)の額については、死亡した者に係る二以上の被保険者の種別に係る被保険者であつた期間を合算し、一の期間に係る被保険者期間のみを有するものとみなして、遺族厚生年金の額の計算及びその支給停止に關する規定その他政令で定める規定を適用する。この場合において、必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

2 二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者の遺族に係る遺族厚生年金(第五十八條第一項第四号に該当することにより支給されるものに限る。)については、各号の厚生年金被保険者期間に係る被保険者期間ごとに支給されるものとし、それぞれ額は、死亡した者に係る二以上の被保険者の種別に係る被保険者期間を合算し、一の期間に係る被保険者期間のみを有するものとみなして、遺族厚生年金の額の計算に關する規定により計算した額をそれぞれ一の期間に係る被保険者期間を計算の基礎として第六十條第一項第一号の規定の例により計算した額に
応じて按分した額とする。この場合において、必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

3 前項の場合において、第六十二條第一項の規定による加算額は、政令で定めるところにより、各号の厚生年金被保険者期間のうち一の期間に係る被保険者期間を計算の基礎とする遺族厚生年金の額に加算するものとする。
4 前三項に定めるもののほか、遺族厚生年金の額の計算及びその支給の停止に關し必要な事項は、政令で定める。

(障害厚生年金等に関する事務の特例)

第七十八條の三十三 第七十八條の三十の規定による障害厚生年金及び第七十八條の三十一の規定による障害手当金の支給に關する事務は、政令で定めるところにより、当該障害に係る初診日における被保険者の種別に應じて、第二條の五第一項各号に定める者が行う。
2 前項の規定は、前条第一項の規定による遺族厚生年金の支給に關する事務について準用する。
(遺族厚生年金の支給停止に係る申請の特例)

第七十八條の三十四 二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者の遺族について、二以上の被保険者の種別に係る被保険者であつた期間に基づく遺族厚生年金を受けることができる場合には、一の期間に基づく遺族厚生年金についての第六十七條又は第六十八條第一項若しくは第二項の規定による申請は、当該一の期間に基づく遺族厚生年金と同一の支給事由に基づく他の期間に基づく遺族厚生年金についての当該申請と同時に
行わなければならない。
(離婚等をした場合の特例)

第七十八條の三十五 二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者について、第七十八條の二第一項の規定を適用する場合には、各号の厚生年金被保険者期間のうち一の期間に係る標準報酬に關する規定は、他の期間に係る標準報酬に關する規定を適用する。この場合において、必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。
2 前項の場合においては、その者の二以上の被保険者の種別に係る被保険者であつた期間を合算し、一の期間に係る被保険者期間のみを有する者とみなして第七十八條の二及び第七十八條の三の規定を適用し、各号の厚生年金被保険者期間に係る被保険者期間ごとに第七十八條の六及び第七十八條の十の規定を適用する。この場合において、必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

(被扶養配偶者である期間についての特例)

第七十八條の三十六 二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者について、第七十八條の四第一項の規定を適用する場合には、各号の厚生年金被保険者期間のうち一の期間に係る標準報酬に關する規定は、他の期間に係る標準報酬に關する規定を適用する。この場合において、必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。
2 前項の場合においては、その者の二以上の被保険者の種別に係る被保険者であつた期間を合算し、一の期間又は当該一の期間に係る被保険者期間のみを有する者とみなして第七十八條の十四第一項及び第七十八條の二十第一項の規定を適用し、各号の厚生年金被保険者期間に係る被保険者期間ごとに第七十八條の十四第二項及び第三項、第七十八條の二十第二項及び第五項並びに附則第十七條の十一から第十七條の十三までの規定を適用する。この場合において、必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

(政令への委任)
第七十八條の三十七 この章に定めるもののほか、二以上の種別の被保険者であった期間を有する者に係る保険給付の額の計算及びその支給停止その他この法律の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第七十九條第一項中「政府」を「政府等」に改め、同項第二号中「この條」の下に「及び第百條の三の第二項」を加え、同條第二項中「政府」を「政府等」に改め、「第九十四條の第二項」の下に「及び第二項」を「負担」の下に「及び納付」を加える。

第七十九條の二中「年金特別会計の厚生年金勘定の積立金(以下この章において「積立金」という。)(以下「積立金(年金特別会計の厚生年金勘定の積立金(以下この章において「特別会計積立金」という。))及び実施機関(厚生労働大臣を除く。次条第三項において同じ)の積立金のうち厚生年金保険事業(基礎年金拠出金の納付を含む)に係る部分に相当する部分として政令で定める部分(以下「実施機関積立金」という。))をいう。以下この章において同じ。」に改める。
第七十九條の三第一項中「積立金」を「特別会計積立金」に、「積立金を」を「特別会計積立金を」に改め、同條第二項中「積立金」を「特別会計積立金」に改め、同條に次の一項を加える。

3 実施機関積立金の運用は、前條の目的に沿つて、実施機関が行うものとする。ただし、実施機関積立金の一部については、政令で定めるところにより、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)、地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)又は私立学校教職員共済法(以下「共済各法」という。)の目的に沿つて運用することができるものとし、この場合における同條の規定の適用については、同條中「専ら厚生年金保険」とあるのは、「厚生年金保険」とする。

第七十九條の七の見出しを「年金積立金管理運用独立行政法人法等との關係」に改め、同條中「(平成十八年法律第百五号)の下に」「国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は日本私立学校振興・共済事業団法(平成九年法律第四十八号)を加え、第四章の二中間條を第七十九條の十三とし、同條の次に次の一條を加える。

(政令への委任)

第七十九條の十四 この章に定めるもののほか、積立金の運用に關し必要な事項は、政令で定める。
第七十九條の六中「厚生労働大臣」を「その職員の任命権者」に改め、同條を第七十九條の十二とし、第七十九條の五を第七十九條の十一とする。

第七十九條の四中「厚生労働省」の下に「財務省、総務省及び文部科学省」を加え、同條を第七十九條の十とする。
第七十九條の三の次に次の六條を加える。

(積立金基本指針)

第七十九條の四 主務大臣は、積立金の管理及び運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようにするための基本的な指針(以下「積立金基本指針」という。)を定めるものとする。

1 積立金の管理及び運用に關する基本的な方針

2 積立金の資産の構成の目標に關する基本的な事項

3 積立金の管理及び運用に關し管理運用主体(年金積立金管理運用独立行政法人、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会及び日本私立学校振興・共済事業団をいう。以下同じ)が遵守すべき基本的な事項

4 その他積立金の管理及び運用に關する重要事項

3 主務大臣は、財政の現況及び見通しが作成されたときその他必要があると認めるときは、積立金基本指針に検討を加え、必要に応じて、これを変更するものとする。

4 積立金基本指針を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働大臣は、あらかじめ、積立金基本指針の案又はその変更の案を作成し、財務大臣、総務大臣及び文部科学大臣に協議するものとする。

5 財務大臣、総務大臣及び文部科学大臣は、必要があると認めるときは、厚生労働大臣に対し、積立金基本指針の変更の案の作成を求めることができる。
6 主務大臣は、積立金基本指針を定め、又は変更したときは、速やかに、これを公表するものとする。

(積立金の資産の構成の目標)

第七十九條の五 管理運用主体は、積立金基本指針に適合するよう、共同して、次条第一項に規定する管理運用の方針に對して同條第二項第三号の資産の構成を定めるに当たつて参酌すべき積立金の資産の構成の目標を定めなければならない。

2 管理運用主体は、財政の現況及び見通しが作成されたときその他必要があると認めるときは、共同して、前項に規定する積立金の資産の構成の目標に検討を加え、必要に応じて、これを変更しなければならない。

3 管理運用主体は、第一項に規定する積立金の資産の構成の目標を定め、又は変更したときは、遅滞なく、共同して、これを公表するとともに、主務大臣に送付しなければならない。

4 主務大臣は、第一項に規定する積立金の資産の構成の目標が積立金基本指針に適合しないと認めるときは、管理運用主体に對し、当該目標の変更を命ずることができる。

5 前項の規定による命令をしようとするときは、厚生労働大臣は、あらかじめ、積立金基本指針に適合するよう変更させるべき内容の案を作成し、財務大臣、総務大臣及び文部科学大臣に協議するものとする。

(管理運用の方針)

第七十九條の六 管理運用主体は、その管理する積立金(地方公務員共済組合連合会にあつては、地方公務員共済組合連合会が運用状況を管理する実施機関の實施機関積立金を含む。以下この章において「管理積立金」という。)の管理及び運用(地方公務員共済組合連合会にあつては、管理積立金の運用状況の管理を含む。以下この章において同じ)を適切に行うため、積立金基本指針に適合するよう、かつ、前條第一項に規定する積立金の資産の構成の目標に即して、管理及び運用の方針(以下この章において「管理運用の方針」という。)を定めなければならない。

2 管理運用の方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 管理積立金の管理及び運用の基本的な方針

二 管理積立金の管理及び運用に關し遵守すべき事項

三 管理積立金の管理及び運用に關する長期的な観点からの資産の構成に關する事項

四 その他管理積立金の適切な管理及び運用に關し必要な事項

3 管理運用主体は、積立金基本指針が変更されたときその他必要があると認めるときは、管理運用の方針に検討を加え、必要に応じて、これを変更しなければならない。

4 管理運用主体は、管理運用の方針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該管理運用主体を所管する大臣(以下この章並びに第百條の三の第二項第一号及び第三項において「所管大臣」という。)の承認を得なければならない。

5 管理運用主体は、管理運用の方針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 管理運用主体は、積立金基本指針及び管理運用の方針に從つて管理積立金の管理及び運用を行わなければならない。

7 所管大臣は、その所管する管理運用主体の管理運用の方針が積立金基本指針に適合しなくなつたと認めるときは、当該管理運用主体に對し、その管理運用の方針の変更を命ずることができる。(管理運用主体に對する措置命令)

第七十九條の七 所管大臣は、その所管する管理運用主体が、管理積立金の管理及び運用に係る業務に關しこの法律の規定若しくはこれに基づく命令の規定に違反し、又は当該管理運用主体の管理積立金の管理及び運用の状況が、積立金基本指針若しくは当該管理運用主体の管理運用の方針に適合しないと認めるときは、当該管理運用主体に對し、当該業務の運営を改善するために必要な措置又は当該管理積立金の管理及び運用の状況を積立金基本指針若しくは当該管理運用の方針に適合させるために必要な措置をとることを命ずることができる。

(管理積立金の管理及び運用の状況に関する公表及び評価)

第七十九条の八 管理運用主体は、各事業年度の決算完了後、滞滞なく、当該事業年度における管理積立金の資産の額、その構成割合、運用収入の額その他の主務省令で定める事項を記載した業務概況書を作成し、これを公表するとともに、所管大臣に送付しなければならない。

2 所管大臣は、その所管する管理運用主体の業務概況書の送付を受けたときは、速やかに、当該管理運用主体について、管理積立金の管理及び運用の状況(第七十九条の三第三項ただし書の規定による運用の状況を含む)その他の管理積立金の管理及び運用に関する主務省令で定める事項について評価を行い、その結果を公表するものとする。

3 所管大臣は、第一項の規定による業務概況書の送付を受けたときは、前項の規定による評価の結果を添えて、当該業務概況書を主務大臣に送付するものとする。

4 年金積立金管理運用独立行政法人について第一項の規定を適用する場合には、同項中「決算完了後」とあるのは、「独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第三十八条第一項の規定による同項に規定する財務諸表の提出後」とする。

(積立金の管理及び運用の状況に関する公表及び評価)

第七十九条の九 主務大臣は、毎年度、主務省令で定めるところにより、積立金の資産の額、その構成割合、運用収入の額、積立金の運用の状況の評価その他の積立金の管理及び運用に関する事項を記載した報告書を作成し、これを公表するものとする。

2 前項の報告書を作成しようとするときは、厚生労働大臣は、あらかじめ、その案を作成し、財務大臣、総務大臣及び文部科学大臣に協議するものとする。

3 主務大臣は、第一項の報告書における評価の結果に基づき、管理運用主体の管理積立金の管理及び運用の状況が積立金基本指針に適合しないと認めるときは、当該管理運用主体の所管大臣に対し、当該管理運用主体の管理積立金の管理及び運用の状況を積立金基本指針に適合させるために必要な措置をとるよう求めることができる。

4 前項の規定による措置を求めようとするときは、厚生労働大臣は、あらかじめ、積立金基本指針に適合させるために必要な措置の案を作成し、財務大臣、総務大臣及び文部科学大臣に協議するものとする。

第八十条の見出しを「(国庫負担等)」に改め、同条第一項中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改め、同条第二項中「含む」の下に「。次項において同じ」を「執行」の下に「(実施機関(厚生労働大臣を除く。))によるものを除く。」を加え、同条に次の一項を加える。

3 実施機関(厚生労働大臣を除く。以下この項において同じ。)が納付する基礎年金拠出金及び実施機関による厚生年金保険事業の事務の執行に要する費用の負担については、この法律に定めるもののほか、各法各法の定めるところによる。

第八十一条第一項中「政府」を「政府等」に改める。
第八十一条の二中「厚生労働省令」を「主務省令」に、「厚生労働大臣」を「実施機関」に改め、同条に次の一項を加える。

2 第二号厚生年金被保険者又は第三号厚生年金被保険者に係る保険料について、前項の規定を適用する場合には、同項中「除く。」が使用される事業所の事業主とあるのは、「除く。」とする。

第八十一条の二の二中「厚生労働省令」を「主務省令」に、「厚生労働大臣」を「実施機関」に改め、同条に次の一項を加える。

2 第二号厚生年金被保険者又は第三号厚生年金被保険者に係る保険料について、前項の規定を適用する場合には、同項中「被保険者が使用される事業所の事業主」とあるのは、「被保険者」とする。

第八十一条の三第二項中「として保険給付」の下に「(第一号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。)」を加える。

第八十二条に次の二項を加える。

4 第二号厚生年金被保険者についての第一項の規定の適用については、同項中「事業主」とあるのは、「事業主(国家公務員共済組合法第九十九条第六項に規定する労働組合その他政令で定める者を含む。)」は、政令で定めるところにより」とする。

5 第三号厚生年金被保険者については、同項中「事業主は」とあるのは、「事業主(市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)第一条又は第二条の規定により給与を負担する都道府県その他政令で定める者を含む。))は、政令で定めるところにより」とする。

第八十二条の次に次の九条を加える。
(保険料の徴収等の特例)

第八十四条の二 第二号厚生年金被保険者、第三号厚生年金被保険者又は第四号厚生年金被保険者に係る保険料の徴収、納付及び源泉控除については、第八十一条の二第一項、第八十一条の二の二第一項、第八十二条第二項及び第三項並びに前三条の規定にかかわらず、各法各法の定めるところによる。

(交付金)

第八十四条の三 政府は、政令で定めるところにより、毎年度、実施機関(厚生労働大臣を除く。以下この条、第八十四条の五、第八十四条の六、第八十四条の八及び第八十四条の九において同じ。)ごとに実施機関に係るこの法律の規定による保険給付に要する費用として政令で定めるものその他これに相当する給付として政令で定めるものに要する費用(以下「厚生年金保険給付費等」という。)として算定した金額を、当該実施機関に対して交付金として交付する。

第八十四条の四 地方公務員共済組合連合会は、政令で定めるところにより、毎年度、地方公務員共済組合(指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、全国市町村職員共済組合連合会。以下この条及び第八十四条の七において同じ。)ごとに地方公務員共済組合に係る厚生年金保険給付費等として算定した金額を、当該地方公務員共済組合に対して交付する。

(拠出金及び政府の負担)

第八十四条の五 実施機関は、毎年度、拠出金を納付する。

2 次条第一項に規定する拠出金算定対象額から前項の規定により実施機関が納付する拠出金の合計額及び政府等が負担し、又は納付する基礎年金拠出金保険料相当分(基礎年金拠出金から第八十条第一項、国家公務員共済組合法第九十九条第四項第二号、地方公務員等共済組合法第百三十三条第四項第二号又は私立学校教職員共済法第三十五条第一項に規定する基礎年金拠出金の額の二分の一に相当する額を控除した額をいう。次条第一項及び第二項並びに附則第二十三条第二項第一号において同じ。)の合計額を控除した額については、厚生年金保険の実施者たる政府の負担とする。

3 財政の現況及び見通しが作成されるときは、厚生労働大臣は、第一項の規定による実施機関が納付すべき拠出金及び前項の規定による政府の負担について、その将来にわたる予想額を算定するものとする。

(拠出金の額)

第八十四条の六 前条第一項の規定により実施機関が納付する拠出金の額は、当該年度における拠出金算定対象額に、それぞれ次に掲げる率を乗じて得た額の合計額から、当該実施機関が納付する基礎年金拠出金保険料相当分の額を控除した額とする。

- 一 標準報酬按分率
- 二 積立金按分率

2 前項の拠出金算定対象額は、当該年度における厚生年金保険給付費等の総額に、当該年度において政府等が負担し、又は納付する基礎年金拠出金保険料相当分の合計額を加えた額とする。

3 第一項第一号の標準報酬按分率は、第一号に掲げる率に第二号に掲げる率を乗じて得た率とする。

一 実施機関ごとに、当該年度における当該実施機関の組合員（国家公務員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会にあつては、当該連合会を組織する共済組合の組合員）たる被保険者又は私立学校教職員共済制度の加入者たる被保険者に係る標準報酬の総額として政令で定めるところにより算定した額（第八十四条の八第一項において「実施機関における標準報酬の総額」という。）を、当該年度における厚生年金保険の被保険者に係る標準報酬の総額として政令で定めるところにより算定した額を除外して得た率を基準として、厚生労働省令で定めるところにより、実施機関ごとに算定した率

二 当該年度以前の直近の財政の現況及び見通しにおける財政均衡期間における各年度の拠出金算定対象額の合計額の予想額に対する保険料、この法律に定める徴収金その他政令で定めるものの合計額の予想額の占める割合を平均したものととして厚生労働省令で定めるところにより算定した率（次項第二号において「保険料財源比率」という。）

4 第一項第二号の積立金按分率は、第一号に掲げる率に第一号に掲げる率を乗じて得た率とする。

一 実施機関ごとに、当該年度の前年度における実施機関積立金の額及びこれに相当するものとして政令で定めるものの額の合計額（以下この号において「実施機関の積立金額」という。）を、当該年度の前年度における年金特別会計の厚生年金勘定の積立金の額及びこれに相当するものとして政令で定めるものの額の合計額（以下「厚生年金勘定の積立金額」という。）と実施機関の積立金額との合計額を除外して得た率を基準として、厚生労働省令で定めるところにより、実施機関ごとに算定した率

二 一から保険料財源比率を控除した率

5 厚生労働大臣は、第三項各号及び前項第一号に規定する厚生労働省令を定めるときは、実施機関を所管する大臣に協議しなければならない。

第八十四条の七 地方公務員共済組合は、政令で定めるところにより、毎年度、地方公務員共済組合連合会が納付すべき拠出金の額のうち、前条の規定により算定した額に準ずるものとして政令（報告等）

第八十四条の八 厚生労働大臣は、実施機関に対し、当該実施機関を所管する大臣を経由して、当該実施機関における標準報酬の総額その他の厚生労働省令で定める事項について報告を求めることができる。

2 実施機関は、厚生労働省令で定めるところにより、当該実施機関を所管する大臣を経由して、前項の報告を行うものとする。

3 実施機関は、厚生労働省令で定めるところにより、当該実施機関を所管する大臣を経由して、第八十四条の五第三項に規定する予想額の算定のために必要な事項として厚生労働省令で定める事項について厚生労働大臣に報告を行うものとする。

4 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、第八十四条の五第三項に規定する予想額その他これに関連する事項で厚生労働省令で定めるものについて、実施機関を所管する大臣に報告を行うものとする。

5 厚生労働大臣は、前各項に規定する厚生労働省令を定めるときは、実施機関を所管する大臣に協議しなければならない。

第八十四条の九 厚生労働大臣は、第八十四条の三から前条までの規定の適用に関し必要があると認めるときは、実施機関を所管する大臣に対し、当該実施機関に係る同条第一項の報告に関し監督上必要な命令を発し、又は当該職員に当該実施機関の業務の状況を監査させることを求めることができる。

（政令への委任）

第八十四条の十 第八十四条の三から前条までに定めるもののほか、交付金の交付及び拠出金の納付に關し必要な事項は、政令で定める。

第八十七条の次に次の一条を加える。

（保険料の滞納処分等の特例）

第八十七条の二 第二号厚生年金被保険者、第三号厚生年金被保険者及び第四号厚生年金被保険者に係る保険料の繰上徴収、保険料その他この法律の規定による徴収金の督促及び滞納処分並びに延滞金の徴収については、第八十五条及び前二条の規定にかかわらず、共済各法の手続きによる。

第五章中第八十九条の次に次の一条を加える。

（適用除外）

第八十九条の二 第二号厚生年金被保険者、第三号厚生年金被保険者及び第四号厚生年金被保険者に係る保険料その他この法律の規定による徴収金については、前二条の規定は、適用しない。

第九十条第一項中「被保険者」を「厚生労働大臣による被保険者」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項の審査請求及び前二項」を「第一項及び第二項の審査請求並びに第一項及び前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「審査請求をした日」を「第一項の審査請求をした日」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 次の各号に掲げる者による被保険者の資格又は保険給付に關する処分不服がある者は、当該各号に定める者に対して審査請求をすることができる。

一 第二条の五第一項第二号に定める者 国家公務員共済組合法に規定する国家公務員共済組合審査会

二 第二条の五第一項第三号に定める者 地方公務員等共済組合法に規定する地方公務員共済組合審査会

三 第二条の五第一項第四号に定める者 私立学校教職員共済組合法に規定する日本私立学校振興・共済事業団の共済審査会

第九十条に次の一項を加える。

第二項、第四項及び前項に定めるもののほか、第二項に規定する処分についての審査請求については、共済各法の定めるところによる。

第九十一条中「保険料」を「厚生労働大臣による保険料」に改め、同条に次の三項を加える。

2 前条第二項第一号及び第二号に掲げる者による保険料その他この法律の規定による徴収金の賦課又は徴収の処分不服がある者は、当該各号に定める者に対して審査請求をすることができる。

3 前条第二項第三号に掲げる者による保険料その他この法律の規定による徴収金の賦課若しくは徴収の処分又は督促若しくは国税滞納処分の例による処分不服がある者は、同号に定める者に対して審査請求をすることができる。

4 前二項に定めるもののほか、前二項の審査請求については、共済各法の定めるところによる。

第九十一条の二中「前二条」を「第九十条第一項及び前条第一項に規定する処分についての前二条」に改める。

第九十一条の三中「第九十一条」を「第九十一条第一項」に改める。

第九十五条、第九十六条第一項及び第九十七条第一項中「厚生労働大臣」を「実施機関」に改める。

第九十八条に次の一項を加える。

5 第二号厚生年金被保険者、第三号厚生年金被保険者又は第四号厚生年金被保険者、これらの者に係る事業主及び第二号厚生年金被保険者期間、第三号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間に基づく保険給付の受給権者については、前各項の規定は、適用しない。

第九十九条に次の一項を加える。

2 第二号厚生年金被保険者、第三号厚生年金被保険者又は第四号厚生年金被保険者に係る事業主については、前項の規定は、適用しない。

第百条に次の一項を加える。
4 第二号厚生年金被保険者、第三号厚生年金被保険者又は第四号厚生年金被保険者及びこれらの者に係る事業主については、前三項の規定は、適用しない。
第百条の二第二項中「厚生労働大臣」を「実施機関」に、「他の被用者年金法による年金たる給付又はその」を「国民年金法による年金たる給付又は受給権者の」に、「国民年金法第三十二条に規定する共済組合等又は第四十六条第七項に規定する政令で定める」を「これらの」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「厚生労働大臣」を「実施機関」に改め、「官公署」の下に「実施機関を除く。」を加え、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。
実施機関は、相互に、被保険者の資格に関する事項、標準報酬に関する事項、受給権者に対する保険給付の支給状況その他実施機関の業務の実施に関して必要な情報の提供を行うものとする。
第百条の二に次の一項を加える。

4 実施機関は、年金たる保険給付に関する処分に必要があるときは、衆議院議長、参議院議長又は地方公共団体の議会の議長に対し、必要な資料の提供を求めることができる。
第百条の三第一項中「年金被保険者たる共済組合等（国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会及び日本私立学校振興・共済事業団をいう。以下同じ。）」を「実施機関（厚生労働大臣を除く。以下この条において同じ。）」に、「当該年金被保険者たる共済組合等」を「当該実施機関に、「標準報酬額等平均額」を「標準報酬平均額」に改め、同条第二項中「標準報酬額等平均額」を「標準報酬平均額」に、「年金被保険者たる共済組合等」を「実施機関」に改め、同条の次に次の三条を加える。

(実施機関相互間の連絡調整)
第百条の三の二 実施機関は、被保険者等の利便の向上に資するため、政令で定めるところにより、他の実施機関の処理する事務の一部を行うものとする。
2 前項の場合において、実施機関相互間の連絡及び調整に関し必要な事項は、主務省令で定める。
(主務大臣等)
第百条の三の三 第四章の二及び第三項における主務大臣は、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣及び文部科学大臣とする。

2 この法律における主務省令は、政令で定めるところにより、厚生労働大臣、財務大臣、文部科学大臣又は地方公務員等共済組合法第四十四条の二十九第一項の規定による主務大臣の発する命令とする。ただし、次の各号に掲げる主務省令については、当該各号に定めたとおりとする。
一 第七十九条の八第一項及び第二項の主務省令 所管大臣の発する命令
二 第七十九条の九第一項の主務省令 厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣及び文部科学大臣の発する命令
3 所管大臣は、前項第一号に掲げる主務省令を制定し、又は改廃する場合においては、あらかじめ、主務大臣に協議するものとする。

(国家公務員法及び地方公務員法の関係)
第百条の三の四 厚生年金被保険者は、国家公務員法第二条に規定する一般職に属する国家公務員又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三条に規定する一般職に属する地方公務員については、それぞれ国家公務員法第二百二十五条に規定する年金制度又は地方公務員法第四十三条に規定する共済制度の一部とする。
第百条の四第一項第六号中「第二十四条の三第一項」を「第二十四条の四第一項」に、「第二十四条の三第二項」を「第二十四条の四第二項」に改め、同項第十二号中「第五十四条の二第二項及び第六十四条の二第二項において準用する場合を含む。」を削り、同項第二十号を次のように改める。

二十 削除
第百条の四第一項第二十七号中「第八十一条の二及び第八十一条の二の二」を「第八十一条の二第一項及び第八十一条の二の二第一項」に改め、同項第三十三号中「附則第二十九条第八項」を「附則第二十九条第九項」に改め、同項第三十五号中「第九十八条（同条第四項）」を「第九十八条第一

項から第四項まで（同項）に、「附則第二十九条第八項」を「附則第二十九条第九項」に改め、同項第三十六号中「附則第二十九条第八項」を「附則第二十九条第九項」に改め、同項第三十七号中「第百条の二」を「第百条の二第二項から第四項まで」に改め、同項第四十二号を第四十三号とし、第四十一号を第四十二号とし、第四十号を第四十一号とし、第三十九号の次に次の一号を加える。
四十 附則第七條の二第二項及び第二項の規定による確認
第百条の十第一項第四号、第五号及び第八号中「附則第二十九条第八項」を「附則第二十九条第九項」に改め、同項第十号中「同項第四十号」を「同項第四十一号」に改め、同項第十三号中「同条第三項」を「並びに同条第三項」に改め、「並びに第五十四条の二第二項」を削り、同項第十六号中「及び第六十九号」を削り、同項第十八号中「附則第二十九条第八項」を「附則第二十九条第九項」に改め、同項第二十四号中「第七十八号」を「第七十八号第一項」に改め、同項第二十九号中「第八十一条の二、第八十一条の二の二」を「第八十一条の二第一項、第八十一条の二の二第一項」に改め、同項第三十二号中「次号」を「第三十三号」に改め、同号の次に次の一号を加える。
三十二の二 第百条の二第二項の規定による情報の提供に係る事務（当該情報の提供を除く。）
第百条の十第一項第三十七号中「第百条の四第一項第四十一号」を「第百条の四第一項第四十二号」に改める。
第百一条中「厚生労働省令」の下に「又は主務省令」を加える。
第百四条の二を第百四条の三とし、第百四条の次に次の一条を加える。
第百四条の二 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした管理運用主体の役員又は職員は、二十万円以下の過料に処する。
一 第七十九条の五第三項、第七十九条の六第五項又は第七十九条の八第一項の規定により公表をしなければならない場合において、その公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
二 第七十九条の五第五項の規定による主務大臣の命令又は第七十九条の六第七項若しくは第七十九条の七の規定による所管大臣の命令に違反したとき。
三 第七十九条の六第四項の規定により承認を受けなければならない場合において、その承認を受けずに管理運用の方針を定め、又は変更したとき。
第百七条中「被保険者」の下に「（第一号厚生年金被保険者又は第四号厚生年金被保険者に限る。以下この章において同じ。）」を加える。
第百二十四条中若しくは共済組合の組合員若しくは私学教職員共済制度の加入者となつたとき、又は第五号」を「又は第五号若しくは第六号」に改め、同条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。
五 第二号厚生年金被保険者又は第三号厚生年金被保険者となつたとき。
第百三十二条第二項中「附則第十七條の四第八項」を「附則第十七條の四第十一項」に改める。
第百三十三条中「老齢厚生年金の受給権者」を「老齢厚生年金（第一号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。）の受給権者」に改める。
第百三十三条の二第二項中「老齢厚生年金の受給権者」を「老齢厚生年金（第一号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。以下この条において同じ。）の受給権者」に改め、同条の次に次の一条を加える。
第百三十三条の二の二に次の種類の被保険者であつた期間を有する者について、前条の規定を適用する場合には、同条第二項中「老齢厚生年金（第一号厚生年金被保険者期間」とあるのは「各号の厚生年金被保険者期間のうち一の期間に基づく老齢厚生年金（第一号厚生年金被保険者期間）」と、「当該老齢厚生年金」とあるのは「当該一の期間に基づく老齢厚生年金」と、同条第三項中「老齢厚生年金の受給権者」とあるのは「各号の厚生年金被保険者期間のうち一の期間に基づく老齢厚生年金の受給権者」とするほか、同条の規定の適用に関し必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。
第百三十六号中「政府」を「政府等」に、「厚生労働大臣」を「実施機関」に改める。
第百三十六条の三第一項第五号中「意思表示」を「意思表示」に改める。

第四百四十一条第一項中「第八十六条から第八十九条まで」を「第八十六条、第八十七条、第八十八条及び第八十九条」に改める。

第六百六十三条の三第一項中「老齢厚生年金の受給権者」を「老齢厚生年金（第一号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。）の受給権者」に改める。

第六百六十四条第一項中「政府」を「政府等」に、「厚生労働大臣」を「実施機関」に改め、同条第二項中「第八十六条から第八十九条まで」を「第八十六条、第八十七条、第八十八条及び第八十九条」に改める。

第六百六十九条中「又は第九十一条」を「又は第九十一条第一項」に改める。

第七百七十六条第二項中「始めて」を「初めて」に改める。

第八百八十条の二の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(政令への委任)」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第八百八十条の三 この章に定めるもののほか、二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る老齢年金給付の額の計算及びその支給停止その他この法律の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第二条の二の次に次の一条を加える。
(適用事業所に関する経過措置等)

第二条の三 私立学校教職員共済法附則第十項の規定により学校法人とみなされる私立の幼稚園を設置する者、同項に規定するみなし幼保連携型認定こども園を設置する者又は特別設置幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十六号)附則第四条第一項の規定により設置された幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。)をいう。以下この項において同じ。)を設置する者(法人を除き、その設置する一の幼稚園、みなし幼保連携型認定こども園又は特別設置幼保連携型認定こども園において常時使用する従業員の数が五人未満であるものに限る。)は、この法律の適用については、当分の間、第六条第一項第二号に規定する法人とみなす。

2 適用事業所に使用されない七十歳未満の者であつて、第二条の五第一項第二号又は第三号に規定する組合員であるものは、この法律の適用については、当分の間、第九条に規定する適用事業所に使用される七十歳未満の者とみなす。

3 前項の規定により適用事業所に使用される七十歳未満の者とみなされた者を使用する事業所の事業主は、この法律の適用については、第六条に規定する適用事業所の事業主とみなす。

附則第四条の二を次のように改める。
(被保険者の資格の特例)

第四条の二 国家公務員共済組合法第七十二条第二項の規定により同法による長期給付に関する規定の適用を受けない同項に規定する職員は、第九条及び第十條第一項の規定にかかわらず、被保険者としてない。

附則第四条の三第一項及び第四項中「厚生労働大臣」を「実施機関」に改め、同条第五項中「又は共済組合の組合員若しくは私学教職員共済制度の加入者となつたとき」を削り、同条に次の一項を加える。

10 第二号厚生年金被保険者又は第三号厚生年金被保険者に係る事業主については、第三項及び第六項から第八項までの規定は、適用しない。

附則第七条の二の見出しを「(他の被保険者の種別に係る被保険者であつた期間の確認等)」に改め、同条第一項中「国民年金法附則第七条の五第二項に規定する組合員又は加入者であつた期間につき」を「二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者であつて、二に「者」についての当該組合員又は加入者であつた期間」を「ものの被保険者であつた期間」に、「当分の間、当該共済組合又は

私立学校教職員共済法の規定により私立学校教職員共済制度を管掌することとされた日本私立学校振興・共済事業団」を「各号の厚生年金被保険者期間に「第二号厚生年金被保険者期間、第三号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間」を「第二号厚生年金被保険者期間、第三号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間」に改め、同条第二項中「前項の場合」を「第二号厚生年金被保険者期間、第三号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間」に改め、同条第三項中「第一項の規定による確認に関する処分について」に改め、「第十条第一項に規定する被保険者の資格に関する処分又は当該組合員若しくは加入者であつた期間に基づく」を削り、「若しくは遺族基礎年金」を「又は遺族基礎年金」に改め、「当該組合員又は加入者であつた期間に基づく」を削り、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 第二号厚生年金被保険者期間、第三号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間を有する者であつて、第四十二条、第四十七条第一項、第四十七条の二第一項、第四十七条の三第一項、第五十二条第四項、第五十四条第二項ただし書、第五十五条第一項、第五十八條第一項、次条第一項又は附則第八条若しくは第十三条の四第一項の規定の適用を受けようとするものの保険料納付済期間(第二号厚生年金被保険者期間、第三号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間に係るものを除く)、保険料免除期間及び合算対象期間(国民年金法附則第九条第一項に規定する合算対象期間をいう。)については、当分の間、厚生労働大臣の確認を受けたところによる。

3 第九十条第一項及び第三項から第五項まで、第九十一条の二並びに第九十一条の三の規定は、第一号厚生年金被保険者期間を有する者に係る第一項の規定による確認に関する処分について準用する。

附則第七条の二に次の一項を加える。
5 国民年金法附則百一条第一項から第五項まで及び百一条の二の規定は、第二項の規定による確認に関する処分について準用する。

附則第七条の三第一項中「(限る。)」の下に、「政令で定めるところにより」を加え、「厚生労働大臣」を「実施機関」に、「老齢厚生年金」を「当該各号に掲げる者の区分に応じ当該者の被保険者の種別に係る被保険者期間に基づく老齢厚生年金」に改め、同項第一号中「男子」の下に「又は女子(第二号厚生年金被保険者期間、若しくは第二号厚生年金被保険者期間を有する者、第三号厚生年金被保険者期間、若しくは第三号厚生年金被保険者期間を有する者又は第四号厚生年金被保険者期間、若しくは第四号厚生年金被保険者期間を有する者に限る。)」を、「第三号」の下に「及び第四号」を加え、同項第二号中「女子」の下に「(第一号厚生年金被保険者期間、又は第一号厚生年金被保険者期間を有する者に限る。)」を、「次号」の下に「及び第四号」を加え、同項第三号中「生まれたもの」の下に「(次号に掲げる者を除く。)」を加え、同項に次の一号を加える。

四 特定警察職員等(警察官若しくは皇宮護衛官又は消防吏員若しくは常勤の消防団員(これらの者のうち政令で定める階級以下の階級である者に限る。))である被保険者又は被保険者であつた者のうち、附則第八条各号のいずれにも該当するに至つたとき(そのときにおいて既に被保険者の資格を喪失している者にあつては、当該被保険者の資格を喪失した日(前日))において、引き続き二十年以上警察官若しくは皇宮護衛官又は消防吏員若しくは常勤の消防団員として在職していた者その他これらに準ずる者として政令で定める者をいう。以下同じ。)である者で昭和四十二年四月二日以後に生まれたもの

附則第七条の五第一項中「又は同条第一項に規定する政令で定める日」を「被保険者に係る同条第一項に規定する厚生労働省令で定める日を除く。」に改め、「第十一条の二第一項及び第二項、第十三条の三第一項、第十一条の四第一項及び第二項」を削り、「第十三条の六第一項、第四項」を「第十三条の六第四項」に改める。

附則第七条の六第四項並びに第七条の七第三項及び第四項中「による老齢厚生年金」の下に「第一号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。」を加える。

附則第八条の二第一項中「男子」の下に「又は女子(第二号厚生年金被保険者であり、若しくは第二号厚生年金被保険者期間を有する者又は第四号厚生年金被保険者であり、若しくは第三号厚生年金被保険者期間を有する者に限る。)」を、「第三項」の下に「及び第四項」を加え、同条第二項中「女子」の下に「第一号厚生年金被保険者であり、又は第一号厚生年金被保険者期間を有する者に限る。)」を、「次項」の下に「及び第四項」を加え、同条第三項中「掲げるもの」の下に「次項に規定する者を除く。)」を加え、同条に次の一項を加える。

Table with 2 columns: Date (昭和三十三年四月二日から昭和三十三年四月一日までの間に生まれた者) and Age (六十一歳). It lists birth dates for昭和三十三年, 昭和三十三年, 昭和三十三年, and 昭和四十一年.

附則第九条の三第四項及び第九条の四第五項中「喪失した日」の下に「(第十四条第二号から第四号までのいずれかに該当するに至つた日)であつては、その日」を加える。附則第十一条第一項中「被保険者である日」の下に「又は国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員(前月以前の月に属する日から引き続き当該国会議員又は地方公共団体の議会の議員である者に限る。)」である日(次条第一項及び第二項並びに附則第十一条の三第一項、第十一条の四第一項及び第二項並びに第十三条の六第一項において「被保険者等である日」という。)」を加える。附則第十一条の二第一項及び第二項中「被保険者である日」を「被保険者等である日」に改め、同条第四項中「百元」を「一元」に改める。

附則第十三条の四第一項中「厚生労働大臣」を「実施機関」に改める。附則第十三条の六第一項中「被保険者である日」を「被保険者等である日」に改める。附則第十三条の七第四項並びに第十三条の八第二項及び第三項中「による老齢厚生年金」の下に「(第一号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。)」を加え、同条第三項中「による老齢厚生年金」の下に「(第一号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。)」を加え、同条第四項中「坑内員・船員の老齢厚生年金」の下に「(第一号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。)」を加える。

附則第十六条第三項中「喪失した日」の下に「(第十四条第二号から第四号までのいずれかに該当するに至つた日)であつては、その日」を加える。附則第十六条の四を削る。

附則第十七条中「第三十八条第一項」の下に「(第七十八条の二十二の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を加え、「及び遺族共済年金」とあるのは「及び遺族共済年金(その受給権者が六十五歳に達しているものに限る。)」と「及び」「退職共済年金及び当該遺族厚生年金」とあるのは「退職共済年金(その受給権者が六十五歳に達しているものに限る。)」及び「当該遺族厚生年金」とを削る。

附則第十七条の二第二項を削る。附則第十七条の三中「老齢厚生年金等のいずれかの受給権」を「老齢厚生年金の受給権」に、「取得した日」とあるのは「六十五歳」を「取得した日」とあるのは「六十五歳」に改め、「その他これに相当する年金たる給付であつて政令で定めるもの」を削り、「達した日」と、「達した日」に「と」に、「当該老齢厚生年金等」を「当該老齢厚生年金」に、「取得した日」とあるのは「当該老齢厚生年金等」を「取得した日」とあるのは「当該老齢厚生年金」に「達した日」とする」を「達した日」とする」に改める。

附則第十七条の四中第八項を第十一項とし、同条第七項中「並びに第三項及び第四項」を「及び第三項から第七項まで」に改め、同項を同条第十項とし、同条第六項を第九項とし、第五項を第八項とし、第四項の次に次の三項を加える。5 昭和六十年九月以前の期間に属する旧国家公務員共済組合員期間(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。))附則第四条第十一号に規定する旧国家公務員共済組合員期間をいう。以下この項及び附則第十七条の九第四項において同じ。の平均標準報酬月額(以下「平均標準報酬月額」という。))の計算の基礎となる標準報酬月額については、第一項並びに平成十二年改正法附則第二十条第一項第一号及び改正前の第四十三条第一項及び改正前の第四十三条第一項の規定にかかわらず、当該旧国家公務員共済組合員期間の各月の標準報酬月額に、附則第三十二條第一項の規定により当該旧国家公務員共済組合員期間に合算された期間に属する各月の標準報酬月額については、この限りでない。

6 昭和六十年九月以前の期間に属する旧地方公務員共済組合員期間(平成二十四年一元化法附則第四条第十一号に規定する旧地方公務員共済組合員期間をいう。以下この項及び附則第十七条の九第五項において同じ。の平均標準報酬月額(以下「平均標準報酬月額」という。))の計算の基礎となる標準報酬月額については、第一項並びに平成十二年改正法附則第二十条第一項第一号及び改正前の第四十三条第一項の規定にかかわらず、当該旧地方公務員共済組合員期間の各月の標準報酬月額に、附則第三十二條第一項の規定にかかわらず、当該旧地方公務員共済組合員期間の各月の標準報酬月額に、附則第三十五條第一項の規定により当該旧地方公務員共済組合員期間に合算された期間に属する各月の標準報酬月額については、この限りでない。

7 昭和六十年九月以前の期間に属する旧私立学校教職員共済加入者期間(平成二十四年一元化法附則第四条第十一号に規定する旧私立学校教職員共済加入者期間をいう。以下この項及び附則第十七条の九第六項において同じ。の平均標準報酬月額(以下「平均標準報酬月額」という。))の計算の基礎となる標準報酬月額については、第一項並びに平成十二年改正法附則第二十条第一項第一号及び改正前の第四十三条第一項の規定にかかわらず、当該旧私立学校教職員共済加入者期間の各月の標準報酬月額に、附則第三十二條第二項の上欄に掲げる受給権者の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて得た額とする。

附則第十七条の九に次の三項を加える。4 対象期間標準報酬総額を計算する場合において、昭和六十年九月以前の期間に属する旧国家公務員共済組合員期間については、第七十八條の三第一項の規定にかかわらず、当該旧国家公務員共済組合員期間の各月の標準報酬月額に、附則別表第二の上欄に掲げる当事者の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて計算する。ただし、国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律附則第三十二條第一項の規定により当該旧国家公務員共済組合員期間に合算された期間に属する各月の標準報酬月額については、この限りでない。

5 対象期間標準報酬総額を計算する場合において、昭和六十年九月以前の期間に属する旧地方公務員共済組合員期間については、第七十八条の三第一項の規定にかかわらず、当該旧地方公務員共済組合員期間の各月の標準報酬月額に、附則別表第二の上欄に掲げる当事者の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて計算する。ただし、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第三十五条第一項の規定により当該旧地方公務員共済組合員期間に合算された期間に属する各月の標準報酬月額については、この限りでない。

6 対象期間標準報酬総額を計算する場合において、昭和六十年九月以前の期間に属する旧私立学校教職員共済加入者期間については、第七十八条の三第一項の規定にかかわらず、当該旧私立学校教職員共済加入者期間の各月の標準報酬月額に、附則別表第二の上欄に掲げる当事者の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて計算する。

附則第十八条から第二十三条までを次のように改める。
第十八条 (一)以上の種別の被保険者であった期間を有する者に係る老齢厚生年金の支給の繰上げの特例を適用する場合においては、当該二以上の被保険者の種別に係る被保険者であった期間のうち一の期間に基づく老齢厚生年金についての同項の請求は、他の期間に基づく老齢厚生年金についての当該請求と同時に行使しなければならない。
2 前項の場合においては、各号の厚生年金被保険者期間ごとに附則第七条の三の規定を適用する。この場合において、同条の規定の適用に關し必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。
(二)以上の種別の被保険者であった期間を有する者に係る老齢厚生年金の基本手当等との調整の特例)

第十九条 前条の規定を適用して支給する附則第七条の三第三項の規定による老齢厚生年金については、各号の厚生年金被保険者期間ごとに附則第七条の四及び第七条の五の規定を適用する。この場合において、附則第七条の四第二号中「第四十六条第一項及び第五項」とあるのは「第七十八条の二十九の規定により読み替えて適用する第四十六条第一項及び第五項」と、附則第七条の五第一項中「第四十六条第一項及び第五項」とあり、及び「同条第一項及び第五項」とあるのは「第七十八条の二十九の規定により読み替えて適用する第四十六条第一項及び第五項」とするほか、これらの規定の適用に關し必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。
(一)以上の種別の被保険者であった期間を有する者に係る老齢厚生年金の特例)

第二十条 二以上の種別の被保険者であった期間を有する者については、附則第八条(附則第八条の二)において読み替えて適用する場合を含む。この規定を適用する場合には、各号の厚生年金被保険者期間に係る被保険者期間ごとに適用する。ただし、附則第八条第二号の規定については、その者の二以上の被保険者の種別に係る被保険者期間を合算し、一の期間に係る被保険者期間のみを有するものとみなして適用する。

2 前項に規定する者であつて、附則第八条の規定による老齢厚生年金の受給権者であるものについては、各号の厚生年金被保険者期間ごとに附則第九条の二から第九条の四まで及び第十一条から第十一条の六までの規定を適用する。この場合において、附則第十一条第一項中「附則第八条の規定による老齢厚生年金」とあるのは「各号の厚生年金被保険者期間のうち一の期間に基づく附則第八条の規定による老齢厚生年金」と、老齢厚生年金の額を」とあるのは「各号の厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金の額を合算して得た額を」と、当該老齢厚生年金」とあるのは「当該一の期間に基づく老齢厚生年金の額以上」と、老齢厚生年金の額以上」とあるのは「当該一の期間に基づく老齢厚生年金の全部」と、同項第一号及び第二号中「控除して得た額」とあるのは「控除して得た額に当該一の期間に基づく老齢厚生年金の額を十二で除して得た額を基本月額額で除して得た数に乗じて得た額」と、同項第三号中「総報酬月額相当額」とあるのは「総報酬月額相当額に当該一の期間に基づく老齢厚生年金の額を十二で除して得た額を基本月額額で除した数に乗じて得た額」と、同項第四号中「乗じて得た額」とあるのは「乗じて得た額に当該一の期間に基づく老齢厚生年金の額を十二で除して得た額を基本月額額で除して得た数に乗じて得た額」と、控除し

て得た額」とあるのは「控除して得た額に当該一の期間に基づく老齢厚生年金の額を十二で除して得た額を基本月額額で除して得た数に乗じて得た額」とするほか、当該受給権者に係る保険給付の額の計算及びその支給停止に關するこの法律その他政令で定める規定の適用に關し必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。
(二)以上の種別の被保険者であった期間を有する者に係る特例による老齢厚生年金の支給の繰上げの特例)

第二十一条 二以上の種別の被保険者であった期間を有する者について、附則第十三条の四第一項の規定を適用する場合においては、当該二以上の被保険者の種別に係る被保険者であった期間のうち一の期間に基づく老齢厚生年金についての同項の請求は、他の期間に基づく老齢厚生年金についての当該請求と同時に行使しなければならない。
2 前項の場合においては、各号の厚生年金被保険者期間ごとに附則第十三条の四から第十三条の六までの規定を適用する。この場合において、同条第一項中「附則第十三条の四第三項」とあるのは「各号の厚生年金被保険者期間のうち一の期間に基づく附則第十三条の四第三項」と、老齢厚生年金の額」とあるのは「各号の厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金の額を合算して得た額」と、「第四十六条第一項」とあるのは「第七十八条の二十九の規定により読み替えて適用する第四十六条第一項」と、「当該老齢厚生年金」とあるのは「当該一の期間に基づく老齢厚生年金」と、老齢厚生年金の額以上」とあるのは「当該一の期間に基づく老齢厚生年金の額以上」と、同項第一号及び第二号中「控除して得た額」とあるのは「控除して得た額に当該一の期間に基づく老齢厚生年金の額を十二で除して得た額を基本月額額で除して得た数に乗じて得た額」と、同項第三号中「総報酬月額相当額」とあるのは「総報酬月額相当額に当該一の期間に基づく老齢厚生年金の額を十二で除して得た額を基本月額額で除して得た数に乗じて得た額」と、同項第四号中「乗じて得た額」とあるのは「乗じて得た額に当該一の期間に基づく老齢厚生年金の額を十二で除して得た額を基本月額額で除して得た数に乗じて得た額」と、控除して得た額」とあるのは「控除して得た額に当該一の期間に基づく老齢厚生年金の額を十二で除して得た額を基本月額額で除して得た数に乗じて得た額」とするほか、これらの規定の適用に關し必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

(二)以上の種別の被保険者であった期間を有する者に係る経過措置の特例)

第二十二條 二以上の種別の被保険者であった期間を有する者については、その者の二以上の被保険者の種別に係る被保険者期間を合算し、一の期間に係る被保険者期間のみを有するものとみなして附則第十六条の規定により読み替えて適用する第四十四条第一項及び第三項の規定を適用する。
(拠出金の額の算定に關する特例)

第二十三條 当分の間、第八十四条の六の規定の適用については、同条第一項中「拠出金算定対象額」とあるのは「拠出金算定対象額」と、「合計額」とあるのは「合計額に、当該拠出金算定対象額に支出費按分率を乗じて得た額を加えて得た額」と、同条第三項第二号中「という」とあるのは「というに、百分の五十を乗じて得た率」と、同条第四項第二号中「控除した率」とあるのは「控除した率に百分の五十を乗じて得た率」とする。

2 前項の規定により読み替えて適用する第八十四条の六第一項に規定する支出費按分率は、第一号に掲げる率に第一号に掲げる率を乗じて得た率とする。
一 実施機関(厚生労働大臣を除く。以下この号、次条及び附則第二十三条の三において同じ。)ごとに、当該実施機関に係る当該年度における厚生年金保険給付費等として算定した額に基礎年金拠出金保険料相当分を加えた額を、当該年度における第八十四条の六第一項に規定する拠出金算定対象額で除して得た率を基準として、厚生労働省令で定めるところにより、実施機関ごとに算定した率
二 百分の五十

附則第二十三条の次に次の四条を加える。

第二十三条の二 平成二十七年年度から平成三十八年度までの間、第八十四条の六第三項第一号に掲げる率は、同号の規定にかかわらず、実施機関ごとに、当該年度における保険料の各月の保険料率(第二号厚生年金被保険者にあつては平成二十四年一元化法附則第八十三条の表の上欄に掲げる月分の保険料率についてはそれぞれ同表の下欄に定める率とし、第三号厚生年金被保険者にあつては平成二十四年一元化法附則第八十四条の表の上欄に掲げる月分の保険料率についてはそれぞれ同表の下欄に定める率とし、第四号厚生年金被保険者にあつては平成二十四年一元化法附則第八十五条第一項の表の上欄に掲げる月分の保険料率についてはそれぞれ同表の下欄に定める率とする。)を、当該各月に応じ、当該実施機関の組合員(国家公務員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会)にあつては、当該連合会を組織する共済組合の組合員、たる被保険者又は私立学校教職員共済制度の加入者たる被保険者たる当該年度の各月ごとの標準報酬の総額に乘じて得た額の合計額(以下この項において「実施機関保険料相当額」という。)を、当該年度における保険料の各月分に応じ第八十一条第四項の表の下欄に定める保険料率を、当該各月に応じ、第一号厚生年金被保険者に係る当該年度の各月ごとの標準報酬の総額に乘じて得た額の合計額に各実施機関ごとの実施機関保険料相当額の合計額を加えて得た額を減じて得た率を基準として、厚生労働省令で定めるところにより、実施機関ごとに算定した率とする。

2 厚生労働大臣は、前条第二項第一号及び前項に規定する厚生労働省令を定めるときは、実施機関を所管する大臣に協議しなければならない。

第二十三条の三 政府は、政府等に係る当該年度の厚生年金保険給付費等のそれぞれの額に對する当該政府等に係る当該年度の前年度における第八十四条の六第四項第一号に規定する厚生年金勘定の積立金額若しくは実施機関の積立金額のそれぞれの比率のいづれかが現に一を下回っている場合又は財政の現況及び見通しの作成に当たり次の財政の現況及び見通しが作成されるまでの間に当該比率のいづれかが一を下回ることが見込まれる場合には、同条の規定による拠出金の額の算定の在り方について検討を加え、その結果に基づいて、必要な措置を講ずるものとする。

第二十三条の四 政府は、附則第二十三条の規定による特例について、附則第二十三条の二の規定の施行の状況を勘案しつづ検討を加え、その結果に基づいて、必要な措置を講ずるものとする。

(地方公共団体の長の退職の取扱に関する特例)

第二十三条の五 都道府県知事又は市町村長(特別区の区長(地方自治法第二百八十三条第一項の規定により選挙された特別区の区長に限る。))を含む。である被保険者が、次の各号のいづれかに該当する場合には、前後の第三号厚生年金被保険者期間は引き続いたものとみなす。

一 任期満了による選挙の期日の告示がなされた後、その任期の満了すべき日前に退職した場合において、当該任期満了による選挙において当選人となり、再び地方公共団体の長となつたとき。

二 退職の申立てを行つたことにより告示された選挙において当選人となり、再び地方公共団体の長となつたとき。

附則第二十八条の二第一項中「被保険者期間」の下に、「(第一号厚生年金被保険者期間に限る。次条第一項及び附則第二十八条の四第一項において同じ。)」を加え、同項ただし書中「又は第二項」を削る。

附則第二十八条の四第三項中「第二項並びに第六十四条の三」を「第六十四条の二」に改める。

附則第二十九条第六項中「脱退一時金」を「厚生労働大臣による脱退一時金」に改め、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項中「第九十条第三項及び第四項」を「第九十条第四項及び第五項」に、「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 第九十条第二項各号に掲げる者による脱退一時金に関する処分不服がある者は、当該各号に定める者に対して審査請求をすることができる。

附則第二十九条の三を削り、附則第二十九条の二を附則第二十九条の三とし、附則第二十九条の次に次の一条を加える。

(二)以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る脱退一時金の支給要件等)

第二十九条の二 (二)以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る脱退一時金については、その者に二以上の種別の被保険者期間に係る被保険者であつた期間に係る被保険者期間を合算し、一の期間に係る被保険者期間のみを有する者に係るものとみなして前条第一項の規定を適用する。ただし、当該脱退一時金の額は、各号の厚生年金被保険者期間に係る被保険者期間ごとに、同条第三項及び第四項の規定の例により計算した額とする。この場合において、同条の規定の適用に關し必要な説書その他の必要な事項は、政令で定める。

附則第三十三條第五項中「であつた者は若し年齢厚生年金」の下に、「(第一号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。)」を加える。

附則第三十九條第一項中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第二条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二条」を「第二条」に、「第五十三条」を「第五十三条の八」に、

「第三節 長期給
第一款 退職
第二款 障害
第三款 遺族
第四款 離職
第五款 離職
第六款 被扶

付(第七十二条)第七十五条
共済年金(第七十六条)第八十条の二)
共済年金及び障害一時金(第八十一条)第八十七条の七)
等をした場合における特例(第九十三条の四)
養配偶者である期間についての特例(第九十三条の五)第九十三条の十二)
付(第七十二条)第九十三条)に改める。

第一条の二を削る。

第二条第三項中「第八十一条第二項」を「厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第四十七条第二項」に、「該当する」を「該当する程度」に改める。

第三条第三項中「第七十二条第一項各号に掲げる」を「第七十二条第一項に規定する」に改め、同条第四項中「介護納付金」という。の下に、「厚生年金保険法第八十四条の五第一項に規定する拠出金(以下「厚生年金拠出金」という。))を加える。

第六条第一項第六号中「(第二十四条第一項第七号に掲げる事項を除く。)」を削る。

第十三条の二中「(短期給付に係るもの及び福祉事業に限る。)」を削り、「正当な理由がなく漏らして」を「漏らし、又は盗用して」に改める。

第二十一条第一項中「すべての」を「全ての」に改め、同条第二項第一号中「業務」の下に「厚生年金拠出金の納付及び厚生年金保険法第八十四条の三に規定する交付金(以下この号において「厚生年金交付金」という。))の受入れ」を加え、同号イ中「決定」を「裁定」に改め、同号ロ中「基礎年金拠出金の納付及び」を「厚生年金拠出金及び基礎年金拠出金の納付並びに」に、「を含む」を「その他政令で定める費用をいう」に改め、同号ハ中「第三十五条の二第一項」を「第三十五条の二」に改め、同号トを同号チとし、同号ヘを同号トとし、同号ホを同号ヘとし、同号ニの次に次のように加える。

ホ 厚生年金拠出金の納付及び厚生年金交付金の受入れ

第二十四条第一項第六号中「決定」を「裁定」に改め、同項第七号を次のように改める。

七 削除

第二十五条第三項中「第一項第七号及び第八号」を「第一項第八号」に改める。

第三十五条の二の見出しを「長期給付に充てるべき積立金の積立て」に改め、同条第一項中「長期給付」の下に「厚生年金拠出金及び」を加え、「及び」を「の納付並びに」に、「を含む」を「の拠出を含む」に改め、同条第二項を削る。

第三十六条中「第十三条まで、第十四条から」を削り、「連合会」との下に、「第十三条の二中「組合の事務」とあるのは「連合会の役員若しくは連合会の事務」と、「従事していた」とあるのは「これらの者であつた」とを加える。

第三十八条第二項ただし書中「地方公務員等共済組合法第三十一条に規定する地方公務員共済組合(以下「地方の組合」という。)の組合員、私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の規定による私立学校教職員共済制度の加入者(以下「私学共済制度の加入者」という。)、厚生年金保険の被保険者」を「厚生年金保険の被保険者(組合員たる厚生年金保険の被保険者を除く。)」に改める。

第四十一条の見出しを「給付の決定及び裁定」に改め、同条第一項中「給付を」を「短期給付を」に改め、(以下「受給権者」という。)(及び「長期給付にあつては、連合会、次項、第四十七条第一項、第四十八条、第九十五条、第一百六条、第一百四十四条及び第一百八条において同じ。))を削り、同条第二項中「給付」を「短期給付」に改め、同条に次の一項を加える。

3 長期給付を受ける権利は、厚生年金保険法第三十三条の規定により、その権利を有する者の請求に基づいて、連合会が裁定する。

第四十二条から第四十五条までを次のように改める。

第四十二条から第四十五条までを「第百条第一項に規定する掛金等」に、「同項」を「第百一条第三項」に改める。

第四十七條から第五十條までを次のように改める。

第五十二条の二中「前二条」を「第五十一条及び第五十二条」に、「第四十二条第一項」を「第五十二条の第二項」に改め、同条を第五十二条の四とする。

第五十二条の次に次の二条を加える。

(標準報酬)
第五十二条の二 標準報酬の等級及び月額額は、組合員の報酬月額に基づき次の区分(次項の規定により標準報酬の区分の改定が行われたときは、改定後の区分)によつて定め、各等級に対応する標準報酬の月額額は、その月額の二十二分の一に相当する金額(当該金額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。)とする。

標準報酬の等級	標準報酬の月額	報 酬 月 額
第一級	九八、〇〇〇円	一〇一、〇〇〇円未満
第二級	一〇四、〇〇〇円	一〇七、〇〇〇円未満
第三級	一一〇、〇〇〇円	一一四、〇〇〇円未満
第四級	一一八、〇〇〇円	一二二、〇〇〇円未満
第五級	一二六、〇〇〇円	一三〇、〇〇〇円未満
第六級	一三四、〇〇〇円	一三八、〇〇〇円未満
第七級	一四二、〇〇〇円	一四六、〇〇〇円未満
第八級	一五〇、〇〇〇円	一五五、〇〇〇円未満
第九級	一六〇、〇〇〇円	一六五、〇〇〇円未満
第一〇級	一七〇、〇〇〇円	一七五、〇〇〇円未満
第一一級	一八〇、〇〇〇円	一八五、〇〇〇円未満
第一二級	一九〇、〇〇〇円	一九五、〇〇〇円未満

第一三級	二〇〇、〇〇〇円	一九五、〇〇〇円以上	二二〇、〇〇〇円未満
第一四級	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円以上	二三〇、〇〇〇円未満
第一五級	二四〇、〇〇〇円	二三〇、〇〇〇円以上	二五〇、〇〇〇円未満
第一六級	二六〇、〇〇〇円	二五〇、〇〇〇円以上	二七〇、〇〇〇円未満
第一七級	二八〇、〇〇〇円	二七〇、〇〇〇円以上	二九〇、〇〇〇円未満
第一八級	三〇〇、〇〇〇円	二九〇、〇〇〇円以上	三一〇、〇〇〇円未満
第一九級	三二〇、〇〇〇円	三一〇、〇〇〇円以上	三三〇、〇〇〇円未満
第二〇級	三四〇、〇〇〇円	三三〇、〇〇〇円以上	三五〇、〇〇〇円未満
第二一級	三六〇、〇〇〇円	三五〇、〇〇〇円以上	三七〇、〇〇〇円未満
第二二級	三八〇、〇〇〇円	三七〇、〇〇〇円以上	三九五、〇〇〇円未満
第二三級	四一〇、〇〇〇円	三九五、〇〇〇円以上	四二五、〇〇〇円未満
第二四級	四四〇、〇〇〇円	四二五、〇〇〇円以上	四五五、〇〇〇円未満
第二五級	四七〇、〇〇〇円	四五五、〇〇〇円以上	四八五、〇〇〇円未満
第二六級	五〇〇、〇〇〇円	四八五、〇〇〇円以上	五一五、〇〇〇円未満
第二七級	五三〇、〇〇〇円	五一五、〇〇〇円以上	五四五、〇〇〇円未満
第二八級	五六〇、〇〇〇円	五四五、〇〇〇円以上	五七五、〇〇〇円未満
第二九級	五九〇、〇〇〇円	五七五、〇〇〇円以上	六〇五、〇〇〇円未満
第三〇級	六二〇、〇〇〇円	六〇五、〇〇〇円以上	六三五、〇〇〇円未満
第三一級	六五〇、〇〇〇円	六三五、〇〇〇円以上	六六五、〇〇〇円未満
第三二級	六八〇、〇〇〇円	六六五、〇〇〇円以上	六九五、〇〇〇円未満
第三三級	七一〇、〇〇〇円	六九五、〇〇〇円以上	七三〇、〇〇〇円未満
第三四級	七五〇、〇〇〇円	七三〇、〇〇〇円以上	七七〇、〇〇〇円未満
第三五級	七九〇、〇〇〇円	七七〇、〇〇〇円以上	八二〇、〇〇〇円未満
第三六級	八三〇、〇〇〇円	八二〇、〇〇〇円以上	八五五、〇〇〇円未満
第三七級	八八〇、〇〇〇円	八五五、〇〇〇円以上	九〇五、〇〇〇円未満
第三八級	九三〇、〇〇〇円	九〇五、〇〇〇円以上	九五五、〇〇〇円未満
第三九級	九八〇、〇〇〇円	九五五、〇〇〇円以上	一〇〇五、〇〇〇円未満
第四〇級	一、〇三〇、〇〇〇円	一、〇〇五、〇〇〇円以上	一、〇五五、〇〇〇円未満
第四一級	一、〇九〇、〇〇〇円	一、〇五五、〇〇〇円以上	一、一〇五、〇〇〇円未満
第四二級	一、一五〇、〇〇〇円	一、一〇五、〇〇〇円以上	一、一五五、〇〇〇円未満
第四三級	一、二一〇、〇〇〇円	一、一五五、〇〇〇円以上	一、二一五、〇〇〇円未満

- 2 前項の規定による標準報酬の区分については、健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十条第二項の規定による標準報酬月額等の等級区分の改定措置その他の事情を勘案して、政令で定めるところにより、前項の規定による標準報酬の等級の最高等級の上に更に等級を加える改定を行うことができる。ただし、当該改定後の標準報酬の等級のうちの最高等級の標準報酬の月額は、同条の規定による標準報酬月額等級のうちの最高等級の標準報酬月額を超えてはならない。
- 3 組合は、毎年七月一日において、現に組合員である者の同日前三月間(同日に継続した組合員であつた期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となつた日数が十七日未満である月があるときは、その月を除く。)に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬を決定する。
- 4 前項の規定によつて決定された標準報酬は、その年の九月一日から翌年の八月三十一日までの標準報酬とする。
- 5 第三項の規定は、六月一日から七月一日までの間に組合員の資格を取得した者並びに第八項又は第十項及び第十一項若しくは第十二項及び第十三項の規定により七月から九月までのいずれかの月から標準報酬を改定され又は改定されるべき組合員については、その年に限り適用しない。
- 6 組合は、組合員の資格を取得した者があるときは、その資格を取得した日の現在の報酬の額により標準報酬を決定する。この場合において、週その他月以外の一定期間により支給される報酬については、政令で定めるところにより算定した金額をもつて報酬月額とする。
- 7 前項の規定によつて決定された標準報酬は、組合員の資格を取得した日からその年の八月三十一日(六月一日から十二月三十一日までの間に組合員の資格を取得した者については、翌年の八月三十一日)までの標準報酬とする。
- 8 組合は、組合員が継続した三月間(各月とも、報酬支払の基礎となつた日数が、十七日以上でなければならぬ。)に受けた報酬の総額を三で除して得た額が、その者の標準報酬の基礎となつた報酬月額に比べて著しく高低を生じ、財務省令で定める程度に達したときは、その額を報酬月額として、その著しく高低を生じた月の翌月から標準報酬を改定するものとする。
- 9 前項の規定によつて改定された標準報酬は、その年の八月三十一日(七月から十二月までのいずれかの月から改定されたものについては、翌年の八月三十一日)までの標準報酬とする。
- 10 組合は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二条第一号の規定による育児休業若しくは同法第二十三条第二項の育児休業に関する制度に準ずる措置若しくは同法第二十四条第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定により同項第二号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業、国会議員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第八号)第三条第一項の規定による育児休業、国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第九号)第三条第一項(同法第二十七条第一項及び裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第二百九十九号)(第七号に係る部分に限る。)において準用する場合を含む。)の規定による育児休業又は裁判官の育児休業に関する法律(平成三年法律第十一号)第二条第一項の規定による育児休業(以下「育児休業等」という。)を終了した組合員が、当該育児休業等を終了した日(以下この項及び次項において「育児休業等終了日」という。)において当該育児休業等に係る三歳に満たない子を養育する場合において、組合に申出を継続して組合員であつた期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となつた日数が十七日未満である月があるときは、その月を除く。)に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬を改定するものとする。ただし、育児休業等終了日の翌日に第十二項に規定する産前産後休業を開始している組合員は、この限りでない。

- 11 前項の規定によつて改定された標準報酬は、育児休業等終了日の翌日から起算して二月を経過した日の属する月の翌月からその年の八月三十一日(七月から十二月までのいずれかの月から改定されたものについては、翌年の八月三十一日)までの標準報酬とする。
- 12 組合は、産前産後休業(出産の日(出産の日が産産の予定日後であるときは、出産の予定日)以前四十二日(多胎妊娠の場合にあつては、九十八日)から出産の日後五十六日までの間に勤務に服さないこと(妊娠又は出産に関する事由を理由として勤務に服さない場合に限る。))をいう。以下同じ。)を終了した組合員が、当該産前産後休業を終了した日(以下この項及び次項において「産前産後休業終了日」という。)において当該産前産後休業に係る子を養育する場合において、組合に申出をしたときは、産前産後休業終了日の翌日以降三月間(産前産後休業終了日の翌日において継続して組合員であつた期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となつた日数が十七日未満である月があるときは、その月を除く。)に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬を改定するものとする。ただし、産前産後休業終了日の翌日に育児休業等を開始している組合員は、この限りでない。
- 13 前項の規定によつて改定された標準報酬は、産前産後休業終了日の翌日から起算して二月を経過した日の属する月の翌月からその年の八月三十一日(七月から十二月までのいずれかの月から改定されたものについては、翌年の八月三十一日)までの標準報酬とする。
- 14 組合員の報酬月額が第三項、第六項、第十項若しくは第十二項の規定によつて算定することが困難であるとき、又は第三項、第六項、第八項、第十項若しくは第十二項の規定によつて算定するとすれば著しく不当であるときは、これらの規定にかかわらず、同様の職務に従事する職員の報酬月額その他の事情を考慮して組合の代表者が適当と認めて算定する額をこれらの規定による当該組合員の報酬月額とする。
(標準期末手当等の額の決定)
- 第五十二条の三 組合は、組合員が期末手当等を受けた月において、その月に当該組合員が受けた期末手当等の額に基づき、これに千円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、その月における標準期末手当等の額を決定する。この場合において、当該組合員が受けた期末手当等によりその年度における標準期末手当等の額の累計額が五百四十万円(前条第二項の規定による標準報酬の月額の区分の改定が行われたときは、政令で定める額。以下この項において同じ。)を超えることとなる場合には、当該累計額が五百四十万円となる月の標準期末手当等の額を決定し、その年度においては、当該累計額が五百四十万円を超える標準期末手当等の額は零とする。
- 2 前条第十四項の規定は、標準期末手当等の額の算定について準用する。
- 第五十三条の見出しを、「被扶養者に係る届出及び短期給付」に改め、同条第二項中「給付を」短期給付」に改め、第四章第二節第一款同条の次に次の七条を加える。
(支払未済の短期給付の受給者の特例)
- 第五十三条の二 短期給付を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき短期給付がまだその者に支給しなかつたものがあるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものに、その支払未済の短期給付を支給する。
- 2 前項の規定により支払未済の短期給付を受けるべき者の順位は、同項に規定する順序による。
- 3 第三項の規定により支払未済の短期給付を受けるべき順位者が二人以上あるときは、その短期給付は、その人数によつて等分して支給する。この場合において、その短期給付の全額をその一人に支給することができるものとし、その一人にした支給は、全員に対してしたものとみなす。

第九十四条から第九十七条までを次のように改める。
第九十四条 第一百一条第三項の規定により同条第一項に規定する掛金等に相当する金額を組合に払い込むべき者が、その払い込むべき月の翌月の末日までに当該掛金等に相当する金額を組合に納付しない場合には、政令で定めるところにより、その者に係る短期給付及び長期給付の一部を行わないことができる。

第九十五条から第九十七条まで 削除

第九十九条第一項中「組合の給付」を「組合の短期給付」に、「介護納付金並びに基礎年金拠出金」を「並びに介護納付金」に、「組合の事務」を「短期給付並びに前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に係る組合の事務」に、「を含む」を「第三項」を「第五項の規定による国の負担に係るもの並びに第七項及び第八項において読み替えて適用する第五項の規定による特定独立行政法人の負担に係るものを除く。」を含み、第四項(第二号を除く)の規定による同項に規定する同等の負担に係るものを除く。以下この項及び次項に「のうち次の各号に規定する費用は、当該各号に」を「は、次に」に改め、同項後段を削り、同項第一号を次のように改める。
一 短期給付に要する費用(次号に掲げるものを除く)については、当該事業年度におけるその費用の予想額と当該事業年度における次項第一号の掛金及び負担金の額とが等しくなるようにすること。

第九十九条第一項第二号中「次項第一号の二」を「次項第二号」に改め、同項第三号を削り、同条第二項第一号中「費用」の下に「次号に掲げるものを除く。」を加え、同項第二号を削り、同項第一号の二を同項第二号とし、同項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とし、同条第七項中「第四項」を「第五項」に改め、「及び国の負担金」とあるのは、「労働組合の負担金及び特定独立行政法人の負担金」と、同項第一号から第二号までの規定中「及び」、同項第三号中「国の負担金」とあるのは、「特定独立行政法人の負担金」と、同項第四号中「国の負担金」とあるのは、「労働組合の負担金」とを削り、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「及び国の負担金」とあるのは、「労働組合の負担金及び国の負担金」と、同項第一号から第二号及び第四号中「国の負担金」とあるのは、「国の負担金」とあるのを「に」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 組合の長期給付に要する費用(基礎年金拠出金の納付に要する費用(次項第一号に掲げる費用のうち同項の規定による同等の負担に係るものを除く)及び長期給付(基礎年金拠出金を含む)に係る事務に要する費用(第五項の規定による特定独立行政法人の負担に係るものを除く)を含む)については、厚生年金保険法第八十一条第三項に規定する保険料をもつて充てる。

第一百条の見出しを「(掛金等)」に改め、同条第一項中「掛金は」を「掛金及び組合員保険料(厚生年金保険法第八十二条第一項の規定により組合員たる厚生年金保険の被保険者が負担する厚生年金保険の保険料をいう。以下同じ)をいう。以下同じ)は」に改め、同条第二項中「の掛金を」の「掛金等」に改め、同項ただし書中「長期給付に係る掛金を」を「組合員保険料」に、「地方の組合の組合員、私学共済制度の加入者、厚生年金保険の被保険者」を「厚生年金保険の被保険者(組合員たる厚生年金保険の被保険者を除く)」に、「掛金は」を「組合員保険料」に改め、同条第三項中「第九十九条第二項第二号に規定する掛金に係るものにあつては、連合会」を削り、同条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とする。

第一百条の二の見出しを「(育児休業期間中の掛金の特例)」に改め、同条中「掛金を」を「掛金等」に改める。
第一百一条第一項中「掛金を」を「掛金等」に改め、同条第二項中「掛金を」を「掛金等」に改め、「国家公務員退職手当法」の下に「昭和二十八年法律第八十二号」を加え、同条第三項中「掛金を」を「掛金等」に改め、同条第四項中「第九十九条第二号に規定する掛金を」を「掛金等のうち組合員保険料」に改め、同条第五項中「掛金を」を「掛金等」に改める。

第九十九条第一項中「組合の給付」を「組合の短期給付」に、「介護納付金並びに基礎年金拠出金」を「並びに介護納付金」に、「組合の事務」を「短期給付並びに前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に係る組合の事務」に、「を含む」を「第三項」を「第五項の規定による国の負担に係るもの並びに第七項及び第八項において読み替えて適用する第五項の規定による特定独立行政法人の負担に係るものを除く。」を含み、第四項(第二号を除く)の規定による同項に規定する同等の負担に係るものを除く。以下この項及び次項に「のうち次の各号に規定する費用は、当該各号に」を「は、次に」に改め、同項後段を削り、同項第一号を次のように改める。
一 短期給付に要する費用(次号に掲げるものを除く)については、当該事業年度におけるその費用の予想額と当該事業年度における次項第一号の掛金及び負担金の額とが等しくなるようにすること。

第一百一条第一項中「同条第五項から第七項まで」を「同条第六項から第八項まで」に、「第四項(同条第六項及び第七項)」を「第五項(同条第七項及び第八項)」に、「(金)」を「金額(組合員に係るものとし)に」を「(掛金等)」に改め、同条第三項中「第九十九条第三項」を「第九十九条第四項」に改め、同条第四項中「第九十九条第二項第二号から第四号まで」を「第九十九条第二項第三号」に改め、同条第四項を「同条第五項」に、「同条第六項及び第七項」を「同条第七項及び第八項」に、「第二十四条第一項第七号に規定する長期給付」を「長期給付(基礎年金拠出金を含む)」に改め、「(限る)」の下に「並びに厚生年金保険法第八十一条第一項に規定する費用」を「負担すべき金額」の下に「(組合員に係るものに限る)」を加える。

第一百一条の二中「長期給付に要する費用」の下に「(厚生年金拠出金の納付に要する費用その他の政令で定める費用をいう。次条第一項第一号において同じ)を」を「に」に要する費用」の下に「(厚生年金拠出金の納付に要する費用その他の政令で定める費用をいう)を加える。
第一百一条の三第一項中「いづれにも」を「二以上に」に、「ときは、当該各号」を「ときは、当該二以上の各号」に改め、同項第一号中「独自給付費用」を「調整対象費用」に、「すべて」を「全て」に、「標準報酬の月額合計額及び当該組合員の標準期末手当等の額」を「厚生年金保険法第二十条第一項に規定する標準報酬月額合計額及び当該組合員の同法第二十四条の四第一項に規定する標準賞与額」に、「標準給付総額」を「標準報酬等総額」に改め、同項第二号中「長期給付に係る支出」を「長期給付等に係る支出」に改め、「この号」の下に「及び次号」を、「下回る場合」の下に「(次号に掲げる場合を除く)」を加え、同項に次の一号を加える。

三 当該事業年度における地方の長期給付等に係る支出の額に地方公務員等共済組合法第百十六条第三項第一号に掲げる場合における同号に定める額を加算した額が地方の長期給付等に係る収入の額を上回り、かつ、当該上回る額(以下この号において「地方の不足額」という)が前事業年度の末日における地方の実施機関積立金(厚生年金保険法第七十九条の二に規定する実施機関積立金であつて地方の組合に係るものをいう。以下この号において同じ)の額を上回る場合、地方の不足額から前事業年度の末日における地方の実施機関積立金の額を控除して得た額(当該控除して得た額が、限度額(前事業年度の末日における国の実施機関積立金(厚生年金保険法第七十九条の二に規定する実施機関積立金であつて国家公務員共済組合連合会に係るものをいう)の額から当該事業年度における国の長期給付等に係る支出の額に第一号に掲げる場合における同号に定める額を加算した額を控除し、当該事業年度における国の長期給付等に係る収入の額を加算した額をいう)を超える場合にあつては、当該限度額)

第一百一条の三第二項中「前項第二号」を「前項第二号及び第三号」に、「長期給付(基礎年金拠出金を含む。次項において同じ)に係る」を「(厚生年金保険法第八十一条第一項に規定する保険料その他の)」に改め、同条第三項中「第一項第一号」を「第一項第二号及び第三号」に、「長期給付に係る支出」を「長期給付等に係る支出」に、「長期給付に係る」を「(厚生年金拠出金及び基礎年金拠出金の納付その他の)」に改める。
第一百一条第三号第一項中「給付」を「短期給付」に、「掛金を」を「(厚生年金保険法第九十条第二項(第二号及び第三号を除く)に規定する被保険者の資格若しくは保険給付に関する処分、掛金等その他の法律及び厚生年金保険法による徴収金」に改め、同条第二項中「決定」の下に「処分」を加える。

第一百一条の見出しを「(組合又は連合会に対する通知等)」に改め、同条中「組合」を「(審査請求のうち長期給付に係るものにあつては、連合会)」に改める。
第一百一条第一項中「基く給付」を「基く短期給付」に改め、「短期給付については」及び「長期給付については」を「短期給付」に改め、同条第三項中「遺族給付」を「支払未済給付」に改める。
第一百一条第二号中「給付」を「短期給付」に改める。
第一百一条を次のように改める。

第一百十三条 削除

第三条の次に次の一条を加える。

(組合の業務)

第三条の二組合は、次に掲げる業務を行う。

- 一 短期給付の決定及び支払
- 二 長期給付の決定及び支払
- 三 長期給付(国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)第九十四条の二第二項に規定する基礎年金拠出金(以下「基礎年金拠出金」という。)の負担を含む。)に充てるべき積立金の積立て
- 四 業務上の余裕金及び厚生年金保険法第七十九条の二に規定する実施機関積立金の管理及び運用
- 五 掛金及び厚生年金保険法第八十一条第一項の規定による保険料の徴収
- 六 前各号に定めるもののほか、厚生年金保険法その他の法律により組合が行うものとされた業務

2 組合は、前項に定めるもののほか、福祉事業を行うことができる。

第五十条第一項第七号中「給付」を「短期給付及び長期給付」に改め、同項第八号中「(第三十八条の三第一項第七号に掲げる事項を除く。)」を削り、同条第二項中「及び指定都市職員共済組合(以下「都職員共済組合等」という。)」を削り、同条第五項中「地方職員共済組合等」を「警察共済組合」に「きかなければ」を「聴かなければ」に改める。

第六条中「都職員共済組合等」を「都職員共済組合、指定都市職員共済組合」に改める。

第九十二条第二項中「都職員共済組合等」を「都職員共済組合及び指定都市職員共済組合(以下「都職員共済組合等」という。)」に改める。

第十九条の二中「短期給付に係るもの及び福祉事業に限る。」を削り、「正当な理由がなく漏らし」を「漏らし、又は盗用し」に改める。

第二十三条第一項中「地方公務員共済組合連合会(以下「指定都市職員共済組合」を加える。第二十四条中「組合」)の下に「指定都市職員共済組合」を加え、国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)第九十四条の二第一項に規定する基礎年金拠出金(以下「基礎年金拠出金」という。)」を「基礎年金拠出金」に改める。

第二十七条第一項中「市町村職員共済組合又は」を「指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合又は」に、「すべての市町村職員共済組合及びすべての」を「全ての指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 市町村連合会の業務は、指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合又は都市職員共済組合(以下この款において「構成組合」という。)の長期給付に係る業務(基礎年金拠出金の負担に関する業務を含む。)のうち、第三条の二第一項第二号から第四号までに掲げる業務その他総務省令で定める業務とする。

第二十七条第三項第三号中「を管理する」を「の管理及び運用を行う」に改める。

第三十条第三項第七号中「の決定及び支払」を削る。

第三十条第三項中「理事」の下に「指定都市職員共済組合の第十三条第六項第一号に掲げる組合の議員が選挙した理事」を加え、「第十三条第六項第二号」を「同項第二号」に改める。

第三十八条第一項中「者について」の下に、「第十九条の二の規定は市町村連合会の役員若しくは市町村連合会の事務に従事する者又はこれらの者であつた者について」を加える。

第三十八条の二第二項第二号及び第三号を次のように改める。

二 組合及び市町村連合会の長期給付に係る業務に関し、厚生年金保険法第二条の五第一項に規定する実施機関(同項第三号に定める者を除く。)との情報交換及び連絡調整を行うこと。

三 第五章の二に定めるところにより実施機関積立金の運用状況の管理に関する事務を行うこと。

第三十八条の二第二項第五号を同項第八号とし、同項第四号中「又は」を「、又は」に改め、同項を同項第七号とし、同項第三号の次に次の三号を加える。

四 長期給付積立金の管理及び運用に関する事務を行うこと。

五 厚生年金保険法第八十四条の五第一項に規定する拠出金(以下「厚生年金拠出金」という。)を納付し、又は同法第八十四条の三に規定する交付金(以下「厚生年金交付金」という。)を受け入れること。

六 基礎年金拠出金を納付すること。

第三十八条の二第三項中「第百三十四条第八項」を「第百三十四条第十項」に改める。

第三十八条の三第一項第七号及び第八号を次のように改める。

七 厚生年金保険法第二条の五第一項に規定する実施機関(同項第三号に定める者を除く。)との情報交換及び連絡調整に関する事項

八 第五章の二に定めるところにより行う実施機関積立金の運用状況の管理に関する事項

第三十八条の三第一項第十一号を第十四号とし、第十号を第十三号とし、第九号を第十二号とし、第八号の次に次の三号を加える。

九 長期給付積立金に関する事項

十 厚生年金拠出金及び厚生年金交付金に関する事項

十一 基礎年金拠出金に関する事項

第三十八条の三第三項中「第一項第七号及び第九号」を「第一項第十二号」に改める。

第三十八条の八第一項中「長期給付」を「組合(指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合)にあつては、市町村連合会。以下この条において同じ。)の長期給付(に「及び」を含む。))並びに厚生年金拠出金の納付及び」に改め、「を含む。」を削り、同条第二項中「(市町村職員共済組合及び都市職員共済組合)にあつては、市町村連合会。次項において同じ。」を削る。

第三十八条の九第一項中「者について」の下に、「第十九条の二の規定は地方公務員共済組合連合会の役員若しくは地方公務員共済組合連合会の事務に従事する者又はこれらの者であつた者について」を加える。

第四十条第二項ただし書中「国家公務員共済組合法第三条第一項に規定する国家公務員共済組合(以下「国の組合」という。)の組合員、私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の規定による私立学校教職員共済制度の加入者(以下「私学共済制度の加入者」という。)、厚生年金保険の被保険者」を「厚生年金保険の被保険者(組合員たる厚生年金保険の被保険者を除く。)」に改める。

第四十三条の見出しを「(給付の決定及び裁定)に改め、同条第一項中「給付を」を「短期給付を」に改め、「(以下「受給権者」という。))及び(長期給付)で市町村職員共済組合又は都市職員共済組合に係るものにあつては、市町村連合会。次項、第四十九条第一項、第五十条、第七十七条、第九九条、第百四十四条の二十五、第百四十四条の二十五の二及び第百四十四条の三十において同じ。」「を削り、同条第二項中「給付」を「短期給付」に改め、同条に次の一項を加える。

3 長期給付を受ける権利は、厚生年金保険法第三十三条の規定により、その権利を有する者の請求に基づいて、組合(指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合)にあつては、市町村連合会)が裁定する。

第四十四条から第四十七条までを次のように改める。

第四十四条から第四十七条まで 削除

第四十八条第一項中「掛金」を「第百四十四条第一項に規定する掛金等」に改め、「において」の下に「当該組合が」を加え、「同項の規定により」を「第百四十五条第三項の規定により当該組合に対して」に改め、「があるときは」の下に、「当該組合は」を加え、同条第二項中「において」の下に「組合が」を、「その者が」の下に「当該」を、「があるときは」の下に、「当該組合は」を加え、同条に次の一項を加える。

3 前二項の規定は、市町村連合会について準用する。この場合において、第一項中「組合が」とあるのは「組合又は市町村連合会が」と、「当該組合は」とあるのは「当該組合又は当該市町村連合会は」と、前項中「組合」とあるのは「組合(市町村連合会を含む。以下この項において同じ。))が」と読み替えるものとする。

第四十九条から第五十二条までを次のように改める。
 第四十九条から第五十二条まで 削除
 第五十四条中「あわせて」を「併せて」に、「行なう」を「行う」に改め、同条の次に次の三条を加える。
 (標準報酬)

第五十四条の二 標準報酬の等級及び月額額は、組合員の報酬月額に基づき次の区分(次項の規定により標準報酬の区分の改定が行われたときは、改定後の区分)によつて定め、各等級に対応する標準報酬の日額は、その月額の二十二分の一に相当する金額(当該金額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。)とする。

標準報酬の等級	標準報酬の月額	報酬月額
第一級	九八、〇〇〇円	一〇一、〇〇〇円未満
第二級	一〇四、〇〇〇円	一〇七、〇〇〇円未満
第三級	一一〇、〇〇〇円	一一四、〇〇〇円未満
第四級	一一八、〇〇〇円	一二二、〇〇〇円未満
第五級	一二六、〇〇〇円	一三〇、〇〇〇円未満
第六級	一三四、〇〇〇円	一三八、〇〇〇円未満
第七級	一四二、〇〇〇円	一四六、〇〇〇円未満
第八級	一五〇、〇〇〇円	一五五、〇〇〇円未満
第九級	一六〇、〇〇〇円	一六五、〇〇〇円未満
第一〇級	一七〇、〇〇〇円	一七五、〇〇〇円未満
第一一級	一八〇、〇〇〇円	一八五、〇〇〇円未満
第一二級	一九〇、〇〇〇円	一九五、〇〇〇円未満
第一三級	二〇〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円未満
第一四級	二二〇、〇〇〇円	二三〇、〇〇〇円未満
第一五級	二四〇、〇〇〇円	二五〇、〇〇〇円未満
第一六級	二六〇、〇〇〇円	二七〇、〇〇〇円未満
第一七級	二八〇、〇〇〇円	二九〇、〇〇〇円未満
第一八級	三〇〇、〇〇〇円	三二〇、〇〇〇円未満
第一九級	三三〇、〇〇〇円	三三〇、〇〇〇円未満
第二〇級	三四〇、〇〇〇円	三三〇、〇〇〇円以上 三五〇、〇〇〇円未満

第二一級	三六〇、〇〇〇円	三五〇、〇〇〇円以上 三七〇、〇〇〇円未満
第二二級	三八〇、〇〇〇円	三七〇、〇〇〇円以上 三九五、〇〇〇円未満
第二三級	四一〇、〇〇〇円	三九五、〇〇〇円以上 四二五、〇〇〇円未満
第二四級	四四〇、〇〇〇円	四二五、〇〇〇円以上 四四五、〇〇〇円未満
第二五級	四七〇、〇〇〇円	四四五、〇〇〇円以上 四八五、〇〇〇円未満
第二六級	五〇〇、〇〇〇円	四八五、〇〇〇円以上 五一五、〇〇〇円未満
第二七級	五三〇、〇〇〇円	五一五、〇〇〇円以上 五四五、〇〇〇円未満
第二八級	五六〇、〇〇〇円	五四五、〇〇〇円以上 五七五、〇〇〇円未満
第二九級	五九〇、〇〇〇円	五七五、〇〇〇円以上 六〇五、〇〇〇円未満
第三〇級	六二〇、〇〇〇円	六〇五、〇〇〇円以上 六三五、〇〇〇円未満
第三一級	六五〇、〇〇〇円	六三五、〇〇〇円以上 六六五、〇〇〇円未満
第三二級	六八〇、〇〇〇円	六六五、〇〇〇円以上 六九五、〇〇〇円未満
第三三級	七一〇、〇〇〇円	六九五、〇〇〇円以上 七三〇、〇〇〇円未満
第三四級	七五〇、〇〇〇円	七三〇、〇〇〇円以上 七七〇、〇〇〇円未満
第三五級	七九〇、〇〇〇円	七七〇、〇〇〇円以上 八一〇、〇〇〇円未満
第三六級	八三〇、〇〇〇円	八一〇、〇〇〇円以上 八五五、〇〇〇円未満
第三七級	八八〇、〇〇〇円	八五五、〇〇〇円以上 九〇五、〇〇〇円未満
第三八級	九三〇、〇〇〇円	九〇五、〇〇〇円以上 九五五、〇〇〇円未満
第三九級	九八〇、〇〇〇円	九五五、〇〇〇円以上 一〇〇五、〇〇〇円未満
第四〇級	一、〇三〇、〇〇〇円	一、〇〇五、〇〇〇円以上 一、〇五五、〇〇〇円未満
第四一級	一、〇九〇、〇〇〇円	一、〇五五、〇〇〇円以上 一、一〇五、〇〇〇円未満
第四二級	一、一五〇、〇〇〇円	一、一〇五、〇〇〇円以上 一、一五五、〇〇〇円未満
第四三級	一、二一〇、〇〇〇円	一、一五五、〇〇〇円以上 一、二〇五、〇〇〇円未満

- 前項の規定による標準報酬の区分については、健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十条第二項の規定による標準報酬月額の等級区分の改定措置その他の事情を勘案して、政令で定めるところにより、前項の規定による標準報酬の等級の最高等級の上に更に等級を加える改定を行うことができる。ただし、当該改定後の標準報酬の等級のうち最高等級の標準報酬の月額額は、同条の規定による標準報酬月額のうちの最高等級の標準報酬月額を超えてはならない。
- 組合は、毎年七月一日において、現に組合員である者の同日前三月間(同日に継続した組合員であった期間を除く。)に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として標準報酬を決定する。
- 前項の規定によつて決定された標準報酬は、その年の九月一日から翌年の八月三十一日までの標準報酬とする。

5 第三項の規定は、六月一日から七月一日までの間に組合員の資格を取得した者並びに第八項又は第十項及び第十一項若しくは第十二項及び第十三項の規定により七月から九月までのいずれかの月から標準報酬を改定され又は改定されるべき組合員については、その年に限り適用しない。
6 組合は、組合員の資格を取得した者があるときは、その資格を取得した日の現在の報酬の額により標準報酬を決定する。この場合において、週その他月以外の一定期間により支給される報酬については、政令で定めるところにより算定した金額をもつて報酬月額とする。

7 前項の規定によつて決定された標準報酬は、組合員の資格を取得した日からその年の八月三十一日(六月一日から十二月三十一日までの間に組合員の資格を取得した者については、翌年の八月三十一日)までの標準報酬とする。

8 組合は、組合員が継続した三月間(各月とも、報酬支払の基礎となつた日数が、十七日以上でなければならぬ)に受けた報酬の総額を三で除して得た額が、その者の標準報酬の基礎となつた報酬月額に比べて著しく高低を生じ、総務省令で定める程度に達したときは、その額を報酬月額として、その著しく高低を生じた月の翌月から標準報酬を改定するものとする。

9 前項の規定によつて改定された標準報酬は、その年の八月三十一日(七月から十二月までのいずれかの月から改定されたものについては、翌年の八月三十一日)までの標準報酬とする。

10 組合は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二条第一号の規定による育児休業若しくは同法第二十三条第二項の育児休業に関する制度に準ずる措置若しくは同法第二十四条第一項(第二号に係る部分に限る)の規定により同項第二号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による育児又は地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第九十号)第二条第一項の規定による育児休業(以下「育児休業等」という)を終了した組合員が、当該育児休業等を終了した日(以下この項及び次項において「育児休業等終了日」という)において当該育児休業等に係る三歳に満たない子を養育する場合において、組合に申出をしたときは、育児休業等終了日の翌日から以後三月間(育児休業等終了日の翌日において継続して組合員であつた期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となつた日数が十七日未満である月があるときは、その月を除く)に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬を改定するものとする。ただし、育児休業等終了日の翌日に第十二項に規定する産前産後休業を開始している組合員は、この限りでない。

11 前項の規定によつて改定された標準報酬は、育児休業等終了日の翌日から起算して二月を経過した日の属する月の翌月からその年の八月三十一日(七月から十二月までのいずれかの月から改定されたものについては、翌年の八月三十一日)までの標準報酬とする。

12 組合は、産前産後休業(出産の日(出産の日が産産の予定日後であるときは、出産の予定日)以前四十二日(多胎妊娠の場合にあつては、九十八日)から出産の日後五十六日までの間に於いて勤務に服さないこと(妊娠又は出産に関する事由を理由として勤務に服さない場合に限る。))をいう。以下同じ)を終了した組合員が、当該産前産後休業を終了した日(以下この項及び次項において「産前産後休業終了日」という)において当該産前産後休業に係る子を養育する場合において、組合に申出をしたときは、産前産後休業終了日の翌日から以後三月間(産前産後休業終了日の翌日において継続して組合員であつた期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となつた日数が十七日未満である月があるときは、その月を除く)に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬を改定するものとする。ただし、産前産後休業終了日の翌日において継続して組合員であつた期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となつた日数が十七日未満である月があるときは、その月を除く)に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬を改定するものとする。ただし、産前産後休業終了日の翌日において継続して組合員であつた期間に限るものとする。

13 前項の規定によつて改定された標準報酬は、産前産後休業終了日の翌日から起算して二月を経過した日の属する月の翌月からその年の八月三十一日(七月から十二月までのいずれかの月から改定されたものについては、翌年の八月三十一日)までの標準報酬とする。

14 組合員の報酬月額が第三項、第六項、第十項若しくは第十二項の規定によつて算定することが困難であるとき、又は第三項、第六項、第八項、第十項若しくは第十二項の規定によつて算定する額若しくは著しく不当であるときは、これらの規定にかかわらず、同様の職務に従事する職員の報酬月額その他の事情を考慮して組合の代表者が適当と認めて算定する額をこれらの規定による当該組合員の報酬月額とする。

(標準期末手当等の額の決定)

第五十四条の三 組合は、組合員が期末手当等を受けた月において、その月に当該組合員が受けた期末手当等の額に基つき、これに千円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、その月における標準期末手当等の額を決定する。この場合において、当該組合員が受けた期末手当等によりその年度の区分の標準期末手当等の額の累計額が五百四十万円(前条第二項の規定による標準報酬の月額の改定が行われたときは、政令で定める額。以下この項において同じ)を超えることとなる場合には、当該累計額が五百四十万円となるようその月の標準期末手当等の額を決定し、その年度においてその月の翌月以降に受ける期末手当等の標準期末手当等の額は零とする。

2 前条第十四項の規定は、標準期末手当等の額の算定について準用する。

(短期給付の給付額の算定の基準となる標準報酬)
第五十四条の四 短期給付(第五十三条及び第五十四条に規定する短期給付をいう。以下同じ)の給付額の算定の基準となるべき第五十四条の二第一項に規定する標準報酬の月額(以下「標準報酬の月額」という)又は同項に規定する標準報酬の日額(以下「標準報酬の日額」という)は、給付事由が生じた日(給付事由が退職後に生じた場合には、退職の日)の標準報酬の月額又は標準報酬の日額とする。

第五十五条の見出し中「給付」を「短期給付」に改め、同条第一項中「一」を「いずれかに」に改め、同条第二項中「給付」を「短期給付」に、「行なう」を「行う」に改める。

第四章第二節第一款中第五十五条の二を第五十五条の九とし、第五十五条の次に次の七条を加える。

(支払未済の短期給付の受給者の特例)
第五十五条の二 短期給付を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき短期給付がまだその者に支給しなかつたものがあるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものに、その支払未済の短期給付を支給する。

2 前項の規定により支払未済の短期給付を受けるべき者の順位は、同項に規定する順序による。

3 第一項の規定により支払未済の短期給付を受けるべき同順位者が二人以上あるときは、その短期給付は、その人数によつて等分して支給する。この場合において、その短期給付の全額をその一人に支給することができるものとし、その一人にした支給は、全員に対してしたものとみなす。(不正受給者からの費用の徴収等)

第五十五条の三 偽りその他不正の行為により組合から短期給付を受けた者がある場合には、組合は、その者から、その短期給付に要した費用に相当する金額(その短期給付が療養の給付であるときは、第五十七条第二項又は第三項の規定により支払つた一部負担金(第五十七条の二第一項第一号の措置が採られるときは、当該減額された一部負担金)に相当する額を控除した金額)の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の場合において、第五十七条第一項第三号に掲げる保険医療機関若しくは診療に従事する保険医(第六十条第一項に規定する保険医をいう)又は健康保険法第八十八条第一項に規定する主治の医師が組合に提出されるべき診断書に虚偽の記載をしたため、その短期給付が行われたものであるときは、組合は、その保険医又は主治の医師に対し、短期給付を受けた者と連帯して前項の規定により徴収すべき金額を納付させることができる。

3 組合は、第五十七条第一項第三号に掲げる保険医療機関若しくは保険薬局又は第五十八条の二第一項に規定する指定訪問看護事業者が偽りその他不正の行為により組合員又は被扶養者の療養に関する費用の支払を受けたときは、当該保険医療機関若しくは保険薬局又は当該指定訪問看護事業者に対し、その支払つた額につき返還させるほか、その返還させる額に百分の四十を乗じて得た額を納付させることができる。

(損害賠償の請求権)

第五十五条の四 組合は、給付事由(第七十二条第一項又は第七十三条の規定による短期給付に係るものを除く)が第三者の行為によつて生じた場合には、当該給付事由に対して行つた短期給付の価額の限度で、短期給付を受ける権利を有する者(当該給付事由が組合員の被扶養者について生じた場合には、当該被扶養者を含む。次項において同じ。)が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

2 前項の場合において、短期給付を受ける権利を有する者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、組合は、その価額の限度で、短期給付をしないことができる。

(短期給付を受ける権利の保護)

第五十五条の五 この法律に基づき短期給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし、休業手当金を受ける権利を国税滞納処分(その例による処分を含む)により差し押さえる場合は、この限りでない。

(公課の禁止)

第五十五条の六 租税その他の公課は、組合の短期給付として支給を受ける金品を標準として、課することができない。ただし、休業手当金については、この限りでない。

(短期給付の制限)

第五十五条の七 この法律により短期給付を受けるべき者が、故意の犯罪行為により、又は故意に、病氣、負傷、死亡若しくは災害又はこれらの直接の原因となつた事故を生じさせた場合には、その者には、次項の規定に該当する場合を除き、当該病氣、負傷、死亡又は災害に係る短期給付は、行わない。

2 第五十五条の二の規定により支給する支払未済の短期給付(以下この項及び第四百四十四条の二十三第三項において「支払未済給付」という。)を受けようとする者が組合員、組合員であつた者又は支払未済給付を受ける者を故意の犯罪行為により、又は故意に死亡させた場合には、その者は、当該支払未済給付は、行わない。組合員又は組合員であつた者の死亡前、その者の死亡によつて支払未済給付を受けるべき者を故意の犯罪行為により、又は故意に死亡させた者についても、同様とする。

3 この法律により短期給付を受けるべき者が、重大な過失により、又は正当な理由がなくて療養に関する指示に従わなかつたことにより、病氣、負傷若しくは死亡若しくはこれらの直接の原因となつた事故を生じさせ、又はその病氣の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げた場合には、その者には、当該病氣、負傷又は死亡に係る短期給付の全部又は一部を行わないことができる。

第五十五条の八 組合がこの法律に基づき短期給付の支給に関し必要があると認めその支給に係る者につき診断を受けるべきことを求めた場合において、正当な理由がなくてこれに応じない者があるときは、その者に係る当該短期給付は、その全部又は一部を行わないことができる。

第五十七条第一項第二号中「国の組合」を「国家公務員共済組合法第三十一条に規定する国家公務員共済組合(以下「国の組合」という。)」に、「私学共済制度の加入者」を「私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の規定による私立学校教職員共済制度の加入者(以下「私学共済制度の加入者」という。)」に改め、同条第二項第三号中「給料」を「報酬」に改める。

第六十一条第一項中「及び第九十六条第一項」を削る。

第六十一条第一項中「給料日額」を「標準報酬の日額」に改め、「に政令で定める数値を乗じて得た額に相当する金額」を削り、同条第四項中「に付いて障害厚生年金」を「に付いて障害厚生年金(厚生年金保険法による障害厚生年金をいう。以下この項において同じ。)」に改め、同項ただし書中「障害共済年金の額(当該障害共済年金)」を「障害厚生年金の額(当該障害厚生年金)」に、「当該障害共済年金」を「当該障害厚生年金」に改め、同条第五項中「に付いて障害一時金」を「に付いて障害手当金(厚生年金保険法による障害手当金をいう。以下この項において同じ。)」に、「当該障害一時金」を「当該障害手当金」に改め、同条第六項中「この法律、国家公務員共済組合法、私立学校教職員共済法」を削り、「による退職又は老齢」を「による老齢」に改め、同条第七項中「障害共済年金」を「障害厚生年金」に、「障害一時金」を「障害手当金」に改める。

第六十九条第一項中「給料日額」を「標準報酬の日額」に改め、「に政令で定める数値を乗じて得た額に相当する金額」を削る。

第七十条の二第二項中「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二条第一号又は地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第十号)第二条第一項の規定により育児休業」を「育児休業等(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二十三条第二項の育児休業に関する制度に準ずる措置及び同法第二十四条第一項(第二号に係る部分に限る)の規定により同項第二号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業を除く。以下この項及び次項において同じ。)」に、「当該育児休業」を「当該育児休業等」に、「育児休業をする」を「育児休業等をする」に、「給料日額」を「標準報酬の日額」に改め、「に相当する金額に政令で定める数値を乗じて得た額を削り、同条第二項中「育児休業」を「育児休業等」に、「当該育児休業」を「当該育児休業等」に改め、同条第三項中「給料日額」を「標準報酬の日額」に改め、「に相当する金額に政令で定める数値を乗じて得た額」を削る。

第七十条の三第一項中「給料日額」を「標準報酬の日額」に改め、「に政令で定める数値を乗じて得た額に相当する金額」を削り、同条第三項中「前条第二項」を「前条第三項」に改める。

第七十一条(見出しを含む)中「給料」を「報酬」に改める。

第七十二条中「給料の一月分に相当する金額に第六十三条第一項に規定する政令で定める数値を乗じて得た額」を「標準報酬の月額」に改め、同条に次の三項を加える。

2 前項の規定により弔慰金の支給を受けるべき遺族の順位は、次の順序とする。

- 一 配偶者及び子
- 二 父母
- 三 孫
- 四 祖父母

3 前項の場合において、父母については養父母、実父母の順とし、祖父母については養父母の養父母、養父母の実父母、実父母の養父母、実父母の実父母の順とする。

4 第一項の規定により弔慰金の支給を受けるべき同順位者が二人以上あるときは、その弔慰金は、その人数によつて等分して支給する。

第七十三条中「前条」を「前条第一項」に、「別表一」を「別表」に、「給料に乘じて得た金額に第六十三条第一項に規定する政令で定める数値を乗じて得た額に相当する」を「標準報酬の月額に乘じて得た」に改める。

第四章第三節第一款から第七款までの款名を削る。

第七十四条から第七十七条までを次のように改める。

第七十四条 この法律における長期給付は、厚生年金保険法第三十二条に規定する次に掲げる保険給付とする。

- 一 老齢厚生年金
- 二 障害厚生年金及び障害手当金
- 三 遺族厚生年金

第七十五条から第七十七条まで 削除

第七十七条の二から第七十七条の十一までを削る。

第七十七条の二から第七十七条の十一までを削る。

第七十七条の二から第七十七条の十一までを削る。

第七十七条の二から第七十七条の十一までを削る。

第七十七条の二から第七十七条の十一までを削る。

第七十七条の二から第七十七条の十一までを削る。

第七十七条の二から第七十七条の十一までを削る。

第七十七条の二から第七十七条の十一までを削る。

第七十七条の二から第七十七条の十一までを削る。

第百九条から第百十一条まで 削除

第五章の二 実施機関積立金の管理及び運用

(地方公務員共済組合連合会の管理運用の方針等)

第百十二条の三 総務大臣は、厚生年金保険法第七十九条の四第一項又は第三項の規定により積立金基本指針(同条第一項に規定する積立金基本指針をいう。次条において同じ。)が定められ、又は変更されたときは、直ちに、これを内閣総理大臣及び文部科学大臣に通知するものとする。

2 地方公務員共済組合連合会は、厚生年金保険法第七十九条の六第一項、第三項又は第七項の規定により管理運用の方針(同条第一項に規定する管理運用の方針をいう。以下この条及び次条において同じ。)を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、組合(第二十七条第二項に規定する構成組合を除く。次項において同じ。)及び市町村連合会の意見を聴かなければならない。

3 地方公務員共済組合連合会の管理運用の方針には、組合、市町村連合会及び地方公務員共済組合連合会(以下この章において「実施機関」という。)がそれぞれの実施機関積立金(厚生年金保険法第七十九条の二に規定する実施機関積立金をいう。以下この章において同じ。)について長期的な観点から資産の構成を定めるに当たつて遵守すべき基準を定めるものとする。

4 総務大臣は、厚生年金保険法第七十九条の六第四項の規定により地方公務員共済組合連合会の管理運用の方針を承認しようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣及び文部科学大臣に協議するものとする。

(実施機関の基本方針)

第百十二条の四 実施機関は、当該実施機関の実施機関積立金の管理及び運用が適切になされるよう、積立金基本指針及び地方公務員共済組合連合会の管理運用の方針(以下この章において「管理運用方針等」という。)に適合するように、当該実施機関積立金の資産の構成に関する事項その他主務省令で定める事項を記載した実施機関積立金の管理及び運用に係る基本方針(以下この章において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 実施機関は、管理運用方針等が変更されたときその他必要があると認めるときは、基本方針に検討を加え、必要に応じ、これを変更しなければならない。

3 実施機関は、基本方針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、主務大臣の承認を受けなければならない。

4 主務大臣(総務大臣を除く。)は、前項の承認をしようとするときは、あらかじめ、総務大臣に協議するものとする。

5 総務大臣は、前項の規定による協議を受けたときは、当該実施機関の基本方針が地方公務員共済組合連合会の管理運用の方針に適合しているかどうかについて、地方公務員共済組合連合会の意見を聴くものとする。

6 実施機関(地方公務員共済組合連合会を除く。)は、基本方針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを地方公務員共済組合連合会に送付するとともに、公表しなければならない。

7 主務大臣は、実施機関の基本方針が管理運用方針等に適合しなくなつたと認めるときは、当該実施機関に対し、基本方針の変更を命ずることができる。

(実施機関積立金の管理及び運用)

第百十二条の五 実施機関は、第二十五条(第三十八条第一項及び第三十八条の九第一項において準用する場合を含む。)及び第三十八条の八第四項の規定によるほか、管理運用方針等及び当該実施機関の基本方針に従つて、実施機関積立金の管理及び運用を行わなければならない。

(実施機関積立金の管理に関する報告)

第百十二条の六 実施機関(公立学校共済組合及び警察共済組合並びに地方公務員共済組合連合会を除く。)は、毎事業年度、総務省令で定めるところにより、実施機関積立金の管理及び運用の状況についての報告書(以下この条において「運用報告書」という。)を作成し、翌事業年度の五月三十一日までに地方公務員共済組合連合会に提出しなければならない。

2 公立学校共済組合及び警察共済組合は、毎事業年度、総務省令で定めるところにより、運用報告書を作成し、翌事業年度の五月三十一日までに主務大臣及び地方公務員共済組合連合会に提出しなければならない。

3 地方公務員共済組合連合会は、毎事業年度、総務省令で定めるところにより、運用報告書を作成し、当該運用報告書を第一項の規定により提出を受けた運用報告書の写しとともに総務大臣に提出しなければならない。

4 地方公務員共済組合連合会は、第一項及び第二項に定めるもののほか、総務省令で定めるところにより、他の実施機関に対し、実施機関積立金の管理及び運用の状況について必要な報告を求めることができる。

(実施機関積立金の管理及び運用に対する措置)

第百十二条の七 地方公務員共済組合連合会は、他の実施機関の実施機関積立金の管理及び運用の状況が管理運用方針等に適合しないと認めるときは、当該実施機関に対し、当該実施機関積立金の管理及び運用の状況を管理運用方針等に適合させるために必要な措置をとるよう求めることができる。

2 地方公務員共済組合連合会は、前項の規定による措置を求めたときは、その旨を総務大臣に通知するものとする。

3 総務大臣は、公立学校共済組合又は警察共済組合の実施機関積立金の管理及び運用の状況に關し前項の規定による通知を受けたときは、直ちに、その写しを主務大臣に送付するものとする。

4 主務大臣は、実施機関における実施機関積立金の管理及び運用の状況が管理運用方針等又は当該実施機関の基本方針に適合しないと認めるときは、当該実施機関に対し、その管理及び運用の状況を管理運用方針等及び当該実施機関の基本方針に適合させるために必要な措置をとることを命ずることができる。

5 主務大臣(総務大臣を除く。)は、実施機関に対して前項の規定による措置(管理運用方針等に適合させるために必要な措置に限る。)をとることを命じようとするときは、あらかじめ、その旨を総務大臣に通知するものとする。

6 総務大臣は、実施機関(公立学校共済組合及び警察共済組合に限る。)における実施機関積立金の管理及び運用の状況が管理運用方針等に適合しないと認めるときは、当該実施機関の主務大臣に対し、当該実施機関の実施機関積立金の管理及び運用の状況を管理運用方針等に適合させるために必要な措置をとるよう求めることができる。

(政令への委任)

第百十二条の八 この章に定めるもののほか、実施機関積立金の管理及び運用に關し必要な事項は、政令で定める。

(運用職員に関する厚生年金保険法の準用)

第百十二条の九 厚生年金保険法第七十九条の十から第七十九条の十二までの規定は、実施機関積立金の運用に係る行政事務に従事する文部科学省及び警察庁の職員(政令で定める者に限る。)について準用する。

第百十三条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

組合の短期給付に要する費用(高齢者の医療の確保に関する法律第三十六条第一項に規定する前期高齢者納付金等(以下「前期高齢者納付金等」という。)及び同法第百八条第一項に規定する後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。)並びに介護保険法第百五十条第一項に規定する納付金(以下「介護納付金」という。)の納付に要する費用並びに短期給付並びに前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に係る組合の事務に要する費用(第五項の規定による地方公共団体の負担に係るものを除く。)を含み、第四項第一号に掲げる費用のうち同項の規定による地方公共団体の負担に係るものを除く。以下この項及び次項において同じ。は、各組合ごとに当該組合を組織する職員(介護納付金の納付に要する費用については、当該組合を組織する職員のうち同法第九号に規定する被保険者(第百十四条第四項及び第百四十四条の二第二項において「介護保険第二号被保険者」という。)の資格を有する者)を単位として、次に定めるところにより、算定するものとする。

第百十三条第一項第二号中「次項第一号の二」を「次項第二号」に改め、同項第三号を削り、同条第二項第二号を削り、同項第一号の二を同項第二号とし、同項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とし、同条第五項を削り、同条第四項を同条第五項とし、同条第三号中「の給付」を「の事業」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 組合の事業に要する費用で長期給付に要する費用(基礎年金拠出金に係る負担に要する費用(次項第二号に掲げる費用のうち同項の規定による地方公共団体の負担に係るものを除く。))並びに長期給付及び基礎年金拠出金の負担に係る組合の事務に要する費用(第五項の規定による地方公共団体の負担に係るものを除く。))を含む。については、厚生年金保険法第八十一条第一項に規定する保険料をもつて充てる。

第百十三条第六項を次のように改める。
6 地方公務員法第五十二条の職員団体若しくは地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和二十七年法律第二百八十九号)第五条(同法附則第五項において準用する場合を含む。))の労働組合(以下「職員団体」と総称する。))の事務に専ら従事する職員である組合員又は特定地方独立行政法人の職員である組合員(職員団体の事務に専ら従事する者を除く。))に係る第二項に規定する費用については、同項中「地方公共団体(市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第三百十五号)第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。))とあり、及び「地方公共団体の」とあるのは、「第六項に規定する職員団体又は特定地方独立行政法人の」として、同項の規定を適用する。

第百十三条第七項を削る。
第百十四条の見出しを「掛金等」に改め、同条第一項中「掛金は」を「掛金等(掛金及び厚生年金保険法第八十二条第一項の規定により組合員が被保険者として負担する保険料(以下「組合員保険料」という。))をいう。以下同じ。))」に改め、同条第二項中「掛金を」を「掛金等」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、組合員保険料にあつては、その月に、更に組合員の資格を取得したとき、又は厚生年金保険の被保険者(組合員たる厚生年金保険の被保険者を除く。))若しくは国民年金の被保険者(国民年金法第七条第一項第二号に規定する第二号被保険者を除く。))の資格を取得したときは、その喪失した資格に係るその月の組合員保険料は、徴取しない。

3 掛金は、組合員の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額を標準として算定するものとし、その標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合は、組合の定款で定める。
第百十四条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とする。

第百十四条の二の見出しを「育児休業期間中の掛金等の特例」に改め、同条第一項中「育児休業介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二条第一号の規定による育児休業若しくは同法第二十三条第一項の育児休業に関する制度に準ずる措置若しくは同法第二十四条第一項(第二号に係る部分に限る。))の規定により同項第二号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業又は地方公務員の育児休業等に関する法律第二条第一項の規定による育児休業(以下この条において「育児休業等」という。))を「育児休業等」に「掛金」を「掛金等」に改め、同条第二項を削る。

第百十四条の二(見出しを含む。))中「掛金」を「掛金等」に改める。
第百十五条第一項中「給料」を「報酬」に、「掛金」を「掛金等」に改め、同条第二項中「掛金」を「掛金等」に、「給料」を「報酬」に改め、同条第三項中「給料」を「報酬」に、「掛金」を「掛金等」に、「行なわれない」を「行われない」に、「行なわれる」を「行われる」に改め、同条第五項中「市町村職員共済組合」を「指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合」に、「第百十三条第二項第二号に規定する掛金」を「掛金等のうち組合員保険料」に改め、同条第六項中「掛金のうち、」を「掛金等のうち」に、「当該掛金」を「当該掛金等のうち組合員保険料」に、「掛金を」を「掛金等」に改める。

第百十六条第一項中「同条第五項から第七項まで」を「同条第六項」に、「及び第四項」を「又は同条第四項及び第五項並びに厚生年金保険法第八十二条第一項」に、「職員団体が」を「職員団体(第三項において「地方公共団体等」という。))」に、「第百十四条の二第二項」を「組合員に係るものに限るものとし、第百十四条の二」といふ。に、「掛金」を「掛金等」に改め、並びに第百十四条の二第二項の規定により徴収しないこととされた額に相当する金額」を削り、同条第三項を削り、同条第四項中「市町村職員共済組合」を「指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合」に、「第百十三条第二項第二号及び第三号並びに第三項第二号」を「第百十三条第四項第二号」に、「並びに同条第四項」を「及び同条第五項」に改め、「限る。))」の下に「並びに厚生年金保険法第八十一条第一項に規定する費用」を加え、「地方公共団体、特定地方独立行政法人又は職員団体」を「地方公共団体等」に、「金額」を「金額(組合員に係るものに限る。))」に改め、同項を同条第三項とする。

第百十六条の二中「長期給付に要する費用」の下に「(厚生年金拠出金の納付に要する費用その他の政令で定める費用をいう。次条第一項第一号において同じ。))」を、「」に要する費用」の下に「(厚生年金拠出金の納付に要する費用その他の政令で定める費用をいう。))」を加える。
第百十六条の三第一項中「いずれにも」を「二以上に」に、「ときは、当該各号」を「ときは、当該二以上の各号」に改め、同項第一号中「独自給付費用」を「調整対象費用」に、「すべての」を「全ての」に、「掛金の標準となつた給料の額に第四十二条第二項に規定する政令で定める数値を乗じて得た額」を「厚生年金保険法第二十条第一項に規定する標準報酬月額」に、「掛金の標準となつた期末手当等の額」を「同法第二十四条の四第一項に規定する標準賞与額」に、「標準給与総額」を「標準報酬等総額」に改め、同項第二号中「長期給付に係る支出」を「長期給付等に係る支出」に改め、「この号」の下に「及び次号」を「下回る場合」の下に「(次号に掲げる場合を除く。))」を加え、同項に次の一号を加える。

三 当該事業年度における国の長期給付等に係る支出の額に国家公務員共済組合法第百二条の三第一項第一号に掲げる場合における同号に定める額を加算した額が国の長期給付等に係る収入の額を上回り、かつ、当該上回る額(以下この号において「国の不足額」という。))が前事業年度の末日における国の実施機関積立金(厚生年金保険法第七十九条の二に規定する実施機関積立金であつて国の組合に係るものをいう。以下この号において同じ。))の額を上回る場合、国の不足額から前事業年度の末日における国の実施機関積立金の額を控除して得た額(当該控除して得た額が、限度額(前事業年度の末日における地方の実施機関積立金(厚生年金保険法第七十九条の二に規定する実施機関積立金であつて地方公務員共済組合連合会に係るものをいう。))の額から当該事業年度における地方の長期給付等に係る支出の額に第一号に掲げる場合における同号に定める額を加算した額を控除し、当該事業年度における地方の長期給付等に係る収入の額を加算した額をいう。))を超える場合にあつては、当該限度額)

第百十六条の三第二項中「前項第二号」を「前項第一号及び第三号」に、「長期給付(基礎年金拠出金の負担を含む。次項において同じ。))に係る」を「厚生年金保険法第八十一条第一項に規定する保険料その他の」に改め、同条第三項中「第一項第二号」を「第一項第二号及び第三号」に、「長期給付に係る支出」を「長期給付等に係る支出」に、「長期給付に係る組合等」を「厚生年金拠出金及び基礎年金拠出金の納付その他の組合等」に改める。
第百十七条第一項中「給付」を「短期給付」に、「掛金」を「厚生年金保険法第九十条第二項(第一号及び第三号を除く。))に規定する被保険者の資格若しくは保険給付に関する処分、掛金等その他この法律及び厚生年金保険法による徴収金」に改め、同条第二項中「決定」の下に「処分」を加える。

第百十八条第一項及び第三項中「都職員共済組合等」を「都職員共済組合」に改める。
第百二十条中「長期給付」を「指定都市職員共済組合」に、「ものに係る審査請求」を「審査請求のうち長期給付に係るもの」に改める。

第二百二十二条中「及び受給権者」を「又は短期給付若しくは長期給付を受ける権利を有する者」に改める。

第百三十九条を次のように改める。

(外国で勤務する組合員についての特例)

第百三十九条 外国で勤務する組合員に対するこの法律の規定の適用については、政令で特例を定めることができる。

第百四十条第一項中(第四十三条第二項の規定を除く。)を削り、同項後段を次のように改める。

この場合においては、第百十六條第一項中「地方公共団体の機関、特定地方独立行政法人又は職員団体は、それぞれ第百十三條第二項(同條第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は同條第四項及び第五項並びに」とあるのは「公庫等(第百四十條第一項に規定する公庫等をいう。以下この条において同じ。)」は、「地方公共団体、特定地方独立行政法人又は職員団体(第三項において「地方公共団体等」という。)」とあるのは「公庫等」と、同條第三項中「第百十三條第四項第二号に掲げる費用及び同條第五項に規定する費用(長期給付に係るものに限る。)」並びに厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法」と、地方公共団体等」とあるのは「公庫等」とする。

第百四十一条第一項後段を次のように改める。

この場合においては、第四章中「公務」とあるのは「業務」と、第百十三條第二項中「地方公共団体(市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。)」とあり、及び「地方公共団体」とあるのは「組合」とする。

第百四十一条第三項中「第百十三條第三項」を「第百十三條第四項」に、「次条第一項」を「第百四十二條第一項」に改める。

第百四十一条の二中「と、組合の」と、「同法第六條第三項」とあるのは「地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第六條第三項」と、「組合の」に、「給料」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定給料」と、「期末手当等」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」と、第六章中「特定地方独立行政法人」とあるのは「職員引継一般地方独立行政法人」と、「給料」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定給料」と、「期末手当等」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」とを「第六章」に改める。

第百四十一条の三中「と、第四号」を「と、同法第六條第三項」とあるのは「地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第六條第三項」と、「第四章」に、「給料」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定給料」と、「期末手当等」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」と、第六章中「特定地方独立行政法人」とあるのは「定款変更一般地方独立行政法人」と、「給料」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定給料」と、「期末手当等」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」とを「第六章」に改める。

第百四十二条第一項の表を次のように改める。

<p>第二条第一項第五号</p>	<p>地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百四條の規定の適用を受ける職員については、同條第一項に規定する給料及び同條第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当を除いたものとし、その他の職員については、これらの給料及び手当に準ずるものとして政令で定めるものとする。</p>	<p>一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の適用を受ける職員については、同法第三條第一項に規定する給料及び同條第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当を除いたもの及び他の法律の規定に基づき給与のうち政令で定めるものとし、その他の職員については、これらの給与に準ずるものとして政令で定めるものとする。</p>
------------------	--	--

<p>第二条第一項第六号</p>	<p>地方自治法第二百四條の規定の適用を受ける職員については、同條第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当その他の政令で定める手当とし、これらの手当に準ずるものとする。</p>	<p>一般職の職員の給与に関する法律の規定に基づき給与のうち期末手当(報酬に該当しない給与に限る。)及び他の法律の規定に基づき給与のうち政令で定めるもの(報酬に該当しない給与に限る。)とし、報酬に該当しない給与については、これらに準ずるものとする。</p>
<p>第四十三條第二項</p>	<p>地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第百一十一号)第十二條第二項</p>	<p>国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)第一条の二第六項及び第九十一号)第一条の二第六項</p>
<p>第五十四條の二第十項</p>	<p>地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第二条第一項</p>	<p>国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第二条第一項</p>
<p>第七十條の二第二項</p>	<p>国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第三条第一項(同法第二百七条第一項及び同法第二百七条第一項及び同法第二百七条第一項)並びに同法第二百七条第一項(昭和二十六年法律第百十九号)第七号に係る部分に限る。において準用する場合を含む。の育児休業又は(平成三年法律第百十号)第二条第一項</p>	<p>国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第二条第一項</p>
<p>第七十條の三第一項</p>	<p>その子の出生した日以後労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第六十五條第一項又は第二項の規定により休業した期間</p>	<p>一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成六年法律第三十三号)第十九條の規定による特別休暇で定められるもの(期間)</p>
<p>第百十三條第一項</p>	<p>育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第六十一条第三項に規定する要介護者その他主務省令で定める者を介護するための休業であつて、任命権者又はその委任を受けた者の承認(主務省令で定める組合員については、主務省令で定める者の承認)を受けたもの</p>	<p>一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成六年法律第三十三号)第十九條の規定による特別休暇で定められるもの(期間)</p>
<p>第百十三條第二項各号別記以外の部分</p>	<p>地方公共団体</p>	<p>国の</p>
<p>第百十三條第二項各号、第三項から第五項まで</p>	<p>地方公共団体(市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。)</p>	<p>国の</p>

第百四十四條第二項	地方自治法第二百四條第二項に規定する	国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)に基づく
第百四十六條第一項	地方公共団体の機関 規定により地方公共団体	国の機関 規定により国
第百三十八條	地方公共団体(市町村立学校職員給与負担法第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県)	国
第百四十條第一項	任命権者又は 又は地方公共団体の事務又は 政令で定める場合を除く。	任命権者若しくは 若しくは地方公共団体の事務若しくは
第百四十條第二項第二号	公庫等(第百四十條第一項に規定する公庫等をいう。以下この条において同じ)は	公庫等(第百四十條第一項に規定する公庫等をいう。以下この条において同じ)又は特定公庫等(第百四十條第一項に規定する特定公庫等をいう。以下この条において同じ)は
第百四十條第三項	公庫等」と、 公庫等職員 含む。	公庫等又は特定公庫等」と、 公庫等職員又は特定公庫等役員 含む。、継続長期組合員が特定公庫等役員として在職し、引き続き他の特定公庫等役員となつた場合(その者が更に引き続き他の特定公庫等役員となつた場合を含む)その他の政令で定める場合
第百四十四條の二第二項及び第百四十四條の三十一(見出しを含む)	地方公共団体 これらの他の公庫等職員	国 公庫等職員又は特定公庫等役員

第百四十二條第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。
第百四十三條第三項中「組合」の下に「指定都市職員共済組合」を、「第二十四條」の下に「(第百四十四條の三第一項中「この法律の規定を含む。」を加ふる。)
第百四十四條の三第一項中「この法律の規定(第二條第一項第二号、第四十二條(短期給付に係る部分に限る。))、第四十三條第二項、第四十四條第一項、第四十九條第二項及び第三項、第四十條第二節、第八十七條第四項、第九十條第二項ただし書、第九十九條の二第四項、第百三十三條ただし書、第百三十三條第一項から第三項まで(短期給付に要する費用に係る部分に限る。))並びに同條第五項、第百三十五條、第百三十六條、第百三十五條から第百三十八條まで、前條、第百四十四條の二十八並びに第百四十四條の三十一の規定を除く。」を「この法律の規定(第百三十五條及び第百三十六條を除く。中長期給付及び福祉事業に係る部分)」に改め、同條第二項の表を次のように改める。

第百四十四條の九中「給料」を「報酬」に、「百分の一」を「百分の〇・八」に改める。 第百四十四條の十二第一項中「及び負担金(第百四十四條の二第一項及び第百四十四條の二の二の規定により徴収しないこととされた掛金に相当する金額並びに第百四十四條の二第二項の規定により徴収しないこととされた額に相当する金額を除く。)」を「第百三十三條第二項第三号の掛金をいう。以下この条において同じ。及び負担金(同号の負担金をいう。第百三十四條の二及び第百四十四條の二の二の規定により徴収しないこととされた掛金に相当する金額を除く。))並びに厚生年金保険法第八十	第百四十四條の九中「給料」を「報酬」に、「百分の一」を「百分の〇・八」に改める。 第百四十四條の十二第一項中「及び負担金(第百四十四條の二第一項及び第百四十四條の二の二の規定により徴収しないこととされた額に相当する金額を除く。)」を「第百三十三條第二項第三号の掛金をいう。以下この条において同じ。及び負担金(同号の負担金をいう。第百三十四條の二及び第百四十四條の二の二の規定により徴収しないこととされた額に相当する金額を除く。))並びに厚生年金保険法第八十	第百四十四條の九中「給料」を「報酬」に、「百分の一」を「百分の〇・八」に改める。 第百四十四條の十二第一項中「及び負担金(第百四十四條の二第一項及び第百四十四條の二の二の規定により徴収しないこととされた額に相当する金額を除く。)」を「第百三十三條第二項第三号の掛金をいう。以下この条において同じ。及び負担金(同号の負担金をいう。第百三十四條の二及び第百四十四條の二の二の規定により徴収しないこととされた額に相当する金額を除く。))並びに厚生年金保険法第八十
第百四十四條の九中「給料」を「報酬」に、「百分の一」を「百分の〇・八」に改める。 第百四十四條の十二第一項中「及び負担金(第百四十四條の二第一項及び第百四十四條の二の二の規定により徴収しないこととされた額に相当する金額を除く。)」を「第百三十三條第二項第三号の掛金をいう。以下この条において同じ。及び負担金(同号の負担金をいう。第百三十四條の二及び第百四十四條の二の二の規定により徴収しないこととされた額に相当する金額を除く。))並びに厚生年金保険法第八十	第百四十四條の九中「給料」を「報酬」に、「百分の一」を「百分の〇・八」に改める。 第百四十四條の十二第一項中「及び負担金(第百四十四條の二第一項及び第百四十四條の二の二の規定により徴収しないこととされた額に相当する金額を除く。)」を「第百三十三條第二項第三号の掛金をいう。以下この条において同じ。及び負担金(同号の負担金をいう。第百三十四條の二及び第百四十四條の二の二の規定により徴収しないこととされた額に相当する金額を除く。))並びに厚生年金保険法第八十	第百四十四條の九中「給料」を「報酬」に、「百分の一」を「百分の〇・八」に改める。 第百四十四條の十二第一項中「及び負担金(第百四十四條の二第一項及び第百四十四條の二の二の規定により徴収しないこととされた額に相当する金額を除く。)」を「第百三十三條第二項第三号の掛金をいう。以下この条において同じ。及び負担金(同号の負担金をいう。第百三十四條の二及び第百四十四條の二の二の規定により徴収しないこととされた額に相当する金額を除く。))並びに厚生年金保険法第八十

第百四十四條の九中「給料」を「報酬」に、「百分の一」を「百分の〇・八」に改める。
第百四十四條の十二第一項中「及び負担金(第百四十四條の二第一項及び第百四十四條の二の二の規定により徴収しないこととされた額に相当する金額を除く。)」を「第百三十三條第二項第三号の掛金をいう。以下この条において同じ。及び負担金(同号の負担金をいう。第百三十四條の二及び第百四十四條の二の二の規定により徴収しないこととされた額に相当する金額を除く。))並びに厚生年金保険法第八十

一条第一項に規定する「保険料」に改め、同条第二項中「給与」を「報酬」に改め、「掛金」の下に「及び組合員保険料」を加え、同条第三項中「期末手当等」を「期末手当等（地方自治法第二百四十四条第二項に規定する退職手当に相当する手当を含む。以下この項において同じ。）」を「に改め、「掛金」の下に「及び組合員保険料」を加え、同条第四項中「掛金」の下に「及び組合員保険料」を加える。

第百四十四條の十三から第百四十四條の十八まで 削除

第百四十四條の十九中「第二条第一項第五号の項」の下に「及び第二条第一項第六号の項」を加え、「同表第百十三條第二項第二号の項、第百十三條第二項第三号の項及び第百十三條第二項第四号の項」を「同表第百十三條第二項第三号の項」に改める。

第百四十四條の二十一中「第五条第四項及び第五項の規定は団体及び団体組合員に係る掛金に関する事項について、第百二十二條の規定は」を「第百二十二條の規定は」に改める。

第百四十四條の二十二の見出しを「（健康保険法等との関係）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とする。

第百四十四條の二十三第一項中「基づく給付」を「基づく短期給付」に改め、「短期給付については「及び」、「長期給付については五年間」を削り、同条第二項中「第百四十四條の二十六第二項において同じ。」を「及び」に改め、「その他前章の規定による徴収金」を削り、同条第三項中「遺族共済年金又は第四十七條の規定により支給するその他の給付に係る支払未済の給付（以下この項において「遺族給付」という。）を「支払未済給付」に改め、同項各号中「遺族給付」を「支払未済給付」に改め、同条第四項を削る。

第百四十四條の二十四中「給付」を「短期給付」に改める。

第百四十四條の二十四の二を削る。

第百四十四條の二十五中「受給権者に」を「短期給付を受ける権利を有する者（以下この条において「受給権者」という。）」に改める。

第百四十四條の二十五の二を削る。

第百四十四條の二十六第一項を削り、同条第二項中「前項に定めるもののほか、を削り、「給付」を「短期給付」に、「掛金」を「掛金等」に改め、同項を同条とする。

第百四十四條の三十二第二項中「給付」を「長期給付」に改める。

第百四十五條中「規定による」を「定めるところにより行われる」に改める。

第百四十六條の二中「第十九條の二」の下に「（第三十八條第一項及び第三十八條の九第一項において準用する場合を含む。）」を加え、「秘密を漏らし」を「秘密を漏らし、又は盗用し」に改める。

第百四十八條第三号の次に次の一号を加える。

三の二 第百二十二條の四第六項の規定に違反して、公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

第百四十八條第四号中「第百四十四條の二十七第五項」を「第百十二條の四第七項、第百十二條の七第四項又は第百四十四條の二十七第五項」に改める。

附則第三條の二第一項中「昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第九十五号。次項において「昭和四十九年法律第九十五号」という。）の公布の日から当該運営審議会の運営状況を勘案して政令で定める日までの間」を「当分の間」に改め、同条第二項中「昭和四十九年法律第九十五号の公布の日から当該組合会の運営状況を勘案して政令で定める日までの間」を「当分の間」に改める。

附則第十四條の二を次のように改める。

第十四條の二 削除

附則第十四條の三から第十四條の五までを次のように改める。

(市町村連合会が行う共同事業)

第十四條の三 市町村連合会は、第二十七條第二項に規定する業務及び同条第三項各号に掲げる事業のほか、当分の間、政令で定めるところにより、次に掲げる事業を行うことができる。

- 一 構成組合（第二十七條第二項に規定する構成組合をいう。以下この条において同じ。）の短期給付（第五十四條に規定する短期給付を除く。次号において同じ。）の掛金（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金に係るものを含む。次号において同じ。）に係る不均衡を調整するための交付金（第五項において「調整交付金」という。）を構成組合に交付する事業
- 二 構成組合の短期給付の掛金に係る著しい不均衡（総務大臣が定める基準を超えるものをいう。）を調整するための交付金（第五項において「特別調整交付金」という。）を構成組合に交付する事業
- 三 構成組合が行う育児休業手当金及び介護休業手当金の事業の円滑な実施を図るため、育児休業手当金及び介護休業手当金に要する資金を構成組合に交付する事業
- 四 前三号に掲げる事業のほか、構成組合の短期給付に係る事業のうち共同して行うことが適当と認められるものとして政令で定める事業

- 2 市町村連合会が前項の規定により行う事業に要する費用は、構成組合からの市町村連合会に対する拠出金をもつて充てるものとする。
- 3 前項の拠出金のうち第一項第二号の事業に係るものの拠出に要する費用は、国、地方公共団体、特定地方独立行政法人、第百四十一條の二に規定する職員引継一般地方独立行政法人、第百四十一條の三に規定する定款変更一般地方独立行政法人若しくは職員団体又は構成組合若しくは連合会が、政令で定めるところにより、負担するものとする。
- 4 構成組合は、政令で定めるところにより、第二項の拠出金を市町村連合会に拠出するものとする。
- 5 調整交付金又は特別調整交付金の交付を受ける構成組合に係る第百十三條第一項並びに第二項第一号及び第二号並びに第百四十四條第三項の規定の適用については、これらの交付金は、掛金とみなす。
- 6 第二項から前項までに規定するもののほか、第一項の規定により行う事業の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

第十四條の四から第十四條の五まで 削除

附則第十四條の七中「昭和五十八年法律第五十九号の施行の日から附則第三條の二に規定する政令で定める日までの間」を「当分の間」に改める。

附則第十八條第五項中「特例退職掛金の標準となるべき給料」及び「掛金の標準となつた給料の額」を「標準報酬の月額」に、「掛金の標準となつた期末手当等」を「標準期末手当等」に改め、同条第八項中「第百四十四條の二第一項」を「第百四十四條の二」に改める。

附則第十八條の二を削る。

附則第十九條から第二十八條までを次のように改める。

第十九條から第二十八條まで 削除

附則第二十八條の二から第二十八條の十三までを削る。

附則第三十一條の二第三項中「第百四十四條第五項」を「第百四十四條第四項」に改める。

附則第三十三條を次のように改める。

第三十三條 削除

附則第三十三條の二を削る。

附則第三十四條中「及び第四項」を削り、「給料の総額」を「標準報酬の月額の総額」に改める。

第三十三條 削除

附則第三十四条の二を削る。
 附則第四十条の三を次のように改める。
 第四十条の三 削除

附則別表第一から附則別表第六までを削る。
 別表第二を削り、別表第一を別表とする。

(私立学校教職員共済法の一部改正)

第四十条 私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十五条の三」を「第二十五条」に、「掛金」を「掛金等」に、「第三十八条の二」第四十条を「第三十九条・第四十条」に改める。

第三条を次のように改める。

第三条 削除

第五十条中「退職共済年金及び」を削る。

第十四条第一項並びに第二項第一号及び第三号中「給与」を「報酬」に改める。

第十七条第二項ただし書中「で第二十条第二項に規定する長期給付に相当する給付を行うもの」を削り、「厚生年金保険の被保険者」の下に「(加入者及び他の法律に基づく共済組合の組合員たる被保険者を除く。)」を加える。

第二十条第二項を削り、同条第三項中「第一項各号」を「前項各号」に改め、同項を同条第二項とする。

第二十一条の見出し並びに同条第一項及び第三項中「給与」を「報酬」に改める。

第二十二条の見出しを「標準報酬月額」に改め、同条第一項の表以外の部分中「標準給与の等級及び月額」を「標準報酬月額」に、「給与月額」を「報酬月額」に、「区分」を「等級区分(次項の規定により標準報酬月額の等級区分の改定が行われたときは、改定後の等級区分)」に、「標準給与の月額」を「標準報酬月額」に改め、同項の表中「標準給与の等級」を「標準報酬月額」に、「標準給与の月額」を「標準報酬月額」に、「給与月額」を「報酬月額」に改める。

六〇五、〇〇〇円以上

第三十級	六二〇
第三十一級	六五〇
第三十二級	六八〇
第三十三級	七一〇
第三十四級	七五〇
第三十五級	七九〇
第三十六級	八三〇
第三十七級	八八〇
第三十八級	九三〇
第三十九級	九八〇
第四十級	一、〇三〇
第四十一級	一、〇九〇
第四十二級	一、一五〇
第四十三級	一、二一〇

六〇五、〇〇〇円以上	六三五、〇〇〇円未満
六三五、〇〇〇円以上	六六五、〇〇〇円未満
六六五、〇〇〇円以上	六九五、〇〇〇円未満
六九五、〇〇〇円以上	七三〇、〇〇〇円未満
七三〇、〇〇〇円以上	七七〇、〇〇〇円未満
七七〇、〇〇〇円以上	八一〇、〇〇〇円未満
八一〇、〇〇〇円以上	八五五、〇〇〇円未満
八五五、〇〇〇円以上	九〇五、〇〇〇円未満
九〇五、〇〇〇円以上	九五五、〇〇〇円未満
九五五、〇〇〇円以上	一、〇〇五、〇〇〇円未満
一、〇〇五、〇〇〇円以上	一、〇五五、〇〇〇円未満
一、〇五五、〇〇〇円以上	一、一一五、〇〇〇円未満
一、一一五、〇〇〇円以上	一、一七五、〇〇〇円未満
一、一七五、〇〇〇円以上	〇〇〇円

に改め、同条第十三項中「給与

月額」を「報酬月額」に、「第二項、第五項」を「第三項、第六項」に、「第九項若しくは第十項」を「第十項若しくは第十二項」に、「第七項」を「第八項」に、「給与を」を「報酬を」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項中「標準給与」を「標準報酬月額」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項中「給与の」を「報酬の」に、「給与月額」を「報酬月額」に改め、「標準報酬月額」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「標準給与」を「標準報酬月額」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「給与の」を「報酬の」に、「給与月額」を「報酬月額」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「標準給与」を「標準報酬月額」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「給与の支払」を「報酬の支払」に、「給与の総額」を「報酬の総額」に、「標準給与」を「標準報酬月額」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「標準給与」を「標準報酬月額」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「標準給与」を「標準報酬月額」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「標準給与」を「標準報酬月額」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「標準給与」を「標準報酬月額」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「給与の」を「報酬の」に、「給与月額」を「報酬月額」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定による標準報酬月額の等級区分については、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)第五十二条の二第二項の規定による標準報酬の区分の改定措置その他の事情を勘案して、政令で定めるところにより前項の規定による標準報酬月額の等級の最高等級の上に更に等級を加える改定を行うことができる。ただし、当該改定後の標準報酬月額の等級のうち最高等級の標準報酬月額は、同条第一項及び第二項の規定による標準報酬の等級のうち最高等級の標準報酬の月額を超えてはならない。

第二十三条の見出しを「標準賞与額の決定」に改め、同条第一項中「標準賞与の額を」を「標準賞与額を」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、当該加入者が受けた賞与によりその年度における標準賞与額の累計額が五百四十万円（前条第二項の規定による標準報酬月額等の級区分の改定が行われたときは、政令で定める額。以下この項において同じ。）を超えることとなる場合には、当該累計額が五百四十万円となるようその月の標準賞与額を決定し、その年度においてその月の翌月以降に受ける賞与の標準賞与額は零とする。

第二十三条第二項中「前条第十三項」を「前条第十四項」に、「標準賞与の額を」を「標準賞与額」に改める。

第二十四条第一項中「第二十條第一項及び第三項」を「第二十條」に改め、「及び平均標準給与額（次条において読み替えて準用する国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第七十二條の二に規定する平均標準給与額をいう。）」を削り、同条第二項中「標準給与の日額」を「標準報酬日額」に改め、同条第三項を削る。

第二十五条の表以外の部分中「及び長期給付」を削り、「第四十二條、第四十二條の二」を「及び第三項」に、「第五十條から第五十二條まで」を「第五十一條から第五十二條の三まで、第五十三條の六」に、「第九十六條及び第九十七條第四項」を「並びに第九十四條」に、「附則第十二條の二から第十二條の八の四まで、附則第十二條の十、附則第十二條の十一、附則第十二條の十二、附則第十二條の十三、附則第十三條の九から第十三條の九の五まで、附則第十三條の十（第七項を除く）、附則別表第一、附則別表第二、別表第一並びに別表第二」を「並びに別表第一」に改め、「第七十六條第一項（各号列記以外の部分に限る。）、第九十七條第一項」を削り、「附則第十二條第一項」を「並びに附則第十二條第一項」に改め、「附則第十二條の四の三第四項並びに附則第十二條の六第二項及び第三項」及び「あり、及び「連合会」とを削り、「標準報酬」とあるのは「標準給与」を「標準報酬の月額」とあるのは「標準報酬日額」とあるのは「標準報酬日額」に改め、「組合員期間等」とあるのは「加入者期間等」と、「組合員期間」とあるのは「加入者期間」と、「平均標準報酬額」とあるのは「平均標準給与額」と、「標準期末手当等」とあるのは「標準賞与」と、「従前標準報酬の月額」とあるのは「従前標準給与の月額」と、「公務等傷病」とあるのは「職務等傷病」と、「公務等」とあるのは「職務等」と、「対象期間標準報酬総額」とあるのは「対象期間標準給与総額」と、「標準報酬改定請求」とあるのは「標準給与改定請求」と、「特定組合員」とあるのは「特定加入者」とを削り、同条の表第四十一條第一項の項中「長期給付にあつては、連合会、次項、第四十七條第一項、第四十八條、第九十五條、第九十六條、第九十七條及び第九十八條において同じ。」を削り、同表第四十七條第一項の項を削り、同表第五十二條の二の項中「第五十二條の二」を「第五十二條の四」に、「前二條」を「第五十一條及び第五十二條」に、「第二十條第一項及び第三項」を「第二十條」に、「第四十二條第一項」を「第五十二條の二第一項」に改め、同項の次に次のように加える。

第五十三條の三第二項	第五十五條第一項第三号に掲げる保険医療機関	学校法人等（私立学校教職員共済法第十四條第一項に規定する学校法人等をいう。以下この項において同じ。）が虚偽の報告若しくは証明を掲げる保険医療機関
又健康保険法	又健康保険法	若しくは健康保険法
その保険医又は主治の医師	その学校法人等、保険医又は主治の医師	その学校法人等、保険医又は主治の医師

第二十五条の表第五十五條第一項第二号の項中「地方の組合」を「地方公務員等共済組合法第三條第一項に規定する地方公務員共済組合（以下「地方の組合」という。）」に、「私学共済制度の加入者」を「私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第百四十五号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者（以下「私学共済制度の加入者」という。）」に改め、同表第五十五條第二項の項を次のように改める。

第五十五條第二項 運営規則

共済運営規則（日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）第二十五條第二項に規定する共済運営規則をいう。次項及び第六十八條において同じ。）

第二十五条の表第六十六條第六項の項を削り、同表第六十九條の項を次のように改める。

第六十九條

休業手当金、育児休業手当金、又は介護休業手当金 又は休業手当金

第二十五条の表第七十三條の二第一項の項から第九十七條第一項の項までを削り、同表附則第十二條第五項の項中「の標準報酬」の下に「の月額」を加え、「の標準報酬月額」を「標準給与の月額」に改め、「標準報酬月額」に改め、「標準期末手当等」の下に「の額」を加え、「標準賞与」を「標準賞与額」に改め、同表附則第十三條の十第六項の項を削る。

第二十五条の二の前の見出し並びに同条及び第二十五条の三を削る。

第六十七條の見出しを「掛金等」に改め、同条第一項中「掛金」の下に「及び加入者保険料（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第八十二條第一項の規定により加入者たる被保険者及び当該被保険者を使用する学校法人等が負担する厚生年金保険の保険料をいう。次項において同じ。）」を加え、同条第二項中「掛金は」を「掛金及び加入者保険料（以下「掛金等」という。）」に改め、同条第三項中「標準給与の月額及び標準賞与の額」を「標準報酬月額及び標準賞与額」に改める。

第二十八條第二項から第五項までの規定中「掛金」を「掛金等」に改める。

第二十九條の見出しを「掛金等の納付義務及び報酬からの控除等」に改め、同条第一項中「掛金」を「掛金等」に改め、同条第二項中「給与を」を「報酬を」に、「給与から」に、「給与に」を「報酬に」に、「標準給与の月額」を「標準報酬月額及び厚生年金保険法による標準報酬月額」に、「掛金」を「掛金等」に改め、同条第三項中「標準賞与の額」を「標準賞与額及び厚生年金保険法による標準賞与額」に、「掛金」を「掛金等」に改め、同条第四項中「給与」を「報酬」に改める。

第二十九條の二の見出し中「掛金」を「掛金等」に改め、同条中「掛金」を「掛金等」に、「すべて」を「全て」に改める。

第三十條第一項中「掛金」を「掛金等」に改め、同条第三項中「掛金額」を「掛金等の額」に、「掛金完納」を「掛金等の完納」に改め、同条第四項中「掛金額」を「掛金等の額」に、「掛金は」を「掛金等は」に改め、同条第五項中「あたり、掛金額」を「当たり、掛金等の額」に改め、同条第六項中「掛金」を「掛金等」に改める。

第三十一條第一項、第三十二條、第三十三條及び第三十四條第二項中「掛金」を「掛金等」に改める。

第三十六條第一項中「給付」を「短期給付」に、「掛金」を「厚生年金保険法第九十條第二項（第一号及び第二号を除く。）に規定する被保険者の資格若しくは保険給付に関する処分、掛金等」に改め、「この法律」の下に「及び厚生年金保険法」を加え、同条第二項中「決定」の下に「処分」を加え、「診査又は処分」を「又は診査」に改める。

第三十八條中「係る組合」の下に「審査請求のうち長期給付に係るものにあつては、連合会」を加える。

第三十八條の三及び第三十九條を削る。同条を第三十九條とする。

第四十条を次のように改める。

第四十条 削除

第四十七条第一項中「給与等」を「報酬等」に改め、同条第二項中「法律」の下に「若しくは厚生年金保険法」を加える。

第四十七條の二及び第四十七條の三を削る。

第四十七條の四(「事業団法第二十三條第一項第六号及び第八号並びに同条第三項第一号及び第二号の業務に限る。」を削り、「漏らし」の下に「又は盗用し」を加え、同条を第四十七條の二とする。

第五十二條中「第四十七條の四」を「第四十七條の二」に改め、「漏らし」の下に「又は盗用し」を加える。

附則第二十一項を次のように改める。

21 前項の規定により厚生年金保険のみの被保険者となつた者が勤務する私立学校の教職員等は、厚生年金保険法の規定の適用については、この法律による加入者でない者とみなす。

附則中第二十五項から第三十項までを削り、第三十一項を第二十五項とし、第三十二項を第二十六項とし、第三十三項を第二十七項とする。

附則第三十四項中「附則第三十三項」を「附則第二十七項」に改め、同項を附則第二十八項とする。

附則第三十五項を附則第二十九項とし、附則第三十六項を附則第三十項とする。

(日本私立学校振興・共済事業団法の一部改正)

第五條 日本私立学校振興・共済事業団法(平成九年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第二十三條第一項第七号を次のように改める。

七 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第三十二條に規定する保険給付を行うこと。第二十三條第二項中「による納付金」の下に「厚生年金保険法の規定による拠出金」を、「の納付」の下に「並びに厚生年金保険法の規定による交付金の受入れ」を加え、同条第三項第一号中「第二十三條第三項」を「第二十二條第二項」に改める。

第三十三條第一項第三号中「及び」を「並びに」に改め、「規定する」の下に「厚生年金保険法の規定による拠出金及び」を、「納付」の下に「並びに厚生年金保険法の規定による交付金の受入れ」を加える。

附則第十四條を次のように改める。

第十四條 削除

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三條、第二十八條、第五百五十九條及び第六十條の規定 公布の日

二 附則第八十七條中国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)第二十七條の五第二項第四号の改正規定並びに附則第七條及び第九條の規定 平成二十五年四月一日

三 附則第二十四條の規定、附則第九十一條中厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号)附則第三十三條第六項の改正規定(第二十一條第二項)を「第二十一條第七項」に改める部分に限る。、附則第九十六條の規定、附則第九十八條中国国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百五号)附則第十六條、第十七條、第二十一條、第二十八條及び第二十九條の改正規定並びに同法附則第五十七條の次に三條を加える改正規定、附則第一百八條の規定、附則第一百零二條中地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百八号)附則第十六條、第十七條、第二十一條、第二十九條及び第三十條の改正規定並びに同法附則第九十八條の次に三條を加える改正規定並びに附則第一百五條及び第一百五十二條の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

四 第三條中地方公務員等共済組合法附則第三條の二及び第十四條の七の改正規定 平成二十六年七月一日

五 第三條中地方公務員等共済組合法第二十三條第一項、第二十七條第一項及び第三十條第三項並びに附則第十四條の三から第十四條の五までの改正規定並びに附則第五十一條の規定 平成二十六年十二月一日

(検討)

第二條 この法律による公務員共済の職域加算額(第二條の規定による改正前の国家公務員共済組合法(次項及び次条において「改正前国共済法」という。第七十四條第二項に規定する退職共済年金の職域加算額、障害共済年金の職域加算額及び遺族共済年金の職域加算額並びに第三條の規定による改正前の地方公務員等共済組合法(以下この項及び次条において「改正前地共済法」という。))による年金である給付のうち改正前地共済法第七十六條第二項の規定により支給の停止を行わないこととされているものをいう。次条において同じ。))の廃止と同時に新たな公務員制度としての年金の給付の制度を設けることとし、その在り方について、平成二十四年中に検討を行い、その結果に基づいて、別に法律で定めるところにより、必要な措置を講ずるものとする。

2 この法律による私学共済の職域加算額(第四條の規定による改正前の私立学校教職員共済法(次条において「改正前私学共済法」という。))第二十五條において準用する改正前国共済法第七十四條第二項に規定する退職共済年金の職域加算額、障害共済年金の職域加算額及び遺族共済年金の職域加算額をいう。次条において同じ。))の廃止と同時に新たな私立学校教職員共済制度としての年金の給付の制度を設けることとし、その在り方について、平成二十四年中に検討を行い、その結果に基づいて、別に法律で定めるところにより、必要な措置を講ずるものとする。

(職域加算額の廃止に伴う経過措置)

第三條 この法律の施行の日(以下「施行日」という。))の前日において組合員等期間(改正前国共済法若しくは改正前地共済法の組合員又は改正前私学共済法の加入者である期間をいう。))を有し、かつ、同日において改正前国共済法、改正前地共済法又は改正前私学共済法による年金である給付の受給権を有しない者に対して施行日以後に支給する給付(厚生年金保険法の規定により支給する保険給付を除く。))その他の公務員共済の職域加算額又は私学共済の職域加算額の廃止に伴う経過措置は、別に法律で定める。

(用語の定義)

第四條 この条から附則第八十條までの規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 改正前厚生年金保険法 第一條の規定による改正前の厚生年金保険法をいう。

二 旧厚生年金保険法 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下附則第七十五條までにおいて「昭和六十年国民年金等改正法」という。))第三條の規定による改正前の厚生年金保険法をいう。

三 改正前国共済法 第二條の規定による改正前の国家公務員共済組合法をいう。

四 改正前地共済法 附則第九十七條の規定による改正前の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第百二十九号)をいう。

五 旧国共済法 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百五号。以下附則第四十九條までにおいて「昭和六十年国共済改正法」という。))第一條の規定による改正前の国家公務員等共済組合法をいう。

六 改正前地共済法 第三條の規定による改正前の地方公務員等共済組合法をいう。

七 改正前地共済法 附則第一百零一條の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第百五十三号)をいう。

八 旧地共済法 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百八号。以下附則第七十五條までにおいて「昭和六十年地共済改正法」という。))第一條の規定による改正前の地方公務員等共済組合法をいう。

九 改正前私学共済法 第四條の規定による改正前の私立学校教職員共済法をいう。

十 旧私学共済法 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百六号附則第八條第一項において「昭和六十年私学共済改正法」という)第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法をいう。

十一 旧国家公務員共済組合員期間 国家公務員共済組合の組合員であった者の施行日前における当該組合員であった期間(改正前国共済法又は他の法令の規定により当該組合員であった期間とみなされた期間及び他の法令の規定により当該組合員であった期間に合算された期間を含む)をいう。

十二 旧地方公務員共済組合員期間 地方公務員共済組合の組合員であった者の施行日前における当該組合員であった期間(改正前地共済法又は他の法令の規定により当該組合員であった期間とみなされた期間及び他の法令の規定により当該組合員であった期間に合算された期間を含む)をいう。

十三 旧私立学校教職員共済加入者期間 私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者であった者の施行日前における当該加入者であった期間(改正前私学共済法又は他の法令の規定により当該加入者であった期間とみなされた期間を含む)をいう。

第十四 厚生年金保険の被保険者資格の取得の経過措置 昭和二十年十月二日以後に生まれた者であり、かつ、施行日の前日において国家公務員共済組合の組合員、地方公務員共済組合の組合員又は私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者であった者であつて、施行日において改正前厚生年金保険法第十二条第一号に掲げるものに該当するものうち厚生年金保険法第六條第一項又は第三項に規定する適用事業所であるものを使用されるもの(施行日同法第十三條の規定により厚生年金保険の被保険者の資格を取得する者を除く)は、施行日に、厚生年金保険の被保険者の資格を取得する。

第十五 厚生年金保険の被保険者期間の特例 前条の規定により厚生年金保険の被保険者の資格を取得した者であつて、平成二十七年十月に当該被保険者の資格を喪失したのものについて、厚生年金保険法第十九條第二項本文の規定を適用する場合においては、当該被保険者の資格を取得しなかつたものとみなす。

第十六 厚生年金保険の被保険者期間等に関する経過措置 第七條 旧国家公務員共済組合員期間、旧地方公務員共済組合員期間又は旧私立学校教職員共済加入者期間は、それぞれ第一条の規定による改正後の厚生年金保険法(以下「改正後厚生年金保険法」という)第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者期間(以下「第二号厚生年金被保険者期間」という)、同項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者期間(以下「第三号厚生年金被保険者期間」という)又は同項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者期間(以下「第四号厚生年金被保険者期間」という)とみなす。ただし、次に掲げる期間は、この限りでない。

一 改正前国共済法附則第十三條の十の規定による脱退一時金の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の計算の基礎となつた期間

二 改正前地共済法附則第二十八條の十三の規定による脱退一時金の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の計算の基礎となつた期間

三 改正前私学共済法第二十五條において準用する改正前国共済法附則第十三條の十の規定による脱退一時金の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の計算の基礎となつた期間

四 旧国共済法第八十條第一項の規定による脱退一時金(他の法令の規定により当該脱退一時金とみなされたものを含む)の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の計算の基礎となつた期間

五 旧地共済法第八十三條第一項の規定による脱退一時金(他の法令の規定により当該脱退一時金とみなされたものを含む)の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の計算の基礎となつた期間

六 旧私学共済法第二十五條において準用する旧国共済法第八十條第一項の規定による脱退一時金(他の法令の規定により当該脱退一時金とみなされたものを含む)の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の計算の基礎となつた期間

七 昭和六十年国共済改正法附則第六十一條の規定による脱退一時金の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の計算の基礎となつた期間

八 昭和六十年地共済改正法附則第四十二條第一項の規定による脱退一時金の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の計算の基礎となつた期間

九 改正前私学共済法第四十八條の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国共済改正法附則第六十一條の規定による脱退一時金の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の計算の基礎となつた期間

十 前各号に掲げる期間に準ずる期間として政令で定めるもの

2 前項の規定により第二号厚生年金被保険者期間とみなされた旧国家公務員共済組合員期間のうち、昭和六十一年四月一日以前の昭和六十年国共済改正法附則第三十二條第一項に規定する旧船員組合員であった期間又は前項の規定により第三号厚生年金被保険者期間とみなされた旧地方公務員共済組合員期間のうち、昭和六十一年四月一日以後平成三十一年三月三十一日までの間の昭和六十年地共済改正法附則第三十五條第二項に規定する新船員組合員であった期間につき厚生年金保険の被保険者期間を計算する場合には、それぞれ当該期間に三分の四を乗じて得た期間をもつて第二号厚生年金被保険者期間又は第三号厚生年金被保険者期間とする。

3 第一項の規定により第二号厚生年金被保険者期間とみなされた旧国家公務員共済組合員期間のうち、昭和六十一年四月一日以後平成三十一年三月三十一日までの間の昭和六十年国共済改正法附則第三十二條第二項に規定する新船員組合員であった期間又は第一項の規定により第三号厚生年金被保険者期間とみなされた旧地方公務員共済組合員期間のうち、昭和六十一年四月一日以後平成三十一年三月三十一日までの間の昭和六十年地共済改正法附則第三十五條第二項に規定する新船員組合員であった期間につき厚生年金保険の被保険者期間を計算する場合には、それぞれ当該期間に五分の六を乗じて得た期間をもつて第二号厚生年金被保険者期間又は第三号厚生年金被保険者期間とする。

(厚生年金保険の標準報酬に関する経過措置) 第八條 旧国家公務員共済組合員期間(昭和六十年国共済改正法附則第三十二條第一項の規定により旧国家公務員共済組合員期間に合算された期間を除く)の各月の改正前国共済法による標準報酬の月額(昭和六十一年四月一日以前の期間にあつては、昭和六十年国共済改正法附則第九條の規定の例により計算した額とする)、旧地方公務員共済組合員期間(昭和六十年地共済改正法附則第三十五條第一項の規定により旧地方公務員共済組合員期間に合算された期間を除く)の各月の改正前地共済法による標準報酬となつた給料の額(同日前の期間にあつては、昭和六十年地共済改正法附則第八條の規定の例により計算した額とする)に政令で定める数値を乗じて得た額又は旧私立学校教職員共済加入者期間の各月の改正前私学共済法による標準給付の月額(同日前の期間にあつては、昭和六十年私学共済改正法附則第四條の規定の例により計算した額とする)は、それぞれ第二号厚生年金被保険者期間、第三号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間の各月の厚生年金保険法による標準報酬月額とみなす。

2 旧国家公務員共済組合員期間の期末手当等(改正前国共済法第一条第六号に規定する期末手当等をいう)を受けた月における改正前国共済法による標準期末手当等の額、旧地方公務員共済組合員期間の期末手当等(改正前地共済法第二条第一項第六号に規定する期末手当等をいう)を受けた月における改正前地共済法による標準の額となつた期末手当等の額又は旧私立学校教職員共済加入者期間の賞与(改正前私学共済法第二十一條第二項に規定する賞与をいう)を受けた月における改正前私学共済法による標準賞与の額は、それぞれ第二号厚生年金被保険者期間、第三号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間の賞与(厚生年金保険法第三条第一項第四号に規定する賞与をいう)を受けた月における厚生年金保険法による標準賞与額とみなす。

(端数処理に関する経過措置) 第九條 改正後厚生年金保険法第三十五條第一項の規定は、施行日以後に生じた事由に基づいて行う保険給付を受ける権利の裁定又は保険給付の額の改定について適用し、施行日前に生じた事由に基づいて行う保険給付を受ける権利の裁定若しくは保険給付の額の改定又は長期給付を受ける権利の決定若しくは長期給付の額の改定については、なお従前の例による。

2 附則第八十七条の規定による改正後の国民年金法第十七条第一項の規定は、施行日以後に生じた事由に基づいて行おう給付を受ける権利の裁定又は給付の額の改定について適用し、施行日前に生じた事由に基づいて行おう給付を受ける権利の裁定又は給付の額の改定については、なお従前の例による。

(改正前国共済法等による従前の処分)

第十條 この附則に別段の規定があるものを除くほか、次に掲げる処分、手続その他の行為は、厚生年金保険法又はこれに基づく命令中の相当する規定によつてした処分、手続その他の行為とみなす。

一 改正前国共済法、旧国共済法又はこれらに基づく命令の規定によつてした処分、手続その他の行為

二 改正前地共済法、旧地共済法又はこれらに基づく命令の規定によつてした処分、手続その他の行為

三 改正前私学共済法、旧私学共済法又はこれらに基づく命令の規定によつてした処分、手続その他の行為

(老齢厚生年金等の額の計算等の特例)

第十一條 施行日の前日において次に掲げる年金たる給付の受給権を有していた者及び施行日において公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十二号。以下「平成二十四年国民年金等改正法」という。)附則第三十五条(私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる場合を含む。以下この条において同じ。)又は第四十条の規定により次に掲げる年金たる給付の受給権を有するに至つた者に支給する厚生年金保険法による老齢厚生年金の額については、当該年金たる給付の額の計算の基礎となつた旧国家公務員共済組合員期間、旧地方公務員共済組合員期間及び旧私立学校教職員共済加入者期間は、計算の基礎としない。

一 改正前国共済法による退職共済年金(他の法令の規定により当該退職共済年金とみなされたものを含む。又は旧国共済法による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金(他の法令の規定によりこれらの年金とみなされたものを含む。))

二 改正前地共済法による退職共済年金(他の法令の規定により当該退職共済年金とみなされたものを含む。又は旧地共済法による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金(他の法令の規定によりこれらの年金とみなされたものを含む。))

三 改正前私学共済法による退職共済年金又は旧私学共済法による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金

2 施行日の前日において前項各号に掲げる年金たる給付の受給権を有していた者及び施行日において平成二十四年国民年金等改正法附則第三十五条又は第四十条の規定により同項各号に掲げる年金たる給付の受給権を有するに至つた者に支給する旧厚生年金保険法による老齢年金、通算老齢年金及び特別老齢年金の額については、当該年金たる給付の額の計算の基礎となつた旧国家公務員共済組合員期間、旧地方公務員共済組合員期間及び旧私立学校教職員共済加入者期間は、計算の基礎としない。

3 施行日の前日において次に掲げる年金たる給付の受給権を有していた者及び施行日において平成二十四年国民年金等改正法附則第三十五条又は第四十条の規定により次に掲げる年金たる給付の受給権を有するに至つた者に支給する厚生年金保険法第四十二条の規定による老齢厚生年金の額については、当該年金たる給付の額の計算の基礎となつた旧国家公務員共済組合員期間、旧地方公務員共済組合員期間及び旧私立学校教職員共済加入者期間は、第一項の規定にかかわらず、計算の基礎とする。

一 改正前国共済法附則第十二条の三又は第十二条の八の規定による退職共済年金

二 改正前地共済法附則第十九条又は第二十六条の規定による退職共済年金

三 改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法附則第十二条の三又は第十二条の八の規定による退職共済年金

(改正前厚生年金保険法等による保険給付に関する経過措置)

第十二條 改正前厚生年金保険法による年金たる保険給付並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第七十八条第一項及び第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

2 前項に規定する年金たる保険給付については、次条から附則第十六条までの規定を適用する場合を除き、改正前厚生年金保険法中当該保険給付の額の計算及びその支給停止に関する規定並びに当該保険給付の額の計算及びその支給停止に関する規定であつてこの法律(附則第一号各号に掲げる規定を除く。)によつて改正されたその他の法律の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。以下この項において「改正前厚生年金保険法等の規定」という。)は、なおその効力を有する。この場合において、この項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法等の規定の適用に関し必要な読替えその他改正前厚生年金保険法等の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(老齢厚生年金等の支給の停止に関する特例)

第十三條 施行日前において支給事由の生じた改正前厚生年金保険法による老齢厚生年金の受給権者(次条第一項及び附則第十六条に規定する者を除く。)が厚生年金保険法の被保険者(施行日前から引き続き当該被保険者たる国家公務員共済組合の組合員、地方公務員共済組合の組合員又は私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者である者に限る。)である日(改正前厚生年金保険法第四十六条第一項に規定する厚生労働省令で定める日を除く。次項において「被保険者である日」という。)、国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員(施行日前から引き続き国会議員又は地方公共団体の議会の議員である者に限る。)(次項において「国会議員等である日」という。又は改正後厚生年金保険法第四十六条第一項に規定する七十歳以上の使用される者(施行日前から引き続き国家公務員共済組合の組合員、地方公務員共済組合の組合員又は私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者である者に限る。)である日)が属する月(施行日の属する月以後の月に限る。)において、同項に規定する総報酬月額相当額(次項、次条第二項及び附則第十五条第二項において「総報酬月額相当額」という。)、改正後厚生年金保険法第四十六条第一項に規定する基本月額(次条第二項において「基本月額」という。)、との合計額から支給停止調整額(改正後厚生年金保険法第四十六条第一項に規定する支給停止調整額をいう。次条第二項において同じ。))を控除して得た額の二分の一に相当する額が、当該合計額の十分の一に相当する額を超えるときは、当該合計額の十分の一に相当する額に十二を乗じて得た額に相当する部分の支給を停止する。この場合において、必要な事項は、政令で定める。

2 施行日前において支給事由の生じた改正前厚生年金保険法附則第八條の規定による老齢厚生年金の受給権者(附則第十五条第一項及び第十六条に規定する者を除く。)(被保険者である日又は国会議員等である日)が属する月(施行日の属する月以後の月に限る。)(において、次の各号に掲げる場合に於いて、それぞれ当該各号に定める額が、総報酬月額相当額と改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項に規定する基本月額(以下この項及び附則第十五条第二項において「基本月額」という。))との合計額の十分の一に相当する額を超えるときは、当該合計額の十分の一に相当する額(その額が、総報酬月額相当額と基本月額の合計額から三十五万円を控除した額を超えるときは、総報酬月額相当額と基本月額の合計額から三十五万円を控除した額とする。)(に十二を乗じて得た額に相当する部分の支給を停止する。この場合において、必要な事項は、政令で定める。

一 基本月額が支給停止調整開始額(改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項の支給停止調整開始額をいう。以下この号から第四号までにおいて同じ。))以下であり、かつ、総報酬月額相当額が支給停止調整変更額(改正後厚生年金保険法附則第十二条第一項の支給停止調整変更額をいう。次号から第四号までにおいて同じ。))以下であるとき、総報酬月額相当額と基本月額との合計額から支給停止調整開始額を控除して得た額に二分の一を乗じて得た額

二 基本月額が支給停止調整開始額以下であり、かつ、総報酬月額相当額が支給停止調整変更額を超えるとき、支給停止調整変更額と基本月額との合計額から支給停止調整開始額を控除して得た額に二分の一を乗じて得た額に、総報酬月額相当額から支給停止調整変更額を控除して得た額を加えた額

三 基本月額が支給停止調整開始額を超え、かつ、総報酬月額相当額が支給停止調整変更額以下であるとき、総報酬月額相当額に二分の一を乗じて得た額

四 基本月額が支給停止調整開始額を超え、かつ、総報酬月額相当額が支給停止調整変更額を超えるとき、支給停止調整変更額に二分の一を乗じて得た額に総報酬月額相当額から支給停止調整変更額を控除して得た額を加えた額

第十四条 厚生年金保険法による老齢厚生年金の受給権者（附則第十六条に規定する者を除く。）であつて、改正前国共済法の規定による退職共済年金その他の退職を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものの受給権者（昭和二十五年十月一日以前に生まれた者に限る。）であるものについて、改正後厚生年金保険法第四十六条第一項及び第五項の規定を適用する場合には、同条第一項中「老齢厚生年金の額（第四十四条第一項に規定する加給年金額及び第四十四条の三第四項に規定する加算額を除く。）以下この項において同じ」とあるのは「老齢厚生年金等の額の合計額（当該老齢厚生年金の額と被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第十四条第一項の政令で定める年金たる給付の額との合計額をいい、第四十四条第一項の規定又は他の法令の規定で同項の規定に相当するものとして政令で定めるもの）に規定する加給年金額及び第四十四条の三第四項の規定又は他の法令の規定で同項の規定に相当するものとして政令で定めるもの）に規定する加算額を合算して得た額を除く」と、

「控除して得た額」とあるのは「控除して得た額に当該老齢厚生年金の額（第四十四条第一項に規定する加給年金額及び第四十四条の三第四項に規定する加算額を除く。）以下この項において同じ」を十二で除して得た額を基本月額で除して得た額を乗じて得た額」とするほか、同条の規定の適用に關し必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

2 前項の場合において、同項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法第四十六条第一項の規定による総報酬月額相当額と基本月額との合計額から支給停止調整額を控除して得た額の二分の一に相当する額が、当該合計額から改正後厚生年金保険法第四十六条第一項の規定の適用があるものとした場合に支給を停止するものとされる部分に相当する額（以下この項において「調整前支給停止額」といふ。）を控除した額の十分の一に相当する額に調整前支給停止額を合算して得た額（以下この項において「支給停止相当額」といふ。）を超えるときは、支給停止相当額に十二を乗じて得た額に前項の規定により読み替えられた同条第一項の規定による当該老齢厚生年金の額を十二で除して得た額を当該基本月額で除して得た数を乗じて得た額に相当する部分の支給を停止する。

3 第一項に規定する受給権者であつて、施行日前から引き続き国家公務員共済組合の組合員、地方公務員共済組合の組合員若しくは私立学校教職員共済法による私立学校教職員共済制度の加入者又は国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員であるものについて、改正後厚生年金保険法第四十六条第一項及び第五項の規定を適用する場合には、前二項の規定の例による。この場合において、必要な事項は、政令で定める。

第十五条 厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金の受給権者であつて、改正前国共済法の規定による退職共済年金その他の退職を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものの受給権者（昭和二十五年十月二日から昭和三十年十月一日までの間に生まれた者に限る。）であるものについて、改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項及び第五項の規定を適用する場合には、同条第一項中「老齢厚生年金の額」とあるのは「老齢厚生年金等の額の合計額（附則第八条の規定による老齢厚生年金の額と被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第十五条第一項の政令で定める年金たる給付の額との合計額をいう。）と、定める額」とあるのは「定める額に当該老齢厚生年金の額を十二で除して得た額を基本月額で除して得た数を乗じて得た額」とするほか、同条の規定の適用に關し必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

第十六条 厚生年金保険法第四十七条の二第一項の規定による障害厚生年金は、同一の傷病による障害について、改正前国共済法若しくは旧国共済法、改正前地共済法若しくは旧地共済法又は改正前私学共済法若しくは旧私学共済法による年金たる給付（他の法令の規定によりこれらの年金たる給付とみなされたものを含む。）のうち障害を支給事由とするものを受給権を有していたことがある者その他政令で定める者については、同項の規定にかかわらず、支給しない。

2 施行日前に改正前私学共済法若しくは旧私学共済法による年金たる給付のうち障害を支給事由とするものを受給権を有していたことがある者であつて旧国家公務員共済組合員期間、旧地方公務員共済組合員期間又は旧私立学校教職員共済加入者期間を有するもの（施行日において当該給付の受給権を有するもの及

2 前項の場合において、同項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項各号に定める額が、前項の規定により読み替えられた同条第一項の規定による総報酬月額相当額と基本月額との合計額から改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項の規定による政令で定める規定の適用があるものとした場合に支給を停止するものとされる部分に相当する額（以下この項において「調整前特例支給停止額」といふ。）を控除した額（以下この項において「調整前老齢厚生年金等合計額」といふ。）の十分の一に相当する額に調整前特例支給停止額を合算して得た額（以下この項において「特例支給停止相当額」といふ。）を超えるときは、特例支給停止相当額に十二を乗じて得た額に前項の規定により読み替えられた同条第一項各号に定める額の調整前老齢厚生年金等合計額から三十五万円を控除した額に調整前特例支給停止額を合算して得た額（以下この項において「特定支給停止相当額」といふ。）を超えるときは、特例支給停止相当額又は特定支給停止相当額のいずれか低い額に十二を乗じて得た額に前項の規定により読み替えられた同条第一項の規定による当該老齢厚生年金の額を十二で除して得た額を当該基本月額で除して得た数を乗じて得た額に相当する部分の支給を停止する。

3 第一項に規定する受給権者であつて、施行日前から引き続き国家公務員共済組合の組合員、地方公務員共済組合の組合員若しくは私立学校教職員共済法による私立学校教職員共済制度の加入者又は国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員であるものについて、改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項及び第五項の規定を適用する場合には、前二項の規定の例による。この場合において、必要な事項は、政令で定める。

第十六条 附則第九十四条の規定による改正前の国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第四号。次項において「改正前平成十六年改正法」といふ。）附則第四十三条第一項に規定する老齢厚生年金の受給権者について、改正後厚生年金保険法第四十六条第一項及び第五項の規定を適用する場合には、附則第十三条第三項第一項及び第十四条の規定を準用する。この場合において、必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

2 改正前平成十六年改正法附則第四十三条第一項に規定する年金たる保険給付の受給権者について、昭和六十年国民年金等改正法附則第七十八条第六項（昭和六十年国民年金等改正法附則第八十七条第七項において準用する場合を含む。）の規定を適用する場合には、附則第十三条第一項及び第十四条の規定を準用する。この場合において、必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

第十七条 改正後厚生年金保険法第四十六条の規定並びに附則第十三条第一項及び第十四条の規定は、同条第一項の政令で定める年金たる給付の支給の停止について準用する。この場合において、必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

2 改正後厚生年金保険法附則第十一条の規定並びに附則第十三条第一項及び第十五条の規定は、同条第一項の政令で定める年金たる給付の支給の停止について準用する。この場合において、必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

第十八条 厚生年金保険法第四十七条の二第一項の規定による障害厚生年金は、同一の傷病による障害について、改正前国共済法若しくは旧国共済法、改正前地共済法若しくは旧地共済法又は改正前私学共済法若しくは旧私学共済法による年金たる給付（他の法令の規定によりこれらの年金たる給付とみなされたものを含む。）のうち障害を支給事由とするものを受給権を有していたことがある者その他政令で定める者については、同項の規定にかかわらず、支給しない。

2 施行日前に改正前私学共済法若しくは旧私学共済法による年金たる給付のうち障害を支給事由とするものを受給権を有していたことがある者であつて旧国家公務員共済組合員期間、旧地方公務員共済組合員期間又は旧私立学校教職員共済加入者期間を有するもの（施行日において当該給付の受給権を有するもの及

2 施行日前に改正前私学共済法若しくは旧私学共済法による年金たる給付のうち障害を支給事由とするものを受給権を有していたことがある者であつて旧国家公務員共済組合員期間、旧地方公務員共済組合員期間又は旧私立学校教職員共済加入者期間を有するもの（施行日において当該給付の受給権を有するもの及

び当該給付の支給事由となった傷病について国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(平成六年法律第九十八号。以下この項において「平成六年国共済改正法」という。)附則第八條第三項の規定により支給される改正前国共済法による障害共済年金、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(平成六年法律第九十九号)附則第八條第三項の規定により支給される改正前地共済法による障害共済年金又は改正前私学共済法第四十八條の二の規定によりその例によることとされる平成六年国共済改正法附則第八條第三項の規定により支給される改正前私学共済法による障害共済年金の受給権を有する者を除く。が、当該給付の支給事由となった傷病により、施行日において厚生年金保険法第四十七條第二項に規定する障害等級(以下この項において単に「障害等級」という。)に該当する程度の障害の状態にあるとき、又は施行日の翌日から六十五歳に達する日の前日までの間に、障害等級に該当する程度の障害の状態に至ったときは、その者は、施行日(施行日において障害等級に該当する程度の障害の状態にない者にあつては、障害等級に該当する程度の障害の状態に至ったとき)から六十五歳に達する日の前日までの間に、同条第一項の障害厚生年金の支給を請求することができる。

3 前項の規定による請求があつたときは、厚生年金保険法第四十七條第一項の規定にかかわらず、その請求をした者に同項の障害厚生年金を支給する。

(初診日が施行日以前にある傷病による障害等の場合における経過措置)

第十九條 疾病にかかり、若しくは負傷した日が施行日以前にある傷病又は初診日が施行日以前にある傷病による障害(旧国家公務員共済組合法期間、旧地方公務員共済組合法期間又は旧私立学校教職員共済加入者期間中の傷病による障害に限る。)について厚生年金保険法第四十七條から第四十七條の三まで及び第五十五條の規定を適用する場合における必要な経過措置は、政令で定める。(遺族厚生年金の支給要件の特例)

第二十條 次に掲げる年金たる給付(死亡を支給事由とするものを除く。)の受給権者その他の者であつて政令で定めるものがある、施行日以後に死亡した場合における厚生年金保険法による遺族厚生年金の支給に必要な経過措置は、政令で定める。

一 改正前国共済法による年金たる給付(他の法令の規定により当該年金たる給付とみなされたものを含む。又は旧国共済法による年金たる給付(他の法令の規定により当該年金たる給付とみなされたものを含む。))

二 改正前地共済法による年金たる給付(他の法令の規定により当該年金たる給付とみなされたものを含む。又は旧地共済法による年金たる給付(他の法令の規定により当該年金たる給付とみなされたものを含む。))

三 改正前私学共済法による年金たる給付又は旧私学共済法による年金たる給付(老齢厚生年金に係る加給年金額等の特例)

第二十一條 施行日の前日において附則第十一條各号に掲げる年金たる給付の受給権を有していた者及び施行日において平成二十四年国民年金等改正法附則第三十五條(私立学校教職員共済法第四十八條の二の規定によりその例によることとされる場合を含む。又は第四十條の規定により同項各号に掲げる年金たる給付の受給権を有するに至つた者)当該年金たる給付の額の計算の基礎となる期間の月数が二百四十に満たない者に限る。であつて、施行日以後に老齢厚生年金の受給権を取得したのものについて、厚生年金保険法第四十四條及び第六十二條の規定その他の法令の規定でこれらの規定に相当するものとして政令で定めるものを適用する場合には、同法第四十四條第一項中「被保険者期間の月数が二百四十以上」とあるのは「被保険者期間(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。)附則第七條第一項の規定により被保険者期間とみなされた旧国家公務員共済組合法期間(他の法令の規定により当該旧国家公務員共済組合法期間に算入された期間を含む。))、旧地方公務員共済組合法期間(他の法令の規定により当該旧地方公務員共済組合法期間に算入された期間を含む。))又は旧私立学校教職員共済加入者期間と当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間とを合算して得た被保険者期間とする。以下この項において同じ。)の月数が二百四十以上」と、同法第六十二條第一項中「被保険者期間」とあるのは「被保険者期間(平成二

十四年一元化法附則第七條第一項の規定により被保険者期間とみなされた旧国家公務員共済組合法期間(他の法令の規定により当該旧国家公務員共済組合法期間に算入された期間を含む。))、旧地方公務員共済組合法期間(他の法令の規定により当該旧地方公務員共済組合法期間に算入された期間を含む。))又は旧私立学校教職員共済加入者期間と当該遺族厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間とを合算して得た被保険者期間とする。」とするほか、これらの規定の適用に必要となす替えその他必要な事項は、政令で定める。

(二)以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る給付に関する規定の適用)

第二十二條 附則第十四條及び第十五條に定めるもののほか、改正後厚生年金保険法第七十八條の二十二に規定する二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る厚生年金保険法、旧厚生年金保険法その他の法律で政令で定めるものによる給付の額の計算及びその支給停止に関する規定の適用に必要経過措置は、政令で定める。

(脱退一時金の額の計算に係る経過措置)

第二十三條 第二号厚生年金被保険者期間を有する者について、厚生年金保険法の規定による脱退一時金の額を計算する場合においては、同法附則第二十九條第四項に規定する最終月の属する年の前年十月(当該最終月が一月から八月までの場合にあつては、前々年十月)が平成二十五年から平成二十九年までの間に該当するときは、当該脱退一時金の計算の基礎となる保険料率については、同法第八十一條第四項の規定にかかわらず、平成二十五年十月分にあつては同月分の地共済の掛金率(改正前地共済法第四十四條第三項の規定により地方公務員共済組合連合会の定款で定める同項に規定する割合をいう。以下この項において同じ。)に二を乗じて得た率と、平成二十六年十月分にあつては同月分の国共済の掛金率に二を乗じて得た率と、平成二十七年十月から平成二十九年十月までの月分にあつては附則第八十三條の表の上欄に掲げる月分の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に定める率とする。

2 第三号厚生年金被保険者期間を有する者について、厚生年金保険法の規定による脱退一時金の額を計算する場合においては、同法附則第二十九條第四項に規定する最終月の属する年の前年十月(当該最終月が一月から八月までの場合にあつては、前々年十月)が平成二十五年から平成二十九年までの間に該当するときは、当該脱退一時金の計算の基礎となる保険料率については、同法第八十一條第四項の規定にかかわらず、平成二十五年十月分にあつては同月分の地共済の掛金率(改正前地共済法第四十四條第三項の規定により地方公務員共済組合連合会の定款で定める同項に規定する長期給付に係る組合員の給料と掛金との割合及び期末手当等と掛金との割合に基づき政令で定めるところにより計算した割合をいう。以下この項において同じ。)に二を乗じて得た率と、平成二十六年十月分にあつては同月分の地共済の掛金率に二を乗じて得た率と、平成二十七年十月から平成二十九年十月までの月分にあつては附則第八十四條の表の上欄に掲げる月分の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に定める率とする。

3 第四号厚生年金被保険者期間を有する者について、厚生年金保険法の規定による脱退一時金の額を計算する場合においては、同法附則第二十九條第四項に規定する最終月の属する年の前年十月(当該最終月が一月から八月までの場合にあつては、前々年十月)が平成二十五年から平成四十年までの間に該当するときは、当該脱退一時金の計算の基礎となる保険料率については、同法第八十一條第四項の規定にかかわらず、平成二十五年十月分にあつては同月分の私学共済の掛金率(改正前私学共済法第二十七條第三項の規定により共済規程(私立学校教職員共済法第四條第一項に規定する共済規程をいう。以下この項及び附則第八十五條第二項において同じ。)で定める改正前私学共済法第二十七條第三項に規定する割合をいう。以下この項において同じ。))と、平成二十六年十月分にあつては同月分の私学共済の掛金率と、平成二十七年十月から平成三十八年十月までの月分にあつては附則第八十五條第一項の表の上欄に掲げる月分の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に定める率(同条第二項の規定が適用される場合には、同項の規定により共済規程で定める率)と、平成二十九年十月分及び平成四十年十月分にあつてはそれぞれ厚生年金保険法第八十一條第四項に規定する率(附則第八十五條第二項の規定が適用される場合には、同項の規定により共済規程で定める率)とする。

第二十四条 追加費用対象期間を有する者に係る退職共済年金等の額のの特例

第二十五条 平成二十七年(施行日)の属する月以後の期間に限る。及び平成二十八年(施行日)における附則第九十四条の規定による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律附則第二条の規定の適用に

第二十六条 附則第二十条各号に掲げる年金たる給付に要する費用のうち、厚生年金相当給付費用(厚生年金保険法による年金たる保険給付に要する費用として政令で定めるところにより計算した費用をいう)は、同法第二条の四第一項の規定の適用については、同法による保険給付に要する費用とみなし、改正後厚生年金保険法第八十一条第一項の規定の適用については、同項に規定する厚生年金保険事業に要する費用とみなし、改正後厚生年金保険法第八十四条の三の規定の適用については、同条に規定するこれに相当する給付として政令で定めるものに要する費用とみなす。

第二十七条 各実施機関(改正後厚生年金保険法第七十九条の二に規定する実施機関をいう。以下この項において同じ)の積立金のうち、平成二十七年(施行日)の実施機関厚生年金保険事業費等(各実施機関に係る厚生年金保険法による保険給付に要する費用(改正後厚生年金保険法第八十四条の五第二項に規定する基礎年金拠出金保険料相当分を含む)及びこれに相当する給付に要する費用その他の政令で定める費用をいう。次項において同じ)の額に、平成二十七年(施行日)において厚生年金保険の実施者たる政府が負担すべき厚生年金保険法による保険給付に要する費用(同条第二項に規定する基礎年金拠出金保険料相当分を含む)及びこれに相当する給付に要する費用その他の政令で定める費用に對する平成二十六年(施行日)における改正後厚生年金保険法第八十四条の六第四項第一号に規定する厚生年金勘定の積立金額の比率(次項において「政府積立比率」という)を乗じて得た額に相当する部分は、政令で定めるところにより、施行日において、それぞれ実施機関積立金(改正後厚生年金保険法第七十九条の二に規定する実施機関積立金をいう。次項において同じ)として積み立てられたものとみなす。

2 前項の規定にかかわらず、地方公務員共済組合(地方公務員等共済組合法第二十七条第二項に規定する構成組合を除く。以下この項において同じ)、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会の実施機関積立金については、その総額は、地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会に係る実施機関厚生年金保険事業費等の合計額に政府積立比率を乗じて得た額に相当するものとし、当該総額のうち政令で定めるところにより地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会に定められた額に相当する部分は、施行日において、それぞれ地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会の実施機関積立金として積み立てられたものとみなす。

(積立金基本指針等に関する経過措置)

第二十八条 主務大臣(改正後厚生年金保険法第七十九条の三の三第一項に規定する主務大臣をいう)は、施行日前において、改正後厚生年金保険法第七十九条の四の規定の例により、同条第一項に規定する積立金基本指針を定め、これを公表することができる。

2 管理運用主体(改正後厚生年金保険法第七十九条の四第二項第三号に規定する管理運用主体をいう。次項において同じ)は、前項の規定により積立金基本指針が定められたときは、施行日前においても、改正後厚生年金保険法第七十九条の五の規定の例により、同条第一項に規定する資産の構成の目標を定め、これを公表することができる。

3 管理運用主体は、前項の規定により資産の構成の目標が定められたときは、施行日前においても、改正後厚生年金保険法第七十九条の六の規定の例により、同条第一項に規定する管理運用の方針を定め、これを公表することができる。

4 第一項の規定により定められた積立金基本指針、第二項の規定により定められた資産の構成の目標及び前項の規定により定められた管理運用の方針は、施行日においてそれぞれ改正後厚生年金保険法第七十九条の四、第七十九条の五及び第七十九条の六の規定により定められたものとみなす。(懲戒処分に関する経過措置)

第二十九条 改正後厚生年金保険法第七十九条の十二の規定は、改正後厚生年金保険法第七十九条の十に規定する運用職員による施行日以後の改正後厚生年金保険法第七十九条の十一の規定の違反について適用し、施行日前の同条の規定の違反に相当する違反に対する懲戒処分については、なお従前の例による。

第三十条 施行日の前日において改正前国共済法の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員(昭和二十年十月一日以前に生まれた者で施行日において国家公務員共済組合の組合員であるものに限る)は、改正前国共済法の長期給付に関する規定の適用については、施行日の前日に退職(改正前国共済法第二条第一項第四号に規定する退職をいう。次条第三項、附則第三十二条第一項並びに附則第三十五条第四項及び第五項第二号において同じ)をしたものとみなす。(遺族の範囲の特例)

第三十一条 施行日の前日において遺族(改正前国共済法第二条第一項第三号に規定する遺族をいう。以下この項及び次項において同じ)である配偶者、子、父母又は孫が改正前国共済法の遺族共済年金(他の法令の規定により当該遺族共済年金とみなされたものを含む)の支給を受けている場合において、その者が配偶者又は子であるときは父母、孫及び祖父母、その者が父母であるときは孫及び祖父母、その者が孫であるときは祖父母は、施行日においてそれぞれ当該遺族共済年金の支給を受けることができる遺族でなくなるものとする。

2 施行日の前日において遺族である配偶者、子、父母又は孫が旧国共済法による遺族年金(他の法令の規定により当該遺族年金とみなされたものを含む)又は改正前国共済法施行法第三条に規定する給付のうち死亡を給付事由とする年金である給付の支給を受けている場合において、その者が配偶者又は子であるときは父母、孫及び祖父母、その者が父母であるときは孫及び祖父母、その者が孫であるときは祖父母は、施行日においてそれぞれ当該遺族年金又は当該死亡を給付事由とする年金である給付の支給を受けることができる遺族でなくなるものとする。

3 施行日の前日において改正前国共済法施行法第三条に規定する給付のうち退職又は障害を給付事由とする年金である給付の支給を受けている者が施行日以後に死亡した場合において、その者の父母は、当該者の配偶者又は子、その者の孫は、当該者の配偶者、子又は父母、その者の祖父母は、当該者の配偶者、子、父母又は孫が、当該死亡を給付事由とする年金である給付を受けることとなつたときは、それぞれ当該死亡を給付事由とする年金である給付を受けることができる者としなむものとする。

第三十二条 施行日の前日において国家公務員共済組合の組合員であった者(同日において退職又は死亡した者を除く)で同日において退職をするものならば、改正前国共済法による障害一時金を受ける権利を有することとなるものには、その者が同日において退職をしたものとみなして、改正前国共済法第八十七条の五から第八十七条の七までの規定の例により、障害一時金を支給する。ただし、附則第十九条の規定に基づき政令の規定により同一の傷病について障害手当金の支給を受けることができるときは、この限りでない。

2 前項の規定による老齢厚生年金は、その受給権者が六十歳未満の厚生年金保険の被保険者である間は、支給を停止する。
(特例による老齢厚生年金の支給開始年齢の特例)
第三十三条 改正前国共済法附則第十二条の七第二項に規定する者に対する厚生年金保険法附則第八十一条の規定の適用については、改正前国共済法附則表第二の上欄に掲げる者の区分に応じ、同条第一号中「六十歳」とあるのは、それぞれ同表の中欄に掲げる字句とする。

2 前項の規定による老齢厚生年金の額は、厚生年金保険法第四十三条の規定にかかわらず、同法附則第九条の二第二項の規定の例により計算した額から、政令で定める額を減じた額とする。
3 厚生年金保険法第四十四条の規定は、第一項の規定による当該老齢厚生年金の受給権者が改正前国共済法附則表第二の上欄に掲げる者の区分に応じ同表の中欄に掲げる年齢に達するまでの間は、適用しない。
4 第一項の規定による老齢厚生年金の受給権者であった者が六十五歳に達したときに支給する老齢厚生年金の額は、厚生年金保険法第四十三条の規定にかかわらず、同条の規定の例により算定した額から、第二項の規定により減じるべきこととされた額を参酌して政令で定める額を減じた額とする。

5 前各項に定めるもののほか、第一項の規定による老齢厚生年金に關し、厚生年金保険法の適用その他必要な事項については、改正前国共済法附則第十二条の八の規定に準じて、政令で定める。
(衡視等に対する老齢厚生年金の特例)
第三十五条 旧国家公務員共済組合員期間のうち特定衡視等であった期間を有する者に対する厚生年金保険法の規定の適用については、同法第四十四条第一項中「老齢厚生年金(その年金額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十以上であるものに限る。)」とあるのは「老齢厚生年金」とあり、同法第五十八条第一項第四号中「保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上である者」とあるのは「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号)附則第三十五条第一項に規定する特定衡視等」とあり、同法第六十二条第一項中「遺族厚生年金(第五十八条第一項第四号に該当することにより支給されるものであつて、その額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十未満であるものを除く。)」とあるのは「遺族厚生年金」とするほか、必要な読替は、政令で定める。

2 前項に規定する特定衡視等とは、衡視である国会職員、副看守長、看守部長若しくは看守である法務事務官、海上保安士である海上保安官又は陸曹長、海曹長若しくは空曹長以下の自衛官である国家公務員共済組合の組合員(以下この項及び次項において「衡視等」という。)のうち昭和五十五年一月一日(以下この項において「基準日」という。)前に衡視等であった期間を有する者で次の各号のいずれかに該当するものをいう。

1 基準日以前の衡視等であった期間が十五年以上である者
2 次のイからホまでに掲げる者で、これらの者の区分に応じ基準日以前の衡視等であった期間の年月数と基準日以後の衡視等であった期間の年月数とを合算した年月数がそれぞれイからホまでに定める年数以上であるもの
イ 基準日以前の衡視等であった期間が十二年以上十五年未満である者 十五年
ロ 基準日以前の衡視等であった期間が九年以上十二年未満である者 十六年
ハ 基準日以前の衡視等であった期間が六年以上九年未満である者 十七年
ニ 基準日以前の衡視等であった期間が三年以上六年未満である者 十八年
ホ 基準日以前の衡視等であった期間が三年未満である者 十九年
3 改正前地共済法附則第二十八条の四に規定する警察職員(以下この項において「警察職員」という。)であつた衡視等に対する前二項の規定の適用については、警察職員であつた間衡視等であつたものとみなす。
4 国家公務員法の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第七十七号。以下この項において「昭和五十六年法律第七十七号」という。)の公布の日において現に国家公務員共済組合の組合員であつた者で、その者に係る国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第七十七条第一項に規定する定年退職日(昭和五十六年法律第七十七号附則第三条の規定の適用を受ける者にあつては、昭和五十六年法律第七十七号の施行の日。以下この項において「定年退職日」という。)まで引き続き組合員であつたものが、国家公務員法第七十七条第一項又は昭和五十六年法律第七十七号附則第三条の規定により当該定年退職日に退職をした場合(国家公務員法第七十八条(昭和五十六年法律第七十七号附則第四条において準用する場合を含む。))の規定により勤務した後退職をした場合及び国家公務員法第七十九条(昭和五十六年法律第七十七号附則第五条において準用する場合を含む。))の規定により任用された後退職をした場合を含む。次項において「定年等による退職をした場合」という。において、その者の改正前国共済法第七十六条第一項第一号に規定する組合員期間等(次項において「組合員期間」という。)が二十五年未満であつて、かつ、四十歳に達した日の属する月以後の改正前国共済法第三十八条第一項に規定する組合員期間(次項において「組合員期間」という。)が十五年以上であるときは、厚生年金保険法第五十八条第一項第四号の規定の適用については、その者は、保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上である者であるものとみなす。
5 次に掲げる場合は、定年等による退職をした場合に該当するものとみなして、前項の規定を適用する。ただし、その者の四十歳に達した日の属する月以後の組合員期間のうち附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法附則第十三条の三第一項又は第二項の規定により長期給付に関する規定の適用を受けることとされる組合員(以下この項において「特例継続組合員」という。)以外の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員としての組合員期間が七年六月未満である場合は、この限りでない。
一 特例継続組合員である者の四十歳に達した日の属する月以後の組合員期間が十五年に達した場合は、
二 特例継続組合員であつた者で引き続き特例継続組合員以外の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員となつたものが退職をした場合において、その者の四十歳に達した日の属する月以後の組合員期間が十五年以上であり、かつ、その者の組合員期間等が二十五年未満であるとき。
(改正前国共済法による退職共済年金の支給)
第三十六条 旧国家公務員共済組合員期間を有する者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、改正前国共済法の退職共済年金のうち改正前国共済法第七十七条第二項各号に定める金額に相当する給付の支給要件に関する改正前国共済法及びこの法律(附則第一条各号に掲げる規定を除く。)による改正前のその他の法律の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。以下この条及び次条第一項において「改正前支給要件規定」という。)は、これらの者について、なおその効力を有する。この場合において、改正前支給要件規定の適用に關し必要な読替は、その他改正前支給要件規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

一 施行日の前日において改正前国共済法附則第十二条の三又は第十二条の八の規定による退職共済年金の受給権を有している者

二 施行日の前日において改正前厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金の受給権を有している者（前号に掲げる者を除く。）

（改正前国共済法による給付等）

第三十七条 施行日前に給付事由が生じた改正前国共済法による年金である給付（前条の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前支給要件規定により支給される改正前国共済法による年金である給付及び他の給付（他の法令により当該年金である給付とみなされたものを含む。）及び旧国共済法による年金である給付）の規定により当該年金である給付とみなされたものを含む。）並びに施行日において平成二十四年国民年金等改正法附則第三十五条の規定により受給権を有するに至った者に対する同条に規定する退職共済年金等については、第三項及び第四項並びに附則第三十一条の規定を適用する場合並びにこれらの給付の費用に関する事項を除き、改正前国共済法の長期給付に関する改正前国共済法及びこの法律（附則第一条各号に掲げる規定を除く。）による改正前のその他の法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定の適用に関し必要な読替えその他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

2 前項に規定する給付は、国家公務員共済組合連合会が支給する。

3 第一項に規定する給付については、同項の規定にかかわらず、改正前国共済法第四十三条、第四十四条、第七十二条の三から第七十二条の六まで、第七十九条、第八十条、第八十七条及び第八十七条の二の規定その他の政令で定める規定は、適用しない。

4 第一項に規定する給付については、改正後厚生年金保険法第四十三条の二から第四十三条の五まで及び第四十六条の規定その他の政令で定める規定を適用する。この場合において、これらの規定の適用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

（国家公務員共済組合の長期給付に係る掛金の徴収等に関する経過措置）

第三十八条 改正前国共済法の規定による国家公務員共済組合の長期給付に係る掛金、負担金その他徴収金の徴収並びに当該掛金及び負担金に係る督促、延滞金の徴収及び滞納処分については、なお従前の例による。当該掛金及び負担金の還付についても、同様とする。

2 この法律の施行の際現に存する改正前国共済法附則第二十条の十一に規定する先取特権については、なお従前の例による。

（退職一時金の返還に関する経過措置）

第三十九条 次に掲げる一時金である給付を受けた者が、老齢厚生年金又は障害厚生年金（以下この条及び次条第一項において「老齢厚生年金等」という。）の支給を受ける権利を有することとなったときは、当該一時金として支給を受けた額に利子に相当する額を加えた額（次項及び第三項において「支給額等」という。）に相当する額を当該老齢厚生年金等を受ける権利を有することとなった日の属する月の翌月から一年以内に、一時に又は分割して、国家公務員共済組合連合会に返還しなればならない。

一 昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第七十二号）第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法第八十条の規定による退職一時金（当該退職一時金とみなされる給付を含む。）

二 昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第七十六号）第二条の規定による改正前の公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第三十四号）第五十四条の規定による退職一時金

2 前項に規定する者は、同項の規定にかかわらず、支給額等に相当する額を当該老齢厚生年金等の額から控除することにより返還する旨を当該老齢厚生年金等を受ける権利を有することとなった日から六十日を経過する日以前に、国家公務員共済組合連合会に申し出ることができる。

3 前項の申出があった場合における支給額等に相当する額の返還は、当該老齢厚生年金等の支給に際し、この項の規定の適用がないとするならば支給されることとなる当該老齢厚生年金等の支給期月ごとの支給額の二分の一に相当する額から、支給額等に相当する額に達するまでの額を順次に控除することにより行うものとする。この場合においては、その控除後の額をもって、当該老齢厚生年金等の額とする。

4 第一項に規定する利子は、同項に規定する一時金の支給を受けた日の属する月の翌月から老齢厚生年金等を受ける権利を有することとなった日の属する月までの期間に及び、複利計算の方法によるものとし、その利率は、政令で定める。

第四十条 前条第一項に規定する者（退職共済年金又は障害共済年金を受ける権利を有していた者を除く。）の遺族（厚生年金保険法第五十九条第一項に規定する遺族厚生年金を受けることができる遺族をいう。次項及び附則第四十五条において同じ。）が遺族厚生年金の支給を受ける権利を有することとなったときは、前条第一項に規定する者が支給を受けた同項に規定する一時金の額に利子に相当する額を加えた額（同項に規定する者が老齢厚生年金等を受ける権利を有していた場合には、同項に規定する支給額等に相当する額（同項又は同条第三項の規定により既に返還された額を除く。）を当該遺族厚生年金等を受ける権利を有することとなった日の属する月の翌月から一年以内に、一時に又は分割して、国家公務員共済組合連合会に返還しなればならない。この場合においては、前条第二項から第四項までの規定を準用する。）

2 前条第一項に規定する者（退職共済年金又は障害共済年金を受ける権利を有していた者に限る。）の遺族が遺族厚生年金の支給を受ける権利を有することとなったときは、改正前国共済法附則第十二条の十二第一項に規定する支給額等に相当する額（同項又は同条第三項の規定により既に返還された額を除く。）を当該遺族厚生年金等を受ける権利を有することとなった日の属する月の翌月から一年以内に、一時に又は分割して、国家公務員共済組合連合会に返還しなればならない。この場合においては、前条第二項から第四項までの規定を準用する。

（追加費用対象期間を有する者の特例等）

第四十一条 改正前国共済法附則第四十六条から第四十八条までにおいて「追加費用対象期間」というものを有する者については、国共済組合員等期間（第二号厚生年金被保険者期間及び追加費用対象期間をいい、昭和六十年国共済改正法附則第三十二条第一項又は第二項の規定の適用があった場合にはその適用後の期間とする。以下同じ。）を計算の基礎として、厚生年金保険法の規定を適用するとしたならば同法の規定による老齢厚生年金、障害厚生年金又は遺族厚生年金として算定されることとなる額を、それぞれ退職共済年金、障害共済年金又は遺族共済年金として、国家公務員共済組合連合会が支給する。この場合において、同法の規定による老齢厚生年金、障害厚生年金又は遺族厚生年金は、支給しない。

2 前項に定めるもののほか、同項に規定する退職共済年金、障害共済年金又は遺族共済年金については、厚生年金保険法の規定を適用する場合における必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

（障害共済年金が支給される者の特例）

第四十二条 前条第一項の規定により障害共済年金が支給される者又は附則第六十五条第一項の規定により障害共済年金が支給される者に係る第二条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第六十六条の規定の適用については、同条第四項中「による障害厚生年金」とあるのは「による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第四十一条第一項の規定による障害共済年金（以下この項及び第七項において「国家公務員障害共済年金」という。）若しくは同法附則第六十五条第一項の規定による障害共済年金（以下この項及び第七項において「地方公務員障害共済年金」という。）」と「できる障害厚生年金」とあるのは「できる障害厚生年金又は国家公務員障害共済年金若しくは地方公務員障害共済年金」と、当該障害厚生年金」とあるのは「当該障害厚生年金又は国家公務員障害共済年金若しくは地方公務員障害共済年金」と、同条第七項中「障害厚生年金」とあるのは「障害厚生年金、国家公務員障害共済年金、地方公務員障害共済年金」とする。

2 前項に規定する者は、同項の規定にかかわらず、支給額等に相当する額を当該老齢厚生年金等の額から控除することにより返還する旨を当該老齢厚生年金等を受ける権利を有することとなった日から六十日を経過する日以前に、国家公務員共済組合連合会に申し出ることができる。

第四十三条 国共済組合員等期間のうち改正前国共済施行法第二条第十四号に規定する控除期間並びに改正前国共済施行法第七条第五号及び第六号の期間(以下この条から附則第四十五条までにおいて「控除期間等」という)を有する者に対する附則第四十一条第一項の規定による退職共済金の額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額から次の各号に掲げる者(国共済組合員等期間が二十年以上である者に限る。)の区分に応じ、当該各号に定める額を控除した額とする。

- 一 国共済組合員等期間が四十年以下の者 退職共済金の額(厚生年金保険法第四十四条第一項に規定する加給年金額に相当する額を除き、国民年金法の規定による老齢基礎年金が支給される場合には、当該老齢基礎年金の額のうち国共済組合員等期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額を加えた額)を国共済組合員等期間の月数で除して得た額の百分の四十五に相当する額に控除期間等の期間の月数を乗じて得た額
- 二 控除期間等の期間以外の国共済組合員等期間が四十年を超える者 退職共済金の額(厚生年金保険法第四十四条第一項に規定する加給年金額に相当する額を除き、六十五歳に達するまでは、同法附則第九條の二第二項第一号(同法附則第九條の三第一項及び第三項(同条第五項においてその例による場合を含む)並びに国民年金法等の一部を改正する法律平成六年法律第九十五号。以下この号において「平成六年国民年金等改正法」という。)附則第十九條第二項及び第四項においてその例による場合を含む。次項において同じ。)の規定により算定した額又は平成六年国民年金等改正法附則第二十七條第六項に規定する繰上げ調整額(次項において「繰上げ調整額」という)に相当する額を除く。)を国共済組合員等期間の月数で除して得た額の百分の四十五に相当する額に控除期間等の期間の月数を乗じて得た額

- 三 国共済組合員等期間が四十年を超え、かつ、控除期間等の期間以外の国共済組合員等期間が四十年以下の者 次のイ及びロに掲げる額の合算額
 - イ 控除期間等の期間のうち四十年から控除期間等の期間以外の国共済組合員等期間を除いたものについては、第一号の規定の例により算定した額
 - ロ 控除期間等の期間のうちイに掲げる期間以外のものについては、前号の規定の例により算定した額

- 2 前項の規定を適用して算定された厚生年金保険法附則第八條の規定の例による額のうち、同法附則第九條の二第二項第一号に掲げる額又は繰上げ調整額に相当する額が、国共済組合員等期間が二百四十月であるものとして算定した同号に掲げる額又は繰上げ調整額より少ないときは、これらの額をもって当該相当する額とする。

- 4 控除期間等の期間を有する者に係る障害共済年金の額の特例

第四十四条 国共済組合員等期間が二十五年以上であり、かつ、控除期間等の期間を有する者に対する附則第四十一条第一項の規定による障害共済年金の額は、厚生年金保険法第五十条第一項においてその例によるものとされた同法第四十三条第一項の規定を適用するものとする。同項の規定により算定されることとなる額から、その額(同法第五十条の二第二項に規定する加給年金額に相当する額を除き、国民年金法の規定による障害基礎年金が支給される場合には当該障害基礎年金の額を加えた額)を国共済組合員等期間の月数で除して得た額の百分の四十五に相当する額に控除期間等の期間の月数(その月数が国共済組合員等期間の月数から三百月を控除した月数を超えるときは、その控除した月数)を乗じて得た額を控除した額とする。

- 4 控除期間等の期間を有する者に係る遺族共済年金の額の特例

第四十五条 国共済組合員等期間が二十五年以上であり、かつ、控除期間等の期間を有する者の遺族に対する附則第四十一条第一項の規定による遺族共済年金の額は、当該遺族共済年金の額から、その額(厚生年金保険法第六十二条第一項の規定により加算される額に相当する額を除き、国民年金法の規定による遺族基礎年金が支給される場合には当該遺族基礎年金の額を加えた額)を国共済組合員等期間の月数で除して得た額の百分の四十五に相当する額に控除期間等の期間の月数(その月数が国共済組合員等期間の月数から三百月を控除した月数を超えるときは、その控除した月数)を乗じて得た額を控除した額とする。

(追加費用対象期間を有する者に係る退職共済年金の額の特例)

- 4 追加費用 附則第四十一条第一項の規定による退職共済年金の額(国民年金法の規定による老齢基礎年金又は障害基礎年金が支給される場合には、これらの年金たる給付の額を加えた額とする。)が控除調整下限額(二百三十万円に附則第一条第三号に定める日の属する年度以後の各年度の再評価率(厚生年金保険法第四十三条第一項に規定する再評価率をいう。)の改定の基準となる率であつて政令で定める率を順次乗じて得た金額をいう。第三項、次条及び附則第四十八条において同じ。)を越えるときは、退職共済年金の額は、附則第四十一条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額から当該額(国民年金法の規定による老齢基礎年金が支給される場合には当該老齢基礎年金の額のうち国共済組合員等期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額)を国共済組合員等期間の月数で除して得た額の百分の四十七に相当する額に追加費用対象期間の月数を乗じて得た額(次項において「退職共済年金控除額」という。)を控除した額とする。

- 2 前項の規定による退職共済年金控除額が控除前退職共済年金額の百分の十に相当する額を越えるときは、当該百分の十に相当する額をもって退職共済年金控除額とする。
- 3 前二項の場合において、これらの規定による控除後の退職共済年金の額が控除調整下限額より少ないときは、控除調整下限額をもって退職共済年金の額とする。
- 4 国民年金法の規定による老齢基礎年金又は障害基礎年金が支給される場合における前項の規定の適用については、同項中「控除調整下限額」とあるのは、「控除調整下限額から国民年金法の規定による老齢基礎年金又は障害基礎年金の額を控除した額」とする。
- 5 附則第四十一条第一項の規定による退職共済年金の受給権者が遺族厚生年金(その者が六十五歳に達しているものに限る。)その他の政令で定める年金たる給付の支給を受けることができるときは、退職共済年金の額は、前各項の規定にかかわらず、当該退職共済年金の額及び当該支給を受けることができる政令で定めるものの額の総額を基礎として、これらの規定に準じて政令で定めるところにより算定した額とする。

- 6 前各項に定めるもののほか、附則第四十一条第一項の規定による退職共済年金の額の算定に關し必要な事項は、政令で定める。

- 4 追加費用対象期間を有する者に係る障害共済年金の額の特例

第四十七条 附則第四十一条第一項の規定による障害共済年金の額(国民年金法の規定による障害基礎年金が支給される場合には、当該障害基礎年金の額を加えた額とする。)が控除調整下限額を越えるときは、障害共済年金の額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額(以下この項及び次項において「控除前障害共済年金額」という。)から控除前障害共済年金額を国共済組合員等期間の月数(当該月数が三百月未満であるときは、三百月)で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の月数を乗じて得た額(次項において「障害共済年金控除額」という。)を控除した額とする。

- 2 前項の規定による障害共済年金控除額が控除前障害共済年金額の百分の十に相当する額を越えるときは、当該百分の十に相当する額をもって障害共済年金控除額とする。
- 3 前二項の場合において、これらの規定による控除後の障害共済年金の額が控除調整下限額より少ないときは、控除調整下限額をもって障害共済年金の額とする。
- 4 国民年金法の規定による障害基礎年金が支給される場合における前項の規定の適用については、同項中「控除調整下限額」とあるのは、「控除調整下限額から国民年金法の規定による障害基礎年金の額を控除した額」とする。
- 5 前各項に定めるもののほか、附則第四十一条第一項の規定による障害共済年金の額の算定に關し必要な事項は、政令で定める。

(追加費用対象期間を有する者の遺族に係る遺族共済年金の額の特例)
第四十八条 附則第四十一条第一項の規定による遺族共済年金の額(国民年金法の規定による老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金が支給される場合には、これらの年金たる給付の額を加えた額とする。)が控除調整下限額を超えるときは、遺族共済年金の額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額(以下この項及び次項において「控除前遺族共済年金額」という。)から控除前遺族共済年金額を国共済組合員等期間の月数(厚生年金保険法第五十八条第一項第一号から第三号までの規定を適用したならば支給されることとなる遺族共済年金にあつては、当該月数が三百月未満であるときは、三百月)で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の月数を乗じて得た額(次項において「遺族共済年金控除額」という。)を控除した額とする。

2 前項の規定による遺族共済年金控除額が控除前遺族共済年金額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該百分の十に相当する額をもって遺族共済年金控除額とする。
3 前二項の場合において、これらの規定による控除後の遺族共済年金の額が控除調整下限額より少ないときは、控除調整下限額をもって遺族共済年金の額とする。
4 国民年金法の規定による老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金が支給される場合における前項の規定の適用については、同項中「控除調整下限額」とあるのは、「控除調整下限額から国民年金法の規定による老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金の額を控除した額」とする。

5 附則第四十一条第一項の規定による遺族共済年金の受給権者が、老齢厚生年金(その者が六十五歳に達しているものに限り)その他の政令で定める年金たる給付の支給を受けることができるときは、遺族共済年金の額は、前各項の規定にかかわらず、当該遺族共済年金の額及び当該支給を受けることができる政令で定めるものの額の総額を基礎として、これらの規定に準じて政令で定めるところにより算定した額とする。
6 前各項に定めるもののほか、附則第四十一条第一項の規定による遺族共済年金の額の算定に關し必要な事項は、政令で定める。
(費用の負担)

第四十九条 国家公務員共済組合連合会が附則第三十二条及び第三十七条の規定により支給する一時金である給付及び年金である給付に要する費用の負担については、次に定めるところによる。
一 当該費用のうち、国家公務員共済組合の組合員であつた期間以外の期間として年金額の計算の基礎となつてゐるものに対応する費用については、改正前国共済法第五十四条の規定による費用の負担の例による。
二 当該費用のうち、昭和六十年国民年金等改正法附則第三十五条第二項各号に掲げる費用及び同項に規定する政令で定める費用に相当する費用については、国民年金の管掌者たる政府が負担する。

三 当該費用のうち、改正前国共済法第九十九条第二項第三号に掲げる費用及び昭和六十年国共済改正法附則第六十四条第三号に規定する給付に要する費用(前二号に規定する費用を除く。)については、改正前国共済法第九十九条第二項第三号に掲げる費用の負担の例による。
四 当該費用のうち、昭和六十年国共済改正法附則第三十一条第一項の規定により国等(同項に規定する国等をいう。以下この号において同じ。)が負担する費用に相当するものとして政令で定める費用については、国等が負担する。

(地方公務員共済組合連合会に対する経過的長期給付に係る拠出金)
第五十条 国家公務員共済組合連合会は、毎事業年度において、当該事業年度における附則第七十六条第三項に規定する地方の組合の経過的長期給付に係る支出の額が同条第二項に規定する地方の組合の経過的長期給付に係る収入の額を上回り、かつ、当該上回る額(以下この項において「地方の不足額」という。)が前事業年度の末日における地方の組合の経過的長期給付に係る積立金の額(同

条第四項に規定する地方の組合の経過的長期給付に係る積立金の額をいう。以下この項において同じ。)を上回る場合には、地方の不足額から前事業年度の末日における地方の組合の経過的長期給付に係る積立金の額を控除して得た額(当該控除して得た額が、限度額(前事業年度の末日における国の組合の経過的長期給付に係る積立金の額から当該事業年度における国の組合の経過的長期給付に係る支出の額を控除し、当該事業年度における国の組合の経過的長期給付に係る収入の額を加算した額をいう。)を超える場合にあつては、当該限度額)を、地方公務員共済組合連合会への拠出金として拠出するものとする。この場合における第三条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法第六十六条の二及び第六十六条の三の規定の適用については、同条第一項第一号中「下回る場合」とあるのは、「下回る場合又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号)附則第五十条第一項の規定に基づく拠出金の拠出が行われる場合」と、相当する額」とあるのは、「相当する額に同項の規定に基づく拠出金に相当する額を加算した額」とする。

2 前項に規定する「国の組合の経過的長期給付に係る収入の額」とは、国の組合の経過的長期給付(附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法による年金である給付その他の給付であつて、改正前国共済法第七十七条第二項、第八十二条第一項第二号又は第八十九条第一項第一号イ(2)若しくは同号ロ(2)の規定に基づく給付に相当する給付として政令で定める給付をいう。以下この条において同じ。)に係る国家公務員共済組合連合会の収入として政令で定めるものの額の合計額をいう。
3 第一項に規定する「国の組合の経過的長期給付に係る支出の額」とは、国の組合の経過的長期給付に係る国家公務員共済組合連合会の支出として政令で定めるものの額の合計額をいう。
4 第一項に規定する「国の組合の経過的長期給付に係る積立金の額」とは、国家公務員共済組合連合会の積立金のうち、国の組合の経過的長期給付に係る部分に相当する部分として政令で定める部分の額をいう。
5 前各項に定めるもののほか、第一項の規定に基づく拠出金の拠出に關し必要な事項は、政令で定める。
(平成二十七年九月三十日までの全国市町村職員共済組合連合会の業務に係る特例)

第五十一条 附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から施行日の前日までの間に於ける地方公務員等共済組合法第二章第一節第一款及び附則第十四条の三の規定の適用については、同法第二十七条第一項中「指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合又は都市職員共済組合の事業」とあるのは「市町村職員共済組合又は都市職員共済組合の事業」と、同条第二項中「都市職員共済組合(以下この条において「構成組合」という。)」とあるのは「都市職員共済組合」と、同条第三項第一号中「構成組合」とあるのは「指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合又は都市職員共済組合(以下この条において「構成組合」という。)」と、同条第四項中「構成組合」とあるのは「市町村職員共済組合又は都市職員共済組合」と、同法附則第十四条の三第一項第一号中「第二十七條第二項」とあるのは「第二十七條第三項第一号」と、同条第五項中「第二百十三條第一項並びに第二十七條第二項」とあるのは「第二百十三條第一項第一号及び第二十七條第一号並びに第二十七條第二項」とする。

(指定都市職員共済組合の長期給付に係る業務に關する権利義務の承継)
第五十二条 施行日前に指定都市職員共済組合が行つた改正前地共済法第二十七條第二項各号に掲げる業務に關し指定都市職員共済組合が有していた権利義務は、施行日において全国市町村職員共済組合連合会(次項及び次条において「市町村連合会」という。)が承継する。
2 前項の規定により市町村連合会が承継する権利義務の範囲その他権利義務の承継に關し必要な事項は、市町村連合会の理事長と指定都市職員共済組合の理事長が総務大臣に協議して定める。

(審査請求等に関する経過措置)

第五十三條 施行日前に改正前地共済法第百十七條第一項の規定に基づき改正前地共済法第百十八條第一項の規定により指定都市職員共済組合に置かれた地方公務員共済組合審査会(以下この条において「指定都市職員共済組合の審査会」という。)に対してされた審査請求を施行日の前日までに裁決が行われていないものは第三條の規定による改正後の地方公務員等共済組合法(以下この条並びに附則第六十六條及び第六十七條において「改正後地共済法」という。)第百十七條第一項の規定に基づき改正後地共済法第百十八條第一項の規定により市町村連合会に置かれる地方公務員共済組合審査会(以下この条において「市町村連合会の審査会」という。)に対してされた審査請求と、施行日前に指定都市職員共済組合の審査会において行われた裁決は市町村連合会の審査会において行われた裁決とみなす。

(改正前地共済法の長期給付に関する経過措置)

第五十四條 施行日の前日において改正前地共済法の長期給付に関する規定の適用を受ける地方公務員共済組合の組合員(昭和二十年十月一日以前に生まれた者で施行日において地方公務員共済組合の組合員であるものに限る。)は、改正前地共済法の長期給付に関する規定の適用については、施行日の前日に退職(改正前地共済法第二條第一項第四号に規定する退職をいう。次條第三項並びに附則第五十六條第一項並びに第五十九條第五項及び第六項第一号において同じ。)をしたものとみなす。

(遺族の範囲の特例)

第五十五條 施行日の前日において遺族(改正前地共済法第二條第三号に規定する遺族をいう。以下この項及び次項において同じ。)である配偶者、子、父母又は孫が改正前地共済法の遺族共済年金(他の法令の規定により当該遺族共済年金とみなされたものを含む。)の支給を受けている場合において、その者が配偶者又は子であるときは祖父、孫及び祖父、その者が父母であるときは孫及び祖父、その者が孫であるときは祖父、施行日においてそれぞれ当該遺族共済年金又は当該死亡を給付事由とする年金を受けることができる遺族でなくなるものとする。

2 施行日の前日において遺族である配偶者、子、父母又は孫が旧地共済法による遺族年金(他の法令の規定により当該遺族年金とみなされたものを含む。)又は改正前地共済法第三條に規定する給付のうち死亡を給付事由とする年金である給付の支給を受けている場合において、その者が配偶者又は子であるときは父母、孫及び祖父、その者が父母であるときは孫及び祖父、その者が孫であるときは祖父、施行日においてそれぞれ当該遺族年金又は当該死亡を給付事由とする年金である給付の支給を受けることができる遺族でなくなるものとする。

3 施行日の前日において改正前地共済法第三條に規定する給付のうち退職又は障害を給付事由とする年金である給付の支給を受けている者が施行日以後に死亡した場合において、その者の父母は、当該者の配偶者又は子、その者の孫は、当該者の配偶者、子又は父母、その者の祖父は、当該者の配偶者、子、父母又は孫が、当該死亡を給付事由とする年金である給付を受けることとなつたときは、それぞれ当該死亡を給付事由とする年金である給付を受けることができる者とならないものとする。

(障害一時金の支給)

第五十六條 施行日の前日において地方公務員共済組合の組合員であつた者(同日において退職又は死亡した者を除く。)で同日において退職をしたならば、改正前地共済法による障害一時金を受ける権利を有することとなるものには、その者が同日において退職をしたものとみなして、改正前地共済法第九十六條から第九十八條までの規定の例により、障害一時金を支給する。ただし、附則第十九條の規定に基づく政令の規定により同一の傷病について障害手当金の支給を受けることができるときは、この限りでない。

2 前項の障害一時金は、地方公務員共済組合(指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合)にあつては、全国市町村職員共済組合連合会、附則第五十八條、第六十一條、第六十三條から第六十五條まで及び第七十五條において「組合」という。)が支給する。

(特例による老齢厚生年金の支給開始年齢の特例)

第五十七條 改正前地共済法附則第二十五條第二項に規定する者に対する厚生年金保険法附則第八條の規定の適用については、改正前地共済法附則第三の上欄に掲げる者の区分に応じ、同條第一号中「二十歳」とあるのは、それぞれ同表の上欄に掲げる字句とする。

2 改正前地共済法附則第二十五條第三項に規定する者に対する厚生年金保険法附則第八條の規定の適用については、改正前地共済法附則第四の上欄に掲げる者の区分に応じ、同條第一号中「六十歳」とあるのは、それぞれ同表の上欄に掲げる字句とする。

3 前二項の規定による老齢厚生年金は、その受給権者が六十歳未満の厚生年金保険の被保険者である間は、支給を停止する。

4 前三項に定めるもののほか、第一項及び第二項の規定による老齢厚生年金に關し、厚生年金保険法の適用その他必要な事項については、改正前地共済法附則第二十五條及び第二十五條の二の規定に準じて、政令で定める。

第五十八條 改正前地共済法附則第二十六條第二項に規定する者が改正前地共済法附則第三の上欄に掲げる者の区分に応じ同表の下欄に掲げる年齢に達した後に同表の中欄に掲げる年齢に達する前に老齢厚生年金を受けようとする旨を希望する旨を組合に申し出たときは、その者に老齢厚生年金を支給する。

3 改正前地共済法附則第二十六條第四項に規定する者が改正前地共済法附則第五の上欄に掲げる者の区分に応じ同表の下欄に掲げる年齢に達した後に同表の中欄に掲げる年齢に達する前に老齢厚生年金を受けようとする旨を希望する旨を組合に申し出たときは、その者に老齢厚生年金を支給する。

4 前三項の規定による老齢厚生年金の額は、厚生年金保険法第四十三條の規定にかかわらず、同法附則第九條の二第二項の規定の例により計算した額から、政令で定める額を減じた額とする。

5 厚生年金保険法第四十四條の規定は、第一項から第三項までの規定による当該老齢厚生年金の受給権者が改正前地共済法附則第三から附則第五までの上欄に掲げる者の区分に応じこれらの表の中欄に掲げる年齢に達するまでの老齢厚生年金の受給権者であつた者が六十五歳に達したときに支給する老齢厚生年金の額は、厚生年金保険法第四十三條の規定にかかわらず、同條の規定の例により算定した額から、第四項の規定により減じらるべきこととされた額を参酌して政令で定める額を減じた額とする。

7 前各項に定めるもののほか、第一項から第三項までの規定による老齢厚生年金に關し、厚生年金保険法の適用その他必要な事項については、改正前地共済法附則第二十六條の規定に準じて、政令で定める。

(警察職員等に対する老齢厚生年金等の特例)

第五十九條 警部補、巡査部長又は巡査である警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)第五十六條第二項に規定する地方公務員共済組合の組合員(以下この条において「警察職員」という。)で昭和五十五年一月一日(以下この項において「基準日」という。)前に警察職員であつた期間を有するもので次の各号のいずれかに該当する者は、厚生年金保険法第五十八條第一項第四号の規定の適用については保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上である者であるものと、前條の規定の適用については改正前地共済法附則第二十六條第二項から第四項までの規定に規定する組合員期間等が二十五年以上であり、かつ、これらの規定に規定する組合員期間が二十年以上である者であるものとみなす。

一 基準日前の警察職員であつた期間が十五年以上である者

二 次のイからホまでに掲げる者で、これらの者の区分に応じ基準日前の警察職員であつた期間の年数と基準日以後の警察職員であつた期間の年数とを合算した年数がそれぞれイからホまでに定める年数以上であるもの

イ 基準日前の警察職員であつた期間が十二年以上十五年未満である者 十五年

ロ 基準日前の警察職員であつた期間が九年以上十二年未満である者 十六年

- ハ 基準日前の警察職員であった期間が六年以上九年未満である者 十七年
 - ニ 基準日前の警察職員であった期間が三年以上六年未満である者 十八年
 - ホ 基準日前の警察職員であった期間が三年未満である者 十九年
- 2 次に掲げる国の職員である地方公務員共済組合の組合員は、警察職員とみなして前項及び次項の規定を適用する。

- 一 警部補、巡査部長又は巡査である警察官
 - 二 皇宮警部補、皇宮巡査部長又は皇宮巡査である皇宮護衛官
- 3 改正前国共済法附則第十三条第二項に規定する監視等(以下この項において「監視等」という。)であった警察職員に対するこの条の規定の適用については、監視等であつた間警察職員であつたものとみなす。

4 前三項に定めるもののほか、第一項に規定する者に関し、厚生年金保険法の適用その他必要な事項については、改正前地共済法附則第二十八条の四の規定に準じて、政令で定める。

5 地方公務員法の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第九十二号。以下この項において「昭和五十六年法律第九十二号」という。)の公布の日において現に地方公務員共済組合の組合員であつた者で、その者に係る地方公務員法(昭和五十五年法律第二百六十一号)第二十八条の二第一項の規定に基づく条例で定める日(昭和五十六年法律第九十二号附則第三条の規定の適用を受ける者にあつては、同条に規定する条例施行日。以下この項において「定年退職日」という。)まで引き続き地方公務員共済組合の組合員であつたものが、地方公務員法第二十八条の二第一項又は昭和五十六年法律第九十二号附則第三条の規定により当該定年退職日に退職した場合は(地方公務員法第二十八条の三(昭和五十六年法律第九十二号附則第四条において準用する場合を含む。))の規定により勤務した後退職をした場合及び地方公務員法第二十八条の四(昭和五十六年法律第九十二号附則第五条において準用する場合を含む。))の規定により任用された後退職をした場合を含む。次項において「定年等による退職をした場合」という。において、その者の改正前地共済法附則第二十八条の九に規定する組合員期間等が二十五年未満であつて、かつ、四十歳に達した日の属する月以後の同条に規定する組合員期間が十五年以上であるときは、厚生年金保険法第五十八条第一項第四号の規定の適用については、その者は、保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上である者であるものとみなす。

6 次に掲げる場合は、定年等による退職をした場合に該当するものとみなして、前項の規定を適用する。ただし、その者の四十歳に達した日の属する月以後の改正前地共済法附則第二十八条の十に規定する組合員期間(以下この項において「組合員期間」という。)のうち附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法附則第二十八条の七第一項又は第二項の規定により長期給付に関する規定の適用を受けることとされる地方公務員共済組合の組合員(以下この項において「特例継続組合員」という。))以外の長期給付に関する規定の適用を受ける地方公務員共済組合の組合員としての組合員期間が七年六月未満である場合は、この限りでない。

一 特例継続組合員である者の四十歳に達した日の属する月以後の組合員期間が十五年に達した場合は、

二 特例継続組合員であつた者で引き続き特例継続組合員以外の長期給付に関する規定の適用を受ける地方公務員共済組合の組合員(地方公務員等共済組合法第四百四十四条の三第三項に規定する団体組合員を除く。))となつたものが退職をした場合において、その者の四十歳に達した日の属する月以後の組合員期間が十五年以上であり、かつ、その者の改正前地共済法附則第二十八条の十第二号に規定する組合員期間等が二十五年未満であるとき。

(改正前地共済法による退職共済年金の支給)

第六十条 旧地共済法による退職共済年金期間を有する者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、改正前地共済法の退職共済年金のうち改正前地共済法第七十六条第二項の規定により支給の停止を行わないこととされているものの支給要件に関する改正前地共済法及びこの法律(附則第一条各号に掲げる規定を除く。))による改正前のその他の法律の規定(これらの規定に基づく命令の規定

を含む。以下この条及び次条第一項において「改正前支給要件規定」という。)は、これらの者について、なおその効力を有する。この場合において、改正前支給要件規定の適用に関し必要な読替えその他改正前支給要件規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

一 施行日の前日において改正前地共済法附則第十九条又は第二十六条の規定による退職共済年金の受給権を有している者

二 施行日の前日において改正前厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金の受給権を有している者(前号に掲げる者を除く。)

(改正前地共済法による給付等)

第六十一条 施行日前に給付事由が生じた改正前地共済法による年金である給付(前条の規定によりなおその効力を有するもの)とされた改正前支給要件規定により支給される改正前地共済法による年金である給付及び他の法令の規定により当該年金である給付とみなされたものを含む。及び旧地共済法による年金である給付(他の法令の規定により当該年金である給付とみなされたものを含む。))並びに施行日において平成二十四年国民年金等改正法附則第四十条の規定により受給権を有するに至つた者に対する同条に規定する退職共済年金等については、第三項及び第四項並びに附則第五十五条の規定を適用する場合並びにこれらの給付の費用に関する事項を除き、改正前地共済法の長期給付に関する改正前地共済法及びこの法律(附則第一条各号に掲げる規定を除く。))による改正前のその他の法律の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。))は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定の適用に関し必要な読替えその他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

2 前項に規定する給付は、組合が支給する。

3 第一項に規定する給付については、同項の規定にかかわらず、改正前地共済法第四十四条の二から第四十六条まで、第八十一条、第八十二条、第九十二条及び第九十三条の規定その他の政令で定める規定は、適用しない。

4 第一項に規定する給付については、改正後厚生年金保険法第四十三条の二から第四十三条の五まで及び第四十六条の規定その他の政令で定める規定を適用する。この場合において、これらの規定の適用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六十二条 改正前地共済法の規定による地方公務員共済組合の長期給付に係る掛金、負担金その他徴収金の徴収並びに当該掛金及び負担金に係る督促、延滞金の徴収及び滞納処分については、なお従前の例による。当該掛金及び負担金の還付についても、同様とする。

2 この法律の施行の際現に存する改正前地共済法第四百四十四条の十五に規定する先取特権については、なお従前の例による。

(退職一時金の返還に関する経過措置)

第六十三条 次に掲げる一時金を受けた者が、老齢厚生年金又は障害厚生年金(以下この条及び次条第一項において「老齢厚生年金等」という。))の支給を受ける権利を有することとなつたときは、当該一時金として支給を受けた額に利子に相当する額を加えた額(以下この条において「支給額等」という。))に相当する額を当該老齢厚生年金等を受ける権利を有することとなつた日の属する月の翌月から一年以内に、一時に又は分割して、当該一時金である給付を支給した組合に返還しなければならない。この場合において、当該一時金である給付を支給した組合がその者に当該老齢厚生年金等を支給しないときは、その者は、支給額等に相当する額を当該老齢厚生年金等を支給する組合に支払うものとし、当該支払があつたときは、当該一時金である給付を支給した組合に支給額等に相当する額を返還したものとみなす。

一 昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第七十三号)第二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法第八十三条(同法第二百三条において準用する場合を含む。))の規定による退職一時金(当該退職一時金とみなされる給付を含む。))

二 昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律第二条の規定による改正前の公共企業体職員等共済組合法第五十四条の規定による退職一時金

2 前項に規定する者は、同項の規定にかかわらず、支給額等に相当する額を当該老齢厚生年金等の額から控除することにより返還する旨を当該老齢厚生年金等を受ける権利を有することとなつた日から六十日を経過する日以前に、当該老齢厚生年金等を支給する組合に申し出ることができる。

3 前項の申出があつた場合における支給額等に相当する額の返還は、当該老齢厚生年金等の支給に際し、この項の規定の適用がないとするならば支給されることとなる当該老齢厚生年金等の支給期月ごとの支給額の二分の一に相当する額から、支給額等に相当する額に達するまでの額を順次に控除することにより行うものとする。この場合においては、その控除後の額をもって、当該老齢厚生年金等の額とする。

4 第一項に規定する利子は、同項に規定する一時金の支給を受けた日の属する月の翌月から老齢厚生年金等を受ける権利を有することとなつた日の属する月までの期間に応じ、複利計算の方法によるものとし、その利率は、政令で定める。

第六十四条 前条第一項に規定する者(退職共済年金又は障害共済年金を受ける権利を有していた者を除く)の遺族(厚生年金保険法第五十九条第一項に規定する遺族厚生年金を受けることができる遺族をいう。次項並びに附則第六十八条第五項及び第七十一条において同じ)が遺族厚生年金の支給を受ける権利を有することとなつたときは、前条第一項に規定する者が支給を受けた同項に規定する一時金の額に利子に相当する額を加えた額(同項に規定する者が老齢厚生年金等を受ける権利を有していた場合には、同項に規定する支給額等に相当する額(同項又は同条第三項の規定により既に返還された額を除く))を当該遺族厚生年金を受け取る権利を有することとなつた日の属する月の翌月から一年以内に、一時に又は分割して、当該一時金である給付を支給した組合に返還しなければならない。この場合においては、同条第二項後段及び第二項から第四項までの規定を準用する。

2 前条第一項に規定する者(退職共済年金又は障害共済年金を受ける権利を有していた者)の遺族が遺族厚生年金の支給を受ける権利を有することとなつたときは、改正前地共済法附則第二十八條の二第一項に規定する支給額等に相当する額(同項又は同条第三項の規定により既に返還された額を除く)を当該遺族厚生年金を受け取る権利を有することとなつた日の属する月の翌月から一年以内に、一時に又は分割して、当該一時金である給付を支給した組合に返還しなければならない。この場合においては、前条第一項後段及び第二項から第四項までの規定を準用する。

(追加費用対象期間を有する者の特例等)
第六十五条 改正前地共済法その他の政令で定める法令の規定により地方公務員共済組合の組合員期間に算入するものとされた期間(以下この項及び附則第七十二条から第七十四条までにおいて「追加費用対象期間」という)を有する者については、地共済組合員等期間(第三号厚生年金被保険者期間及び追加費用対象期間をいい、昭和六十年地共済改正法附則第三十五条第一項又は第二項の規定の適用があつた場合にはその適用後の期間とする。以下同じ)を計算の基礎として、厚生年金保険法の規定を適用することとなるならば同法の規定による老齢厚生年金、障害厚生年金又は遺族厚生年金として算定されることとなる額を、それぞれ退職共済年金、障害共済年金又は遺族共済年金として、組合が支給することとなる額において、同法の規定による老齢厚生年金、障害厚生年金又は遺族厚生年金は、支給しない。

2 前項に定めるもののほか、同項に規定する退職共済年金、障害共済年金又は遺族共済年金について厚生年金保険法の規定を適用する場合における必要な説書その他必要な事項は、政令で定める。
(障害共済年金が支給される者の特例)
第六十六条 前条第一項の規定により障害共済年金が支給される者又は附則第四十一条第一項の規定により障害共済年金が支給される者に係る改正後地共済法第六十八条の規定の適用については、同条第四項中「同じ」とあるのは「同じ」と又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号)附則第六十五条第一項の規定による障害共済年金(以下この項及び第七項において「地方公務員障害共済年金」という)若しくは同法

附則第四十一条第一項の規定による障害共済年金(以下この項及び第七項において「国家公務員障害共済年金」という)と「できる障害厚生年金」とあるのは「できる障害厚生年金又は地方公務員障害共済年金若しくは国家公務員障害共済年金」と、「当該障害厚生年金」とあるのは「当該障害厚生年金又は地方公務員障害共済年金若しくは国家公務員障害共済年金」と、同条第七項中「障害厚生年金」とあるのは「障害厚生年金、地方公務員障害共済年金、国家公務員障害共済年金」とする。

(標準報酬に関する経過措置)
第六十七条 地方公務員共済組合は、施行日の前日において地方公務員共済組合の組合員であり、施行日以後引き続き地方公務員共済組合の組合員である者の施行日から平成二十八年八月三十一日までの間における改正後地共済法第五十四条の二第一項に規定する標準報酬の等級及び月額又は厚生年金保険法第二十条第一項に規定する標準報酬月額については、その者が平成二十七年六月に受けた改正後地共済法第二条第一項第五号に規定する報酬又は厚生年金保険法第三条第一項第三号に規定する報酬(その者が同月二日から同年八月三十一日までの間に地方公務員共済組合の組合員の資格を取得した者であるときはその資格を取得した日の属する月の翌月に受けた当該報酬とし、その者が同年九月一日以後に地方公務員共済組合の組合員の資格を取得した者であるときはその資格を取得した日の現在の当該報酬とする)の額に基づき、施行日において、改正後地共済法第五十四条の二第二項、第六項後段及び第十四項又は厚生年金保険法第二十条第一項、第二十二項及び第二十四条第一項の規定の例により、決定するものとする。
(地方公共団体の長であつた者に対する経過措置)
第六十八条 地方公共団体の長であつた期間が十二年以上である者(施行日前に地方公共団体の長であつた期間を有する者に限る。以下この条において同じ)に支給する老齢厚生年金の額は、厚生年金保険法第四十三条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額に地方公共団体の長であつた期間における平均標準報酬額の百分の四十三・八四六に相当する額に施行日前の地方公共団体の長であつた期間の月数(当該月数が百四十四を超えるときは、百四十四)を百四十四で除して得た割合を乗じて得た額に相当する額を加算した額とする。
2 厚生年金保険法第四十七条若しくは第四十七條の二の規定による障害厚生年金のうち、その給付事由となつた障害に係る傷病(同法第四十七條第一項に規定する傷病をいう。以下この項において同じ)の初診日(同法第四十七條第一項に規定する初診日をいう。以下この項において同じ)において地方公共団体の長であり、かつ、当該傷病に係る障害認定日(同法第四十七條第一項に規定する障害認定日をいう。以下この項において同じ)までに地方公共団体の長であつた期間が十二年以上ある者に対して支給する障害厚生年金又は同法第四十七條の三の規定による障害厚生年金のうち、基準傷病(同条第一項に規定する基準傷病をいう。以下この項において同じ)の初診日若しくは基準傷病以外の傷病に係る初診日のいずれかの日において地方公共団体の長であり、かつ、当該基準傷病に係る障害認定日までに地方公共団体の長であつた期間が十二年以上ある者に対して支給する障害厚生年金の額は、同法第五十条第一項から第三項までの規定にかかわらず、これらの規定により算定した額に地方公共団体の長であつた期間における平均標準報酬額の百分の四十三・八四六に相当する額に施行日前の地方公共団体の長であつた期間の月数(当該月数が百四十四を超えるときは、百四十四)を百四十四で除して得た割合を乗じて得た額に相当する額を加算した額とする。

3 障害厚生年金(障害等級の二級又は三級に該当する程度の障害の状態にある場合に限る。以下この条において同じ)の受給権者に対して更に前項の規定によりその額が算定される障害厚生年金(以下この項及び第五項において「長の障害厚生年金」という)を支給すべき事由が生じた場合における厚生年金保険法第四十八条第一項の規定により支給する前後の障害を併合した障害の程度による障害厚生年金の額は、同法第五十条第一項から第三項までの規定にかかわらず、前項の規定を適用しないものとして同条第一項から第三項までの規定により算定した額に地方公共団体の長であつた期間の平均標準報酬額の百分の四十三・八四六に相当する額に施行日前の地方公共団体の長であつた期間の月数(当該月数が百四十四を超えるときは、百四十四)を百四十四で除して得た割合を乗じて得た額に相当する額を加算した額とする。

4 前項の規定は、同項の規定によりその額が算定された障害厚生年金の受給権者に対して更に障害厚生年金を支給すべき事由が生じた場合について準用する。

5 地方公共団体の長であった期間が十二年以上である者が厚生年金保険法第五十八条第一項第一号、第二号若しくは第四号に該当する場合又は長の障害厚生年金の受給権者が死亡した場合におけるその者の遺族に支給する遺族厚生年金の額は、同法第六十条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額に地方公共団体の長であった期間における平均標準報酬額の百分の四十三・八四六に相当する額の四分の三に相当する額に施行日以前の地方公共団体の長であった期間の月数（当該月数が百四十四を超えるときは、百四十四）を百四十四で除して得た割合を乗じて得た額に相当する額を加算した額とする。

6 地方公共団体の長であった期間が十二年以上である者に支給する厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金の額は、第一項並びに同法第四十三条第一項及び附則第九条の第二項（同法附則第九条の第三項及び第三項並びに国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）次条第一項第二号において「平成六年国民年金等改正法」という。）附則第十八条第一項、第十九条第一項及び第四項並びに第二十条の第二項及び第四項においてその例による場合を含む。以下この項において同じ。）の規定にかかわらず、厚生年金保険法第四十三条第一項又は附則第九条の第二項の規定により算定した額に地方公共団体の長であった期間における平均標準報酬額の百分の四十三・八四六に相当する額に施行日以前の地方公共団体の長であった期間の月数（当該月数が百四十四を超えるときは、百四十四）を百四十四で除して得た割合を乗じて得た額に相当する額を加算した額とする。

7 前各項に定めるもののほか、第一項から第三項まで及び前二項に規定する平均標準報酬額の算定その他この条の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十九条 地共済組合員等期間のうち改正前地共済法施行法第二十一条第二号に規定する地共済控除期間及び改正前地共済法施行法第七十一条第三号から第五号までの期間並びに改正前地共済法施行法第八十三条第一項第三号の期間（以下この条から附則第七十一条までにおいて「控除期間等」という。）を有する者に対する附則第六十五条第一項の規定による退職共済年金の額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額から次の各号に掲げる者（地共済組合員等期間が二十年以上である者に限る。）の区分に応じ、当該各号に定める額を控除した額とする。

一 地共済組合員等期間が四十年以下の者 退職共済年金の額（厚生年金保険法第四十四条第一項に規定する加給年金額に相当する額を除き、国民年金法の規定による老齢基礎年金が支給される場合には、当該老齢基礎年金の額のうち地共済組合員等期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額を加えた額）を地共済組合員等期間の月数で除して得た額の百分の四十五に相当する額に控除期間等の期間の月数を乗じて得た額

二 控除期間等の期間以外の地共済組合員等期間が四十年を超える者 退職共済年金の額（厚生年金保険法第四十四条第一項に規定する加給年金額に相当する額を除き、六十五歳に達するまでは同法附則第九条の第二項第一号（同法附則第九条の第三項第一号及び第三項（同法第五項においてその例による場合を含む）並びに平成六年国民年金等改正法附則第十八条第二項、第十九条第二項及び第四項並びに第二十条の第二項及び第六項においてその例による場合を含む。次項において同じ。）の規定により算定した額又は平成六年国民年金等改正法附則第二十七条第六項に規定する繰上げ調整額（次項において「繰上げ調整額」という。）に相当する額を除く。）を地共済組合員等期間の月数で除して得た額の百分の四十五に相当する額に控除期間等の期間の月数を乗じて得た額

三 地共済組合員等期間が四十年を超え、かつ、控除期間等の期間以外の地共済組合員等期間が四十年以下の者 次のイ及びロに掲げる額の合算額
イ 控除期間等の期間のうち四十年から控除期間等の期間以外の地共済組合員等期間を除いたものについては、第一号の規定の例により算定した額
ロ 控除期間等の期間のうちイに掲げる期間以外のものについては、前号の規定の例により算定した額

2 前項の規定を適用して算定された厚生年金保険法附則第八条の規定の例による額のうち、同法附則第九条の第二項第一号に掲げる額又は繰上げ調整額に相当する額が、地共済組合員等期間が二百四十月であるものとして算定した同号に掲げる額又は繰上げ調整額より少ないときは、これらの額をもって当該相当する額とする。

（控除期間等の期間を有する者に係る障害共済年金の額の特例）
第七十条 地共済組合員等期間が二十五年以上であり、かつ、控除期間等の期間を有する者に対する附則第六十五条第一項の規定による障害共済年金の額は、厚生年金保険法第五十条第一項においてその例によるものとされた同法第四十三条第一項の規定を適用したならば同項の規定により算定されることとなる額から、その額（同法第五十条の第二項に規定する加給年金額に相当する額を除き、国民年金法の規定による障害基礎年金が支給される場合には当該障害基礎年金の額を加えた額）を地共済組合員等期間の月数で除して得た額の百分の四十五に相当する額に控除期間等の期間の月数（その月数が地共済組合員等期間の月数から三百月を控除した月数を超えるときは、その控除した月数）を乗じて得た額を控除した額とする。

（控除期間等の期間を有する者に係る遺族共済年金の額の特例）
第七十一条 地共済組合員等期間が二十五年以上であり、かつ、控除期間等の期間を有する者の遺族に対する附則第六十五条第一項の規定による遺族共済年金の額は、当該遺族共済年金の額から、その額（厚生年金保険法第六十二条第一項の規定により加算される額に相当する額を除き、国民年金法の規定による遺族基礎年金が支給される場合には当該遺族基礎年金の額を加えた額）を地共済組合員等期間の月数で除して得た額の百分の四十五に相当する額に控除期間等の期間の月数（その月数が地共済組合員等期間の月数から三百月を控除した月数を超えるときは、その控除した月数）を乗じて得た額を控除した額とする。

（追加費用対象期間を有する者に係る退職共済年金の額の特例）
第七十二条 附則第六十五条第一項の規定による退職共済年金の額（国民年金法の規定による老齢基礎年金又は障害基礎年金が支給される場合には、これらの年金たる給付の額を加えた額とする。）が控除調整下限額（二百三十万円に附則第一条第三号に定める日の属する年度以後の各年度の再評価率（厚生年金保険法第四十三条第一項に規定する再評価率をいう。）の改定の基準となる率であつて政令で定める率を順次乗じて得た金額をいう。）第三項、次条及び附則第七十四条において同じ。）を超えるときは、退職共済年金の額は、附則第六十五条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額から当該額（国民年金法の規定による老齢基礎年金が支給される場合には当該老齢基礎年金の額のうち地共済組合員等期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額を、同法の規定による障害基礎年金が支給される場合には当該障害基礎年金の額のうち地共済組合員等期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額を、それぞれ加えた額とする。次項において「控除前退職共済年金額」という。）を地共済組合員等期間の月数で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の月数を乗じて得た額（次項において「退職共済年金控除額」という。）を控除した額とする。

2 前項の規定による退職共済年金控除額が控除前退職共済年金額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該百分の十に相当する額をもって退職共済年金控除額とする。

3 前二項の場合において、これらの規定による控除後の退職共済年金の額が控除調整下限額より少ないときは、控除調整下限額をもって退職共済年金の額とする。

4 国民年金法の規定による老齢基礎年金又は障害基礎年金が支給される場合における前項の規定の適用については、同項中「控除調整下限額」とあるのは、「控除調整下限額から国民年金法の規定による老齢基礎年金又は障害基礎年金の額を控除した額」とする。

5 附則第六十五条第一項の規定による退職共済年金の受給権者が遺族厚生年金(その者が六十五歳に達しているものに限る)その他の政令で定める年金たる給付の支給を受けることができるときは、退職共済年金の額は、前各項の規定にかかわらず、当該退職共済年金の額及び当該支給を受けることができる政令で定めるものの額の総額を基礎として、これらの規定に準じて政令で定めるところにより算定した額とする。

6 前各項に定めるもののほか、附則第六十五条第一項の規定による退職共済年金の額の算定に関し必要な事項は、政令で定める。

(追加費用対象期間を有する者に係る障害共済年金の額の特例)
第七十二条 附則第六十五条第一項の規定による障害共済年金の額(国民年金法の規定による障害基礎年金が支給される場合には、当該障害基礎年金の額を加えた額とする)が控除調整下限額を超えるときは、障害共済年金の額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額(以下この項及び次項において「控除前障害共済年金額」という)から控除前障害共済年金額を地共済組合員等期間の月数(当該月数が三月未満であるときは、三月)で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の月数を乗じて得た額(次項において「障害共済年金控除額」という)を控除した額とする。

2 前項の規定による障害共済年金控除額が控除前障害共済年金額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該百分の十に相当する額をもって障害共済年金控除額とする。

3 前二項の場合において、これらの規定による控除後の障害共済年金の額が控除調整下限額より少ないときは、控除調整下限額をもって障害共済年金の額とする。

4 国民年金法の規定による障害基礎年金が支給される場合における前項の規定の適用については、同項中「控除調整下限額」とあるのは、「控除調整下限額から国民年金法の規定による障害基礎年金の額を控除した額」とする。

5 前各項に定めるもののほか、附則第六十五条第一項の規定による障害共済年金の額の算定に関し必要な事項は、政令で定める。

(追加費用対象期間を有する者の遺族に係る遺族共済年金の額の特例)
第七十四条 附則第六十五条第一項の規定による遺族共済年金の額(国民年金法の規定による老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金が支給される場合には、これらの年金たる給付の額を加えた額とする)が控除調整下限額を超えるときは、遺族共済年金の額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額(以下この項及び次項において「控除前遺族共済年金額」という)から控除前遺族共済年金額を地共済組合員等期間の月数(厚生年金保険法第五十八条第一項第一号から第三号までの規定を適用したならば支給されることとなる遺族共済年金にあつては、当該月数が三月未満であるときは、三月)で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の月数を乗じて得た額(次項において「遺族共済年金控除額」という)を控除した額とする。

2 前項の規定による遺族共済年金控除額が控除前遺族共済年金額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該百分の十に相当する額をもって遺族共済年金控除額とする。

3 前二項の場合において、これらの規定による控除後の遺族共済年金の額が控除調整下限額より少ないときは、控除調整下限額をもって遺族共済年金の額とする。

4 国民年金法の規定による老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金が支給される場合における前項の規定の適用については、同項中「控除調整下限額」とあるのは、「控除調整下限額から国民年金法の規定による老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金の額を控除した額」とする。

5 附則第六十五条第一項の規定による遺族共済年金の受給権者が、老齢厚生年金(その者が六十五歳に達しているものに限る)その他の政令で定める年金たる給付の支給を受けることができるときは、遺族共済年金の額は、前各項の規定にかかわらず、当該遺族共済年金の額及び当該支給を受けることができる政令で定めるものの額の総額を基礎として、これらの規定に準じて政令で定めるところにより算定した額とする。

6 前各項に定めるもののほか、附則第六十五条第一項の規定による遺族共済年金の額の算定に関し必要な事項は、政令で定める。

(費用の負担)

第七十五条 組合が附則第五十六条及び第六十一条の規定により支給する一時金である給付及び年金である給付に要する費用の負担については、次に定めるところによる。

一 当該費用のうち、地方公務員共済組合の組合員であつた期間以外の期間として年金額の計算の基礎となつているものに対応する費用については、改正前地共済法第九十六条の規定による費用の負担の例による。

二 当該費用のうち、昭和六十年国民年金等改正法附則第三十五条第二項各号に掲げる費用及び同項に規定する政令で定める費用に相当する費用については、国民年金の管掌者たる政府が負担する。

三 当該費用のうち、改正前地共済法第百三十三条第二項第三号に掲げる費用及び昭和六十年地共済改正法附則第百二十条第三号に規定する給付に要する費用(前二号に規定する費用を除く)については、改正前地共済法第百三十三条第二項第三号に掲げる費用の負担の例による。

四 当該費用のうち、昭和六十年地共済改正法附則第三十三条第一項の規定により国又は地方公共団体が負担する費用に相当するものとして政令で定める費用については、国又は地方公共団体が負担する。

(国家公務員共済組合連合会に対する経過的長期給付に係る拠出金)
第七十六条 地方公務員共済組合連合会は、毎事業年度において、当該事業年度における附則第五十条第三項に規定する国の組合の経過的長期給付に係る支出の額が同条第二項に規定する国の組合の経過的長期給付に係る収入の額を上回り、かつ、当該上回る額(以下この項において「国の不足額」という)が前事業年度の末日における国の組合の経過的長期給付に係る積立金の額(同条第四項に規定する国の組合の経過的長期給付に係る積立金の額をいう。以下この項において同じ)を上回る場合には、国の不足額から前事業年度の末日における国の組合の経過的長期給付に係る積立金の額を控除して得た額(当該控除して得た額が、限度額(前事業年度の末日における地方の組合の経過的長期給付に係る積立金の額から当該事業年度における地方の組合の経過的長期給付に係る支出の額を控除し、当該事業年度における地方の組合の経過的長期給付に係る収入の額を加算した額をいう)を超える場合にあつては、当該限度額)を、国家公務員共済組合連合会への拠出金として拠出するものとする。この場合における第二条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第百二条の二及び第百二条の三の規定の適用については、同条第一項第一号中「下回る場合」とあるのは、「下回る場合又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号)附則第七十六条第一項の規定に基づく拠出金の拠出が行われる場合」と、「相当する額」とあるのは「相当する額に同項の規定に基づく拠出金に相当する額を加算した額」とする。

2 前項に規定する「地方の組合の経過的長期給付に係る収入の額」とは、地方の組合の経過的長期給付(附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法による年金である給付その他の給付であつて、改正前地共済法による年金である給付のうち改正前地共済法第七十六条第二項の規定により支給の停止を行わないこととされているものに相当する給付として政令で定める給付をいう。以下この条において同じ)に係る地方公務員共済組合連合会の収入として政令で定めるものの額の合計額をいう。

3 第一項に規定する「地方の組合の経過的長期給付に係る支出の額」とは、地方の組合の経過的長期給付に係る地方公務員共済組合連合会の支出として政令で定めるものの額の合計額をいう。

4 第一項に規定する「地方の組合の経過的長期給付に係る積立金の額」とは、地方公務員共済組合連合会の積立金のうち、地方の組合の経過的長期給付に係る部分に相当する部分として政令で定める部分の額をいう。

5 前各項に定めるもののほか、第一項の規定に基づく拠出金の拠出に関し必要な事項は、政令で定める。

(私立学校教職員共済法の標準報酬月額に関する経過措置)

第七十七条 施行日前に改正前私立学校共済法第二十二條第二項、第五項、第七項、第九項又は第十一項の規定により定められ、又は改定された平成二十七年九月における短期給付に係る標準給与の月額額は、平成二十八年八月までの各月の標準報酬月額とする。

(改正前私立学校共済法による退職共済年金の支給)

第七十八條 旧私立学校教職員共済加入者期間を有する者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、改正前私立学校共済法の退職共済年金のうち改正前私立学校共済法第二十五條において準用する改正前国共済法第七十七條第二項の規定により加算する同項各号に定める金額に相当する給付の支給要件に関する改正前私立学校共済法及びこの法律(附則第一条各号に掲げる規定を除く。)による改正前のその他の法律の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。以下この条及び次条において「改正前支給要件規定」という。)は、これらの者について、なおその効力を有する。この場合において、改正前支給要件規定の適用に関し必要な読替えその他改正前支給要件規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

一 施行日の前日において改正前私立学校共済法第二十五條において準用する改正前国共済法附則第十二條の三又は第十二條の八の規定による退職共済年金の支給権を有している者

二 施行日の前日において改正前厚生年金保険法附則第八條の規定による老齢厚生年金の支給権を有している者(前号に掲げる者を除く。)

(改正前私立学校共済法による給付)

第七十九條 施行日前に給付事由が生じた改正前私立学校共済法による年金である給付(前条の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前支給要件規定により支給される改正前私立学校共済法による年金である給付を含む。)及び旧私立学校共済法による年金である給付並びに施行日において私立学校教職員共済法第四十八條の二の規定によりその例によることとされる平成二十四年国民年金等改正法附則第三十五條の規定により受給権を有するに至つた者に対する改正前私立学校共済法による年金である給付及び旧私立学校共済法による年金である給付については、改正前私立学校共済法の長期給付に関する改正前私立学校共済法及びこの法律(附則第一条各号に掲げる規定を除く。)による改正前のその他の法律の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。)は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定の適用に関し必要な読替えその他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(日本私立学校振興・共済事業団の長期給付に係る掛金の徴収等に関する経過措置)

第八十條 改正前私立学校共済法の規定による日本私立学校振興・共済事業団の長期給付に係る掛金の徴収、当該掛金に係る督促、延滞金の徴収及び滞納処分並びに当該掛金その他徴収金に係る先取特権については、なお従前の例による。当該掛金の還付についても、同様とする。

(日本私立学校振興・共済事業団の業務等の経過措置)

第八十一條 第五條の規定による改正後の日本私立学校振興・共済事業団法(以下この条において「改正後事業団法」という。)の規定の適用については、当分の間、改正後事業団法第二十三條第一項第七号中「保険給付」とあるのは、「保険給付及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号)附則第七十九條の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第四條の規定による改正前の共済法第二十二條第二項に規定する長期給付」とする。

(再評価率の適用の特例)

第八十二條 附則第二十二條各号に掲げる年金たる給付の額の改定については、これらの年金たる給付は厚生年金保険法による年金たる保険給付とみなして、同法第四十三條から第四十三條の五までの規定中同法第四十三條に規定する再評価率に関する部分の適用する。この場合において、これらの規定の適用に関し必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

(保険料率の特例)

第八十三條 改正後厚生年金保険法第二條の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者の次の表の上欄に掲げる月分の厚生年金保険法による保険料率については、同法第八十一條第四項の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に定める率とする。

平成二十七年十月から平成二十八年八月までの月分	千分の百七十二・七八
平成二十八年九月から平成二十九年八月までの月分	千分の百七十六・三三
平成二十九年九月から平成三十年八月までの月分	千分の百七十九・八六

第八十四條 改正後厚生年金保険法第二條の五第一項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者の次の表の上欄に掲げる月分の厚生年金保険法による保険料率については、同法第八十一條第四項の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に定める率とする。

平成二十七年十月から平成二十八年八月までの月分	千分の百七十二・七八
平成二十八年九月から平成二十九年八月までの月分	千分の百七十六・三三
平成二十九年九月から平成三十年八月までの月分	千分の百七十九・八六

第八十五條 改正後厚生年金保険法第二條の五第一項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者(以下この条において「第四号厚生年金被保険者」という。)の次の表の上欄に掲げる月分の厚生年金保険法による保険料率については、同法第八十一條第四項の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に定める率とする。

平成二十七年十月から平成二十八年三月までの月分	千分の百四十三・五四
平成二十八年四月から平成二十九年三月までの月分	千分の百四十七・〇八
平成二十九年四月から平成三十年三月までの月分	千分の百五十・六二
平成三十年四月から平成三十一年三月までの月分	千分の百五十四・一六
平成三十一年四月から平成三十二年三月までの月分	千分の百五十七・七〇
平成三十二年四月から平成三十三年三月までの月分	千分の百六十一・二四
平成三十三年四月から平成三十四年三月までの月分	千分の百六十四・七八
平成三十四年四月から平成三十五年三月までの月分	千分の百六十八・三二
平成三十五年四月から平成三十六年三月までの月分	千分の百七十一・八六
平成三十六年四月から平成三十七年三月までの月分	千分の百七十五・四〇
平成三十七年四月から平成三十八年三月までの月分	千分の百七十八・九四
平成三十八年四月から平成三十九年三月までの月分	千分の百八十二・四八

2 厚生年金保険法第八十一条第四項及び前項の規定にかかわらず、第四号厚生年金被保険者の平成二十七年十月から平成四十一年八月までの月分の同法による保険料率については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める範囲内の率で共済規程で定める率とすることができる。

一 平成二十七年十月から平成三十九年三月までの月分 前項の表の下欄に定める率から千分の十一・五一（九月から翌年三月までの月分にあつては、千分の七・九七）を控除して得た率から同欄に定める率までの範囲内の率

二 平成三十九年四月から平成四十一年八月までの月分 厚生年金保険法第八十一条第四項に規定する保険料率から千分の八・四九（平成三十九年九月から平成四十一年八月までの月分にあつては千分の四・九五、同年九月から平成四十一年八月までの月分にあつては千分の一・四一）を控除して得た率から同項に規定する保険料率までの範囲内の率

3 日本私立学校振興・共済事業団は、前項の規定により保険料率を定めるときは、第一項の規定を適用するとして場合における保険料の総額と前項の規定による保険料の総額との差額に相当する金額については、文科科学省令で定めるところにより、実施機関積立金（改正後厚生年金保険法第七十九条の二に規定する実施機関積立金であつて、日本私立学校振興・共済事業団に係るものをいう。）以外の積立金の一部をもつて充てるものとする。

4 第一項又は第二項の場合における第四号厚生年金被保険者（厚生年金基金の加入員である者に限る。）に係る厚生年金保険法による保険料率については、第一項又は第二項の規定による保険料率から同法第八十一条の三第一項に規定する免除保険料率を控除して得た率とする。

（調整規定）

第八十六条 施行日が子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）の施行の日前となる場合には、同日の前日までの間に改定後厚生年金保険法附則第二条の三第一項の規定の適用については、同項中「同項に規定するみなし幼保連携型認定こども園を設置する者又は特別設置幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号）附則第四条第一項の規定により設置された幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。）をいう。以下この項において同じ。）を設置する者（法人を除き、その設置する一の幼稚園、みなし幼保連携型認定こども園又は特別設置幼保連携型認定こども園）」とあるのは、「（法人を除き、その設置する一の幼稚園）」とする。

（国民年金法の一部改正）

第八十七条 国民年金法の一部を次のように改正する。

第五十条中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項から第八項までを一項ずつ繰り上げ、同条第九項中「被用者年金被保険者」を「政府及び実施機関」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に、「又は年金被保険者」を「及び実施機関」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項中「年金被保険者」を「実施機関」に、「国家公務員共済組合連合会」を「厚生年金保険の実施機関たる国家公務員共済組合連合会」に改め、同項を同条第九項とする。

第七十一条第一号中「被用者年金各法に基づく老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付」を「厚生年金保険法（昭和二十九年法律第十五号）に基づく老齢を支給事由とする年金たる保険給付」に、「被用者年金各法に基づく老齢給付等」を「厚生年金保険法に基づく老齢給付等」に改め、同項第二号中「被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者」を「厚生年金保険の被保険者」に改める。

第八十三条第三号中「被用者年金各法」を「厚生年金保険法」に改め、同条第四号中「被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者」を「厚生年金保険の被保険者」に改める。

第九条第四号中「被用者年金各法」を「厚生年金保険法」に改め、同条第五号中「被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者」を「厚生年金保険の被保険者」に改める。

第十二条第六項中「の被保険者」を「第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者（以下「第一号厚生年金被保険者」という。）に、「国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の組合員又は私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者（以下「私学教職員共済制度の加入者」という。）を「同項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者（以下「第二号厚生年金被保険者」という。）」、同項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者（以下「第三号厚生年金被保険者」という。）又は同項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者（以下「第四号厚生年金被保険者」という。）」に改め、同条第七項中「厚生年金保険法の被保険者」を「第一号厚生年金被保険者」に、「同法第六条第一項」を「厚生年金保険法第六条第一項」に改める。

第十七条第一項中「五十円」を「五十銭」に、「百円」を「十円」に改める。

第十八条の三（見出しを含む。）中「失踪」を「失踪」に改め、同条を第十八条の四とし、第十八条の二を第十八条の三とし、第十八条の次に次の一条を加える。

（二期支払の年金の加算）

第十八条の二 前条第三項の規定による支払額に一円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てたものとする。

2 毎年三月から翌年二月までの間において前項の規定により切り捨てた金額の合計額（一円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）については、これを当該二月の支払期月の年金額に加算するものとする。

第二十条第一項中「被用者年金各法による年金たる給付（当該）を「厚生年金保険法による年金たる給付（当該）」に、「被用者年金各法による年金たる給付（遺族厚生年金並びに退職共済年金及び遺族共済年金）」を「同法による年金たる給付（遺族厚生年金）」に改め、同条第二項ただし書中「被用者年金各法による年金たる給付」を「厚生年金保険法による年金たる給付」に改める。

第二十一条第三項中「厚生年金保険法による年金たる給付」の下に、「（厚生労働大臣が支給するものに限る。以下この項において同じ。）」を加える。

第二十七条の二第二項第二号イ中「被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者（以下「被用者年金被保険者等」という。）」を「厚生年金保険の被保険者」に、「標準報酬額等平均額」を「標準報酬平均額」に、「以下同じ」を「以下この号及び第八十七条第五項第二号イにおいて同じ」に、「被用者年金被保険者等」を「厚生年金保険の被保険者」に改める。

第二十七条の四第一項第一号中「公的年金各法の被保険者等（この法律又は被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者）」を「公的年金の被保険者（この法律又は厚生年金保険法の被保険者）」に、「公的年金被保険者等総数」を「公的年金被保険者総数」に改める。

第二十七条の五第二号第四号中「得た率」の下に「（当該率が一を下回るときは、一）を加える。」

第二十八条第一項ただし書中「被用者年金各法による年金たる給付（老齢又は退職）」を「厚生年金保険法による年金たる給付（老齢）」に改める。

第三十条の二第四項中「若しくは第四十七条の二」を「又は第四十七条の二」に改め、「又は国家公務員共済組合法第八十一条第一項若しくは第三項（私立学校教職員共済法第二十五条において準用する場合を含む。）若しくは地方公務員等共済組合法第八十四条若しくは第八十五条の規定による障害共済年金」を削り、「厚生年金保険法第五十二条又は国家公務員共済組合法第八十四条（私立学校教職員共済法第二十五条において準用する場合を含む。）若しくは地方公務員等共済組合法第八十九条」を「同法第五十二条」に、「第一項の請求」を「同項の請求」に改める。

第八十五条第一項第一号中「被用者年金被保険者」を「政府及び実施機関」に改める。

第八十七条第五項第二号イ中「被用者年金被保険者等に係る標準報酬額等平均額」を「厚生年金保険の被保険者に係る標準報酬平均額」に改める。

第八十九条第一項第一号中「被用者年金各法」を「厚生年金保険法」に、「厚生年金保険法」を「同法」に改める。

第九十条第一項第一号中「被用者年金各法」を「厚生年金保険法」に、「厚生年金保険法」を「同法」に改める。

第九十条第一項中「第五條第四項」を「第五條第三項」に改める。
 第九十条の二第一項中「第五條第五項」を「第五條第四項」に改め、同条第二項中「第五條第六項」を「第五條第五項」に改め、同条第三項中「第五條第七項」を「第五條第六項」に改める。
 第九十条の三第一項中「第五條第四項」を「第五條第三項」に改める。
 第九十二条の四第三項中「第五條第二項」を「第五條第一項」に改め、同条第四項中「第五條第五項」を「第五條第四項」に、「同条第六項」を「同条第五項」に、「同条第七項」を「同条第六項」に改める。

第九十四条の二第二項中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改め、同条第二項中「年金保険者」を「実施機関」に改め、同条第三項中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に、「年金保険者」を「実施機関」に改める。
 第九十四条の三第一項中「被用者年金保険者」を「政府及び実施機関」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に、「厚生年金保険の被保険者」を「第一号厚生年金被保険者」に、「年金保険者たる者」を「実施機関たる者」に、及び地方公務員共済組合連合会にあつては、当該連合会を組織する共済組合の組合員である第二号被保険者及びその被扶養配偶者である第三号被保険者とし、日本私立学校振興・共済事業団にあつては、私学教職員共済制度の加入者」を「にあつては当該連合会を組織する共済組合に係る第二号厚生年金被保険者である第二号被保険者及びその被扶養配偶者である第三号被保険者とし、地方公務員共済組合連合会にあつては当該連合会を組織する共済組合に係る第三号厚生年金被保険者である第二号被保険者及びその被扶養配偶者である第三号被保険者とし、日本私立学校振興・共済事業団にあつては第四号厚生年金被保険者」に改め、同条第二項中「及び被用者年金保険者」を「並びに政府及び実施機関」に改め、同条第三項中「年金保険者」を「実施機関」に改める。

第九十四条の四「各地方公務員共済組合（一）の下に「指定都市職員共済組合」を加え、「給料の総額等（一）」を「厚生年金保険法第二十八條に規定する標準報酬（以下この条において「標準報酬」という。）の総額（一）」に、「すべての」を「全ての指定都市職員共済組合（一）」に、「給料の総額等（一）」を「標準報酬の総額（一）」に改める。
 第九十四条の五中「年金保険者」を「実施機関」に改める。
 第一百一条第六項中「被用者年金各法」を「共済各法（国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二十八号）、地方公務員等共済組合法（昭和三十一年法律第五十二号）及び私立学校教職員共済法をいう。以下この項において同じ。）の」に、「被用者年金各法」を「共済各法」に改める。

第一百八条第二項中「被用者年金各法による年金たる給付」を「厚生年金保険法による年金たる保給給付」に改める。
 第一百八条の二中「年金保険者」を「実施機関」に改める。
 第一百八条の二の二中「共済組合等」を「実施機関たる共済組合等」に、「組合員又は加入者」を「被保険者」に改める。
 附則第三条中「加入者」を「被保険者」に改め、「組合員及び加入者並びに加入者」を「被保険者」に改める。
 附則第十三条の三に規定する特別継続組合員及び地方公務員等共済組合法附則第二十八條の七に規定する特別継続組合員」を削る。

附則第五條第一項第一号中「被用者年金各法」を「厚生年金保険法」に改め、同条第六項第二号中「被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者」を「厚生年金保険の被保険者」に改め、同条第七項第二号中「被用者年金各法」を「厚生年金保険法」に改め、同条第十項中「第五條第一項」を「第五條第一項」に改める。
 附則第六條中「被用者年金各法」を「厚生年金保険法」に改める。
 附則第七條の二中「第五條第二項」を「第五條第一項」に改める。
 附則第七條の三第一項中「被用者年金各法の被保険者、組合員若しくは加入者」を「厚生年金保険の被保険者」に、「第五條第二項」を「第五條第一項」に改める。

附則第七條の三の二第二号中「被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者」を「厚生年金保険の被保険者」に改める。
 附則第七條の四第二項中「共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者」を「第二号厚生年金被保険者、第三号厚生年金被保険者又は第四号厚生年金被保険者」に、「厚生年金保険の被保険者」を「第一号厚生年金被保険者」に改める。

附則第七條の五第一項中「共済組合の組合員であるもの及び私学教職員共済制度の加入者」を「第二号厚生年金被保険者、第三号厚生年金被保険者又は第四号厚生年金被保険者」に改め、同条第二項中「共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者であつた期間」を「厚生年金保険法第二條の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者期間（以下この条において「第二号厚生年金被保険者期間」という。）同項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者期間（以下この条において「第三号厚生年金被保険者期間」という。）又は同項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者期間（以下この条において「第四号厚生年金被保険者期間」という。）に、「組合員又は加入者」を「厚生年金保険の被保険者」に、「当該共済組合又は」を「第二号厚生年金被保険者期間については国家公務員共済組合連合会の確認を、第三号厚生年金被保険者期間については地方公務員共済組合の確認を、第四号厚生年金被保険者期間については」に改め、同条第三項中「当該共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団に係る被用者年金各法」を「厚生年金保険法第九十條第二項及び第四項から第六項まで」に、「当該被用者年金各法」を「同条第二項各号」に改め、同条第四項中「組合員又は加入者であつた期間に係る」を「第二号厚生年金被保険者期間、第三号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間に係る」に、「組合員又は加入者であつた期間に基づく」を「厚生年金保険の被保険者であつた期間に基づく」に改める。
 附則第七條の六を削る。

附則第八條中「その他の被用者年金各法」を「その他厚生年金保険法」に改める。
 附則第九條の二第二項中「若しくは第十三條の四第一項又は他の被用者年金各法（第五條第一項第二号から第四号までに掲げる法律をいう。以下同じ。）の規定でこれらに相当するものとして政令で定めるもの」を「又は第十三條の四第一項の規定」に改める。
 附則第九條の二の二第一項中「次の各号のいずれか」を「厚生年金保険法附則第八條の二各項に規定する者（同条第三項に規定する者その他政令で定めるものに限るものとし、同条各項の表の下欄に掲げる年齢に達していないものに限る。）に改め、同項各号を削り、同条第二項中「若しくは第十三條の四第一項又は他の被用者年金各法の規定でこれらに相当するものとして政令で定めるもの」を「又は第十三條の四第一項の規定」に改める。

附則第九條の二の三中、「厚生年金保険法」を「又は厚生年金保険法」に改め、「又は他の被用者年金各法による退職共済年金（厚生年金保険法附則第七條の三第三項又は第十三條の四第三項の規定による老齢厚生年金に相当するものとして政令で定めるものに限る。）の受給権者」を削る。
 附則第九條の四の四並びに第九條の四の六第一項及び第二項中「被用者年金各法」を「厚生年金保険法」に改める。
 （国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正）

第八十八條 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。
 附則第五條第八号の二から第八号の五までを削り、同条第九号中「被用者年金保険者」を「政府及び実施機関」に、「年金保険者たる者」を「実施機関たる者」に、「第五條第二項、同条第三項、同条第九項、同条第十項」を「第五條第一項、同条第二項、同条第八項、同条第九項」に改め、同条第十号中「による被保険者」の下に「（同法第二條の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者（以下「第一号厚生年金被保険者」という。）に限る。）を加え、同条第十一号及び第十二号中「による被保険者」の下に「第一号厚生年金被保険者に限る。」を加え、同条第十九号中「国民年金法

第五條第一項第一号から第四号までに掲げる法律」を「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。)(附則第三十七條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二條の規定による改正前の国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)の長期給付に関する規定その他の法律の規定、平成二十四年一元化法附則第六十一條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三條の規定による改正前の地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)の長期給付に関する規定その他の法律の規定、平成二十四年一元化法附則第七十九條の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第四條の規定による改正前の私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の長期給付に関する規定その他の法律の規定」に改める。

附則第八條第二項第一号中「厚生年金保険の被保険者期間」を「厚生年金保険法第二條の第五項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間」に、「厚生年金保険の被保険者であつた期間」を「当該第一号厚生年金被保険者期間」に改め、「以下この条において同じ」を削り、同項第二号中「国家公務員共済組合の組合員期間」を「厚生年金保険法第二條の第五項第一号に規定する第二号厚生年金被保険者期間」に、「国家公務員共済組合の組合員であつた期間」を「当該第二号厚生年金被保険者期間」に、「当該組合員期間」を「平成二十四年一元化法附則第三十七條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二條の規定による改正前の国家公務員共済組合の組合員期間」(以下「平成二十四年改正前地共済法」という。))による国家公務員共済組合の組合員期間」に改め、同項第三号中「地方公務員共済組合の組合員期間」を「厚生年金保険法第二條の第五項第一号に規定する第三号厚生年金被保険者期間」に、「地方公務員共済組合の組合員であつた期間」を「当該第三号厚生年金被保険者期間」に、「当該組合員期間」を「平成二十四年一元化法附則第六十一條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三條の規定による改正前の地方公務員等共済組合法(以下「平成二十四年改正前地共済法」という。))による地方公務員共済組合の組合員期間」に改め、同項第四号中「私立学校教職員共済法による加入者期間」(以下「厚生年金保険法第二條の第五項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者期間」(以下「平成二十四年改正前地共済法」という。))に、「により私立学校教職員共済法による加入者期間」に改め、同項第五号中「厚生年金被保険者期間」を「前項第三号」に、「昭和六十年国家公務員共済組合法」を「国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第五号。以下「昭和六十年国家公務員共済組合法」という。))に改め、「附則第三十二條第一項」の下に「又は平成二十四年一元化法附則第七條第二項」を加え、「前項第三号」を「前項第三号」に、「昭和六十年地方公務員共済組合法」を「地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第五号。以下「昭和六十年地方公務員共済組合法」という。))に改め、「附則第三十五條第一項」の下に「又は平成二十四年一元化法附則第七條第二項」を加え、同条第四項中「第五條第二項」を「第五條第一項」に改め、同条第五項第四号中「厚生年金被保険者期間」を「第二項第一号の第一号厚生年金被保険者期間につき」に、「に係る厚生年金被保険の被保険者期間」を「に係る当該第一号厚生年金被保険者期間」に、「当該被保険者期間」を「当該第一号厚生年金被保険者期間」に改める。

附則第八條の二の見出しを「(厚生年金保険の被保険者であつた期間及び共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者であつた期間の確認の特例)に改め、同条中「又は私学教職員共済制度の加入者であつた期間」を「又は同項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者期間(以下この条において「第四号厚生年金被保険者期間」という。))に、「若しくは私学教職員共済制度の加入者であつた期間又は」を「若しくは同項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者期間(以下この条において「第四号厚生年金被保険者期間」という。))又は」に改め、「第三十二條第六項」との下に「(厚生年金保険の被保険者であつた期間」とあるのは「厚生年金保険の被保険者であつた期間又は昭和六十年改正法附則第八條第二項各号(第一号を除く)に掲げる期間であつて昭和六十一年四

月一日前の期間に係るもの」と、「日本私立学校振興・共済事業団の確認」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団の確認を、当該昭和六十一年四月一日前の期間に係るものについては、当該各号に掲げる期間の区分に応じそれぞれ当該国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団の確認」とを加える。

附則第十一條第二項中「同法の」を「旧国民年金法の」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改め、同条第三項中「国民年金法第五條第一項各号に掲げる法律による年金たる給付(附則第三十一條第一項)を「厚生年金保険法による年金たる給付若しくは平成二十四年改正前共済各法による年金たる給付(平成二十四年一元化法附則第三十七條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前国民共済法の長期給付に関する規定その他の法律の規定、平成二十四年一元化法附則第六十一條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前地共済法の長期給付に関する規定その他の法律の規定又は平成二十四年一元化法附則第七十九條の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第四條の規定による改正前の私立学校教職員共済法の長期給付に関する規定その他の法律の規定による年金たる給付をいう。以下同じ)のうち附則第三十一條第一項」に、「退職共済年金を除く。以下この項において同じ)を「退職共済年金以外のもの(以下この項において「厚生年金保険法による年金たる給付等」という)に、「国民年金法第五條第一項各号に掲げる法律による年金たる給付(遺族厚生年金)を「厚生年金保険法による年金たる給付等(遺族厚生年金)に、「国民年金法第五條第一項各号に掲げる法律による年金たる給付(老齢厚生年金)を「厚生年金保険法による年金たる給付等(老齢厚生年金)に改め、同条第五項中「遺族厚生年金並びに退職共済年金及び遺族共済年金を除く」を「遺族厚生年金を除く」に、「(遺族厚生年金並びに)を「(遺族厚生年金及び年金等)の一部を改正する法律附則第十一條第三項に規定する平成二十四年改正前共済各法による年金たる給付(実施機関たる共済組合等)に、「厚生年金被保険の管掌者」を「厚生年金被保険の実施者」に改め、同条第六項中「被用者年金各法による年金たる給付(国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。))を「国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。))に、「附則第十一條第三項に規定する平成二十四年改正前共済各法による年金たる給付(昭和六十年改正法)に、「共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団」を「実施機関たる共済組合等」に、「厚生年金被保険の管掌者」を「厚生年金被保険の実施者」に改め、同条第七項中「あるのは」を「あるのは」に、「並びに共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団」を「を除く。以下この条において同じ)若しくは昭和六十年改正法附則第十一條第三項に規定する平成二十四年改正前共済各法による年金たる給付(実施機関たる共済組合等)に、「厚生年金被保険の管掌者」を「厚生年金被保険の実施者」に改め、同条第九号中「国家公務員共済組合法第二條第一項第三号」を「厚生年金被保険法第五十九條第一項」に、「第十一項」を「以下この項」に、「同法附則第十三條第一項」を「平成二十四年一元化法附則第三十五條第一項」に、「同法による遺族共済年金」を「厚生年金被保険法による遺族厚生年金」に、「同法附則第十三條の五若しくは第十三條の六」を「同条第四項若しくは第五項」に、「遺族共済年金」を「遺族厚生年金」に改め、同項第十一号中「一の施行法第八條若しくは

附則第十二條第一項第四号中「含むが」を「含む、厚生年金被保険法第二條の第五項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間(以下「第一号厚生年金被保険者期間」という)に係るものに限る。」に改め、同項第八号中「国家公務員共済組合法附則第十三條第二項」を「平成二十四年一元化法附則第三十五條第一項」に、「同法附則第十三條の五」を「同条第四項」に、「同条を同項」に改め、同項第九号中「国家公務員共済組合法第二條第一項第三号」を「厚生年金被保険法第五十九條第一項」に、「第十一項」を「以下この項」に、「同法附則第十三條第一項」を「平成二十四年一元化法附則第三十五條第一項」に、「同法による遺族共済年金」を「厚生年金被保険法による遺族厚生年金」に、「同法附則第十三條の五若しくは第十三條の六」を「同条第四項若しくは第五項」に、「遺族共済年金」を「遺族厚生年金」に改め、同項第十一号中「一の施行法第八條若しくは

第九條(國の施行法第二十二條第一項、第二十三條第一項及び第四十八條第一項において準用する場合を含む。又は第二十五條(國の施行法第二十七條において準用する場合を含む。の)の規定により読み替えられた國家公務員共済組合法)を「平成二十四年一元化法附則第四十一條第一項の規定」に改め、同項第十二号中「地方公務員等共済組合法附則第二十八條の四第一項」を「平成二十四年一元化法附則第五十九條第一項」に改め、「及び第十五号」を削り、「地方公務員等共済組合法附則第二十八條の九」を「同條第五項」に、「同條」を「同項第十三号中「地方公務員等共済組合法附則第二十八條の四第一項又は第五項若しくは第六項」に改め、「同法第二條第一項第三号に規定する遺族をいう。第十五号及び第十六号において同じ。」を削り、「同法による遺族共済年金」を「厚生年金保險法による遺族厚生年金」に改め、同項第十五号中「地方の施行法第八條第二項若しくは第三項、第九條第二項若しくは第十條第一項から第三項まで(これらの規定を地方の施行法第三十六條第一項において準用する場合を含む。)、第四十八條第一項若しくは第二項(地方の施行法第五十二條において準用する場合を含む。)、第五十五條第一項若しくは第二項(地方の施行法第六十六條第一項において準用する場合を含む。)、又は第六十二條第一項若しくは第二項(地方の施行法第六十六條第一項において準用する場合を含む。の)の規定を適用を受けることによりその者の遺族が地方公務員等共済組合法を「その者の遺族が平成二十四年一元化法附則第六十五條第一項の規定」に改め、同項第十六号中「又は同項の規定の適用を受けることによりその者の遺族が地方公務員等共済組合法による遺族共済年金(当該者の死亡に係るものに限る。を受けることができること)」を削り、同項第十七号中「(私立学校教職員共済法第二十五條において準用する國家公務員共済組合法第二條第一項第三号に規定する遺族をいう。)」を削り、「私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第四十号)附則第十項(同法附則第十八項において準用する場合を含む。の)の規定により読み替えられた私立学校教職員共済法第二十五條において準用する國家公務員共済組合法による遺族共済年金」を「私立学校教職員共済法の規定により私立学校教職員共済制度を管掌することとされた日本私立学校振興・共済事業団が支給する遺族厚生年金」に改め、「保るもの」の下に「であつて政令で定めるもの」を加へ、同項第二十号中「私立学校教職員共済法の規定により私立学校教職員共済制度を管掌することとされた」を削る。

附則第二十二條及び第二十七條中「厚生年金保險の管掌者」を「厚生年金保險の実施者」に改める。

附則第三十五條第一項中「厚生年金保險の管掌者」を「厚生年金保險の実施者」に改め、同條第二項中「年金保險者」を「実施機關」に改め、同項第一号中「昭和六十年私立学校教職員共済改正法」を「私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第六号)」に改める。

附則第三十八條の二第二項中「被用者年金保險者」を「政府及び実施機關」に、「新國民年金法」を「國民年金法」に改め、同條に次の一項を加ふる。

4 第一項の規定により同項に規定する算定した部分について基礎年金の給付に要する費用に充てられる会計年度における特別会計に関する法律の規定の適用に關し必要な読替は、政令で定める。

附則第四十三條第一項第二号中「國家公務員共済組合法」を「平成二十四年改正前國共済法」に、「新地方公務員等共済組合法」を「平成二十四年改正前地共済法」に改め、同條第二項中「当該被保險者の資格を喪失した後に引き続き組合員又は私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者(以下「私立学校教職員共済制度の加入者」という。である期間を有する場合を除く。又は当該被保險者の資格を喪失した後に引き続き組合員若しくは私立学校教職員共済制度の加入者の資格を喪失した場合)及び「又は組合員若しくは私立学校教職員共済制度の加入者であつた期間」を削り、同條第三項中「又は組合員若しくは私立学校教職員共済制度の加入者の資格を喪失した日」を削り、同條第四項中「若しくは組合員若しくは私立学校教職員共済制度の加入者」及び「又は組合員若しくは私立学校教職員共済制度の加入者」を削り、同條第六項中「若しくは組合員若しくは私立学校教職員共済制度の加入者」及び「当該申請に係る厚生年金保險の被保險者又は

組合員若しくは私立学校教職員共済制度の加入者」を削り、同條第九項中「又は第四号」を削り、同項第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

附則第四十七條第一項及び第三項中「厚生年金保險の被保險者であつた期間」を「第一号厚生年金被保險者期間」に改める。

附則第四十八條の二中「規定する組合員又は加入者であつた期間」及び「規定する組合員若しくは加入者であつた期間」を「二以上の種別の被保險者であつた期間」に、「附則第七十八條第五項」を「附則第七十八條第七項」に、「第八十七條第六項」を「第八十七條第八項」に、「当該組合員又は加入者であつた期間」とあるのは「当該組合員であつた期間等」を「もの被保險者であつた期間」とあるのは「もの当該組合員であつた期間等」と、「確認」とあるのは「確認(國民年金法等の一部を改正する法律附則第八條第二項各号(第一号を除く。))に掲げる期間のうち昭和六十一年四月一日前の期間に係るものにあつては、当該各号に掲げる期間に於てそれぞれ共済組合又は私立学校教職員共済法の規定により私立学校教職員共済制度を管掌することとされた日本私立学校振興・共済事業団の確認」に改める。

附則第五十二條中「厚生年金保險の被保險者であつた期間」とを「第一号厚生年金被保險者期間」に改め、「附則第五條第二項」の下に「若しくは平成二十四年一元化法附則第七條第二項」を加へ、若しくは同條第三項」を「若しくは平成八年改正法附則第五條第三項若しくは平成二十四年一元化法附則第七條第三項」に改める。

附則第五十六條第一項中「厚生年金保險の管掌者」を「厚生年金保險の実施者」に改め、同條第二項中「同法第五條第一項第一号から第四号までに掲げる法律による年金たる給付」を「平成二十四年改正前共済各法による年金たる給付」に改め、同條第四項中「(を)除く。又は他の被用者年金各法による年金たる給付(退職共済年金を「障害基礎年金を除く。」「並びに」を「障害基礎年金及び」に、「他の被用者年金各法による年金たる給付(退職共済年金、退職年金」を「國民年金法等の一部を改正する法律附則第十一條第三項に規定する平成二十四年改正前共済各法による年金たる給付(退職共済年金、退職年金」に、「厚生年金保險の管掌者」を「厚生年金保險の実施者」に、「含む。」「を(含む。))を除く。に改め、同條第七項及び第八項中「厚生年金保險の管掌者」を「厚生年金保險の実施者」に、「同法」を「旧船員保險法」に改める。

附則第五十九條第一項中「並びに第二十條第二項及び第四項」を「第二十條第二項及び第四項並びに第二十條の二第二項及び第四項」に改め、同條第二項第二号イ中「又は平成八年改正法」を「平成八年改正法」に改め、「第三項」の下に「又は平成二十四年一元化法附則第七條第二項若しくは第三項」を加へ、同條第三項中「並びに第二十條第二項及び第四項」を「第二十條第二項及び第四項並びに第二十條の二第二項及び第四項」に改める。

附則第六十條中「並びに第二十七條第十三項及び第十四項」を「第二十條の二第三項及び第五項並びに第二十七條第十五項から第十七項まで」に改める。

附則第六十一條第一項中「並びに第二十七條第十三項及び第十四項」を「第二十條の二第三項及び第五項並びに第二十七條第十五項から第十七項まで」に改め、同條第二項中「並びに第二十條第二項及び第四項」を「第二十條第二項及び第四項並びに第二十條の二第二項及び第四項」に改める。

附則第六十六條、第六十九條第一項及び第七十一條中「厚生年金保險の管掌者」を「厚生年金保險の実施者」に改める。

附則第七十三條第一項中「及び第二項」を削り、「これらの規定に定める額」に、「同項第一号に定める額を、当該額」に、「額」として同項の規定を適用した額」と改める。

附則第七十四條第二項中「同條第四項」を「同條第三項」に改める。

附則第七十八條第六項中「技術的読替え」を「読替えその他必要な事項」に改める。

附則第七十九條中「厚生年金保險の管掌者」を「厚生年金保險の実施者」に改め、同條第一号中「含む」を「含む、第一号厚生年金被保險者期間に係るものに限る」に改める。

附則第八十四条第二項から第六項までの規定中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第八十七条第二項中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改め、同条第十三項及び第十五項中「同法」を「旧船員保険法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

(国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正)
第八十九条 国民年金法等の一部を改正する法律(平成元年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

附則第四条第三項中「改正後の国民年金法第五条第二項」を「国民年金法第五条第一項」に改める。

(国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正)

第九十条 国民年金法等の一部を改正する法律(平成六年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

附則第六条第一項中「国民年金法第五条第一項に規定する被用者年金各法に基づく」を「昭和六十年改正法附則第十二条第三項に規定する平成二十四年改正前共済各法による年金たる給付のうち」に改める。

附則第十一条第七項第二号中「国民年金法第五条第一項に規定する被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者」を「厚生年金保険の被保険者」に改め、同条第十項中「第五条第二項」を「第五条第一項」に改める。

附則第十八条第一項中「受給権者」の下に「(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号)以下「平成二十四年一元化法」という。附則第三十三条第一項(私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)第四十八条の二の規定によりその例によることとされる場合を含む。以下同じ。))又は第五十七条第一項若しくは第二項の規定の適用を受けるものを除く。」を加え、「同法」を「厚生年金保険法」に改め、同項第一号中「男子」の下に「又は女子(厚生年金保険法第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者(以下「第二号厚生年金被保険者」という。))であり、若しくは同号に規定する第二号厚生年金被保険者期間(以下「第二号厚生年金被保険者期間」という。))を有する者、同項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者(以下「第三号厚生年金被保険者」という。))であり、若しくは同号に規定する第三号厚生年金被保険者期間(以下「第三号厚生年金被保険者期間」という。))を有する者又は同項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者(以下「第四号厚生年金被保険者」という。))であり、若しくは同号に規定する第四号厚生年金被保険者期間(以下「第四号厚生年金被保険者期間」という。))を有する者に限る。」を、「生まれた者」の下に「(第三号に掲げる者を除く。))」を加え、同項第二号中「女子」の下に「(厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者(以下「第一号厚生年金被保険者」という。))であり、又は同号に規定する第一号厚生年金被保険者期間(以下「第一号厚生年金被保険者期間」という。))を有する者に限る。」を、「生まれた者」の下に「(次号に掲げる者を除く。))」を加え、同項に次の一号を加える。

三 厚生年金保険法附則第七条の三第一項第四号に規定する特定警察職員等(附則第二十条の二)である者であつて昭和二十二年四月一日以前に生まれたもの

附則第十九条第一項、第四項及び第八項中「男子」の下に「又は女子(第二号厚生年金被保険者であり、若しくは第二号厚生年金被保険者期間を有する者、第三号厚生年金被保険者であり、若しくは第三号厚生年金被保険者期間を有する者又は第四号厚生年金被保険者であり、若しくは第四号厚生年金被保険者期間を有する者に限る。))」を加え、「掲げる者」の下に「(附則第二十条の二第一項又は平成二十四年一元化法附則第三十三条第一項若しくは第五十七条第一項若しくは第二項に規定する者を除く。))」を加える。

附則第二十条第一項、第四項及び第八項中「女子」の下に「(第一号厚生年金被保険者であり、又は第一号厚生年金被保険者期間を有する者に限る。))」を、「掲げる者」の下に「(次条第一項に規定する者を除く。))」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第二十条の二 特定警察職員等であつて次の表の上欄に掲げる者(平成二十四年一元化法附則第三十三条第一項又は第五十七条第一項若しくは第二項に規定する者を除く。))が、同表の下欄に掲げる年齢以上六十五歳未満である間において、厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金の受給権を取得した場合においては、同法第四十三条第一項及び附則第九条の二から第九条の四までの規定は、当該老齢厚生年金については、適用しない。

昭和二十二年四月一日から昭和二十四年四月一日までの間に生まれた者	六十一歳
昭和二十四年四月一日から昭和二十六年四月一日までの間に生まれた者	六十二歳
昭和二十六年四月一日から昭和二十八年四月一日までの間に生まれた者	六十三歳
昭和二十八年四月一日から昭和三十年四月一日までの間に生まれた者	六十四歳

2 前項に規定する場合においては、当該老齢厚生年金の額は、厚生年金保険法附則第九条の二第二項の規定の例により計算する。

3 厚生年金保険法第四十四条及び第四十四条の二の規定は、同法附則第八条の規定による老齢厚生年金について前項の規定を適用する場合に準用する。この場合において、同法第四十四条第一項中「第四十三条の規定」とあるのは、「附則第九条及び国民年金法等の一部を改正する法律(平成六年法律第九十五号)附則第二十条の二」これらにおいてその例によるものとされた附則第九条の二第二項の規定」と、「同法」とあるのは、「(これらにおいてその例によるものとされた附則第四十四条の二第一項中「第四十三条の規定」とあるのは「附則第九条の二第二項第二号に規定する額」と、「同項に定める額から」とあるのは「同号に定める額(以下この条において「報酬比例部分の額」という。))から」と、「第百三十二条第二項」とあるのは「第百三十二条第二項、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)以下「昭和六十年改正法」という。附則第八十二条第一項若しくは第八十三条の二第一項、昭和六十年改正法附則第八十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の第百三十二条第二項、国民年金法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第十八号)以下「平成十二年改正法」という。附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十二年改正法第四条の規定による改正前の第百三十二条第二項若しくは平成十二年改正法第十三条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第八十二条第一項又は平成十二年改正法附則第二十三条第一項若しくは第二十四条第一項」と、「第四十三条第一項に定める額」とあるのは「報酬比例部分の額」と、「同項に定める額」とあるのは「報酬比例部分の額」と読み替えるものとする。

4 特定警察職員等である厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金(同法第四十三条第一項及び附則第九条の規定によりその額が計算されているものに限る。))の受給権者(第一項の表の上欄に掲げる者(平成二十四年一元化法附則第三十三条第一項又は第五十七条第一項若しくは第二項に規定する者を除く。))に限る。))が同表の下欄に掲げる年齢に達したときは、厚生年金保険法附則第九条の二第二項の規定の例により老齢厚生年金の額を計算するものとし、その年齢に達した月の翌月から、年金の額を改定する。

5 厚生年金保険法第四十四条及び第四十四条の二の規定は、同法附則第八条の規定による老齢厚生年金について前項の規定を適用する場合に準用する。この場合において、同法第四十四条第一項中「その権利を取得した当時(その権利を取得した当時」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律(平成六年法律第九十五号)附則第二十条の二第一項の表の上欄に掲げる年齢に達した当時(その年齢に達した当時」と、「第四十三条の規定」とあるのは「附則第九条及び同法附則第二十条の二第二項においてその例によるものとされた附則第九条の二第二項の規定」と、「同条」とあるのは「これらの規定」と、「加算した額とする」とあるのは「加算するものとし、その

年齢に達した月の翌月又は第四十三条第三項の規定により当該月数が二百四十以上となるに至つた月から、年金の額を改定する」と、同条第三項中「その権利を取得した当時」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律附則第二十条の二第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した当時」と、同法第四十四条の二第一項中「第四十三条第一項に規定する額」とあるのは「附則第九条の二第二項第二号に規定する額」と、同項に定める額から」とあるのは「同号に定める額(以下この条において「報酬比例部分の額」という。から」と「第百三十二条第二項」とあるのは「第百三十二条第二項、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第三十四号。以下「昭和六十一年改正法」という。附則第八十二条第一項若しくは第八十三条第二項、昭和六十一年改正法附則第八十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十一年改正法第四十条の規定による改正前の第百三十二条第二項若しくは平成十二年改正法附則第十三条の規定による改正前の昭和六十一年改正法附則第八十二条第一項又は平成十二年改正法附則第十三条第一項若しくは第二十四条第一項」と、第四十三条第一項に定める額」とあるのは「報酬比例部分の額」と、同項に定める額」とあるのは「報酬比例部分の額」と読み替えるものとする。

6 第四項に規定する受給権者が第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した月において、厚生年金保険法附則第九条の三第三項及び第四項又は第九條の四第四項及び第五項の規定により当該老齢厚生年金の額が改定されたときは、前二項の規定は、適用しない。

7 第四項に規定する受給権者が第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した月の翌月以後において、厚生年金保険法附則第九条の二第一項から第三項まで、第九條の三第三項及び第四項並びに第九條の四第四項及び第五項の規定による老齢厚生年金の額の改定は行わない。

8 特定警察職員等である厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金(同法附則第九条の二第一項から第三項までの規定によりその額が計算されているものに限る。)の受給権者(第一項の表の上欄に掲げる者(平成二十四年一元化法附則第三十三条第一項又は第五十七条第一項若しくは第二項に規定する者を除く。))が、同表の下欄に掲げる年齢に達した月以後において、厚生年金保険法附則第九条の二第一項に規定する障害状態に該当しなくなった場合において、同条第四項の規定は、適用しない。

附則第二十一条第一項中「又は前条第一項」を、「第二十条第一項から第五項まで又は前条第一項」に、「又は同法第四十六条第一項に規定する政令で定める日(附則第二十三条第一項、第二十四条第三項及び第四項並びに第二十六条第一項、第三項、第八項、第十一項及び第十三項)を(同法第四十六条第一項に規定する厚生労働省令で定める日を除く。附則第二十三条第一項並びに第二十六条第一項、第三項、第八項、第十一項及び第十三項において「被保険者である日」という。))又は国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員(前月以前の月に属する日から引き続き当該国会議員又は地方公共団体の議会の議員である者に限る。))である日(附則第二十四条第三項及び第四項に「被保険者である日」を「被保険者等である日」に、「標準報酬月額」とその月以前の一年間の標準賞与額の総額を十二で除して得た額とを合算して得た額(以下「総報酬月額相当額」という。))を「総報酬月額相当額(同法第四十六条第一項に規定する総報酬月額相当額をいう。以下同じ。))」に改め、「第十九条第三項若しくは第五項の下に、「第二十条第三項若しくは第五項」を加え、同条第二項中「支給するもの」の下に、「であつて、第一号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間に基づくもの」を、「第十九条第三項若しくは第五項」の下に、「第二十条第三項若しくは第五項」を加える。

附則第二十二條中「男子であつて附則第十九條第一項の表の上欄に掲げる者」を「附則第十九條第一項に規定する者」に、「同表」を「同項の表」に、「又は女子であつて附則第二十条第一項の表の上欄に掲げる者」を「附則第二十条第一項に規定する者」に、「又は、当該老齢厚生年金」を、「又は附則第二十条の二第一項に規定する者(前月以前の月に属する日において同項の表の下欄に掲げる年齢に達した者に限る。))であるときは、当該老齢厚生年金」に改め、「第十九条第三項若しくは第五項」の下に、「第二十条第三項若しくは第五項」を加える。

附則第二十四条第三項各号列記以外の部分中「受給権者」の下に「平成二十四年一元化法附則第三十三条第一項又は第五十七条第一項若しくは第二項に規定する者を除く。))」を加え、「被保険者である日」を「被保険者等である日」に改め、同項第一号中「女子」の下に「(第一号厚生年金被保険者であり、又は第一号厚生年金被保険者期間を有する者に限る。))」を加え、同項第二号中「又は第二十条第一項」を、「第二十条第一項から第五項まで又は第二十条の二第一項」に改め、同項を同項第二号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 その額が附則第十八条及び厚生年金保険法附則第九条の規定により計算されているものであり、かつ、その受給権者が特定警察職員等であつて昭和十六年四月二日から昭和二十二年四月一日までの間に生まれた者であるものであること。

附則第二十四条第四項中「被保険者である日」を「被保険者等である日」に、「若しくは第二十条第三項」を、「第二十条第三項若しくは第五項若しくは第二十条の二第三項」に改める。
附則第二十五条第二項中「又は第二十条第一項から第五項まで」を、「第二十条第一項から第五項まで又は第二十条の二第一項から第五項まで」に、「第二十七条第十五項」を「第二十七条第十八項」に改める。

附則第二十六条第一項中「又は第二十条第一項から第五項まで」を、「第二十条第一項から第五項まで又は第二十条の二第一項から第五項まで」に、「又は第二十条第三項若しくは第五項」を、「第二十条第四項中「又は第二十条第三項若しくは第五項」を、「第二十条第三項若しくは第五項又は第二十条の二第三項」に改め、同条第四項中「又は第二十条第三項若しくは第五項」を、「第二十条第三項若しくは第五項又は第二十条の二第三項」に改める。

附則第二十七条第一項中「次の各号のいずれかに該当する者」を「厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金(同法第四十三条第一項及び附則第九条の規定によりその額が計算されているものに限る。)の受給権者(附則第十九条第一項に規定する者であつて同項の表の下欄に掲げる年齢に達していないものであるもの、附則第二十条第一項に規定する者であつて同項の表の下欄に掲げる年齢に達していないものであるもの又は附則第二十条の二第一項に規定する者であつて同項の表の下欄に掲げる年齢に達していないものであるものに限る。))」に改め、同項各号を削り、同条第六項中「第一項第一号に規定する」を「第一項に規定する」に改め、同条第八項中「第一項第一号に規定する」を「第一項に規定する」に、「並びに第二十条第四項及び第五項」を、「第二十条第四項及び第五項並びに第二十条の二第四項及び第五項」に改め、同条第九項中「第十一項」を「第十二項」に、「男子」を「附則第十九条第一項に規定する者」に、「附則第十九条第一項」を「同条第一項」に改め、「次項」の下に「及び第十一項」を加え、同条第十項中「女子」を「附則第二十条第一項に規定する者」に、「附則第二十条第一項」を「同条第一項」に改め、同条第十六項を同条第十九項とし、同条第十五項中「第十九条第三項若しくは第五項」の下に、「第二十条第三項若しくは第五項」を加え、「附則第二十七条第十三項又は第十四項」を「附則第二十七條第十五項から第十七項まで」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十四項中「女子」を「附則第二十条第一項に規定する者」に、「同条第一項」を「同法第四十四条第一項」に、「若しくは第十二項」を「若しくは第十三項」に、「及び第十二項」を「及び第十三項の規定」に改め、同項を同条第十六項とし、同項の次に次の一項を加える。

17 厚生年金保険法第四十四条の規定は、繰上げ調整額が加算された老齢厚生年金(その受給権者が附則第二十条の二第一項に規定する者であるものに限る。)の額について準用する。この場合において、同法第四十四条第一項中「その権利を取得した当時(その権利を取得した当時」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律(平成六年法律第九十五号)附則第二十条の二第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した当時(その年齢に達した当時」と、第四十三条第三項」とあるのは「第四十三條第三項若しくは同法附則第二十七條第六項、第十一項若しくは第十四項」と、第

四十三条の規定」とあるのは「第四十三条第一項及び附則第九條並びに同法附則第二十七條第六項、第十一項及び第十四項の規定」と、同条」とあるのは「これらの規定」と、加算した額とする」とあるのは「加算するもの」とし、その年齢に達した月の翌月又は第四十三條第三項若しくは同法附則第二十七條第六項、第十一項若しくは第十四項の規定により当該月数が二百四十以上となるに至つた月から、年金の額を改定する」と、同条第三項中「その権利を取得した当時」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律附則第二十条の第二項の表の下欄に掲げる年齢に達した当時」と読み替えるものとする。

附則第二十七條第十三項中「男子」を「附則第十九條第一項に規定する者」に、「同条第一項」を「附則第四十四條第一項」に、「若しくは第十一項」を「若しくは第十二項」に、「及び第十一項」を「及び第十二項の規定」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十二項中「女子」を「附則第二十条第一項に規定する者」に、「附則第二十条第一項」を「同条第一項」に改め、同項を同条第十三項とし、同項の次に次の一項を加える。

14 第十二項の規定は、繰上げ調整額（その計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間の月数が四百八十に満たないものに限り、）が加算された老齢厚生年金の受給権者（附則第二十条の第二項に規定する者に限り、）が同条第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した月の翌月以後において、その額（繰上げ調整額を除く。）を厚生年金保険法第四十三條第三項の規定により改定する場合について準用する。この場合において、第十二項中「第九項」とあるのは、「第十一項」と読み替えるものとする。

附則第二十七條第十一項中「男子」を「附則第十九條第一項に規定する者」に、「附則第十九條第一項」を「同条第一項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項の次に次の一項を加える。
11 第九項の規定は、繰上げ調整額（その計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間の月数が四百八十に満たないものに限り、）が加算された老齢厚生年金の受給権者（附則第二十条の第二項に規定する者に限り、）が同条第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した月において、当該老齢厚生年金（繰上げ調整額を除く。）の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間の月数が繰上げ調整額の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間の月数を超える場合について準用する。
附則第二十八條第一項中「又は第二十条第一項から第五項まで」を「第二十条第一項から第五項まで又は第二十条の第二項から第五項まで」に改める。

附則第三十条第一項中「若しくは第二十条第二項及び第三項」を「第二十条第二項及び第三項若しくは第二十条の第二項及び第三項」に改め、同条第二項中「男子」を「附則第十九條第一項に規定する者」に、「第十一項」を「第十二項」に改め、同条第三項中「女子」を「附則第二十条第一項に規定する者」に、「第十二項」を「第十三項」に改め、同条に次の一項を加える。

4 附則第二十条の二第四項及び第五項の規定によりその額が計算されている厚生年金保険法附則第八條の規定による老齢厚生年金又は附則第二十七條第六項に規定する繰上げ調整額が加算された老齢厚生年金（その受給権者が附則第二十条の第二項に規定する者であるものに限り、）であつてその年金額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十以上であるものの受給権者であつた者が六十五歳に達したときに支給する老齢厚生年金については、同法第四十四條第一項中「その権利を取得した当時（その権利を取得した当時、当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十未満であつたときは、第四十三條第三項の規定により当該月数が二百四十以上となるに至つた当時）」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）附則第二十条の第一項の表の下欄に掲げる年齢に達したときから引き続き（その年齢に達した当時、附則第八條の規定による老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十未満であつたときは、第四十三條第三項又は同法附則第二十七條第六項、第十一項若しくは第十四項の規定により当該月数が二百四十以上となるに至つたときから引き続き）」と、同条第三項中「その権利を取得した当時」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律附則第二十条の表の下欄に掲げる年齢に達したときから引き続き」とする。

（厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正）
第九十一条 厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

附則第五條第一項中「厚生年金保険の被保険者であつた期間」を「厚生年金保険法第二條の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間（以下「第一号厚生年金被保険者期間」という。）に改め、同条第二項及び第三項中「厚生年金保険の被保険者であつた期間」を「第一号厚生年金被保険者期間」に改める。

附則第七條第一項第一号中「国家公務員共済組合法」を「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十七條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二條の規定による改正前の国家公務員共済組合法（以下「平成二十四年一元化法改正前国共済法」という。）に改める。

附則第十一條第一項中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。
附則第十二條中「改正後国共済法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に改める。
附則第十四條中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に、「附則第十九條第二項及び第四項」を「第八十四條の三」に、「年金たる保険給付」を「同条に規定する政令で定める保険給付」に改める。

附則第十五條の見出しを「平成二十四年一元化法改正前国共済法による給付」に改め、同条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に改め、同条第二項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。
附則第十六條第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「第九項」を「第五項、第十項、第十一項」に、「第十一項から第十三項まで」を「第十三項から第十五項まで」に、「同法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に改め、同条第二項中「第五項、第六項、第九項、第十二項及び第十三項」を「第六項から第八項まで、第十項、第十一項、第十四項及び第十五項」に改め、同条第三項中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改め、同条第十三項を同条第十五項とし、同条第十二項中「第七十七條、第七十八條」を「第七十七條第一項、第七十八條第一項」に、「第九十條第一項及び第四項」を「第九十條第一項及び第五項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十一項を同条第十三項とし、同条第九項を同条第十一項とし、同条第八項中「同法第五條第一項第一号、第三号及び第四号に掲げる法律」を「厚生年金保険法」に、「技術的読替え」を「読替えその他必要な事項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7 第二項に規定する年金たる給付のうち遺族年金については、平成二十四年一元化法附則第三十一条第二項の規定を適用する。
附則第十六條第四項の次に次の一項を加える。
5 第一項に規定する年金たる給付のうち遺族共済年金については、平成二十四年一元化法附則第三十一条第一項の規定を適用する。
附則第十七條第一項及び第二項、第十九條並びに第二十条中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。
附則第三十条第二項中「厚生年金保険の被保険者であつた期間」を「第一号厚生年金被保険者期間」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第三十条第二項中「厚生年金保険の被保険者であつた期間」を「第一号厚生年金被保険者期間」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第三十一条の見出しを「平成二十四年一元化法改正前国共済法による長期給付」に改め、同条中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に改め、同条第一号中「厚生年金保険の被保険者であった期間」を「第一号厚生年金被保険者期間」に改める。

附則第三十二条第二項第一号及び第二号中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に改め、同条第三項中「第四十一条、第四十六条第二項」を「第四十六条第二項及び第六十六条の規定並びに平成二十四年一元化法改正前国共済法第四十一条」に、「第六十四条及び第六十六条の規定」を「及び第六十四条の規定」に、「同法第五条第一項」を「国家公務員共済組合法第五条第一項」に改め、「(第二十四条第一項第七号に掲げる事項を除く)」を削り、改正後国共済法を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に改め、同条第五項中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第三十三条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に改め、同条第四項中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に、「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「国民年金法第五条第一項に規定する被用者年金各法による」を「当該政令で定める規定により支給の停止が行われる」に改め、同条第五項各号列記以外の部分中「改正後国共済法」及び「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に改め、同条第二号中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に、「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に改め、同条第六項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に改め、同条第七項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に改め、同条第十一項及び第十四項中「国家公務員共済組合法」及び「同法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に改め、同条第十五項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に改める。

附則第三十二条第二項及び第五十四条の二中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第五十五条第二項中「政府」を「政府等」に、「厚生労働大臣」を「実施機関」に改める。

附則第五十六条第二項及び第五十七条第二項中「第八十六条から第八十九条まで」を「第八十六条、第八十七条、第八十八条、第八十九条」に改める。

附則第五十八条中「又は第九十一条」を「又は第九十一条第一項」に改める。

附則第六十一条中「第三条の規定による改正後」を「平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前」に改め、「育児休業手当金」とあるのは「育児休業手当金並びに平成八年改正法附則第十六条第一項、第二項及び第七項に規定する年金たる給付並びに平成八年改正法附則第三十二条第二項に規定する存続組合(平成八年改正法附則第四十八条第一項に規定する指定基金を含む)が平成八年改正法附則第三十二条第二項の規定により支給するものとされた同項第一号に規定する年金たる長期給付、同項第二号に規定する一時金たる長期給付及び一時金たる給付並びに同項第四号に規定する一時金たる給付」とを削る。

(国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正)
第九十二条 国民年金法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第十八号)の一部を次のように改正する。

附則第二十条第一項中「並びに第二十条第二項及び第四項」を、「第二十条第二項及び第四項並びに第二十条の二第二項及び第四項」に改める。
附則第二十一条第二項中「並びに第二十条第二項」を、「第二十条第二項及び第四項並びに第二十条の二第二項」に改め、同条第十四項を第十七項とし、第十三項を第十六項とし、第十二項を第十五項とし、同条第十一項中「並びに第二十条第二項及び第四項」を、「第二十条第二項及び第四項並びに第二十条の二第二項及び第四項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十項を第十三項とし、第九項を第十二項とし、第八項の次に次の三項を加える。

9 昭和六十年九月以前の期間に属する旧国家公務員共済組合員期間(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号)以下「平成二十四年一元化法」という)附則第四条第十一号に規定する旧国家公務員共済組合員期間をいう。を有する者に対する第五項の規定の適用については、同項中「得た額」とあるのは「得た額(その月が昭和六十年九月以前の期間に属する第九項に規定する旧国家公務員共済組合員期間(国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第五号)附則第三十二条第一項の規定により当該旧国家公務員共済組合員期間に合算された期間を除く)の計算の基礎となつた月である場合は、その月の標準報酬月額に「一・二」を乗じて得た額)とする。

10 昭和六十年九月以前の期間に属する旧地方公務員共済組合員期間(平成二十四年一元化法附則第四条第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間をいう)を有する者に対する第五項の規定の適用については、同項中「得た額」とあるのは、「得た額(その月が昭和六十年九月以前の期間に属する第十項に規定する旧地方公務員共済組合員期間(地方公務員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第八号)附則第三十五条第一項の規定により当該旧地方公務員共済組合員期間に合算された期間を除く)の計算の基礎となつた月である場合は、その月の標準報酬月額に「一・二」を乗じて得た額)とする。

11 昭和六十年九月以前の期間に属する旧私立学校教職員共済加入者期間(平成二十四年一元化法附則第四条第十三号に規定する旧私立学校教職員共済加入者期間をいう)を有する者に対する第五項の規定の適用については、同項中「得た額」とあるのは、「得た額(その月が昭和六十年九月以前の期間に属する第十一項に規定する旧私立学校教職員共済加入者期間の計算の基礎となつた月である場合は、その月の標準報酬月額に「一・二」を乗じて得た額)とする。
(厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合法の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部改正)
第九十三条 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合法の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十二年法律第一号)の一部を次のように改正する。

附則第六条中「厚生年金保険の被保険者であった期間」を「厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間」に改める。

附則第十三条第一項中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第十四条中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に、「附則第十九条第二項及び第四項第二号」を「第八十四条の三」に、「年金たる保険給付」を「同条に規定する政令で定める保険給付」に改める。

附則第十六条第一項中「第十九項及び第二十項」を「及び第十九項から第二十二項まで」に改め、同条第二項中「第十五項、第十九項及び第二十項」を、「第十二項、第十六項、第十七項及び第二十項から第二十二項まで」に改め、同条第三項中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改め、同条第二十項中「第七十八条」を「第七十八条第一項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十九項中「第七十七条」を「第七十七条第一項」に、「第七十八条、第九十条第一項及び第四項」を「第七十八条第一項、第九十条第一項及び第五項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十八項中「同法第五条第一項各号に掲げる法律」を「厚生年金保険法」に、「技術的読替え」を「読替えその他必要な事項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十七項を第十九項とし、第十六項を第十八項とし、第十五項を第十七項とし、第十四項の次に次の二項を加える。

15 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号)以下この項及び次項において「平成二十四年一元化法」という)の施行日の前日において遺族である配偶者、子、父母又は孫が移行農林共済年金のうち遺族共済年金の支給を受けている場合において、その者が配偶者又は子であるときは父母、孫及び祖父、その者が父母であるときは孫及び祖父、その者が配偶者又は子であるときは祖父、平成二十四年一元化法の施行の日においてそれぞれ当該遺族共済年金の支給を受けることができる遺族でなくなるものとする。

16 平成二十四年一元化法の施行の日の前日において遺族である配偶者、子、父母又は孫が移行農林年金のうち遺族年金の支給を受けている場合において、その者が配偶者又は子であるときは父母、孫及び祖父母、その者が父母であるときは孫及び祖父母、その者が孫であるときは祖父母は、平成二十四年一元化法の施行の日においてそれぞれ当該遺族年金の支給を受けることができる遺族でなくなるものとする。

附則第四十四條第一項ただし書中「第五條第二項」を「第五條第一項」に、「同條第三項」を「同條第二項」に改める。

附則第四十六條第三項中「第六十條第四項」を「第六十條第三項」に改める。

附則第六十條第二項中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第六十九條第二項中「被用者年金各法による年金たる給付」を「厚生年金保険法による年金たる保険給付」に改める。

附則第一百七十七條中「遺族共済年金」を「規定する場合」に、「遺族共済年金」を「規定する場合及び当該同一の事由により」に「を含む」を「が支給される場合」に改める。

第九十四條 国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）の一部を次のように改正する。

附則第二條第一項第一号中「標準報酬額等平均額」を「標準報酬平均額」に改め、「第七條の規定による改正後の」を削り、同項第二号中（第七條の規定による改正後の厚生年金保険法を（同法に、）として第七條の規定による改正後の厚生年金保険法第四十三條第一項）を「として同項」に改める。

附則第二十一條第一項中「第五條第二項」を「第五條第一項」に改める。

附則第二十三條第七項第二号中「国民年金法第五條第一項に規定する被用者年金各法の被保険者組合員又は加入者」を「国民年金法第七條第一項第一号に規定する厚生年金保険の被保険者」に改め、同條第十項中「第五條第二項」を「第五條第一項」に改める。

附則第四十一條を次のように改める。

第四十三條 削除

（年金積立金管理運用独立行政法人法の一部改正）

第九十五條 年金積立金管理運用独立行政法人法（平成十六年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第十八條第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同條第三号とし、同條第一号の次に次の一号を加える。

二 厚生年金保険法第七十九條の五第一項に規定する積立金の資産の構成の目標を定めること。

第二十一條第一項第四号中「厚生年金保険の被保険者」の下に「（厚生年金保険法第二條の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者に限る。）」を加える。

第九十六條 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正

第十三條の次に次の三條を加える。

（追加費用対象期間を有する更新組合員に係る退職共済年金の額の特例）

第十三條の二 第七條第一項各号の期間その他の政令で定める期間（以下この条から第十三條の四までにおいて「追加費用対象期間」という。）を有する更新組合員に対する退職共済年金の額（国民年金法の規定による老齢基礎年金又は障害基礎年金が支給される場合には、これらの年金である給付の額を加えた額とする。）が控除調整下限額（二百三十万円に被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第一條

第三号に定める日の属する年度以後の各年度の再評価率（新法第七十二條の二に規定する再評価率をいう。）の改定の基準となる率であつて政令で定める率を順次乗じて得た金額をいう。第三項、次条及び第十三條の四において同じ。）を超えるときは、退職共済年金の額は、新法第七十七條第一項及び第二項、新法第七十八條第一項、新法第七十八條の二第四項、新法附則第十二條の四の二第二項及び第三項（新法附則第十二條の四の三第一項及び第三項、新法附則第十二條の七の二第二項並びに新法附則第十二條の七の三第二項及び第四項においてその例による場合を含む。）、新法附則第十二條の六の二第四項、新法附則第十二條の六の三第一項、第三項及び第四項、新法附則第十二條の七の五第一項、第四項及び第五項並びに新法附則第十二條の八第三項及び第七項並びに第十一條の規定にかかわらず、これらの規定により算定した額から当該額（国民年金法の規定による老齢基礎年金が支給される場合には当該老齢基礎年金の額のうち組合員期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額を、同法の規定による障害基礎年金が支給される場合には当該障害基礎年金の額のうち組合員期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額を、それぞれ加えた額とする。次項において「控除前退職共済年金額」という。）を組合員期間の月数で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の月数を乗じて得た額（次項において「退職共済年金控除額」という。）を控除した金額とする。

2 前項の規定による退職共済年金控除額が控除前退職共済年金額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該百分の十に相当する額をもつて退職共済年金控除額とする。

3 前二項の場合において、これらの規定による控除後の退職共済年金の額が控除調整下限額より少ないときは、控除調整下限額をもつて退職共済年金の額とする。

4 国民年金法の規定による老齢基礎年金又は障害基礎年金が支給される場合における前項の規定の適用については、同項中「控除調整下限額」とあるのは、「控除調整下限額から国民年金法の規定による老齢基礎年金又は障害基礎年金の額を控除した額」とする。

5 退職共済年金の受給権者（追加費用対象期間を有する更新組合員に限る。）が、遺族共済年金（その者が六十五歳に達しているものに限る。）その他の政令で定める年金である給付の支給を受けることができるときは、退職共済年金の額は、前各項の規定にかかわらず、当該退職共済年金の額及び当該支給を受けることができる政令で定めるところの額の総額を基礎として、これらの規定に準じて政令で定めるところにより算定した額とする。

6 前各項に定めるもののほか、追加費用対象期間を有する更新組合員に対する退職共済年金の額の算定に關し必要な事項は、政令で定める。

（追加費用対象期間を有する者に係る障害共済年金の額の特例）

第十三條の三 追加費用対象期間を有する者に対する障害共済年金（新法第八十二條第二項に規定する公務等による障害共済年金を除く。以下この条において同じ。）の額（国民年金法の規定による障害基礎年金が支給される場合には、当該障害基礎年金の額を加えた額とする。）が控除調整下限額を超えるときは、障害共済年金の額は、新法第八十二條第一項及び新法第八十三條第一項並びに第十二條の規定にかかわらず、これらの規定により算定した額（以下この項及び次項において「控除前障害共済年金額」という。）から控除前障害共済年金額を組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の月数を乗じて得た額（次項において「障害共済年金控除額」という。）を控除した金額とする。

2 前項の規定による障害共済年金控除額が控除前障害共済年金額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該百分の十に相当する額をもつて障害共済年金控除額とする。

3 前二項の場合において、これらの規定による控除後の障害共済年金の額が控除調整下限額より少ないときは、控除調整下限額をもつて障害共済年金の額とする。

4 国民年金法の規定による障害基礎年金が支給される場合における前項の規定の適用については、同項中「控除調整下限額」とあるのは、「控除調整下限額から国民年金法の規定による障害基礎年金の額を控除した額」とする。

5 前各項に定めるもののほか、追加費用対象期間を有する者に対する障害共済年金の額の算定に關し必要な事項は、政令で定める。

(追加費用対象期間を有する者の遺族に係る遺族共済年金の額のの特例)
第十三条の四 追加費用対象期間を有する者の遺族に対する遺族共済年金(新法第八十九条第三項に規定する公務等による遺族共済年金を除く。以下この条において同じ)の額は、国民年金法の規定による老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金が支給される場合には、これらの年金で

ある給付の額を加えた額とする。が控除調整下限額を超えるときは、遺族共済年金の額は、新法第八十九条第一項及び第二項並びに新法第九十条並びに第十三条の規定にかかわらず、これらの規定により算定した額(以下この項及び次項において「控除前遺族共済年金額」という)から控除前遺族共済年金額を組合員期間の月数(新法第八十八条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給される遺族共済年金にあつては、当該月数が三百月未満であるときは、三百月)で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の月数を乗じて得た額(次項において「遺族共済年金控除額」という)を控除した金額とする。

2 前項の規定による遺族共済年金控除額が控除前遺族共済年金額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該百分の十に相当する額をもつて遺族共済年金控除額とする。

3 前二項の場合において、これらの規定による控除後の遺族共済年金の額が控除調整下限額より少ないときは、控除調整下限額をもつて遺族共済年金の額とする。

4 国民年金法の規定による老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金が支給される場合における前項の規定の適用については、同項中「控除調整下限額」とあるのは、「控除調整下限額から国民年金法の規定による老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金の額を控除した額」とする。

5 遺族共済年金の受給権者(追加費用対象期間を有する者の遺族である者に限る)が、退職共済年金(その者が六十五歳に達しているものに限る)その他の政令で定める年金である給付の支給を受けることができるときは、遺族共済年金の額は、前各項の規定にかかわらず、当該遺族共済年金の額及び当該支給を受けることができる政令で定めるものの額の総額を基礎として、これらの規定に準じて政令で定めるところにより算定した額とする。

6 前各項に定めるもののほか、追加費用対象期間を有する者の遺族に対する遺族共済年金の額の算定に關し必要な事項は、政令で定める。

第九十七条 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部を次のように改正する。
第二条第一号を次のように改める。
一 新法 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号)第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法をいう。
第十三条の二第二項中(平成二十四年法律第 号)を削り、「新法第七十二条の二」を「厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第四十三条第一項」に改める。
第二十八条第一項中(昭和二十九年法律第百十五号)を削る。
(国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)
第九十八条 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

附則第十六条第八項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。
8 退職共済年金の支給を受ける者が追加費用対象期間(施行法第十三条の二第二項に規定する追加費用対象期間をいう。以下同じ)を有する更新組合員等である場合における同条の規定の適用については、同項中「並びに第十一条」とあるのは、「第十一条並びに昭和六十年改正法附則第十六条第一項又は第四項」とする。

附則第十七条に次の一項を加える。
3 退職共済年金の受給権者が前項各号に掲げる者であつて追加費用対象期間を有する更新組合員等である場合における施行法第十三条の二の規定の適用については、同条第一項中「新法第七十八条第一項」とあるのは、「新法第七十八条第一項(同条第二項に定める金額について昭和六十年改正法附則第十七条第二項の規定を適用する場合を含む)」とする。
附則第二十一条第二項中「前項」を「前各項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第一項の次に次の五項を加える。
2 前項(第二号を除く。以下この項において同じ)の規定の適用を受ける者のうち追加費用対象期間を有する更新組合員等に対する退職共済年金の額(国民年金法の規定による老齢基礎年金又は障害基礎年金が支給される場合には、これらの年金である給付の額を加えた額とする)が控除調整下限額(施行法第十三条の二第二項に規定する控除調整下限額をいう。以下同じ)を超えるときは、遺族共済年金の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額から、その額(国民年金法の規定による老齢基礎年金が支給される場合には当該老齢基礎年金の額のうち組合員期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額を、同法の規定による障害基礎年金が支給される場合には当該障害基礎年金の額のうち組合員期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額を、それぞれ加えた額とする。次項において「控除前退職共済年金額」という)を組合員期間の月数で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の月数を乗じて得た額(次項において「退職共済年金控除額」という)を控除した金額とする。
3 前項の規定による退職共済年金控除額が控除前退職共済年金額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該百分の十に相当する額をもつて退職共済年金控除額とする。
4 前二項の場合において、これらの規定による控除後の退職共済年金の額が控除調整下限額より少ないときは、控除調整下限額をもつて退職共済年金の額とする。
5 国民年金法の規定による老齢基礎年金又は障害基礎年金が支給される場合における前項の規定の適用については、同項中「控除調整下限額」とあるのは、「控除調整下限額から国民年金法の規定による老齢基礎年金又は障害基礎年金の額を控除した額」とする。
6 第一項(第二号を除く)の規定の適用を受ける者のうち退職共済年金の受給権者(追加費用対象期間を有する更新組合員等である者に限る)が、遺族共済年金(その者が六十五歳に達しているものに限る)その他の政令で定める年金である給付の支給を受けることができるときは、退職共済年金の額は、第二項から前項までの規定にかかわらず、当該退職共済年金の額及び当該支給を受けることができる政令で定めるところの額の総額を基礎として、これらの規定に準じて政令で定めるところにより算定した額とする。
附則第二十八条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。
2 前項の規定によりその額が加算された遺族共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間に追加費用対象期間が含まれる場合における施行法第十三条の四の規定の適用については、同条第一項中「並びに第十三条」とあるのは、「第十三条並びに昭和六十年改正法附則第二十八条第一項」とする。
附則第二十九条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「前条第三項」を「前条第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項とし、同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。
3 前二項の規定によりその額が加算された遺族共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間に追加費用対象期間が含まれる場合における施行法第十三条の四の規定の適用については、同条第一項中「並びに第十三条」とあるのは、「第十三条並びに昭和六十年改正法附則第二十九条第一項及び第二項」とする。

附則第三十一条第一項中「第九十九条第三項」を「第九十九条第四項」に、「附則第二十条の三第四項」を「附則第二十条の二第四項」に改め、「支払われる長期給付」の下に「(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号。第一号において「平成二十四年一元化法」という。))第二条の規定による改正後の共済法第七十二条第一項各号に掲げる保険給付を含む。第一号において同じ。))」を加え、同項第一号中「費用」の下に「平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の」を加え、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。
附則第五十七條の次に次の三條を加える。

(追加費用対象期間を有する更新組合員等に対する退職年金等の額のの特例)

第五十七條の二 追加費用対象期間を有する更新組合員等に対する退職年金又は減額退職年金の額(次項において「控除前退職年金等の額」という。)が控除調整下限額を超えるときは、退職年金又は減額退職年金の額は、附則第三十五条第一項若しくは第二項、第三十七條第一項又は第五十二條第一項、第二項若しくは第四項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した額から、その額を当該退職年金又は減額退職年金の額の算定の基礎となつてゐる組合員期間の年数で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の年数を乗じて得た額(次項において「退職年金等控除額」という。)を控除した金額とする。

2 前項の規定による退職年金等控除額が控除前退職年金等の額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該百分の十に相当する額をもつて退職年金等控除額とする。

3 前二項の場合において、これらの規定による控除後の退職年金又は減額退職年金の額が控除調整下限額より少ないときは、控除調整下限額をもつて退職年金又は減額退職年金の額とする。

4 追加費用対象期間を有する更新組合員等に対する退職年金又は減額退職年金の額について附則第三十五条第三項(附則第三十七條第二項において準用する場合を含む。若しくは第三十六條第三項(附則第三十九條において準用する場合を含む。))又は前条第一項の規定を適用する場合において、これらの規定により算定した額が控除調整下限額を超えるときは、退職年金又は減額退職年金の額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により算定した額から、追加費用対象期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額の百分の二十七に相当する額を控除した金額とする。

5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定による退職年金又は減額退職年金の額について準用する。

6 退職年金又は減額退職年金の受給権者(追加費用対象期間を有する更新組合員等である者に限る。)が、退職共済年金その他の政令で定める年金である給付の支給を受けることができるときは、退職年金又は減額退職年金の額は、前各項の規定にかかわらず、当該退職年金又は減額退職年金の額及び当該支給を受けることができる政令で定めるものの額の総額を基礎として、これらの規定に準じて政令で定めるところにより算定した額とする。

7 前各項に定めるもののほか、追加費用対象期間を有する更新組合員等に対する退職年金又は減額退職年金の額の算定に關し必要な事項は、政令で定める。

(追加費用対象期間を有する者に対する障害年金の額の特例)

第五十七條の三 追加費用対象期間を有する者に対する障害年金(公務による障害年金を除く。以下この条において同じ。)の額が控除調整下限額を超えるときは、障害年金の額は、附則第四十二条第二項又は第五十四条の規定にかかわらず、これらの規定により算定した額から、その額を組合員期間の年数で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の年数を乗じて得た額を控除した金額とする。

2 追加費用対象期間を有する者に対する障害年金の額について附則第四十二条第三項又は第五十七條第一項の規定を適用する場合において、これらの規定により算定した額が控除調整下限額を超えるときは、障害年金の額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により算定した額から、追加費用対象期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額の百分の二十七に相当する額を控除した金額とする。

3 前条第二項、第三項、第六項及び第七項の規定は、前二項の規定による遺族年金の額について準用する。

(追加費用対象期間を有する者の遺族に対する遺族年金の額の特例)

第五十七條の四 追加費用対象期間を有する者の遺族に対する遺族年金(公務による遺族年金を除く。以下この条において同じ。)の額が控除調整下限額を超えるときは、遺族年金の額は、附則第四十六条第一項及び第三項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した額から、その額を組合員期間の年数で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の年数を乗じて得た額を控除した金額とする。

2 追加費用対象期間を有する者の遺族に対する遺族年金の額について附則第四十六条第六項又は第五十七條第二項若しくは第三項の規定を適用する場合において、これらの規定により算定した額が控除調整下限額を超えるときは、遺族年金の額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により算定した額から、追加費用対象期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額の百分の二十七に相当する額を控除した金額とする。

3 附則第五十七條の二第二項、第三項、第六項及び第七項の規定は、前二項の規定による遺族年金の額について準用する。

(国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

第九十九條 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百三十号)の一部を次のように改正する。

附則第八條の六中「第九十九條第三項第二号」を「第九十九條第四項第二号」に改める。

(地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部改正)

第一百條 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部を次のように改正する。

第十三條の次に次の一條を加える。

(追加費用対象期間を有する更新組合員に係る退職共済年金の額の特例)

第十三條の二 第七條第一項各号の期間又は第八十三條第一項各号の期間その他の政令で定める期間(以下この条、第二十二條の二及び第二十七條の二において「追加費用対象期間」という。)を有する更新組合員(第八十一条第一項第四号に規定する団体更新組合員を含む。以下この条において同じ。)に対する退職共済年金の額(国民年金法の規定による老齢基礎年金又は障害基礎年金が支給される場合には、これらの年金である給付の額を加えた額とする。)が控除調整下限額(二百三十万円に被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号)附則第一条第三号に定める日の属する年度以後の各年度の再評価率(新法第四十四条第二項に規定する再評価率をいう。))の改定の基準となる率であつて政令で定める率を順次乗じて得た金額をいう。第三項、第七十九條第一項、新法第八十条第一項(新法附則第二十条の三)のとき、退職共済年金の額は、新法第七十九條第一項、新法第八十条第一項(新法附則第二十五条の三)第三項及び第六項、新法附則第二十五条の三第三項及び第六項、新法附則第二十五条の三第三項、新法附則第二十五条の三第六項及び第九項並びに新法附則第二十六条第六項において準用する場合を含む。)、新法第八十条の二第四項、新法附則第二十条の二第二項(新法附則第二十条の三)第一項及び第四項、新法附則第二十五条の二第二項、新法附則第二十五条の三第二項及び第五項並びに新法附則第二十五条の四第二項及び第五項においてその例による場合を含む。)、新法附則第二十四条第一項、新法附則第二十四条の二第四項、新法附則第二十四条の三第三項、第三項及び第四項、新法附則第二十五条の六第一項、第三項(同条第四項において準用する場合を含む。))及び第五項(同条第六項において準用する場合を含む。))並びに新法附則第二十六条第五項及び第十項並びに前条の規定にかかわらず、これらの規定により算定した額から当

該額(国民年金法の規定による老齢基礎年金が支給される場合には当該老齢基礎年金の額のうち組合員期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額を、同法の規定による障害基礎年金が支給される場合には当該障害基礎年金の額のうち組合員期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額を、それぞれ加えた額とする。次項において「控除前退職共済年金額」というのは、組合員期間の月数で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の月数を乗じて得た額(次項において「退職共済年金控除額」という)を控除した金額とする。

2 前項の規定による退職共済年金控除額が控除前退職共済年金額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該百分の十に相当する額をもつて退職共済年金控除額とする。

3 前二項の場合において、これらの規定による控除後の退職共済年金の額が控除調整下限額より少ないときは、控除調整下限額をもつて退職共済年金の額とする。

4 国民年金法の規定による老齢基礎年金又は障害基礎年金が支給される場合における前項の規定の適用については、同項中「控除調整下限額」とあるのは、「控除調整下限額から国民年金法の規定による老齢基礎年金又は障害基礎年金の額を控除した額」とする。

5 退職共済年金の受給権者(追加費用対象期間を有する更新組合員に限る。)が、遺族共済年金(その者が六十五歳に達しているものに限る。)その他の政令で定める年金である給付の支給を受けることができるときは、退職共済年金の額は、前各項の規定にかかわらず、当該退職共済年金の額及び当該支給を受けることができる政令で定めるところの額の総額を基礎として、これらの規定に準じて政令で定めるところにより算定した額とする。

6 前各項に定めるもののほか、追加費用対象期間を有する更新組合員に対する退職共済年金の額の算定に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十二條の次に次の一条を加える。
(追加費用対象期間を有する者に係る障害共済年金の額の特別)

第二十二條の二 追加費用対象期間を有する者に対する障害共済年金(新法第八十七條第二項に規定する公務等による障害共済年金を除く。以下この条において同じ。)の額(国民年金法の規定による障害基礎年金が支給される場合には、当該障害基礎年金の額を加えた額とする。)が控除調整下限額を超えるときは、障害共済年金の額は、新法第八十七條第一項及び第三項、新法第八十八條第一項並びに新法第九十條第一項及び第二項並びに前条の規定にかかわらず、これらの規定により算定した額(以下この項及び次項において「控除前障害共済年金額」という。)から控除前障害共済年金額を組合員期間の月数(当該月数が三百月未満であるときは、三百月)で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の月数を乗じて得た額(次項において「障害共済年金控除額」という)を控除した金額とする。

2 前項の規定による障害共済年金控除額が控除前障害共済年金額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該百分の十に相当する額をもつて障害共済年金控除額とする。

3 前二項の場合において、これらの規定による控除後の障害共済年金の額が控除調整下限額より少ないときは、控除調整下限額をもつて障害共済年金の額とする。

4 国民年金法の規定による障害基礎年金が支給される場合における前項の規定の適用については、同項中「控除調整下限額」とあるのは、「控除調整下限額から国民年金法の規定による障害基礎年金の額を控除した額」とする。

5 前各項に定めるもののほか、追加費用対象期間を有する者に対する障害共済年金の額の算定に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十七條の次に次の一条を加える。
(追加費用対象期間を有する者の遺族に係る遺族共済年金の額の特別)

第二十七條の二 追加費用対象期間を有する者の遺族に対する遺族共済年金(新法第九十九條の二第三項に規定する公務等による遺族共済年金を除く。以下この条において同じ。)の額(国民年金法の規定による老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金が支給される場合には、これらの年金である給付の額を加えた額とする。)が控除調整下限額を超えるときは、遺族共済年金の額は、

新法第九十九條の二第一項及び第二項、新法第九十九條の三並びに新法第九十九條第一項並びに前条の規定にかかわらず、これらの規定により算定した額(以下この項及び次項において「控除前遺族共済年金額」という。)から控除前遺族共済年金額を組合員期間の月数(新法第九十九條第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することに支給される遺族共済年金にあつては、当該月数が三百月未満であるときは、三百月)で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の月数を乗じて得た額(次項において「遺族共済年金控除額」という)を控除した金額とする。

2 前項の規定による遺族共済年金控除額が控除前遺族共済年金額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該百分の十に相当する額をもつて遺族共済年金控除額とする。

3 前二項の場合において、これらの規定による控除後の遺族共済年金の額が控除調整下限額より少ないときは、控除調整下限額をもつて遺族共済年金の額とする。

4 国民年金法の規定による老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金が支給される場合における前項の規定の適用については、同項中「控除調整下限額」とあるのは、「控除調整下限額から国民年金法の規定による老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金の額を控除した額」とする。

5 遺族共済年金の受給権者(追加費用対象期間を有する者の遺族である者に限る。)が、退職共済年金(その者が六十五歳に達しているものに限る。)その他の政令で定める年金である給付の支給を受けることができるときは、遺族共済年金の額は、前各項の規定にかかわらず、当該遺族共済年金の額及び当該支給を受けることができる政令で定めるところの額の総額を基礎として、これらの規定に準じて政令で定めるところにより算定した額とする。

6 前各項に定めるもののほか、追加費用対象期間を有する者の遺族に対する遺族共済年金の額の算定に関し必要な事項は、政令で定める。

第百一條 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部を次のように改正する。
第一條第一項第一号中「地方公務員等共済組合法」を「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号)第三條の規定による改正前の地方公務員等共済組合法」に改める。

第十三條の二第二項中(平成二十四年法律第 号)を削り、「新法第四十四條第二項」を「厚生年金保険法(昭和二十九年法律第十五号)第四十三條第一項」に改める。

第四十五條第一項中(昭和二十九年法律第十五号)を削る。

第九十六條第三項中「これを組合」の下に「指定都市職員共済組合」を加える。

第九十七條第二項を削る。
(地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

第百二條 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第八号)の一部を次のように改正する。

附則第十六條第八項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8 退職共済年金の支給を受ける者が追加費用対象期間(地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第十三條の二第二項に規定する追加費用対象期間をいう。以下同じ)を有する更新組合員等である場合における同条の規定の適用については、同項中「並びに前条」とあるのは、「前条並びに地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第八号)附則第十七條第一項及び第四項」とする。

附則第十七條の次に次の一項を加える。

3 退職共済年金の受給権者が前項各号に掲げる者であつて追加費用対象期間を有する更新組合員等である場合における地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第十三條の二の規定の適用については、同条第一項中「新法第八十條第一項」とあるのは、「新法第八十條第一項(同条第二項に定める金額について地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第八号)附則第十七條第二項の規定を適用する場合を含む。）」とする。

附則第二十一条第二項中「前項」を「前各項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第一項の次に次の五項を加える。

2 前項(第二号を除く。以下この項において同じ。)の規定の適用を受ける者のうち追加費用対象期間を有する更新組合員等に対する退職共済年金の額(国民年金法の規定による老齢基礎年金又は障害基礎年金が支給される場合には、これらの年金である給付の額を加えた額とする。)が控除調整下限額(地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第十三条の第二項に規定する控除調整下限額をいう。以下同じ。)を超えるときは、退職共済年金の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額から、その額(国民年金法の規定による老齢基礎年金が支給される場合には当該老齢基礎年金の額のうち組合員期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額を、同法の規定による障害基礎年金が支給される場合には当該障害基礎年金の額のうち組合員期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額)を加えた額とする。次項において「控除前退職共済年金額」という。を組合員期間の月数で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の月数を乗じて得た額(次項において「退職共済年金控除額」という。)を控除した金額とする。

3 前項の規定による退職共済年金控除額が控除前退職共済年金額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該百分の十に相当する額をもつて退職共済年金の額が控除調整下限額より少ないときは、控除調整下限額をもつて退職共済年金の額とする。

4 前二項の場合において、これらの規定による控除後の退職共済年金の額が控除調整下限額より少ないときは、控除調整下限額をもつて退職共済年金の額とする。

5 国民年金法の規定による老齢基礎年金又は障害基礎年金が支給される場合における前項の規定の適用については、同項中「控除調整下限額」とあるのは、「控除調整下限額から国民年金法の規定による老齢基礎年金又は障害基礎年金の額を控除した額」とする。

6 第一項(第二号を除く。)の規定の適用を受ける者のうち退職共済年金の受給権者(追加費用対象期間を有する更新組合員等である者に限る。)が、遺族共済年金(その者が六十五歳に達しているものに限る。)その他の政令で定める年金である給付の支給を受けることができるときは、退職共済年金の額は、第二項から前項までの規定にかかわらず、当該退職共済年金の額及び当該支給を受けることができる政令で定めるものの額の総額を基礎として、これらの規定に準じて政令で定めるところにより算定した額とする。

附則第二十九条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定によりその額が加算された遺族共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間に追加費用対象期間が含まれる場合における地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第二十七條の二の規定の適用については、同条第一項中「並びに前条」とあるのは、「前条並びに昭和六十年改正法附則第二十九條第一項」とする。

附則第三十条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「前条第三項」を「前条第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「第一項又は第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前二項の規定によりその額が加算された遺族共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間に追加費用対象期間が含まれる場合における地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第二十七條の二の規定の適用については、同条第一項中「並びに前条」とあるのは、「前条並びに昭和六十年改正法附則第三十条第一項及び第二項」とする。

附則第三十三条第一項中「新共済法第百十三條第三項」を「地方公務員等共済組合法第百十三條第四項」に、「新施行法」を「地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法」に改め、「支払われる長期給付」の下に「(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号。第一号において「平成二十四年一元化法」という。第三

条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法第七十四条各号に掲げる保険給付を含む。第一号において同じ。)」を加え、同項第一号中「新共済法」を「平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

附則第九十八條の次に次の三條を加える。

(追加費用対象期間を有する更新組合員等に対する退職年金等の額の特例)

第九十八條の二 追加費用対象期間を有する更新組合員等に対する退職年金又は減額退職年金の額(次項において「控除前退職年金等の額」という。)が控除調整下限額を超えるときは、退職年金又は減額退職年金の額は、附則第四十三條第一項及び第二項、附則第四十四條第一項及び第二項(附則第八十二條第一項においてその例による場合を含む。)、附則第四十五條第一項(附則第八十三條第一項においてその例による場合を含む。)、附則第六十三條第一項及び第二項、附則第六十四條第一項、附則第六十六條第一項、附則第七十二條第一項及び第二項、附則第七十三條第一項、附則第七十五條第一項、附則第八十六條第一項、附則第八十七條第一項及び第二項並びに附則第九十七條第一項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した額から、その額を当該退職年金又は減額退職年金の額の算定の基礎となつている組合員期間の年数で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の年数を乗じて得た額(次項において「退職年金等控除額」という。)を控除した金額とする。

2 前項の規定による退職年金等控除額が控除前退職年金等の額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該百分の十に相当する額をもつて退職年金等控除額とする。

3 前二項の場合において、これらの規定による控除後の退職年金又は減額退職年金の額が控除調整下限額より少ないときは、控除調整下限額をもつて退職年金又は減額退職年金の額とする。

4 追加費用対象期間を有する更新組合員等に対する退職年金又は減額退職年金の額について附則第四十三條第四項、附則第四十四條第五項、附則第四十五條第三項、附則第六十三條第四項、附則第六十四條第四項、附則第六十六條第三項、附則第七十二條第四項、附則第七十三條第四項、附則第七十五條第三項、附則第八十六條第四項、附則第八十七條第五項又は前条第一項の規定を適用する場合において、これらの規定により算定した額が控除調整下限額を超えるときは、退職年金又は減額退職年金の額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により算定した額から、追加費用対象期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額の百分の二十七に相当する額を控除した金額とする。

5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定による退職年金又は減額退職年金の額について準用する。

6 退職年金又は減額退職年金の受給権者(追加費用対象期間を有する更新組合員等である者に限る。)が、退職共済年金その他の政令で定める年金である給付の支給を受けることができるときは、退職年金又は減額退職年金の額は、前各項の規定にかかわらず、当該退職年金又は減額退職年金の額及び当該支給を受けることができる政令で定めるものの額の総額を基礎として、これらの規定に準じて政令で定めるところにより算定した額とする。

7 前各項に定めるところのほか、追加費用対象期間を有する更新組合員等に対する退職年金又は減額退職年金の額の算定に必要事項は、政令で定める。

(追加費用対象期間を有する者に對する障害年金の特例)

第九十八條の三 追加費用対象期間を有する者に對する障害年金(公務による障害年金を除く。以下この条において同じ。)の額が控除調整下限額を超えるときは、障害年金の額は、附則第四十八條第二項、附則第六十七條第一項、附則第七十六條第一項及び附則第九十七條第一項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した額から、その額を組合員期間の年数で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の年数を乗じて得た額を控除した金額とする。

第二号第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号を第三号とし、第六号を第四号とし、同条第七号中「第百三条」を「第六十一条」に改め、同号を同条第五号とする。

第三号第一項第四号中「第四十一条第一項」を「第四十五条」に、「第五十八條第一項」を「第四十九條」に、「第七十六條第一項」を「第五十四條第一項」に改める。

第四号第一項第二号中「第四十一条第一項」を「第四十五条」に、「第五十八條第一項」を「第四十九條」に改める。

第五号第一項第三号中「第四十一条第一項」を「第四十五条」に、「第五十八條第一項」を「第四十九條」に、「第七十六條第一項」を「第五十四條第一項」に改める。

第八号第一項中「第五号第一項」を「第五十四條第一項」に、「同条第五項」を「同条第四項」に、「同条第六項」を「同条第五項」に、「同条第七項」を「同条第六項」に改め、同条第三項中「第十一条第一項」を「第十条第一項」に改める。

第十一条第一項中「第十三条」を「第十二条」に改め、同条第二項中「又は共済年金各法による退職共済年金(第十四条第一項第一号において「退職共済年金」という。を削り、「第一条第七号」を「第二条第五号」に改め、「又は退職共済年金」を削り、同条第四項中「第二条第七号」を「第二条第五号」に改め、第六章第二節第一款中同条を第十号とする。

第十二条第一項ただし書中「第十六条第二項第一号イ」を「第十五条第二項第一号イ」に、「第十七条第二項第一号イ」を「第十六条第二項第一号イ」に、「第五条第三項」を「第五条第二項」に改め、同条を第十一条とする。

第十三条第一項中「第十一条第一項」を「第十条第一項」に改め、同条を第十二条とする。

第十四条第一項第一号中「又は退職共済年金(以下この条において「老齢厚生年金等」という。を削り、「第一条第二項」を「第十条第二項」に改め、(当該受給権者が二以上の老齢厚生年金等の受給権を有しているときは、一の老齢厚生年金等の受給権を有しているものとしてそれぞれ計算した額のうち最も高いものを)、を削り、同項第二号中「第一条第三項」を「第十条第三項」に改め、同項第三号中「又は共済年金各法による障害共済年金」を削り、「障害給付」を「障害厚生年金」に改め、同条第二項第一号中「老齢厚生年金等」を「老齢厚生年金」に、「被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者(以下「被用者年金被保険者等」という。を「厚生年金保険の被保険者」に改め、「月数」の下に「を合算した月数」を加え、同項第三号イ中「公的年金各法」を「公的年金に関する法律」に、「被用者年金各法」を「厚生年金保険法」に、「第百二条第一項」を「第六十条第一項」に、「第百六条」を「第六十六条」に、「附則第三十四条」を「附則第二十一条」に改め、組合員又は加入者」を削り、「公的年金被保険者等」を「公的年金被保険者」に改め、同号イ(1)中「障害給付」を「障害厚生年金」に、「被用者年金被保険者等」を「厚生年金保険の被保険者」に改め、同号イ(2)中「障害給付」を「障害厚生年金」に改め、「国家公務員共済組合法第八十二条第四項、地方公務員等共済組合法第八十七条第五項又は私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第八十二条第四項」を削り、同号イ(3)中「障害給付」を「障害厚生年金」に改め、同号ロ中「公的年金被保険者等」を「公的年金被保険者」に、「障害給付」を「障害厚生年金」に改め、同条第四項中「被用者年金被保険者等」を「厚生年金保険の被保険者」に、法律によって組織された共済組合(以下「共済組合」という。)の組合員又は私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者(以下「私学共済制度の加入者」という。)であった期間については、当該共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団(第三十二条第八項及び第一項第一項において「共済組合」という。を「厚生年金保険法第二十一条第一項第二号厚生年金被保険者期間(以下「第一号厚生年金被保険者期間」という。))については国家公務員共済組合連合会の確認を、同項第三号に規定する第二号厚生年金被保険者期間(以下「第二号厚生年金被保険者期間」という。))については地方公務員共済組合の確認を、同項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者期間(以下「第四号厚生年金被保険者期間」という。))については日本私立学校振興・共済事業団に改め、第六章第二節第二款中同条を第十三条とし、第十五条を第十四条とする。

第十六条第一項中「第十二条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同条第二項第一号中「第十四条第二項第三号イ」を「第十三条第二項第三号イ」に改め、同項第二号中「第十四条第二項第三号ロ」を「第十三条第二項第三号ロ」に改め、同条を第十五条とする。

第十七条第一項中「第十一条第一項」を「第十条第一項」に、「第十三条」を「第十二条」に改め、同条第二項第一号中「第十四条第二項第三号イ」を「第十三条第二項第三号イ」に改め、同項第二号中「第十四条第二項第三号ロ」を「第十三条第二項第三号ロ」に改め、同条第四項中「被用者年金各法による死亡を支給事由とする年金たる給付」及び「遺族厚生年金等」を「遺族厚生年金」に改め、同条を第十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

第十七条 削除

第十八条第一項中「第十一条第一項」を「第十条第一項」に改め、同条第二項中「同条第七号」を「同条第五号」に改める。

第十九条第一項ただし書中「第十二条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同条第二項中「第十六条第一項」を「第十五条第一項」に改める。

第二十条第一項ただし書中「第十三条第一項」を「第十二条第一項」に改め、同項第四号中「第十一条第一項」を「第十条第一項」に改め、同条第二項中「第十八条の二」を「第十八条の三」に、「第十八条の三」を「第十八条の四」に改め、同条第三項中「第十七条」を「第十六条」に改める。

第二十一条中「第十四条第四項」を「第十三条第四項」に、「厚生年金保険の被保険者期間以外の被用者年金被保険者等であった期間」を「第二号厚生年金被保険者期間、第三号厚生年金被保険者期間及び第四号厚生年金被保険者期間」に改める。

第二十四条第一項第一号及び第二号中「から第五号まで」を「及び第四号」に改め、同項第三号中「及び第五号」を削り、同項第五号を削る。

第二十五条第一項中「厚生労働大臣」を「政令で定めるところにより、厚生年金保険法第二条の五第一項に規定する実施機関(以下この条において「実施機関」という。))に改め、同条第三項中「厚生労働大臣」を「当該実施機関」に改め、同条第四項中「若しくは共済組合の組合員若しくは私学共済制度の加入者となったとき」を削る。

第二十六条中「又は第五号のいずれか」を削る。

第二十八条第一項中「第三十五条第一項」を「第三十八条第一項」に改め、同条第二項中「次条第二項」の下に「第三十六条」を加え、「第三十六条第一項第二号」を「第三十九条第一項第二号」に改める。

第二十九条第一項中「第三十六条第一項」を「第三十九条第一項」に改め、同条第二項中「第三十六条第一項第二号」を「第三十六条及び第三十九条第一項第二号」に改める。

第三十条第一項中「第三十七条第一項」を「第四十条第一項」に改め、同条第二項中「第三十七条第二号」を「第三十七条及び第四十条第一項第二号」に改める。

第三十一条第二項中「被保険者期間であつて政令で定めるところの月数」を「被保険者期間であつて政令で定めるところの月数を合算した月数」に改め、同条第四項中「その厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した日」の下に「(厚生年金保険法第十四条第二号から第四号までのいずれかに該当するに至つた日)であつては、その日」を加える。

第三十二条第一項ただし書中「被用者年金被保険者等」を「厚生年金保険の被保険者」に改め、同条第二項第一号中「公的年金被保険者等」を「公的年金被保険者」に改め、同号イ中「被用者年金被保険者等」を「厚生年金保険の被保険者」に改め、同項第二号中「公的年金被保険者等」を「公的年金被保険者」に改め、同条第八項中「被用者年金被保険者等であった期間のうち、共済組合の組合員又は私学共済制度の加入者であった期間については、当該共済組合等」を「厚生年金保険の被保険者であつた期間のうち、厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間(以下「第一号厚生年金被保険者期間」という。))については国家公務員共済組合連合会の確認を、第二号厚生年金被保険者期間(以下「第二号厚生年金被保険者期間」という。))については地方公務員共済組合の確認を、第三号厚生年金被保険者期間(以下「第三号厚生年金被保険者期間」という。))については日本私立学校振興・共済事業団」に改める。

第三十三条第一項中「第三十九条」を「第四十三条」に、「第四項」を「第三項」に改め、同項ただし書中「被用者年金被保険者等」を「厚生年金保険の被保険者」に改め、同条第二項第一号イ中「被用者年金被保険者等」を「厚生年金保険の被保険者」に改め、同条第五項中「第十七条の」を「第十六条の」に、「第十七条第一項」を「第十六条第一項」に改める。

第三十四条中「退職」を削る。

第八章第二節から第四節までを削る。

第四十一条第一項中「第二十条の三第四項」を「第二十条の二第四項」に、「第二十条の七第一項」を「第二十条の六第一項」に改め、同条第二項を削り、第八章第一節中同条を第四十五条とする。

第四十条第一項を削り、同条第二項中「第三十七条第八項」を「第四十条第八項」に、「第三十五条第二項」を「第三十八条第二項」に、「第三十六条第二項」を「第三十九条第二項」に、「この項」を「この条」に、「厚生年金保険の被保険者期間以外の被用者年金被保険者等であった期間」を「第二号厚生年金被保険者期間、第三号厚生年金被保険者期間及び第四号厚生年金被保険者期間」に改め、同項を同条とし、第七章第五節中同条を第四十四条とし、同節を同章第六節とする。

第三十九条中「前二節」を「前三節」に改め、第七章第四節中同条を第四十三条とする。

第三十八条中「前二節」を「前三節」に改め、同条を第四十二条とし、第七章第四節を同章第五節とする。

第三十七条第一項第一号中「失踪」を「失踪」に改め、同条第八項第四号中「第十七条」を「第十六条」に改め、同項第五号中「第十七条第一項」を「第十六条第一項」に改め、第七章第三節中同条を第四十条とし、同条の次に次の一条を加える。

(発効日前の障害又は死亡に係る二以上の種別の被保険者であった期間を有する者の障害厚生年金等の特別)

第四十一条 第三十五条の規定は第三十八条第一項の規定により支給する障害厚生年金について、第三十六条の規定は第三十九条第一項の規定により支給する遺族厚生年金について、それぞれ準用する。

第三十六条を第三十九条とし、第三十五条を第三十八条とし、第七章第三節を同章第四節とする。

第七章第二節の次に次の一節を加える。

第三節 二以上の種別の被保険者であった期間を有する者の特別

(二以上の種別の被保険者であった期間を有する者の特別)

第三十五条 相手国期間中に初診日のある傷病による障害を有する者であつて、当該障害に係る障害認定日において第一号厚生年金被保険者期間、第二号厚生年金被保険者期間、第三号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間のうち二以上の被保険者の種別(厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者、同項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者、同項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者又は同項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者のいずれであるかの区別をいう。以下同じ)の被保険者であった期間を有する者(以下二以上の種別の被保険者であった期間を有する者)という。であるものに第二十八条第二項の規定により支給する障害厚生年金に関する事務は、政令で定めるところにより、当該障害に係る障害認定日その他の政令で定める日における被保険者の種別に応じて、同法第二条の五第一項各号に定める者が行う。

(一以上の種別の被保険者であった期間を有する者に係る障害手当金の特別)

第三十六条 相手国期間中に初診日のある傷病による障害を有する者であつて、当該障害に係る障害認定日において二以上の種別の被保険者であった期間を有する者であるものに第二十九条第二項の規定により支給する障害手当金に関する事務は、政令で定めるところにより、当該障害に係る障害認定日その他の政令で定める日における被保険者の種別に応じて、厚生年金保険法第二条の五第一項各号に定める者が行う。

(二以上の種別の被保険者であった期間を有する者に係る遺族厚生年金の特別)

第三十七条 相手国期間中に初診日のある傷病により当該傷病に係る初診日から起算して五年を経過する日前に死亡した者又は相手国期間中に死亡した者であつて、当該死亡した日において二以上の種別の被保険者であった期間を有する者であるものに第三十条第二項及び第三項の規定により支給する遺族厚生年金に関する事務は、政令で定めるところにより、当該死亡した日その他の政令で定める日における被保険者の種別に応じて、厚生年金保険法第二条の五第一項各号に定める者が行う。

第五十五条第一項中「第十四条第四項」を「第十三条第四項又は」に、「第三十七条第八項」を「第四十条第八項」に、「第三十五条第二項」を「第三十八条第二項」に、「第三十六条第二項」を「第三十九条第二項」に改め、「又は第八十二条第八項(第八十三条第六項(第八十七条第六項)において準用する場合を含む)」、第八十五条第二項及び第八十六条第二項において準用する場合を含む)を削り、「国共済組合員期間」を「第二号厚生年金被保険者期間」に改め、同条第二項を削り、第八章第五節中同条を第四十六条とし、第五十六条を第四十七条とし、第五十七条を第四十八条とする。

第五十八条第二項を削り、第九章第一節中同条を第四十九条とする。

第九章第二節から第四節までを削る。

第七十二条第一項中「第十四条第四項」を「第十三条第四項又は」に、「第三十七条第八項」を「第四十条第八項」に、「第三十五条第二項」を「第三十八条第二項」に、「第三十六条第二項」を「第三十九条第二項」に改め、「又は第八十二条第八項(第八十三条第六項(第八十七条第六項)において準用する場合を含む)」、第八十五条第二項及び第八十六条第二項において準用する場合を含む)を削り、「地共済組合員期間」を「第三号厚生年金被保険者期間」に改め、同条第二項を削り、第九章第五節中同条を第五十条とし、第七十三条を第五十一条とし、第七十四条を第五十二条とし、第七十五条を第五十三条とする。

第九章第五節を同章第二節とする。

第七十六条第一項中「教職員等(私学共済法第十四条第一項に規定する教職員等をいう。次項において同じ)」を「私学共済法第十四条第一項に規定する教職員等」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、「及び長期給付」を削り、「私学共済制度の加入者」を「私学共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者(次項において「私学共済制度の加入者」という)」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「次に掲げる者」を「第一項の規定により私学共済法の短期給付に関する規定を適用しないこととされた私学共済制度の加入者」に改め、「それぞれ」を削り、同項各号を削り、同項を同条第三項とし、第十章第一節中同条を第五十四条とする。

第十章第二節から第四節までを削る。

第九十条第一項中「第十四条第四項」を「第十三条第四項又は」に、「第三十七条第八項」を「第四十条第八項」に、「第三十五条第二項」を「第三十八条第二項」に、「第三十六条第二項」を「第三十九条第二項」に改め、「第五十条第二項及び第五十一条第二項において準用する場合を含む)」、第六十五条第六項(第六十九条第六項)において準用する場合を含む)及び第六十八条第二項において準用する場合を含む)を削り、「私学共済加入者期間」を「第四号厚生年金被保険者期間」に改め、同条第二項を削り、第十章第五節中同条を第五十五条とし、第九十一条を第五十六条とし、第九十二条を第五十七条とする。

第十章第五節を同章第二節とする。

第十一章を削る。

第一百零一条第一項第四号中「第九十一条」を「第九十一条第一項」に改め、第十二章中同条を第五十条とする。

第一百零一条第一項中「共済組合等」の下に「法律によつて組織された共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団をいい、」を加え、同条を第五十九条とする。

第二百一十二条第一項中「公的年金各法」を「公的年金に関する法律」に改め、同条を第六十条とし、
第二百一十二条を第六十一条とする。

第二百一十三条の二第一項第三号中「第三十七条第三項」を「第四十条第三項」に改め、同項第四号から第六号までを削り、同項第七号中「前各号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同条を第六十二条とする。

第二百一十三条の三を第六十三条とし、第二百一十四条を第六十四条とし、第二百五条を第六十五条とする。
第二百一十六条中「公的年金各法」を「公的年金に関する法律」に改め、同条を第六十六条とする。
第十二章を第十一章とする。

附則第五條中「被用者年金被保険者等」を「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第八十七條の規定による改正前の国民年金法第五條第一項に規定する被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者」に改める。

附則第六條中「第一條第一項」を「第十條第一項」に改める。

附則第十三條及び第十六條中「第七章第四節」を「第七章第五節」に改める。

附則第十八條を次のように改める。

第十八條 削除

附則第十九條から第三十一條までを削る。

附則第三十二條を附則第十九條とし、附則第三十三條を附則第二十條とする。
附則第三十四條中「附則第三十二條」を「附則第十九條」に、「公的年金各法」を「公的年金に関する法律」に改め、同条を附則第二十一條とし、附則第三十五條を附則第二十二條とする。

（特別会計に関する法律の一部改正）

附則第七條 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。
附則第二十二條第一項を次のように改める。

当分の間、基礎年金勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合には、当該剰余金のうち、基礎年金給付費、国民年金勘定及び厚生年金勘定への繰入金並びに年金保険者たる共済組合等（第一百十一條第一項第一号に規定する年金保険者たる共済組合等をいう。第三項において同じ。）への交付金の財源に充てるために必要な金額を、積立金として積み立てるものとする。

附則第二十二條第四項を同条第六項とし、同条第三項中「第一項の」を「同勘定に所属する」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項の」を「基礎年金勘定に所属する」に、「同項の」を「同勘定に所属する」に、「基礎年金勘定」を「同勘定」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 基礎年金勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上不足を生じた場合その他政令で定める場合には、政令で定めるところにより、同勘定に所属する積立金から補足するものとする。

3 基礎年金勘定に所属する積立金は、基礎年金給付費、国民年金勘定及び厚生年金勘定への繰入金並びに年金保険者たる共済組合等への交付金の財源に充てるために必要がある場合には、予算で定める金額を限り、基礎年金勘定の歳入に繰り入れることができる。

附則第八條 特別会計に関する法律の一部を次のように改正する。

第二百一十一條第一項第一号ロ中「第五條第十項」を「第五條第九項」に、「年金保険者たる共済組合等」を「実施機関たる共済組合等」に改め、同項第二号ハ中「年金保険者たる共済組合等」を「実施機関たる共済組合等」に改め、同条第三項第一号イ中「厚生年金保険事業」を「厚生年金保険の実施者たる政府に係る厚生年金保険事業」に改め、同号中ヲをワとし、ロからルまでをハからラまでとし、イの次に次のように加える。

ロ 実施機関（厚生年金保険法第二條の五第一項に規定する実施機関をいい、厚生労働大臣を除く。以下この節において同じ。）からの拠出金

第二百一十一條第三項第二号イ中「厚生年金保険事業」を「厚生年金保険の実施者たる政府に係る厚生年金保険事業」に改め、同号中ホをへとし、ロからニまでをハからホまでとし、イの次に次のように加える。

ロ 実施機関への交付金

第二百一十一條第六項第二号イ中「厚生年金保険事業」を「厚生年金保険の実施者たる政府に係る厚生年金保険事業」に改め、同号ロ中「日本年金機構」を「実施機関及び日本年金機構」に改める。
第二百一十三條第二項中「厚生年金保険事業」を「厚生年金保険の実施者たる政府に係る厚生年金保険事業」に改める。

第二百一十四條第一項第一号中「管掌者たる政府又は各年金保険者たる共済組合等」を「実施者たる政府又は各実施機関たる共済組合等」に改め、同条第二項中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改め、同条第六項中「厚生年金保険事業」を「厚生年金保険の実施者たる政府に係る厚生年金保険事業」に改める。

第二百一十六條第一項及び第四項中「厚生年金保険事業」を「厚生年金保険の実施者たる政府に係る厚生年金保険事業」に改める。

第二百一十條第一項中「各年金保険者たる共済組合等」を「各実施機関たる共済組合等」に改め、同条第二項第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 毎会計年度実施機関から厚生年金勘定に受け入れた金額が、当該年度における厚生年金保険法第八十四條の五第一項の規定により実施機関から受け入れるべき金額に対して超過し、又は不足する場合

附則第二十二條第一項及び第三項中「年金保険者たる共済組合等」を「実施機関たる共済組合等」に改める。

附則第二十四條第一項中「厚生年金保険法附則第十八條第一項の規定による拠出金並びに」を削り、「次項第二号」を「次項」に、「附則第十九條及び第二十條」を「附則第二十條」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 第二百一十條第一項の規定は、毎会計年度平成八年厚生年金等改正法附則第二十條の規定により平成八年厚生年金等改正法附則第三十二條第二項に規定する存続組合から厚生年金勘定に受け入れた金額が、当該年度において平成八年厚生年金等改正法附則第二十條の規定による納付金の金額に対して超過し、又は不足する場合について準用する。

（特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

附則第九條 附則第七條の規定による改正後の特別会計に関する法律附則第二十二條第一項及び第二項の規定は、平成二十四年度の決算から適用する。

附則第十條 附則第八條の規定による改正後の特別会計に関する法律の規定は、平成二十七年の予算から適用し、平成二十六年の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。

（健康保険法の一部改正）

附則第八條第四項中「厚生年金保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法に基づき老齢又は退職を支給事由とする年金である給付」を「又は厚生年金保険法による老齢を支給事由とする年金たる給付」に改める。

附則第十條中「附則第二十二條の三第二項」を「附則第二十二條の二第二項」に改める。

（障害共済年金が支給される者の特例）

附則第四十一條第一項の規定により障害共済年金が支給される者又は附則第六十五條第一項の規定により障害共済年金が支給される者に係る前条の規定による改正後の健康保険法第八條の規定の適用については、同条第二項中「障害厚生年金の支給」とあるのは「障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第四十一條第一項の規定による障害共済年金（以下この項及び第五項において「国家公務員障害共済年金」という。）若しくは同法附則第六十五條第一項の規定による障害共済年金

金(以下この項及び第五項において「地方公務員障害共済年金」という。)の支給」と、「障害厚生年金の額」とあるのは「障害厚生年金又は国家公務員障害共済年金若しくは地方公務員障害共済年金の額」と、「障害厚生年金」とあるのは「障害厚生年金又は国家公務員障害共済年金若しくは地方公務員障害共済年金」と、「同条第五項中「障害厚生年金」とあるのは「障害厚生年金若しくは国家公務員障害共済年金若しくは地方公務員障害共済年金」とする。

第百十三条 船員保険法の一部改正

第七十条 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。
第七十条第四項中「厚生年金保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)に基づく老齢又は退職を支給事由とする年金である給付」を「又は厚生年金保険法による老齢を支給事由とする年金たる給付」に改める。
附則第二条中「附則第二十条の四」を「附則第二十条の三」に改める。

第百十四条 附則第四十一条の規定により障害共済年金若しくは遺族共済年金が支給される者

又は附則第六十五条第一項の規定により障害共済年金若しくは遺族共済年金が支給される者に係る前条の規定による改正後の船員保険法(以下この条において「改正後船員保険法」という。)の規定の適用については、改正後船員保険法第七十条第二項中「障害厚生年金の支給」とあるのは「障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号)附則第四十一条第一項の規定による障害共済年金(以下「国家公務員障害共済年金」という。)若しくは同法附則第六十五条第一項の規定による障害共済年金(以下「地方公務員障害共済年金」という。)の支給」と、「障害厚生年金の額」とあるのは「障害厚生年金又は国家公務員障害共済年金若しくは地方公務員障害共済年金の額」と、「障害厚生年金」とあるのは「障害厚生年金又は国家公務員障害共済年金若しくは地方公務員障害共済年金」と、「同条第五項中「障害厚生年金」とあるのは「障害厚生年金若しくは国家公務員障害共済年金若しくは地方公務員障害共済年金」と、改正後船員保険法第八十六条第二項及び第八十九条中「障害厚生年金」とあるのは「障害厚生年金又は国家公務員障害共済年金若しくは地方公務員障害共済年金」と、改正後船員保険法第九十条第四項中「遺族厚生年金」とあるのは「遺族厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第四十一条第一項の規定による遺族共済年金若しくは同法附則第六十五条第一項の規定による遺族共済年金」とする。

第百十五条 労働者災害補償保険法の一部改正

別表第一第三号中「及び当該同一の事由により国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第一百八十八号)、地方公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第一百五十二号)又は私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の規定による障害共済年金又は遺族共済年金が支給される場合」を削る。

第百十六条 労働者災害補償保険法の一部改正に伴う経過措置

前条の規定による改正後の労働者災害補償保険法別表第一第三号の規定の適用については、当分の間、同号中「規定する場合」とあるのは、「規定する場合及び当該同一の事由により被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号)附則第四号第三号に規定する改正前国共済法、同条第六号に規定する改正前地共済法又は同条第九号に規定する改正前私学共済法の規定による障害共済年金又は遺族共済年金が支給される場合」とする。

第百十七条 附則第四十一条の規定により障害共済年金若しくは遺族共済年金が支給される者

又は附則第六十五条第一項の規定により障害共済年金若しくは遺族共済年金が支給される者に係る附則第一百五十五条の規定による改正後の労働者災害補償保険法(以下この条において「改正後労災保険法」という。)の規定の適用については、改正後労災保険法第十四条第二項中「障害厚生年金」と

あるのは「障害厚生年金若しくは被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号)附則第四十一条第一項の規定による障害共済年金(以下「国家公務員障害共済年金」という。)若しくは同法附則第六十五条第一項の規定による障害共済年金(以下「地方公務員障害共済年金」という。))と、改正後労災保険法別表第一第一号(イ及びロ以外の部分に限る)中「障害厚生年金」とあるのは「障害厚生年金若しくは国家公務員障害共済年金若しくは地方公務員障害共済年金」と、「遺族厚生年金」とあるのは「遺族厚生年金若しくは被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第四十一条第一項の規定による遺族共済年金(以下「国家公務員遺族共済年金」という。))若しくは同法附則第六十五条第一項の規定による遺族共済年金(以下「地方公務員遺族共済年金」という。))と、同号イ中「障害厚生年金」とあるのは「障害厚生年金又は国家公務員障害共済年金若しくは地方公務員障害共済年金」と、同号ロ中「遺族厚生年金」とあるのは「遺族厚生年金」と、「国家公務員障害共済年金」とあるのは「国家公務員遺族共済年金」と、「地方公務員障害共済年金」とあるのは「地方公務員遺族共済年金」と、「同表第二号中「又は遺族厚生年金」とあるのは「若しくは遺族厚生年金若しくは地方公務員遺族共済年金」とする。

第百十八条 削除

(旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の一部改正)
第百十九条 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(昭和二十五年法律第二百五十六号)の一部を次のように改正する。
第五条第三項中「ついでには、」の下に「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号)第二条の規定による改正前の」を加える。
(社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部改正)
第百二十条 社会保険審査官及び社会保険審査会法(昭和二十八年法律第二百六号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第九十条(の下に「同条第二項及び第六項を除き、」を加える。
第十九条及び第三十二条第二項中「第九十一条」を「第九十一条第一項」に改める。
(株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の一部改正)
第百二十一条 株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律(昭和二十九年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)第七十二条第一項(長期給付の種類等)、国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第一百二十九号)第三条(施行日前に給付事由が生じた給付の取扱)、地方公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第五十二号)第七十四条(長期給付の種類)を「厚生年金保険法(昭和二十九年法律第五十五号)第三十二条(保険給付の種類)に規定する保険給付(政府から給されるものを除く)並びに国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第二百二十九号)第三条(施行日前に給付事由が生じた給付の取扱)に改め、」私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)第二十条第二項(長期給付)を削る。
(株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の一部改正に伴う経過措置)
第百二十二条 附則第三十七号第一項に規定する年金である給付及び附則第四十一条第一項の規定による年金たる給付並びに附則第七十九条に規定する年金である給付は、株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の規定(沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)第十九条第五項において準用する場合を含む)の適用については、前条の規定による改正後の株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律第二十一条に規定する恩給等とみなす。

(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部改正)
第百三十三条 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「第五条第二項」を「第五条第一項」に改め、同条第三項中「附則第八条第二項各号に掲げる期間」を「附則第八条第二項に規定する厚生年金保険の被保険者期間」に改める。(介護保険法の一部改正)

第百三十四条 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)の一部を次のように改正する。

第百三十一条中「厚生年金保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法若しくは私立学校教職員共済法に基づく老齢若しくは退職」を「又は厚生年金保険法による老齢」に改める。附則第八条中「附則第二十条の三第二項」を「附則第二十条の二第二項」に、「附則第二十条の八第一項」を「附則第二十条の七第一項」に改める。

(国家公務員法等の一部を改正する法律の一部改正)
第百三十五条 国家公務員法等の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

附則第五條第二項中「地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)附則第十八条の二第一項第一号」を「厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)附則第七條の三第一項第四号」に改める。
(国と民間企業との間の人事交流に関する法律の一部改正)
第百三十六條 国と民間企業との間の人事交流に関する法律(平成十一年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

第十四条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。
3 交流派遣職員に関する国家公務員共済組合法第百二条の規定の適用については、同条第一項中「各省各庁の長(環境大臣を含む)、特定独立行政法人又は労働組合は、それぞれ第九十九条第二項(同条第六項から第八項までの規定により読み替えて適用する場合を含む)及び第九十九条第二項第七項及び第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む)並びに」とあるのは「国と民間企業との間の人事交流に関する法律(平成十一年法律第二百二十四号)第七條第三項に規定する派遣先企業(以下この条において「派遣先企業」という。)は」と、同条第四項中「第九十九条第二項第三号に掲げる費用及び同条第五項(同条第七項及び第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む)以下この項において同じ)の規定により負担することとなる費用(同条第五項の規定により負担することとなる費用にあつては、長期給付(基礎年金拠出金を含む)に係るものに限る)並びに厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法」と、同条第五項中「国、特定独立行政法人又は労働組合」とあるのは「派遣先企業」とする。

第十四条第四項を削る。
第二十六条第一項中「第十四条第四項中」とし、その他の職員については、これらに準ずる給与として」とあるのは「として」と、「に相当するもの」とあるのは「として政令で定めるものに相当するもの」とを削る。
(公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の一部改正)
第百三十七條 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第七條第三項を次のように改める。
3 派遣職員に関する地方公務員等共済組合法の規定の適用については、同法第百十三條第二項各号列記以外の部分中「地方公共団体(市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県以下この条において同じ)」とあるのは「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第五十号)第二条第三項に規定する派遣先団体(以下「派遣先団体」と

いう。）」と、同項各号中「地方公共団体」とあり、並びに同法第百十六條第一項中「地方公共団体の機関、特定地方独立行政法人又は職員団体」とあり、及び「地方公共団体、特定地方独立行政法人又は職員団体(第三項において「地方公共団体等」という。）」とあるのは「派遣先団体」と、同項中「第百十三條第二項(同条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む)又は同条第四項及び第五項並びに」とあるのは「第百十三條第二項及び」と、同条第三項中「第百十三條第四項第二号に掲げる費用及び同条第五項に規定する費用(長期給付に係るものに限る)並びに厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法」と、「地方公共団体等」とあるのは「派遣先団体」とする。
(確定給付企業年金法の一部改正)
第百三十八條 確定給付企業年金法(平成十三年法律第五十号)の一部を次のように改正する。
第二条第三項を次のように改める。
3 この法律において「厚生年金保険の被保険者」とは、厚生年金保険の被保険者(厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者又は同項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者)に限る。をいう。
第三条第一項、第四条第三号、第五条第三項、第六条第二項、第十一條第四号及び第五号、第二十五條、第二十六條第三号、第二十七條第四号、第七十四條第二項、第七十七條第三項並びに第八十四條第一項中「被用者年金被保険者等」を「厚生年金保険の被保険者」に改める。
第百三十三條第六項中「第百三十三條の二」を「第百三十三條の二の二」に改める。
第百三十三條第二項中「第九十一條から第九十一條の三まで」を「第九十一條第一項、第九十一條の二、第九十一條の三」に改める。
第百三十四條第三項中「積立金」を「特別会計積立金」に改める。
第百三十七條第四項中「被用者年金被保険者等」を「厚生年金保険の被保険者」に改める。
附則第三條第一項中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。
(旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部改正)
第百三十九條 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律(平成十三年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。
附則第十條第一項を削り、同条第二項中「厚生年金保険法」の下に「昭和二十九年法律第百十五号」を加え、「平成八年改正前の共済法」を「厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号)以下この条において「平成八年厚生年金等改正法」という。第二條の規定による改正前の国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)次項において「平成八年改正前の共済法」という。に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とする。
(確定拠出年金法の一部改正)
第百四十條 確定拠出年金法(平成十三年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。
第二条第六項を次のように改める。
6 この法律において「厚生年金保険の被保険者」とは、六十歳未満の厚生年金保険の被保険者(厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者(以下「第一号厚生年金被保険者」という。))又は同項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者(以下「第四号厚生年金被保険者」という。)に限る。をいう。
第三条第一項中「被用者年金被保険者等」を「厚生年金保険の被保険者」に、「前条第八項各号に掲げる者」を「第一号厚生年金被保険者又は第四号厚生年金被保険者」に改め、同条第三項第六号中「被用者年金被保険者等」を「厚生年金保険の被保険者」に改める。
第四条第一項第二号及び第三項並びに第五条第二項及び第四項中「被用者年金被保険者等」を「厚生年金保険の被保険者」に改める。
第九条第一項中「被用者年金被保険者等」を「厚生年金保険の被保険者」に、「第二條第六項各号に掲げる者」を「第一号厚生年金被保険者又は第四号厚生年金被保険者」に改め、同条第二項中「被用者年金被保険者等」を「厚生年金保険の被保険者」に改める。

第十條第三号、第十一條第四号及び第四十六條第一項中「被用者年金被保険者等」を「厚生年金被保険者の被保険者」に改める。

第六十二條第三項第八号中「法律によつて組織された共済組合の組合員又は私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者」を「厚生年金被保険法第二條の五第一項第二号に規定する第三号厚生年金被保険者、同項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者又は第四号厚生年金被保険者」に改める。

第百四十一條 独立行政法人農業技術研究機構法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

附則第六條の前の見出しを削り、同条に見出しとして「推進機構の役員であつた組合員に係る国家公務員共済組合法の規定の適用の特例」を付し、同条第三項を削る。

附則第七條に見出しとして「（推進機構の役員であつた被保険者に係る厚生年金被保険法の規定の適用の特例）を付し、同条第一項から第六項までを削り、同条第七項中「推進機構の役員であつた組合員のうち、厚生年金被保険期間及び組合員期間」を「施行日の前日において厚生年金基金（推進機構の事業所又は事務所を厚生年金被保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第百十七條第三項に規定する設立事業所とする厚生年金基金をいう。以下この条において同じ。）の加入員である厚生年金被保険の被保険者であつた者（推進機構の役員又は職員であつた者に限る。）で施行日に農林水産省共済組合の組合員となつた者（研究機構の役員又は職員となつた者に限る。）のうち、施行日以前の厚生年金被保険の被保険者期間（厚生年金基金の加入員である厚生年金被保険の被保険者であつた期間）（推進機構の役員又は職員であつた期間に限る。）に係るものに限る。）及び国家公務員共済組合の組合員たる厚生年金被保険の被保険者に係る被保険者期間（農林水産省共済組合の組合員であつた期間）（研究機構又は独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構の役員又は職員であつた期間に限る。）に係るものに限る。）を含む。」に、「国家公務員共済組合法附則第十二條の四の三第一項又は第三項」を「厚生年金被保険法附則第九條の三第一項又は第三項」に、「組合員期間」を、「国家公務員共済組合の組合員たる厚生年金被保険の被保険者に係る被保険者期間」に改め、同項を同条とする。

（独立行政法人水産総合研究センター法の一部を改正する法律の一部改正）
第百四十二條 独立行政法人水産総合研究センター法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

附則第六條の前の見出しを削り、同条に見出しとして「開発センターの役員であつた組合員に係る国家公務員共済組合法の規定の適用の特例」を付し、同条第三項を削る。

附則第七條に見出しとして「（開発センターの役員であつた被保険者に係る厚生年金被保険法の規定の適用の特例）を付し、同条第一項から第六項までを削り、同条第七項中「開発センターの役員であつた組合員のうち、厚生年金被保険期間及び組合員期間」を「施行日の前日において厚生年金基金（開発センターの事業所又は事務所を厚生年金被保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第百十七條第三項に規定する設立事業所とする厚生年金基金をいう。以下この条において同じ。）の加入員である厚生年金被保険の被保険者であつた者（開発センターの役員又は職員であつた者に限る。）で施行日に農林水産省共済組合の組合員となつた者（センターの役員又は職員となつた者に限る。）のうち、施行日以前の厚生年金被保険の被保険者期間（厚生年金基金の加入員である厚生年金被保険の被保険者であつた期間（開発センターの役員又は職員であつた期間に限る。）に係るものに限る。）及び国家公務員共済組合の組合員たる厚生年金被保険の被保険者に係る被保険者期間（農林水産省共済組合の

組合員である期間（センターの役員又は職員である期間に限る。）に係るものに限る、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金被保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第百三十三号）附則第七條第一項の規定により同項に規定する第二号厚生年金被保険者期間とみなされた同法附則第四條第十一号に規定する旧国家公務員共済組合員期間（農林水産省共済組合の組合員であつた期間（センターの役員又は職員であつた期間に限る。）に係るものに限る。）を含む。」に、「国家公務員共済組合法附則第十二條の四の三第一項又は第三項」を「厚生年金被保険法附則第九條の三第一項又は第三項」に、「組合員期間」を、「国家公務員共済組合の組合員たる厚生年金被保険の被保険者に係る被保険者期間」に改め、同項を同条とする。

（放送大学学園法の一部改正）
第百四十三條 放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）の一部を次のように改正する。
第一條を次のように改める。

（私立学校教職員共済法の特例）

第十一條 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第百二十四條の二又は地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百四十條の規定の適用を受ける放送大学学園の職員に関する私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第百四十五号）の規定の適用については、同法第二十七條第一項中「掛金及び加入者保険料（厚生年金被保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第八十二條第一項の規定により加入者たる被保険者及び当該被保険者を使用する学校法人等が負担する厚生年金被保険の保険料をいう。次項において同じ。）」とあり、同条第二項中「掛金及び加入者保険料（以下「掛金等」という。）」とあり、並びに同法第二十八條第二項から第五項まで、第二十九條第一項、第二十九條の二、第三十條第一項及び第三項から第六項まで、第三十一條第一項、第三十二條、第三十三條並びに第三十四條第二項中「掛金等」とあるのは「掛金」と、同法第二十九條第二項中「及び厚生年金被保険法による標準報酬月額に係る掛金等」とあり、及び同条第三項中「及び厚生年金被保険法による標準賞与額に係る掛金等」とあるのは「に係る掛金」とする。

（独立行政法人福祉医療機構法の一部改正）
第百四十四條 独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）の一部を次のように改正する。
第十二條第一項第十二号中「年金たる給付」の下に「（厚生年金被保険法に基づく年金たる保険給付にあつては、政府が支給するものに限る。）」を加える。

附則第五條の二第三項中「国民年金法第五條第一項第二号から第四号までに掲げる法律の規定による組合員又は加入者」を「厚生年金被保険法第二條の五第一項第二号から第四号までに規定する第二号厚生年金被保険者、第三号厚生年金被保険者及び第四号厚生年金被保険者」に改める。

（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部改正）
第百四十五條 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十号）の一部を次のように改正する。

附則第七條第一項を削り、同条第二項中「うち厚生年金被保険法」の下に「（昭和二十九年法律第百十五号）を加え、平成八年改正前の共済法」を「厚生年金被保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第百八十二号）以下この条において「平成八年厚生年金等改正法」という。）」とあり、第二條の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）次項において「平成八年改正前の共済法」という。）に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とする。（調整規定）

第百四十六條 この法律の施行の日が外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律（平成八年法律第七十一号）の施行の日前である場合には、同法附則第二條のうち独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第七條第二項の改正規定中「附則第七條第二項」とあるのは、「附則第七條第一項」とする。

法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律の一部改正
第百四十七条 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律
(平成十五年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律」の下に「平成十五年法律第四十号」を加え、「同条第五項から第七項まで」を「同条第六項から第八項まで」に、「及び第四項」を「及び第五項」に、「同条第六項及び第七項」を「同条第七項及び第八項」に、「同条第四項」を「同条第五項」に、「同条第四項」を「同条第五項」に改める。

第十四条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。
3 私立大学派遣検察官等に関する国共済法第二十一条の規定の適用については、同条第一項中「各都道府県の長（環境大臣を含む）、特定独立行政法人又は労働組合」とあるのは「法科大学院へ」の裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）第三項第一項に規定する法科大学院設置者（以下「法科大学院設置者」という。）及び「国」と「第九十九条第二項（同条第六項から第八項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第五項（同条第七項及び第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法」と、「国、特定独立行政法人又は労働組合」とあるのは「法科大学院設置者及び国」と、「同条第四項中「第九十九条第二項第三号に掲げる費用及び同条第五項（同条第七項及び第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）以下この項において同じ。）の規定により負担することとなる費用（同条第五項の規定により負担することとなる費用にあつては、長期給付（基礎年金拠出金を含む。）に係るものに限る。）並びに厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法」と、「国、特定独立行政法人又は労働組合」とあるのは「法科大学院設置者及び国」とする。

第十四条第四項を削り、同条第五項中「同項の規定により読み替えられた国共済法第九十九条第二項」を「厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第八十二条第一項」に改め、同項を同条第四項とする。

第十五条第一項中「同法第四章及び第六章中「給料」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定給料」と、「期末手当等」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」とを削り、「同条第十五項から第七項まで」を「同条第六項」に改める。

私立大学派遣検察官等に関する私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定の適用については、同法第二十七条第一項中「掛金及び加入者保険料（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第八十二条第一項の規定により加入者たる被保険者及び当該被保険者を使用する学校法人等が負担する厚生年金保険の保険料をいう。次項において同じ。）」とあり、同条第二項中「掛金及び加入者保険料（以下「掛金等」という。）」とあり、並びに同法第二十八条第二項から第五項まで、第二十九条第一項、第三十条第二、第三十条第一項及び第三項から第六項まで、第三十一条第一項、第三十二条、第三十三条並びに第三十四条第二項中「掛金等」とあるのは「掛金」と、同法第二十九条第二項中「及び厚生年金保険法による標準報酬月額に係る掛金等」とあり、及び同条第三項中「及び厚生年金保険法による標準賞与額に係る掛金等」とあるのは「に係る掛金」とする。

第十六条第二項中「法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律」の下に「平成十五年法律第四十号」を加え、「第二十二條第二項及び第七項」を「第二十二條第三項及び第八項」に、「給与」を「報酬」に、「同条第三項」を「同条第三項及び第五項」に改める。

第二十一条中「社会保険関係法」の下に「厚生年金保険法」を加える。

（人事訴訟法の一部改正）

第四百八十八条 人事訴訟法（平成十五年法律第九号）の一部を次のように改正する。
第三十二条第一項中「標準報酬等の按分割合に関する処分（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第七十八条の二第二項、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第九十三条の五第二項（私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十五条にお

いて準用する場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百五条第二項の規定による処分をいう。」を「厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第七十八条の二第二項の規定による処分」に改める。

（判事補及び検事の弁護士職務経歴に関する法律の一部改正）
第百四十九条 判事補及び検事の弁護士職務経歴に関する法律（平成十六年法律第百二十一号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3 弁護士職務従事職員に関する国家公務員共済組合法第百二条の規定の適用については、同条第一項中「各省各庁の長（環境大臣を含む）、特定独立行政法人又は労働組合」とあるのは「判事補及び検事の弁護士職務経歴に関する法律（平成十六年法律第百二十一号）第二条第七項に規定する受入先弁護士法人等（以下「受入先弁護士法人等」という。）」と、「それぞれ第九十九条第二項（同条第六項から第八項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第五項（同条第七項及び第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法」と、「国、特定独立行政法人又は労働組合」とあるのは「受入先弁護士法人等」と、「同条第四項中「第九十九条第二項第三号に掲げる費用及び同条第五項（同条第七項及び第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）以下この項において同じ。）の規定により負担することとなる費用（同条第五項の規定により負担することとなる費用にあつては、長期給付（基礎年金拠出金を含む。）に係るものに限る。）並びに厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法」と、「国、特定独立行政法人又は労働組合」とあるのは「受入先弁護士法人等」とする。

（特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律の一部改正）
第百五十条 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十八号）の一部を次のように改正する。

第二十九条中「国民年金法第五十一条第二号から第四号までに掲げる法律による年金たる給付」を「厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による年金たる保険給付（政府が支給するものを除く。）」に、「同法」を「国民年金法」に改める。

（郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）
第百五十一条 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二

号）の一部を次のように改正する。

附則第九十四条第三項中「新国共済法附則第二十条の三第四項及び第二十条の七第一項」を「国家公務員共済組合法附則第二十条の二第四項及び第二十条の六第一項」に改める。

附則第九十五条中「附則第二十条の三第二項」を「附則第二十条の二第二項」に改める。

（恩給法等の一部を改正する法律の一部改正）
第百五十二条 恩給法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第十三号）の一部を次のように改正する。

附則第六条を附則第七条とし、附則第五条の次に次の一条を加える。

（文官等に給する普通恩給等の年額の特例）
第六条 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第一条第三号に定める日（以下「第三号施行日」という。）の属する月分以降の公務員（新昭和二十八年改正法附則第十條第一項に規定する旧軍人を除く。以下この条において同じ。）に給する普通恩給又はその遺族に給する扶助料（新恩給法第七十五条第一項第二号に規定する扶助料を除く。以下この条において同じ。）の年額（新恩給法第七十五条第二項又は新昭和五十一年改正法附則第十四條第一項若しくは第二項の規定による加給又は加算の年額を含む。以下この条において同じ。）は、この項の規定の適用がないものとした場合におけるこれらの年額が国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号）第

十三条の二第一項に規定する控除調整下限額（以下「控除調整下限額」という。）を超えるときは、当該年額に〇・九を乗じて得た額（五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。）とする。ただし、その額が控除調整下限額に満たないときは、控除調整下限額とする。

2 前項に定めるもののほか、第三号施行日の属する月分以降の公務員に給する普通恩給又はその遺族に給する扶助料の年額の算定に関し必要な事項は、政令で定める。

（日本年金機構法の一部改正）

第百五十三条 日本年金機構法（平成十九年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第二十七条 国家公務員共済組合法（昭和三十七年法律第二百五十二号）第四百四十四条の二十四の二第二項及び私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第四十七条の三第二項に規定する権限に係る事務を削り、同号二中「第三百三条の二第一項」を「第六十二条第一項」に、「第六十二条第一項」を「第六十三条第一項」に改める。

第三十八条第五項第三号中二を削り、ホをホとし、ヘをホとし、トをトとする。

附則第四十条第二項中「国家公務員共済組合法」を「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法」に改める。

（厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の一部改正）

第百五十四條 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第三百三十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第四項中「第五條第二項」を「第五條第一項」に改める。

第十一条第一項及び第二項中「第九十一条の三から第九十一条の三までの規定及び」を「第九十一条第一項、第九十一条の二及び第九十一条の三の規定並びに」に改め、同条第三項中「又は第九十一条」を「又は第九十一条第一項」に改める。

（独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律の一部改正）

第百五十五條 独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成二十年法律第八号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第二号を次のように改める。

二 削除

附則第五条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（国家公務員共済組合法の規定の適用の特例）を付し、同条第三項を削る。

附則第六条に見出しとして「（厚生年金保険法の規定の適用の特例）を付し、同条第一項から第三項までを削り、同条第四項中「機構の役員であった組合員のうち、厚生年金保険期間及び組合員期間」を「施行日の前日において厚生年金基金（機構の事務所を厚生年金保険法（昭和二十九年法律第二百十五号）第一百七十三条第三項に規定する設立事業所であった者（厚生年金基金をいう。以下この条において同じ。）の加入員である厚生年金保険の被保険者であった者（機構の役員又は職員であった者に限る。）で施行日に林野庁共済組合又は農林水産省共済組合の組合員となつた者（研究所又はセンターの役員又は職員となつた者に限る。）のうち、施行日前の厚生年金保険の被保険者期間（厚生年金基金の加入員である厚生年金保険の被保険者であった期間（機構の役員又は職員であった期間に限る。）に係るものに限る。）及び国家公務員共済組合の組合員たる厚生年金保険の被保険者に係る被保険者期間（林野庁共済組合又は農林水産省共済組合の組合員である期間（研究所又はセンターの役員又は職員である期間に限る。）に係るものに限る。）、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第七條第一項の規定により同項に規定する第二号厚生年金被保険者期間とみなされた同法附則第四條第十一号に規定する旧

国家公務員共済組合員期間（林野庁共済組合又は農林水産省共済組合の組合員であった期間（研究所又はセンターの役員又は職員であった期間に限る。）に係るものに限る。）を「（国家公務員共済組合法附則第十二條の四の三第一項又は第三項）を「（厚生年金保険法附則第九條の三第一項又は第三項）」に、「組合員期間」を「（国家公務員共済組合の組合員たる厚生年金保険の被保険者に係る被保険者期間）」に改め、同項を同条とする。

附則第二十一条を次のように改める。

第二十一条 削除

（家事事件手続法の一部改正）

第百五十六条 家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

目次及び第二編第二章第二十二節の節名中「（厚生年金保険法等）」を「（厚生年金保険法等）」に改める。別表第二中「（厚生年金保険法等）」を「（厚生年金保険法）」に改め、同表の十五の項中、「（国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第九十三条の五第二項私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十五条において準用する場合を含む。）及び地方公務員共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）第二百五条第二項）」を削る。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正）

第百五十七條 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十四年法律第六号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二二の項中、「年金である給付又は脱退一時金を「又は年金である給付」に改め、同表の二十四の項中「（厚生労働大臣）」の下に「又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会をいう。以下同じ。）」を加え、同表の二十九の項中「による年金である給付若しくは脱退一時金を削り、同表の三十九の項中「年金である給付若しくは脱退一時金を削り、同表の六十の項、六十六の項、七十四の項及び七十五の項中「（管掌者）」を「実施者」に改める。別表第二の一の項中「（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会をいう。以下同じ。）」を削り、「（国民年金法又は被用者年金各法（「（国民年金法）」に改め、「をいう。）」を削り、同表の三十四の項及び三十五の項を次のように改める。

三十四 日本私立学校振興・共済事業団	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの
三十五 削除		厚生労働大臣	年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
		厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	失業等給付関係情報であつて主務省令で定めるもの

別表第二の三十六の項中「（三十六 厚生労働大臣）」の下に「又は共済組合等」を加え、「共済組合等」を「（厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等）」に改め、同表の四十一の項及び六十二の項及び百三十三の項中「（管掌者）」を「実施者」に改める。
 （子ども・子育て支援法の一部改正）
 第百五十八條 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。
 第六十九條第一項第一号中「事業主」の下に「（次号から第四号までに掲げるものを除く。）」を加える。

第七十条第一項中「次の表の上欄に掲げる法律に基づく保険料又は掛金の計算の基礎となる同表の中欄に掲げる額及び同表の下欄に掲げる額」を「厚生年金保険法に基づく保険料の計算の基礎となる標準報酬月額及び標準賞与額」に改め、「国家公務員共済組合法第四十二条第十一項に規定する産前産後休業、地方公務員等共済組合法第百四十四条の第二項第五号に規定する産前産後休業若しくは私立学校教職員共済法第二十二條第一項に規定する産前産後休業」を削り、同表の上欄に掲げる法律を「厚生年金保険法」に「行わず、又は掛金を免除し、若しくは徴収しない」を「行わない」に改め、同項の表を削る。

(公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正)

第百五十九條

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第三条のうち厚生年金保険法第十二條に一号を加える改正規定中「六 事業所」を「五 事業所」に改める。

第十九條のうち私立学校教職員共済法第二十二條第一項の改正規定中「標準給与の等級」を「標準報酬月額」に、「標準給与の月額」を「標準報酬月額」に、「給与月額」を「報酬月額」に、「標準報酬月額」に、「標準給与の月額」を「標準報酬月額」に、「標準賞与額」を「標準賞与額」に改める。

第三十一級	六二〇、〇〇〇円	六〇五、〇〇〇円以上	六三五、〇〇〇円未満
第三十二級	六五〇、〇〇〇円	六三五、〇〇〇円以上	六六五、〇〇〇円未満
第三十三級	六八〇、〇〇〇円	六六五、〇〇〇円以上	六九五、〇〇〇円未満
第三十四級	七一〇、〇〇〇円	六九五、〇〇〇円以上	七三〇、〇〇〇円未満
第三十五級	七五〇、〇〇〇円	七三〇、〇〇〇円以上	七七〇、〇〇〇円未満
第三十六級	七九〇、〇〇〇円	七七〇、〇〇〇円以上	八一〇、〇〇〇円未満
第三十七級	八三〇、〇〇〇円	八一〇、〇〇〇円以上	八五五、〇〇〇円未満
第三十八級	八八〇、〇〇〇円	八五五、〇〇〇円以上	九〇五、〇〇〇円未満
第三十九級	九三〇、〇〇〇円	九〇五、〇〇〇円以上	九五五、〇〇〇円未満
第四十級	九八〇、〇〇〇円	九五五、〇〇〇円以上	一〇〇五、〇〇〇円未満
第四十一級	一、〇三〇、〇〇〇円	一、〇〇五、〇〇〇円以上	一、〇五五、〇〇〇円未満
第四十二級	一、〇九〇、〇〇〇円	一、〇五五、〇〇〇円以上	一、一五〇、〇〇〇円未満
第四十三級	一、一五〇、〇〇〇円	一、一五〇、〇〇〇円以上	一、一七五、〇〇〇円未満
第四十四級	一、二一〇、〇〇〇円	一、一七五、〇〇〇円以上	

に改める。

第二十七條のうち高齢者の医療の確保に関する法律附則第十三條の五の次に四條を加える改正規定(同法附則第十三條の六第一項第二号イに係る部分に限る。)中「給料」を「標準報酬」に、「規定する期末手当等」を「規定する標準期末手当等」に、「標準給与の月額」を「標準報酬月額」に、「標準賞与の額」を「標準賞与額」に改める。

第二十八條のうち介護保険法附則に二條を加える改正規定(同法附則第十一條第三項に係る部分に限る。)中「給料」を「標準報酬」に、「規定する期末手当等」を「規定する標準期末手当等」に、「標準給与の月額」を「標準報酬月額」に、「標準賞与の額」を「標準賞与額」に改める。

第二十九條のうち健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第三百十條の第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法附則に二條を加える改正規定(同法附則第九條第三項に係る部分に限る。)中「給料」を「標準報酬」に、「規定する期末手当等」を「規定する標準期末手当等」に、「標準給与の月額」を「標準報酬月額」に、「標準賞与の額」を「標準賞与額」に改める。

附則第十六條中「同條第六号」を「同條第五号」に改める。

(その他の経過措置の政令への委任)

第百六十條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

- 内閣総理大臣 野田 佳彦
- 総務大臣 川端 達夫
- 財務大臣 滝 実
- 文部科学大臣 安住 淳
- 厚生労働大臣 平野 博文
- 農林水産大臣 小宮山 洋子
- 国土交通大臣 郡司 昌
- 羽田雄一郎

社会保障制度改革推進法をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十四年八月二十二日

内閣総理大臣 野田 佳彦

法律第六十四号

社会保障制度改革推進法

目次

第一章 総則(第一条—第四条)

第二章 社会保障制度改革の基本方針(第五条—第八条)

第三章 社会保障制度改革国民会議(第九条—第十五条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年の急速な少子高齢化の進展等による社会保障給付に要する費用の増大及び生産年齢人口の減少に伴い、社会保険料に係る国民の負担が増大するとともに、国及び地方公共団体の財政状況が社会保障制度に係る負担の増大により悪化していること等に鑑み、所得税法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第十三号)附則第四百四条の規定の趣旨を踏まえて安定した財源を確保しつつ受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るため、社会保障制度改革について、その基本的な考え方その他の基本となる事項を定めるとともに、社会保障制度改革国民会議を設置すること等により、これを総合的かつ集中的に推進することを目的とする。

(基本的な考え方)

第二条 社会保障制度改革は、次に掲げる事項を基本として行われるものとする。

一 自助、共助及び公助が最も適切に組み合わせられるよう留意しつつ、国民が自立した生活を営むことができるよう、家族相互及び国民相互の助け合いの仕組みを通じてその実現を支援していくこと。

二 社会保障の機能の充実と給付の重点化及び制度の運営の効率化とを同時に行い、税金や社会保険料を納付する者の立場に立って、負担の増大を抑制しつつ、持続可能な制度を実現すること。

三 年金、医療及び介護においては、社会保障制度を基本とし、国及び地方公共団体の負担は、社会保険料に係る国民の負担の適正化に充てることを基本とする。

四 国民が広く受益する社会保障に係る費用をあらゆる世代が広く公平に分ち合う観点等から、社会保障給付に要する費用に係る国及び地方公共団体の負担の主要な財源には、消費税及び地方消費税の収入を充てるものとする。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本的な考え方にとり、社会保障制度改革に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(改革の実施及び目標時期)

第四条 政府は、次章に定める基本方針に基づき、社会保障制度改革を行うものとし、このために必要な法制上の措置については、この法律の施行後一年以内に、第九条に規定する社会保障制度改革国民会議における審議の結果等を踏まえて講ずるものとする。

第二章 社会保障制度改革の基本方針

(公的年金制度)

第五条 政府は、公的年金制度については、次に掲げる措置その他必要な改革を行うものとする。

一 今後の公的年金制度については、財政の現況及び見通し等を踏まえ、第九条に規定する社会保障制度改革国民会議において検討し、結論を得ること。

二 年金記録の管理の不備に起因した様々な問題への対処及び社会保障番号制度の早期導入を行うこと。

(医療保険制度)

第六条 政府は、高齢化の進展、高度な医療の普及等による医療費の増大が見込まれる中で、健康保険法(大正十一年法律第七十号)、国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)その他の法律に基づく医療保険制度(以下単に「医療保険制度」という。)に原則として全ての国民が加入する仕組みを維持するとともに、次に掲げる措置その他必要な改革を行うものとする。

一 健康の維持増進、疾病の予防及び早期発見等を積極的に促進するとともに、医療従事者、医療施設等の確保及び有効活用等を図ることにより、国民負担の増大を抑制しつつ必要な医療を確保すること。

二 医療保険制度については、財政基盤の安定化、保険料に係る国民の負担に関する公平の確保、保険給付の対象となる療養の範囲の適正化等を図ること。

三 医療の在り方については、個人の尊厳が重んぜられ、患者の意思がより尊重されるよう必要な見直しを行い、特に人生の最終段階を穏やかに過ごすことができる環境を整備すること。

四 今後の高齢者医療制度については、状況等を踏まえ、必要に応じて、第九条に規定する社会保障制度改革国民会議において検討し、結論を得ること。

(介護保険制度)

第七条 政府は、介護保険の保険給付の対象となる保健医療サービス及び福祉サービス(以下「介護サービス」という。)の範囲の適正化等による介護サービスの効率化及び重点化を図るとともに、低所得者をはじめとする国民の保険料に係る負担の増大を抑制しつつ必要な介護サービスを確保するものとする。

(少子化対策)

第八条 政府は、急速な少子高齢化の進展の下で、社会保障制度を持続させていくためには、社会保障制度の基盤を維持するための少子化対策を総合的かつ着実に実施していく必要があることに鑑み、単に子ども及び子どもを保護者に対する支援にとどまらず、就労、結婚、出産、育児等の各段階に応じた支援を幅広く行い、子育てに伴う喜びを実感できる社会を実現するため、待機児童(保育所における保育を行うこと申込みを行った保護者の当該申込みに係る児童であつて保育所における保育が行われていないものをいう。)に関する問題を解消するための即効性のある施策等の推進に向けて、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

第九条 平成二十四年二月十七日に閣議において決定された社会保障・税一体改革大綱その他既往の方針のみにかかわらず幅広い観点に立つて、第二条の基本的な考え方にのっとり、かつ、前章に定める基本方針に基づき社会保障制度改革を行うために必要な事項を審議するため、内閣に、社会保障制度改革国民会議(以下「国民会議」という。)を置く。

(組織)

第十条 国民会議は、委員二十人以内をもって組織する。

委員は、優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

委員は、国會議員を兼ねることを妨げない。

国民会議に、会長を置き、委員の互選により選任する。

会長は、国民会議の会務を総理する。

委員は、非常勤とする。

(資料の提出)

第十一条 国の関係行政機関の長は、国民会議の求めに応じて、資料の提出、意見の陳述又は説明をしなければならない。

(事務局)

第十二条 国民会議に、その事務を処理させるため、事務局を置く。

事務局に、事務局長その他の職員を置く。

事務局長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

事務局長は、会長の命を受け、局務を掌理する。

(設置期限)

第十三条 国民会議は、この法律の施行の日から一年を超えない範囲内において政令で定める日まで置かれるものとする。

第十四条 国民会議に係る事項については、内閣法(昭和二十二年法律第五号)にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

(政令への委任)

第十五条 この法律に定めるもののほか、国民会議に關し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(生活保護制度の見直し)

第二条 政府は、生活保護制度に關し、次に掲げる措置その他必要な見直しを行うものとする。

一 不正な手段により保護を受けた者等への厳格な対処、生活扶助、医療扶助等の給付水準の適正化、保護を受けている世帯に属する者の就労の促進その他の必要な見直しを早急に行うこと。

二 生活困窮者対策及び生活保護制度の見直しに総合的に取り組み、保護を受けている世帯に属する子どもが成人になつた後に再び保護を受けることを余儀なくされることを防止するため、支援の拡充を図るとともに、就労が困難でない者に関し、就労が困難な者とは別途の支援策の構築、正当な理由なく就労しない場合に厳格に対処する措置等を検討すること。

内閣総理大臣 野田 佳彦
厚生労働大臣 小宮山洋子